

○総務省告示第四百十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画を次のように定め、令和三年一月一日から施行する。

なお、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）は、令和二年十二月三十一日限り廃止する。

令和二年十二月二十二日

総務大臣 武田 良太

周波数割当計画

第1 総則

1 この計画において、法第26条第2項第1号に規定する無線局の行う無線通信の態様は、無線通信規則第1条に規定される次の無線業務により表示する。

固定業務

特定の固定地点間の無線通信業務をいう。

固定衛星業務

1又は2以上の衛星を使用する際に与えられる位置における地球局相互間の無線通信業務をいう。与えられる位置とは、特定の固定地点又は特定された領域内の全ての固定地点を含むことができる。ある場合には、この業務は、衛星間業務においても設定することができる衛星間の回線を含む。この業務は、他の宇宙無線通信業務のためのフレージングを含むことができる。

衛星間業務

人工衛星相互間を接続する無線通信業務をいう。

宇宙運用業務

専ら宇宙機の運用、特に宇宙追尾、宇宙遠隔測定及び宇宙遠隔指令に関する無線通信業務をいう。これらの機能は、通常、宇宙局を運用している業務の範囲内で行われる。

移動業務

移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務をいう。

移動衛星業務

次の無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフレージングを含むことができる。

- ・ 移動地球局と1若しくは2以上の宇宙局との間又はこの業務で使用される宇宙局相互間の無線通信業務
- ・ 移動地球局相互間の1又は2以上の宇宙局を経由する無線通信業務

陸上移動業務

基地局と陸上移動局との間又は陸上移動局相互間の移動業務をいう。

陸上移動衛星業務

移動地球局が陸上にあるときの移動衛星業務をいう。

海上移動業務

海岸局と船舶局との間、船舶局相互間又は関係船上通信局相互間の移動業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

海上移動衛星業務

移動地球局が船舶上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動業務

航空局と航空機局との間又は航空機局相互間の移動業務をいう。救命浮機局も、この業務に参加することができる。また、非常用位置指示無線標識局も、指定された運離周波数又は非常用周波数でこの業務に参加することができる。

航空移動 (R) 業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全及び正常な飛行に関する通信のために確保された航空移動業務をいう。

航空移動 (OR) 業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動業務をいう。

航空移動衛星業務

移動地球局が航空機上にあるときの移動衛星業務をいう。救命浮機局及び非常用位置指示無線標識局も、この業務に参加することができる。

航空移動衛星 (R) 業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路において安全又は正常な飛行に関する通信に確保された航空移動衛星業務をいう。

航空移動衛星 (OR) 業務

主として国内民間航空路又は国際民間航空路以外の飛行の調整に関するものを含む通信を目的とする航空移動衛星業務をいう。

放送業務

一般公衆によって直接に受信されることを伝送の目的とする無線通信業務をいう。この業務は、音響の伝送、テレビジョンの伝送又は他の型式の伝送を含むことができる。

放送衛星業務

一般公衆によって直接受信されることを目的として、信号を宇宙局によって伝送し、又は再伝送する無線通信業務をいう。この業務における「直接受信」には、個別受信及び共同受信の双方を含む。

無線測位業務

無線測位のための無線通信業務をいう。

無線測位衛星業務

1以上の宇宙局を使用する無線測位のための無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフレージングを含むことができる。

無線航行業務

無線航行のための無線測位業務をいう。

無線航行衛星業務

無線航行のための無線測位衛星業務をいう。この業務は、その運用に必要なフレーザーリンクを含むことができる。

海上無線航行業務

船舶及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

航空無線航行業務

航空機及びその運航の安全のための無線航行業務をいう。

航空無線航行衛星業務

地球局が航空機上にあるときの無線航行衛星業務をいう。

無線標定業務

無線標定のための無線測位業務をいう。

無線標定衛星業務

無線標定のための無線測位衛星業務をいう。

気象援助業務

気象（水象を含む。）上の観測及び調査のために使用する無線通信業務をいう。

地球探査衛星業務

地球局と1又は2以上の宇宙局との間の次の事項を行う無線通信業務（宇宙局相互間の回線を含むことができる。）をいう。この業務は、その運用に必要なフレーザーリンクを含むことができる。

- 地球の特性及びその自然現象に関する情報を地球衛星上の能動検知器（電波の発射及び受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）又は受動検知器（天然源の電波の受信によって情報を得ることを可能とする測定機器）から取得すること。

- 前述の情報と同種の情報を空中又は地表にあるプラットフォームから収集すること。

- これらの情報を関係通信系の地球局に配布すること。

- プラットフォームに対して質問すること。

気象衛星業務

気象のための地球探査衛星業務をいう。

標準周波数報時業務

一般的受信のため、公表された高い精度の特定周波数、報時信号又はこれらの双方の発射を行う科学、技術その他の目的のための無線通信業務をいう。

標準周波数報時衛星業務

標準周波数報時業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。この業務は、その運用に必要なフレーザーリンクを含むことができる。

宇宙研究業務

科学又は技術の研究のために宇宙機その他の宇宙にある物体を使用する無線通信業務をいう。

アマチュア業務

アマチュア、すなわち、金銭上の利益のためでなく、専ら個人的に無線技術に興味をもち、正当に許可された者が行う自己訓練、通信及び技術研究のための無線通信業務をいう。

アマチュア衛星業務

アマチュア業務の目的と同一の目的で地球衛星上の宇宙局を使用する無線通信業務をいう。

電波天文業務

電波天文（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学をいう。）に使用する業務をいう。

- この計画において法第26条第2項第2号に規定する無線局の目的は、次の表の左欄に掲げるとおり区分し、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。

無線局の目的	無線局の範囲
電気通信業務用	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第6号の電気通信業務並びに同法第164条第1項第1号及び第2号の電気通信事業を行う者が、電気通信役務を提供することを目的として開設するものであること（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。）に開設する無線局にあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）。
公共業務用	人命及び財産の保護、治安の維持その他これに準ずる公共の業務を遂行するために開設するものであること（放送事業用の無線局に該当するものを除く。）。
簡易無線通信業務用	簡易な無線通信業務であつて、かつ、アマチュア業務に該当しない業務を行うことを目的として開設するものであること。
アマチュア業務用	金銭上の利益のためでなく、専ら個人的な無線技術の興味によって行う自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行うことを目的として開設するものであること。
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること（電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。）。

放送事業用	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が、放送事業の円滑な遂行を図るために開設するものであること。
小電力業務用	次のいずれかに該当するものであること。 ア 施行規則第6条第1項第2号に規定するもの イ 法第4条第2号又は第3号に規定するもの
一般業務用	以上のいずれにも該当しないものであること。

3 無線局が割当てを受けることができる周波数は、第2に規定する周波数割当表に定めるものによる。ただし、超広帯域無線システムの無線局が割当てを受けることができる周波数は、第3に掲げるものとする。

4 航空機上の無線局が割当てを受けることができる周波数は、前項の規定に定められるもののほか、無線通信規則第41条の規定に従い、第2に規定する周波数割当表に掲げる海上移動業務又は海上移動衛星業務の無線局が割当てを受けることができる周波数を含むものとする。

5 法第27条の13第4項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。

6 各無線局に対する周波数の割当ては、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 電波の型式、必要周波数帯幅、空中線電力、送信所及び受信所の位置、無線設備の特性、確保すべき電界強度及び混信保護比、隣接周波数に対する必要な周波数間隔、電波の伝搬特性その他技術的諸元
- (2) 通信憲章、通信条約及びこれらに基づく無線通信規則の規定並びに無線通信規則の規定に基づく国際調整
- (3) 前号に定めるもののほか、国際電気通信衛星機構に関する協定等、周波数の割当てに関する多国間又は二国間の取決め及びこれらに基づく調整、認定その他の必要な手続
- (4) 第4に掲げる周波数
- (5) その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項

7 実験試験局、臨時かつ一時の目的のための無線局その他電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から特に必要と認められる無線局には、第3項の規定にかかわらず、周波数を割り当てることができる。

8 実用化試験局に対する周波数の割当ては、実用化試験を行おうとする無線局の実用化時に想定される無線通信業務、無線局の目的及び周波数の使用に関する条件に従って行うものとする。

第2 周波数割当表

- 1 周波数割当表中の各欄の示す内容は、次のとおりとする。
 - (1) 第1欄から第3欄までは、国際分配（無線通信規則第5条に規定する周波数の分配）を参考情報として示したものである。
 - (2) 第4欄は、国内分配（各周波数帯において、割当てを受けることができる無線局が行う無線業務）を示す。無線業務に括弧で付加された条件がある場合は、その条件の制限を受けるものとする。なお、周波数帯の上限（数値の大きい方）は当該周波数帯に含まれるが、下限（数値の小さい方）は当該周波数帯に含まれないこととする。
 - (3) 第1欄から第4欄までに示す無線業務については、次のとおりとする。
 - ア 名称に下線を付していない無線業務（例：固定）を「一次業務」とし、名称に下線を付している無線業務（例：移動）を「二次業務」とする。
 - イ 二次業務の無線局は、次の条件に従って開設することを条件に周波数の割当てを受けることができる。
 - ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。
 - ・ 周波数が既に割り当てられ、又は後日割り当てられる一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。
 - (4) 第5欄は、第4欄に定める無線業務の範囲内において、周波数の割当てを受けることができる無線局の目的を示す。
 - (5) 第6欄は、周波数の使用に関する条件を示し、周波数の割当てにおいて、同欄に記載された条件の制限を受けるものとする。
- 2 第4欄に2以上の無線業務が同次の無線業務として記載されている場合、各無線業務の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。
- 3 第4欄の脚注に記載された内容は、周波数の割当ての際の制限を示す。
- 4 第4欄の周波数の下に示す脚注の参照番号の内容は、その周波数帯全般に係ることを意味し、同欄の個別の無線業務の名称に続いて示す脚注の参照番号の内容は、その無線業務のみに係ることを意味する。
- 5 第4欄の脚注で同欄に掲げる無線業務以外の無線業務にも周波数の割当てが可能とされている場合、その無線業務の無線局の目的についてはその脚注等で特段規定されている場合を除き、以下のとおりとする。

無線業務	無線局の目的
固定衛星業務	電気通信業務用
衛星間業務	公共業務用
移動衛星業務	
航空移動（OR）業務	公共業務用
航空移動衛星（OR）業務	
標準周波数報時業務	
標準周波数報時衛星業務	
放送業務	放送用
放送衛星業務	
気象援助業務	公共業務用
地球探査衛星業務	一般業務用
気象衛星業務	
宇宙研究業務	
アマチュア業務	アマチュア業務用
アマチュア衛星業務	
上記以外の無線業務 (受動業務を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用

- 6 第5欄に2以上の無線局の目的が記載されている場合、各無線局の目的の記載の順序は、相対的な優先順位を示すものではない。
- 7 無線局の目的及び周波数の使用に関する条件が、第4欄に記載されている無線業務のうちいずれかに制限を課しているのかを明確にするために、点線を用いて同欄から第6欄までを適宜分割する場合がある。

周波数割当表

第1表 8.3kHz - 27500kHz

第一地域 (1)		国際分配 (kHz) 第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
8.3 未滿	(分配されていず)	5.53 5.54	8.3 未滿 J1	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)				
8.3-9	気象援助 5.54A 5.54B 5.54C	8.3-9	気象援助 J2	公共業務用 一般業務用					
9-11.3	気象援助 5.54A 無線航行	9-11.3	無線航行 気象援助 J2	公共業務用 一般業務用					
11.3-14	無線航行	11.3-14	無線航行	公共業務用 一般業務用					
14-19.95	固定 海上移動 5.57	14-19.95	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用					
19.95-20.05	5.55 5.56 標準周波数数報時 (20kHz)	19.95-20.05	標準周波数数報時	公共業務用	割当ては、20kHzに限る。				
20.05-70	固定 海上移動 5.57	20.05-39	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	割当ては、40kHzに限る。				
		39-41	標準周波数数報時	公共業務用					
		41-59	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用					
		59-61	標準周波数数報時	公共業務用					
		61-70	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用	割当ては、60kHzに限る。				
70-72	5.56 5.58 無線航行 5.60	70-72	無線航行	公共業務用					
		70-90	固定 海上移動 5.57 海上無線航行 5.60 無線標準	公共業務用 一般業務用					
72-84	固定 海上移動 5.57 無線航行 5.60	72-84	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用					
84-86	5.56 無線航行 5.60	84-86	無線航行	公共業務用					
		84-90	固定 海上移動 5.57 海上無線航行 5.60	公共業務用 一般業務用					
86-90	固定 海上移動 5.57 無線航行	86-90	固定 海上移動 J3	公共業務用 一般業務用					
90-110	5.56 無線航行 5.61	90-110	無線航行	公共業務用	ローンシステム用とする。				
110-112	固定	110-112	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用					
110-130	5.64 固定	110-130	固定	公共業務用					

第一地域 (1)		国際分配 (kHz)		国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
		第二地域 (2)		第三地域 (3)					
海上移動 無線航行	海上移動 海上無線航行 無線標準	海上移動 無線航行 5.60	海上移動 無線航行 5.60						
5.64		5.64	5.64						
112-115 無線航行		112-117.6 無線航行 5.60	112-117.6 無線航行 5.60	112-117.6	無線航行	公共業務用			
115-117.6 無線航行		固定 海上移動	固定 海上移動						
5.60		5.64 5.65	5.64 5.65						
117.6-126 固定 海上移動 無線航行		117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60	117.6-126 固定 海上移動 無線航行 5.60	117.6-126	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用			
5.64 5.66		5.64	5.64						
126-129 無線航行		126-129 無線航行 5.60	126-129 無線航行 5.60	126-129	無線航行	公共業務用			
5.60		5.64 5.65	5.64 5.65						
129-130 固定 海上移動 無線航行		129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60	129-130 固定 海上移動 無線航行 5.60	129-135.7	固定 J5 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用			船舶無線電信用及びフランクシムリ用とする。
5.64		5.61 5.64	5.64						
130-135.7 固定 海上移動		130-135.7 固定 海上移動 無線航行	130-135.7 固定 海上移動 無線航行						
5.64 5.67		5.64	5.64						
135.7-137.8 固定 海上移動 アマチュア		135.7-137.8 固定 海上移動 アマチュア 5.67A	135.7-137.8 固定 海上移動 アマチュア 5.67A	135.7-137.8	固定 J5 無線航行 海上移動 J6 アマチュア J7	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用			船舶無線電信用及びフランクシムリ用とする。
5.64 5.67 5.67B		5.64	5.64						
137.8-148.5 固定 海上移動		137.8-160 固定 海上移動 無線航行	137.8-160 固定 海上移動 無線航行	137.8-160	固定 J5 無線航行 海上移動 J6	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用			船舶無線電信用及びフランクシムリ用とする。
5.64 5.67		5.64	5.64						
148.5-255 放送		160-190 固定 航空無線航行	160-190 固定 航空無線航行	160-200	航空無線航行	公共業務用 一般業務用			無指向性無線電用とする。
5.68 5.69 5.70		190-200 航空無線航行	190-200 航空無線航行						
255-283.5 放送 航空無線航行		200-275 航空無線航行 航空移動	200-285 航空無線航行 航空移動	200-285	航空無線航行 航空移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用			無指向性無線電用とする。
		275-285 航空無線航行	275-285 航空無線航行						

		国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件	
		第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)		(6)	
5.70	航空移動	航空移動								
283.5-315	航空無線航行 (無線標識) 海上無線航行 (無線標識) 5.73	海上無線航行 (無線標識) 285-315 航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73	285-325		海上無線航行 J8 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	衛星測位誤差補正システム用及び無線標識用とする。 無指向性無線標識用とする。			
5.74										
315-325	航空無線航行 (無線標識) 海上無線航行 (無線標識) 5.73	315-325 海上無線航行 (無線標識) 5.73 航空無線航行	315-325		航空無線航行 海上無線航行 (無線標識) 5.73	公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。			
5.75										
325-405	航空無線航行	325-335 航空無線航行 航空移動 海上無線航行 (無線標識) 335-405 航空無線航行	325-405		航空無線航行 航空移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。			
405-415	無線航行 5.76	405-415 無線航行 5.76 航空移動	405-415		海上無線航行 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	無指向性無線標識用とする。			
415-435	海上移動 5.79 航空無線航行	415-472 海上移動 5.79 航空無線航行 5.77 5.80	415-472		海上移動 J8A 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当ては42kHzに限る。			
435-472	海上移動 5.79 航空無線航行 5.77									
5.82										
472-479		海上移動 5.79 アブチエフ 5.80A 航空無線航行 5.77 5.80	472-479		海上移動 J8A 航空無線航行 アブチエフ J11	公共業務用 一般業務用 アブチエフ業務用				
479-495	海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77	479-495 海上移動 5.79 5.79A 航空無線航行 5.77 5.80	479-495		海上移動 J8A J10 航空無線航行	公共業務用 一般業務用				
5.82										
495-505		海上移動 5.82C	495-505		海上移動 J10A	公共業務用 一般業務用	船舶無線電信用とする。			
505-526.5	海上移動 5.79 5.79A 5.84 航空無線航行	505-510 海上移動 5.79 510-525 海上移動 5.79A 5.84 航空無線航行	505-526.5		海上移動 J8A J10 J13 航空無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ナブテックス用及び船舶無線電信用とし、ナブテックス用への割当ては518kHzに限る。			
526.5-1606.5	放送 航空無線航行	525-535 放送 5.86 航空無線航行	526.5-535		放送 J14 J15	放送用	割当ては、別表1-1による。			
5.87 5.87A		535-1605 放送 1605-1625	535-1605							
1606.5-1625		放送 5.89	1606.5-1800		移動 (航空移動を除く。)	公共業務用	公共業務用での使用は路側通信用、船舶無線電信用、ブレイクシミュリ用及び無線電話			

第一地域 (1)		国際分配 (kHz)		国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第二地域 (2)		第三地域 (3)		(4)			
固定 海上移動 5.90 陸上移動	5.90	移動 無線標定 無線航行	固定 移動 無線航行	一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	用とし、陸側通信用への割当ては1620kHz及び1629kHzに限る。 一般業務用での使用は、船舶無線電信用、フラスミニリ用及び無線電話用とする。 無指向性無線標定用とする。		
5.92	5.90	5.90		ラジオ・フアイ用とする。			
1625-1635 無線標定	1625-1705 固定 移動	1625-1705 固定 移動 放送 5.89	1625-1705 固定 移動 放送 5.89	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・フアイ用とする。		
5.93	5.89	5.89					
1635-1800 固定 海上移動 5.90 陸上移動	5.90	5.90		海上移動 航空無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・フアイ用とする。	
5.92 5.96	5.96	5.91	5.91				
1800-1810 無線標定	1800-1850 アブチュエ	1800-2000 アブチュエ 移動 (航空移動を除く。)	1800-1825 アブチュエ	アブチュエ	アブチュエ業務用		
5.93	5.93						
1810-1850 アブチュエ		無線標定 無線航行	無線標定 無線航行	公共業務用 一般業務用			
5.98 5.99 5.100	5.100						
1850-2000 固定 移動 (航空移動を除く。)	1850-2000 アブチュエ 固定 移動 (航空移動を除く。)	1850-2000 アブチュエ 固定 移動 (航空移動を除く。)	1850-2000 アブチュエ 固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・フアイ用とする。		
5.92 5.96 5.103	5.103	5.97	5.97				
2000-2025 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	2000-2065 固定 移動	2000-2065 固定 移動	2000-2065 固定 移動	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオ・フアイ用とする。		
5.92 5.103	5.103						
2025-2045 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 気象援助 5.104							
2045-2160 固定 海上移動 陸上移動	2065-2107 海上移動 5.105	2065-2107 海上移動 5.105	2065-2107 海上移動	公共業務用 一般業務用			
5.92	5.106	5.106					
2160-2170 無線標定	2107-2170 固定 移動	2107-2170 固定 移動	2107-2170 固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用			

第一地域 (1)	国際分配 (kHz)		国内分配 (kHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5.93 5.107					
2170-2173.5	海上移動		2170-2173.5	海上移動	
2173.5-2190.5	移動 (遭難及び呼出し)		2173.5-2190.5 J16 J17 J18	移動	船舶デジタル選択呼出し用、船舶帯域直接印刷電信用及び船舶無線電話用とする。
2190.5-2194	海上移動		2190.5-2194 J19	海上移動	
2194-2300	2194-2300 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		2194-2495	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用
5.92 5.103 5.112	5.112				
2300-2498	2300-2495 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)				
5.92 5.103 5.112	5.112				
2498-2501	2495-2501 標準周波数報時 (2500kHz)		2495-2501	標準周波数報時	公共業務用
2501-2502	2501-2502 標準周波数報時 (2500kHz)		2501-2502	標準周波数報時	公共業務用
2502-2625	2502-2505 標準周波数報時		2502-2505	標準周波数報時	公共業務用
5.92 5.103 5.114	5.92 5.103 5.114		2505-2850	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用
2625-2650	海上移動 海上無線航行				
5.92	5.92				
2650-2850	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)				
5.92 5.103	5.92 5.103				
2850-3025	航空移動 (R)		2850-3025 J18 J20	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用
3025-3155	航空移動 (OR)		3025-3155	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用
3155-3200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		3155-3230 J21	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
3200-3230	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)				
5.116	5.116 5.117				
3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。)		3230-3400	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用
5.116 5.118	5.116 5.118				
3400-3500	航空移動 (R)		3400-3500	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件
						(4)		(5)		(6)
3500-3800	第一地域 (1)	3500-3750	第二地域 (2)	3500-3900	第三地域 (3)	3500-3575	3575-3800	アマチュア	アマチュア業務用	
		アマチュア		アマチュア		アマチュア	固定	アマチュア	公共業務用	
		移動 (航空移動を除く。)		固定		移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
				移動		アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3580-3599	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						3599-3812	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3612-3662	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						3662-3680	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						アマチュア	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3680-3687	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3687-3702	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						3702-3716	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3716-3745	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						3745-3770	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3770-3791	固定	固定	電気通信業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	公共業務用	
						3791-3805	アマチュア	アマチュア	アマチュア業務用	
						3805-3900	固定	固定	公共業務用	
						移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	移動 (航空移動 (R) を除く。)	一般業務用	
						3900-3950	航空移動	航空移動	公共業務用	
						放送	放送 J15	放送 J15	一般業務用	
						3950-4000	固定	固定	公共業務用	
						放送	放送	放送	一般業務用	
4000-4063		5.122 5.125		5.126		4000-4063		固定	公共業務用	
		海上移動 5.127				海上移動	海上移動	海上移動	公共業務用	
						5.126			一般業務用	
4063-4438		海上移動 5.79A 5.109 5.110 5.130 5.131 5.132				4063-4438	J16 J19 J22	海上移動 J10	電気通信業務用	
		5.128				J23 J24			公共業務用	
4438-4488		4438-4488		4438-4488		4438-4488		固定	公共業務用	
		固定		固定		移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	一般業務用	
		移動 (航空移動 (R) を除く。)		移動 (航空移動 (R) を除く。)		無線標準 J26	無線標準 J26	無線標準 J26	一般業務用	
		無線標準 5.132A		無線標準 5.132A					一般業務用	
5.132B									一般業務用	
4488-4650		4488-4650		4488-4650		4488-4650	J25	固定	公共業務用	
		固定		固定		移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	移動 (航空移動を除く。)	一般業務用	
		移動 (航空移動 (R) を除く。)		移動 (航空移動 (R) を除く。)					一般業務用	
4650-4700		航空移動 (R)		航空移動 (R)		4650-4700		航空移動 (R)	公共業務用	
									一般業務用	
4700-4750		航空移動 (OR)		航空移動 (OR)		4700-4750		航空移動 (OR)	公共業務用	
									一般業務用	
4750-4850		4750-4850		4750-4850		4750-4850		固定	公共業務用	
		固定		固定		陸上移動	陸上移動	陸上移動	一般業務用	

		国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件	
		第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)		(5)		(6)	
	航空移動 (OR) 陸上移動 放送 5.113	移動 (航空移動 (R) を除く。) 放送 5.113	放送 5.113 陸上移動							
4850-4995	固定 陸上移動 放送 5.113									
4995-5003	標準周波数報時 (5000kHz)				標準周波数報時		公共業務用		割当ては、5000kHzに限る。	
5003-5005	標準周波数報時 宇宙研究				標準周波数報時 宇宙研究		公共業務用 一般業務用			
5005-5060	固定 放送 5.113				固定		公共業務用 一般業務用			
5060-5250	固定 移動 (航空移動を除く。)				固定 移動 (航空移動を除く。)		公共業務用 放送事業用 一般業務用			
5250-5275	5.133 固定 移動 (航空移動を除く。)	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。)	5250-5275 固定 移動 (航空移動を除く。)		固定 移動 (航空移動を除く。)		公共業務用 放送事業用 一般業務用			
5275-5351.5	固定 移動 (航空移動を除く。)				固定 移動 (航空移動を除く。)		公共業務用 放送事業用 一般業務用			
5351.5-5386.5	固定 移動 (航空移動を除く。)				固定 移動 (航空移動を除く。)		公共業務用 放送事業用 一般業務用			
5386.5-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)				固定 移動 (航空移動を除く。)		公共業務用 一般業務用			
5450-5480	5450-5480 航空移動 (R)	5450-5480 固定 航空移動 (OR)			固定 陸上移動 航空移動 (OR)		公共業務用 一般業務用 公共業務用			
5480-5680	航空移動 (R) 陸上移動				航空移動 (R) 陸上移動		公共業務用 一般業務用		割当ては、別表2-1による。	
5680-5730	5.111 5.115 航空移動 (OR)				航空移動 (OR)		公共業務用		割当ては、別表2-2による。	
5730-5900	5730-5900 固定 陸上移動	5730-5900 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5730-5900 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		固定 移動 (航空移動を除く。) 航空移動 (OR)		公共業務用 一般業務用 公共業務用			
5900-5950	放送 5.134				放送 J15		放送用			
5950-6200	5.136 放送				放送 J15		放送用			
6200-6525	海上移動 5.109 5.110 5.130 5.132				海上移動		公共業務用 一般業務用		割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表1-1による。	
6525-6685	5.137 航空移動 (R)				航空移動 (R)		公共業務用 一般業務用		割当ては、別表2-1による。	
6685-6765	航空移動 (OR)				航空移動 (OR)		公共業務用 一般業務用		割当ては、別表2-2による。	
6765-7000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)				固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		公共業務用 一般業務用			
	5.138				固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)		公共業務用 一般業務用			

第一地域		第二地域		第三地域		国内分配 (kHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
7000-7100	テラチユア テラチユア衛星	7000-7100	テラチユア テラチユア衛星	7000-7100	テラチユア テラチユア衛星	7000-7100	テラチユア テラチユア衛星	無線局の目的		
7100-7200	テラチユア 5.140 5.141 5.141A	7100-7200	テラチユア 5.141A 5.141B	7100-7200	テラチユア 移動(航空移動(R)を除く。) テラチユア	7100-7200	テラチユア 移動(航空移動(R)を除く。) テラチユア業務用	公共業務用 一般業務用 テラチユア業務用		
7200-7300 放送	7200-7300 テラチユア 5.142	7200-7300 放送	7200-7300 放送	7200-7300	放送 J15	7200-7300	放送 J15	放送用		
7300-7400	放送 5.134	放送 5.134	放送 5.134	7300-7350 J27	放送 J15	7300-7350 J27	放送 J15	放送用		
7400-7450 放送	7400-7450 固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.143B 5.143C	7400-7450 固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.143 5.143A 5.143B 5.143C 5.143D	7400-7450 放送	7350-7450 J30	放送 J15	7350-7450 J30	放送 J15	放送用		
7450-8100	固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.144	固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.144	固定 移動(航空移動(R)を除く。) 5.144	7450-8100 J31	固定 移動(航空移動(R)を除く。) J31	7450-8100 J31	固定 移動(航空移動(R)を除く。) J31	公共業務用 一般業務用		
8100-8195	固定 海上移動	固定 海上移動	固定 海上移動	8100-8195	固定 海上移動	8100-8195	固定 海上移動	公共業務用 一般業務用 海上移動		船舶無線電話用とし、割当ては別表3-1による。
8195-8815	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145	8195-8815 J16 J18 J19	海上移動 J16 J18 J19	8195-8815 J16 J18 J19	海上移動 J16 J18 J19	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。
8815-8965	航空移動(R)	航空移動(R)	航空移動(R)	8815-8965	航空移動(R)	8815-8965	航空移動(R)	公共業務用 一般業務用		割当ては、別表2-1による。
8965-9040	航空移動(O/R)	航空移動(O/R)	航空移動(O/R)	8965-9040	航空移動(O/R)	8965-9040	航空移動(O/R)	公共業務用 一般業務用		割当ては、別表2-2による。
9040-9305 固定	9040-9400 固定	9040-9305 固定	9040-9305 固定	9040-9305	固定	9040-9305	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用		
9305-9355 固定 無線標準 5.145A	9305-9355 固定 無線標準 5.145A	9305-9355 固定 無線標準 5.145A	9305-9355 固定 無線標準 5.145A	9305-9355	固定	9305-9355	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用		
5.145B	5.145B	5.145B	5.145B	9355-9400	固定	9355-9400	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用		
9355-9400 固定	9355-9400 固定	9355-9400 固定	9355-9400 固定	9355-9400	固定	9355-9400	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用		
9400-9500	放送 5.134	放送 5.134	放送 5.134	9400-9500 J27	放送 J15	9400-9500 J27	放送 J15	放送用		
9500-9900	放送 5.146	放送 5.146	放送 5.146	9500-9900	放送 J15	9500-9900	放送 J15	放送用		
9900-9995	固定 5.147	固定 5.147	固定 5.147	9900-9995	固定	9900-9995	固定	公共業務用 一般業務用		
9995-10003	標準周波数報時 (10000kHz)	標準周波数報時 (10000kHz)	標準周波数報時 (10000kHz)	9995-10003 J18	標準周波数報時 J18	9995-10003 J18	標準周波数報時 J18	公共業務用 一般業務用		割当ては、10000kHzに限る。
10003-10005	標準周波数報時 宇宙研究 5.111	標準周波数報時 宇宙研究 5.111	標準周波数報時 宇宙研究 5.111	10003-10005 J18	標準周波数報時 宇宙研究 J18	10003-10005 J18	標準周波数報時 宇宙研究 J18	公共業務用 公共業務用 一般業務用		

第一地域 (1)		国際分配 (kHz)		第三地域 (3)	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第二地域 (2)								
10005-10100	航空移動 (R)	10005-10100	J18	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。		
10100-10150	固定 アマチュア	10100-10150	J34	アマチュア	アマチュア業務用			
10150-11175	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	10150-11175		固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用			
11175-11275	航空移動 (OR)	11175-11275		航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。		
11275-11400	航空移動 (R)	11275-11400		航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。		
11400-11600	固定	11400-11600		固定	公共業務用 一般業務用			
11600-11650	放送 5.134	11600-11650	J27	放送 J15	放送用			
11650-12050	放送 5.146	11650-12050		放送 J15	放送用			
12050-12100	放送 5.147	12050-12100	J27	放送 J15	放送用			
12100-12230	放送 5.146	12100-12230		固定	公共業務用 一般業務用			
12230-13200	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145	12230-13200	J16 J19 J24	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、気象用ラジオ・ロボット用への割当ては、別表11-1による。		
13200-13260	航空移動 (OR)	13200-13260		航空移動 (OR)	公共業務用	割当ては、別表2-2による。		
13260-13360	航空移動 (R)	13260-13360		航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。		
13360-13410	固定 電波天文	13360-13410	J38	固定 電波天文	公共業務用 一般業務用			
13410-13450	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	13410-13450		固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用			
13450-13550	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 無線標準 5.132A	13450-13550		固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標準 J26	公共業務用 一般業務用 公共業務用			
13550-13570	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	13550-13570	J37	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用			
13570-13600	放送 5.134	13570-13600	J27	放送 J15	放送用			
13600-13800	放送 5.151	13600-13800		放送 J15	放送用			
13800-13870	放送 5.134	13800-13870	J27	放送 J15	放送用			
13870-14000	固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	13870-14000		固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用			
14000-14250	アマチュア	14000-14250		アマチュア	アマチュア業務用			

第一地域 (1)		国際分配 (kHz) 第二地域 (2)		第三地域 (3)	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
14250-14350	アマチュア衛星	アマチュア衛星		14250-14350	アマチュア衛星		アマチュア業務用	
14350-14990	固定 移動 (航空移動 (R) を除く)			14350-14990	固定 移動 (航空移動を除く)		公共業務用 一般業務用 公共業務用	
14990-15005	標準周波数報時 (15000kHz)			14990-15005 J18	標準周波数報時		公共業務用	割当ては、15000kHzに限る。
15005-15010	5.111 標準周波数報時 宇宙研究			15005-15010	標準周波数報時 宇宙研究		公共業務用 公共業務用 一般業務用	
15010-15100	航空移動 (OR)			15010-15100	航空移動 (OR)		公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-2による。
15100-15600	放送 5.134			15100-15600 J27	放送 J15		放送用	
15600-15800	5.146 固定			15600-15800 J38	固定		公共業務用 一般業務用	
15800-16100	5.153 固定			15800-16100 J33	固定 無線標準 J33		公共業務用 一般業務用	
16100-16200	16100-16200 固定 無線標準 5.145A			16100-16200	無線標準 J33		公共業務用 一般業務用	
16200-16360	5.145B 固定			16200-16360	固定		公共業務用 一般業務用	
16360-17410	海上移動 5.109 5.110 5.132 5.145			16360-17410 J16 J19 J24 J32	海上移動		電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
17410-17480	固定			17410-17480	固定		公共業務用 一般業務用	
17480-17550	放送 5.134			17480-17550 J27	放送 J15		放送用	
17550-17900	5.146 放送			17550-17900	放送 J15		放送用	
17900-17970	航空移動 (R)			17900-17970	航空移動 (R)		公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。
17970-18030	航空移動 (OR)			17970-18030	航空移動 (OR)		公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-2による。
18030-18052	固定			18030-18052	固定		公共業務用 一般業務用	
18052-18068	18052-18068 固定 宇宙研究			18052-18068 J39	宇宙研究		公共業務用 一般業務用	
18068-18168	アマチュア アマチュア衛星			18068-18168	アマチュア アマチュア衛星		アマチュア業務用	
18168-18780	5.154 固定			18168-18780	固定		公共業務用 一般業務用	
18780-18900	移動 (航空移動を除く) 海上移動			18780-18900	海上移動		公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。
18900-19020	放送 5.134			18900-19020 J27	放送 J15		放送用	
19020-19680	5.146 固定			19020-19680	固定		公共業務用 一般業務用	

第一地域 (1)		国際分配 (kHz) 第二地域 (2)		第三地域 (3)	国内分配 (kHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
19680-19800	海上移動	5.132		19680-19800 J24	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。	
19800-19990	固定			19800-19990	固定	公共業務用 一般業務用		
19990-19995	標準周波数報時 宇宙研究			19990-19995 J18	標準周波数報時 宇宙研究	公共業務用 公共業務用 一般業務用		
19995-20010	標準周波数報時 (20000kHz)	5.111		19995-20010 J18	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、20000kHzに限る。	
20010-21000	固定 移動			20010-21000	固定 移動 (航空移動を除く) 航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用 公共業務用		
21000-21450	アマチュア アマチュア衛星			21000-21450	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用		
21450-21850	放送			21450-21850	放送 J15	放送用		
21850-21870	固定	5.153A		21850-21870	固定	公共業務用 一般業務用		
21870-21924	固定	5.155		21870-21924	固定 J35	公共業務用 一般業務用		
21924-22000	航空移動 (R)			21924-22000	航空移動 (R)	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表2-1による。	
22000-22855	海上移動	5.132		22000-22855 J24	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。	
22855-23000	固定	5.156		22855-23000	固定	公共業務用 一般業務用		
23000-23200	固定 移動 (航空移動 (R) を除く)	5.156		23000-23200	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用		
23200-23350	固定	5.156A		23200-23350	固定 J40	公共業務用 一般業務用		
23350-24000	航空移動 (OR)			23350-24000	航空移動 (OR)	公共業務用 一般業務用		
24000-24450	固定 移動 (航空移動を除く)	5.157		24000-24450	固定 移動 (航空移動を除く)	公共業務用 一般業務用		
24450-24600	陸上移動			24450-24600	陸上移動	公共業務用 一般業務用		
24600-24890	固定 陸上移動	24650-24890		24600-24890	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用		
24890-24990	アマチュア アマチュア衛星			24890-24990	アマチュア アマチュア衛星	アマチュア業務用		
24990-25005	標準周波数報時 (25000kHz)			24990-25005	標準周波数報時	公共業務用	割当ては、25000kHzに限る。	
25005-25010	宇宙研究			25005-25010	宇宙研究	公共業務用 一般業務用		
25010-25070	固定 移動 (航空移動を除く)			25010-25070	固定 移動 (航空移動を除く)	公共業務用 一般業務用		

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) 第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
25070-25210	海上移動		25070-25210	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。	
25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)		25210-25550	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用		
25550-25670	電波天文		25550-25670 J36	電波天文			
25670-26100	放送		25670-26100	放送 J15	放送用		
26100-26175	海上移動	5.132	26100-26175 J24	海上移動	公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-1、別表3-2及び別表3-3による。	
26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)		26175-26200	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用		
26200-26350	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標準 5.132A	26200-26420 固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標準 5.132A	26200-26350	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標準 J26	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用		
26350-27500	5.133A	26350-27500	26350-27500	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はラジオ用発振器用、ラジオアーク用及び市民ラジオ用とし、ラジオ用発振器用及びラジオアーク用への割当ては別表8-1に、市民ラジオ用への割当ては別表8-2による。	
5.150	固定 移動 (航空移動を除く。)	26420-27500 固定 移動 (航空移動を除く。)	26350-27500 固定 移動 (航空移動を除く。)	固定 移動 (航空移動を除く。)			

第2表 27.5MHz - 10000MHz

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) (2)		第三地域 (3)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
27.5-28	気象援助 固定 移動	気象援助			27.5-28	移動	公共業務用 一般業務用	
28-29.7	テラチユア テラチユア衛星	テラチユア テラチユア衛星			28-29.7	テラチユア テラチユア衛星	テラチユア業務用	
29.7-30.005	固定 移動	固定 移動			29.7-37.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
30.005-30.01	宇宙運用 (衛星識別) 固定 移動 宇宙研究	宇宙運用 (衛星識別) 固定 移動 宇宙研究						
30.01-37.5	固定 移動	固定 移動						
37.5-38.25	固定 移動 電波天文	固定 移動 電波天文			37.5-38.25 J36	移動 電波天文	公共業務用	
38.25-39	固定 移動	38.25-39.986 固定 移動		38.25-39.5 固定 移動	38.25-39.5	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
39-39.5	固定 移動 無線標定 5.132A	39.5-39.986 固定 移動		39.5-40 固定 移動	39.5-40	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5.159		39.986-40 固定 移動 無線標定 5.132A		39.986-40 固定 移動 無線標定 5.132A		無線標定 J20	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
39.986-40.02	固定 移動 宇宙研究	39.986-40.02 固定 移動 無線標定 5.132A 宇宙研究		40-40.6 固定 移動 宇宙研究	40-40.6	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
40.02-40.98	固定 移動	40.02-40.98 固定 移動		40.6-40.86 J37	40.6-40.86 J37	移動	放送事業用 小電力業務用	放送事業用での使用は、ラジオアマチュア用とする。 小電力業務用での使用はラジオ用発振器用及びラジオアマチュア用とし、割当ては別表8-1による。
40.98-41.015	固定 移動 宇宙研究	40.98-41.015 固定 移動 宇宙研究		40.86-41	40.86-41	移動	公共業務用	
41.015-42	固定 移動	41.015-42 固定 移動		41-43.436	41-43.436	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用 無線標定 J26	放送事業用での使用は、ラジオアマチュア用とする。
42-42.5		42-42.5 5.160 5.161 5.161A						

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) (2)		第三地域 (3)		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
5.171	68-74.8 固定 移動 (航空移動を除く。)	5.172	68-72 放送 固定 移動	5.162A	68-74.8 固定 移動	68-72.125	固定 移動	一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。		
		72-73	5.173			72.125-72.215	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。		
		72-73	固定			72.215-72.745	固定	公共業務用			
		移動				72.745-72.875	移動	一般業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。		
						72.875-73	固定	公共業務用			
		73-74.6	電波天文			73-73.21	固定	公共業務用			
						73.21-73.33	移動	一般業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表8-1による。		
						J36	移動	小電力業務用			
						73.33-74.55	固定	公共業務用			
						J36	移動	一般業務用			
		5.178				74.55-74.6	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表9-6による。		
		74.6-74.8	固定			J36	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表9-6による。		
5.149 5.175 5.177 5.179	航空無線航行		移動	5.149 5.176 5.179		74.6-74.8	移動	小電力業務用	ラジコン用発振器用とし、割当ては別表9-6による。		
74.8-75.2						74.8-75.2	移動	公共業務用	ペーカ・ビーコン用とする。		
		5.180 5.181				J42	移動	公共業務用			
75.2-87.5	固定 移動 (航空移動を除く。)	75.2-75.4	固定 移動			75.2-75.6	移動	小電力業務用	補聴援助用ラジコン用とし、割当ては別表9-7による。		
		5.179									
		75.4-76	固定	75.4-87	固定	75.6-76	移動	小電力業務用	音声アシスト用無線電話用とし、割当ては別表9-9による。		
		移動		移動							
		76-88	放送	76-88	放送	76-90	放送	放送用			
5.175 5.179 5.187	87.5-100 放送		固定	5.182 5.183 5.188	87-100 固定 移動			電気通信業務用	無線呼出用とし、割当ては放送局の設備を共用し、放送の電波に重畳する場合に依る。		
			移動					放送用			
		5.185				90-108	放送	放送用			
5.190	100-108 放送	88-100	放送								
		放送									
		5.192 5.194									
108-117.975	航空無線航行					108-117.975	航空無線航行	公共業務用	ILSローカライザ用、VOR用及びGBAS用とし、割当ては別表2-3による。		
		5.197 5.197A				J43					
117.975-137	航空移動 (R)					117.975-136	航空移動 (R)	電気通信業務用			
						J18 J44 J45		公共業務用			
						J46		一般業務用			
						136-137	航空移動 (R)	電気通信業務用			
								公共業務用			
137-137.025		5.111 5.200 5.201 5.202				137-137.025	宇宙運用 (宇宙から地球)	公共業務用			
		宇宙運用 (宇宙から地球)									
		5.203C									

第一地域	第二地域	第三地域	国内分配	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5. 208A 5. 208B 5. 209	J50	J46A 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
137. 025-137. 175	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球)	5. 204 5. 205 5. 206 5. 207 5. 208 5. 203C	137. 025-137. 175 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) J46A 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
137. 175-137. 825	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	5. 204 5. 205 5. 206 5. 207 5. 208 5. 203C 5. 209A 5. 208A 5. 208B 5. 209	137. 175-137. 825 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) J46A J50A 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
137. 825-138	宇宙運用 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。) 移動衛星 (宇宙から地球)	5. 204 5. 205 5. 206 5. 207 5. 208 5. 203C	137. 825-138 J50	宇宙運用 (宇宙から地球) J46A 気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) J47 J48 J49	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
138-143. 6	航空移動 (OR)	138-143. 6	138-142	航空移動 (OR)	公共業務用	
5. 210 5. 211 5. 212 5. 214	143. 6-143. 65 航空移動 (OR) 宇宙研究 (宇宙から地球)	143. 6-143. 65 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	142-144 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、146-148MHz帯と併しとする。
5. 211 5. 212 5. 214	143. 65-144 航空移動 (OR)	143. 65-144 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143. 65-144	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
5. 210 5. 211 5. 212 5. 214	144-146 宇宙研究 (宇宙から地球)	143. 65-144 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	144-146	宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用	
146-148	146-148 固定 移動 (航空移動 (R) を除く。)	146-148 固定 移動	146-148 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、142-144MHz帯と併しとする。

	第一地域	第二地域	第三地域		国内分配 (MHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件
	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)
	148-149.9 固定 移動(航空移動を除く。) 移動衛星(地球から宇宙) 5.209	148-149.9 固定 移動衛星(地球から宇宙) 5.209	5.217	148-149.9 J51 J53 J54 J55 J55A	移動衛星(地球から宇宙) J49 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。
	5.218 5.218A 5.219 5.221	5.218 5.218A 5.219 5.221			移動衛星(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。
	149.9-150.05	移動衛星(地球から宇宙)	5.209 5.220	149.9-150.05	移動衛星(地球から宇宙) J49 J56	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星データ通信とする。
	150.05-153 固定 移動(航空移動を除く。) 電波天文	150.05-154 固定 移動		150.05-154.44 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	一)周波方式による使用に限る。
	5.149						
	153-154 固定 移動(航空移動(R)を除く。) 気象援助	5.225					
	154-156.4875	154-156.4875					
	固定 移動(航空移動(R)を除く。)	固定 移動		154.44-154.62 J51	陸上移動	簡易無線通信業務用 公共業務用	割当ては、別表7-1による。
	5.225A 5.226	5.226		154.62-154.7 J51	陸上移動	公共業務用	二)周波方式による使用は、159.3-160.0MHz帯と対とする。
	156.4875-156.5625	海上移動(遭難及びDSCを用いた呼出)		156-156.7625 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
	5.226	5.226					
	156.5625-156.7625 固定 移動(航空移動(R)を除く。)	156.5625-156.7625 固定 移動					
	5.226	5.226					
	156.7625-156.7875 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	156.7625-156.7875 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)		156.7625-156.7875 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
	5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228			移動衛星(地球から宇宙) J63	公共業務用	
	156.7875-156.8125	海上移動(遭難及び呼出)		156.7875-156.8125 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
	5.111 5.226	5.111 5.226					
	156.8125-156.8375 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	156.8125-156.8375 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)		156.8125-157.1875 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
	5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228			移動衛星(地球から宇宙) J63	公共業務用	
	156.8375-157.1875	156.8375-157.1875					
	固定 移動(航空移動を除く。)	固定 移動					
	5.226	5.226					
	157.1875-157.3375 固定 移動(航空移動を除く。) 海上移動衛星 5.208A 5.208B 5.228AB 5.228AC	157.1875-157.3375 固定 移動		157.1875-157.3375	海上移動 海上移動衛星 J47 J48 J63B J63C 移動衛星(地球から宇宙) J63	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5. 226	5. 226				
157. 3375-161. 7875 固定 移動 (航空移動を除く。)	157. 3375-161. 7875 固定 移動		157. 3375-157. 45 海上移動 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) J63	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3-5による。
5. 226	5. 226		157. 45-159. 3 J51 J62 陸上移動 J51 159. 3-160. 6 J51 160. 6-160. 975 海上移動 160. 975-161. 475 J51 J62 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、154. 7-156MHz帯と対とする。 割当ては、別表3-4による。
5. 226	5. 226		161. 7875-161. 9375 海上移動 海上移動衛星 J47 J48 J63B J63C	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
161. 7875-161. 9375 固定 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC	161. 7875-161. 9375 固定 移動 海上移動衛星 5. 208A 5. 208B 5. 228AB 5. 228AC		161. 9375-161. 9625 海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
5. 226	5. 226		161. 9625-161. 9875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
161. 9625-161. 9875 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	161. 9625-161. 9875 固定 移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9625-161. 9875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228E 5. 228F	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J65	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4による。
5. 226 5. 228A 5. 228B	5. 226 5. 228C 5. 228D	5. 226	161. 9875-162. 0125 海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
161. 9875-162. 0125 固定 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9875-162. 0125 固定 移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	161. 9875-161. 9875 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228E 5. 228F	海上移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4による。
5. 226 5. 229	5. 226		162. 0125-162. 0375 海上移動 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228E 5. 228F	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4による。
162. 0125-162. 0375 固定 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228F	162. 0125-162. 0375 固定 移動 海上移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228AA	162. 0125-162. 0375 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) 5. 228E 5. 228F	海上移動 航空移動 (OR) 海上移動 移動衛星 (地球から宇宙) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4による。
5. 226 5. 228A 5. 228B 5. 229	5. 226 5. 228C 5. 228D	5. 226	162. 05-169 陸上移動 J66	公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
162. 0375-174 固定 移動 (航空移動を除く。)	162. 0375-174 固定 移動				

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) 第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
5. 226 5. 229	174-223 放送	5. 226 5. 230 5. 231	174-216 放送 固定 移動	174-223 固定 移動 放送	170-205	移動	一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は補聴援助用ラジオペンク用とし、割当ては別表9-7による。			
216-220 固定 海上移動 無線標定 5. 241	220-225 固定 移動	5. 242	216-220 固定 海上移動 無線標定 5. 241	220-225 固定 移動	205-222	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 放送用 電気通信業務用 放送用				
5. 235 5. 237 5. 243	223-230 放送 固定 移動	5. 241	223-230 固定 移動 無線標定 5. 241	223-230 固定 移動 無線標定	222-223	移動	公共業務用 無線局の目的				
5. 243 5. 246 5. 247	225-235 固定 移動	5. 241	225-235 固定 移動 航空無線航行 無線標定	225-235 固定 移動 航空無線航行 無線標定	226-251 J18 J69 J70	移動	公共業務用 一般業務用				
230-235 固定 移動	230-235 固定 移動	5. 250	230-235 固定 移動 航空無線航行	230-235 固定 移動	251-253, 85 J67	移動	公共業務用 一般業務用				
5. 247 5. 251 5. 252	236-267 固定 移動	5. 252 5. 254 5. 256 5. 256A	236-267 固定 移動	236-267 固定 移動	255-262 J67	移動	公共業務用	コードレス電話用とし、割当ては別表8-3による。			
267-272	267-272 固定 移動 宇宙運用 (宇宙から地球)	5. 254 5. 257	267-272 固定 移動 宇宙運用 (宇宙から地球)	267-272 固定 移動	262-266 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては571-575MHz帯と対の二周波方式に限る。			
272-273	272-273 固定 移動	5. 254 5. 254	272-273 固定 移動	272-273 固定 移動	266-271 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。			
273-312	273-312 固定 移動	5. 254	273-312 固定 移動	273-312 固定 移動	271-275 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割当ては262-266MHz帯と対の二周波方式に限る。			
					275-276, 65	移動 (航空移動を除く。) 航空移動	公共業務用				

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		
	第二地域 (2)	第三地域 (3)					
312-315	5, 254	移動衛星 (地球から宇宙) 5, 254 5, 255	276.65-277.95	一般業務用 移動	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。		
			277.95-278.15	移動 (航空移動を除く) 航空移動 公共業務用 一般業務用			
			278.15-279.15	移動 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。		
			279.15-279.95	移動 (航空移動を除く) 航空移動 公共業務用 一般業務用			
			279.95-287.95	移動 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼出用とする。		
			287.95-322	移動 J71 航空移動 公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレビモニター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表 9-1 による。		
			312-315	固定 移動			
			315-322	固定 移動			
			322-328, 6	固定 移動 電波天文	322-322, 425 J36	移動 小電力業務用	ラジオアライク用とし、割当ては別表 9-6 による。
			328, 6-335, 4	5, 149 航空無線航行 5, 258	322, 425-328, 6 J36	電波天文 公共業務用	
335, 4-387	5, 259 固定 移動	335, 4-347, 7 J66 J72, J73	固定 移動 (航空移動を除く) 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、351, 9-364, 2MHz 帯と知とする。			
335, 4-387	5, 259	航空無線航行 5, 258	347, 7-348, 55	固定 移動 公共業務用			
			348, 55-348, 8125	移動 簡易無線通信業務用	割当ては、別表 7-2 による。 使用は、令和 4 年 11 月 30 日までに限る。		
			348, 8125-351, 9	固定 移動 公共業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表 7-3 による。		
			351, 9-364, 2	固定 移動 (航空移動を除く) 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、335, 4-347, 7MHz 帯と知とする。		
			364, 2-365, 8	固定 移動 電気通信業務用 公共業務用			
			365, 8-368, 2	固定 陸上移動 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、385, 8-386, 2MHz 帯と知とする。		
			368, 2-369, 1	固定 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、386, 2-387, 1MHz 帯と知とする。		
			369, 1-369, 5	固定 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、387, 1-387, 5MHz 帯と知とする。		
			369, 5-370	固定 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、387, 5-388MHz 帯と知とする。		
			370-370, 6	固定 移動 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、388-388, 6MHz 帯と知とする。		
370, 6-370, 85	固定 移動 電気通信業務用 公共業務用						

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
390-399.9	固定 移動	5.254	370.85-372.2	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、394.95-396.3MHz帯と対とする。
			372.2-373.8	電気通信業務用 公共業務用	
			373.8-375.4	一般業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、390.1-391.7MHz帯と対とする。
			375.4-379	公共業務用	
			379-380.2	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、393.1-394.3MHz帯と対とする。
			380.2-381.325	小電力業務用	コードレス電話用とし、割当ては別表8-3による。
			381.325-382.2	電気通信業務用 公共業務用	二周波方式による使用は、397.425-398.4MHz帯と対とする。
			382.2-382.7	公共業務用	
			382.7-383.8	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、398.7-399.7875MHz帯と対とする。
			383.8-386.2	公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、365.8-368.2MHz帯と対とする。
			386.2-387.1	陸上移動 公共業務用	二周波方式による使用は、368.2-369.1MHz帯と対とする。
			387.1-387.5	固定 公共業務用	二周波方式による使用は、369.1-369.5MHz帯と対とする。
			387.5-388	固定 公共業務用	二周波方式による使用は、369.5-370MHz帯と対とする。
			388-388.6	固定 一般業務用	二周波方式による使用は、370-370.6MHz帯と対とする。
388.6-390.1	固定 公共業務用				
390.1-391.7	固定 一般業務用	二周波方式による使用は、373.8-375.4MHz帯と対とする。			
391.7-393.1	固定 公共業務用				
393.1-394.3	固定 一般業務用	二周波方式による使用は、379-380.2MHz帯と対とする。			
394.3-394.95	固定 公共業務用				
394.95-396.3	固定 電気通信業務用	二周波方式による使用は、370.85-372.2MHz帯と対とする。			
396.3-397.425	固定 公共業務用				
397.425-398.4	固定 電気通信業務用	二周波方式による使用は、381.325-382.2MHz帯と対とする。			
398.4-398.7	固定 公共業務用				
398.7-399.7875	固定 一般業務用	二周波方式による使用は、382.7-383.8MHz帯と対とする。			
399.7875-399.9	固定 公共業務用				
399.9-400.05	移動衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	5.209 5.220 5.250A 5.250B 5.2508	移動衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
400.05-400.15	標準周波数報時衛星 (400.1MHz)		標準周波数報時衛星	公共業務用	
400.15-401	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)	5.261 5.282	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)		
	第二地域 (2)	第三地域 (3)					
420-430	移動 (航空移動を除く) 無線標定	420-430	417.5-420 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	二周波方式による使用は、454.9125-457.3825MHz帯と対とする。	
			415.5-417.5 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
			414.5-415.5 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		
			414.15-414.5 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz帯と対とする。
			413.69375-414.15 J66	移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	小電力業務用 公共業務用 一般業務用		無線電話用とし、割当ては別表9-8による。
			412.35-413.69375 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		二周波方式による使用は、451.5125-452.3875MHz帯と対とする。
			412-412.35 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		
			411.35-412 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		
			411.35-412 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		
			411.35-412 J66	陸上移動 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J80	公共業務用 一般業務用		
430-432	無線標定 宇宙研究	430-432	430-432 J82	無線標定 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J83	公共業務用 一般業務用	国際輸送用データ伝送用とし、割当ては別表9-4による。	
			432-438 J82	無線標定 宇宙研究 (宇宙から宇宙) J83	公共業務用 一般業務用		
432-438	無線標定 地球探査衛星 (能動)	432-438	432-438 J82	無線標定 地球探査衛星 (能動) J83	公共業務用 一般業務用	国際輸送用データ伝送用とし、割当ては別表9-4による。	
			432-438 J82	無線標定 地球探査衛星 (能動) J83	公共業務用 一般業務用		
5.138 5.271 5.280	5.271 5.274 5.275 5.276 5.277	5.271 5.276 5.278 5.279	5.271 5.276 5.278 5.279 5.281 5.282	5.271 5.276 5.278 5.279 5.281 5.282	5.271 5.276 5.278 5.279 5.281 5.282		

第一地域		第二地域		第三地域		国内分配		無線局の目的		周波数の使用に関する条件	
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
438-440 ブレイク 無線標準	438-440 無線標準 ブレイク	438-440 無線標準 ブレイク	438-440 無線標準 ブレイク	438-440 無線標準 ブレイク	438-440 無線標準 ブレイク	ブレイク J34 無線標準	ブレイク J34 無線標準	ブレイク業務用 公共業務用			
5.271 5.274 5.275 5.276 5.277 5.283	5.271 5.276 5.278 5.279	5.271 5.276 5.278 5.279	5.271 5.276 5.278 5.279	5.271 5.276 5.278 5.279	5.271 5.276 5.278 5.279						
440-450	440-450 無線標準 無線標準	440-450 無線標準 無線標準	440-450 無線標準 無線標準	440-450 無線標準 無線標準	440-450 無線標準 無線標準	J81 J85	J81 J85	無線標準 公共業務用 小電力業務用			
450-455	450-455 無線標準	450-455 無線標準	450-455 無線標準	450-455 無線標準	450-455 無線標準	J85	J85	無線標準 公共業務用 一般業務用			
455-456	455-456 無線標準	455-456 無線標準	455-456 無線標準	455-456 無線標準	455-456 無線標準			無線標準 公共業務用 一般業務用			
5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E						
459-460	459-460 無線標準	459-460 無線標準	459-460 無線標準	459-460 無線標準	459-460 無線標準			無線標準 公共業務用 一般業務用			
5.209 5.271 5.286A 5.286B 5.286C 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E	5.209 5.271 5.286 5.286E						
460-470	460-470 無線標準	460-470 無線標準	460-470 無線標準	460-470 無線標準	460-470 無線標準			無線標準 公共業務用 一般業務用			
460-462	460-462 無線標準	460-462 無線標準	460-462 無線標準	460-462 無線標準	460-462 無線標準			無線標準 公共業務用 一般業務用			

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) (2)		第三地域 (3)		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
5. 149 5. 291A 5. 294 5. 296 5. 300 5. 304 5. 306 5. 312	移動(航空移動を除く。)	608-614	5. 295 5. 297	610-890	5. 149 5. 305 5. 306 5. 307	陸上移動	陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定デジタルマルチ用及びデジタル特定デジタルマルチ用とする。		
		電波天文 移動衛星(航空移動衛星 (地球から宇宙)を除く。)	614-698	放送 固定 移動	固定 移動 5. 296A 5. 313A 5. 317A						
694-790	移動(航空移動を除く。)	5. 293 5. 308 5. 308A 5. 309	5. 293 5. 309	698-806	5. 149 5. 305 5. 306 5. 307	陸上移動	陸上移動	放送事業用 一般業務用			
		5. 312A 5. 317A	5. 317A	放送 固定							
790-862	固定 移動(航空移動を除く。)	806-890	5. 293 5. 309	806-810	860-895 J67 J94	移動	移動	公共業務用 小電力業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。		
		5. 316B 5. 317A	5. 317A	放送	810-850 J67						
5. 300 5. 312	固定 移動(航空移動を除く。)	850-860	5. 293 5. 309	850-860 J67	860-895 J67 J94	移動	移動	一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。		
		5. 312 5. 319	5. 317 5. 318	5. 149 5. 305 5. 306 5. 307 5. 320	890-942						
890-942	固定 移動(航空移動を除く。)	900-915	5. 317 5. 318	900-915 J67	895-900 J67	移動	移動	電気通信業務用 一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。		
		5. 319 5. 323	5. 317 5. 318	5. 149 5. 305 5. 306 5. 307 5. 320	890-942						
5. 317A 5. 322A 無線標定	固定 移動(航空移動を除く。)	915-930	5. 318 5. 325	915-930 J67	930-940 J67	移動	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントローラ用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントローラ用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。		
		5. 317A 5. 322A 無線標定	5. 318 5. 325	902-928	928-942						

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
5. 323 942-960 固定 移動 (航空移動を除く。) 5. 317A 5. 322 放送	5. 317A 無線標定	5. 325	940-945 J67	移動 J68	一般業務用	
	942-960 固定 移動 5. 317A	942-960 固定 移動 5. 317A 放送	945-960 J67 J94	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5. 323 960-1164	航空無線航行 5. 328 航空移動 (R) 5. 327A	5. 320	960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タック用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表2-3による。
1164-1215	5. 328NA 航空無線航行 5. 328 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 328B		1164-1215 J97	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98	公共業務用 一般業務用	
1215-1240	5. 328A 地球探査衛星 (能動) 無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 328B 5. 329 5. 329A 宇宙研究 (能動)		1215-1240	移動 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 無線航行衛星 (能動) J101 宇宙研究 (能動) J101	公共業務用 一般業務用	航空用DME用及びタック用とし、割当ては別表2-3による。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに特定ラジオネットワーク用及びデータ伝送用への割当ては別表6-1による。
1240-1300	5. 330 5. 331 5. 332 地球探査衛星 (能動) 無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 328B 5. 329 5. 329A 宇宙研究 (能動) テレチュエ		1240-1260	移動 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 地球探査衛星 (能動) J101 宇宙研究 (能動) J101	放送事業用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表9-1による。 一般業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに特定ラジオネットワーク用及びデータ伝送用への割当ては別表6-1による。
1300-1350	5. 282 5. 330 5. 331 5. 332 5. 335 5. 335A 航空無線航行 5. 337		1260-1300 J82	移動 J103	公共業務用 放送事業用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
			無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J98 J99 J100 無線標定 地球探査衛星 (能動) J102 宇宙研究 (能動) J102 テレチュエ	無線航行衛星 公共業務用		

第一地域		国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz)		無線局の目的		周波数の使用に関する条件			
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
			無線標準 無線航行衛星(地球から宇宙)	J36 J105	(地球から宇宙) 無線標準 航空無線航行 J104	一般業務用 公共業務用		航空監視用レーダー(A.R.S.R.)用とする。			
1350-1400	固定 移動 無線標準	1350-1400 無線標準 5.338A	5.149 5.337A	1350-1400 J36 J106	無線標準	公共業務用 一般業務用					
5.149 5.338 5.338A 5.339		5.149 5.334 5.339		1400-1427 J107	地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動) 電波天文						
1400-1427		地球探査衛星(受動) 電波天文 宇宙研究(受動)									
1427-1429		宇宙運用(地球から宇宙) 固定 移動(航空移動を除く。)	5.340 5.341	1427-1429	固定 宇宙運用(地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		エントランス回線用とし、割当ては1427.9-1429MHz帯に限る。			
1429-1452		1429-1452 固定 移動(航空移動を除く。)	5.338A 5.341		移動(航空移動を除く。)	電気通信業務用		携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。			
5.338A 5.341 5.342		5.338A 5.341		1429-1475.9 J67	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用		エントランス回線用とし、割当ては1429-1462.9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。			
1452-1492		1452-1492 固定 移動(航空移動を除く。)	5.346 5.346A								
5.341 5.342		5.341 5.344 5.345		1475.9-1518 J67 J94	固定 移動	電気通信業務用 電気通信業務用		エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1510.9MHz帯に限る。 携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。			
1492-1518		1492-1518 固定 移動(航空移動を除く。)	5.343 5.343C								
5.341A		5.341		1518-1525 J67	移動	電気通信業務用		携帯無線通信用とする。			
5.341 5.342		5.341 5.344		1518-1525 J67	移動 移動衛星(宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用					
1518-1525		1518-1525 固定 移動(航空移動を除く。)	5.343 5.348 5.348B 5.351A								
5.341 5.342		5.341 5.344		1525-1530 J113 J114 J115	移動衛星(宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用		船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。			
1525-1530		1525-1530 宇宙運用(宇宙から地球) 固定 移動衛星(宇宙から地球)	5.208B 5.351A								
5.341 5.342		5.341 5.344									
5.341 5.342 5.350 5.351		5.341 5.343									

第一地域		第二地域		第三地域		国内分配		無線局の目的		周波数の使用に関する条件	
(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	
1530-1535	宇宙運用 (宇宙から地球) 宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 2088 5. 351A 5. 353A 地球探査衛星 固定 移動 (航空移動を除く。)	1530-1535	宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 固定 移動 5. 343	1530-1535	宇宙運用 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 固定 移動 5. 343	1530-1544 J114 J115 J116	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。		
1535-1539	5. 341 5. 342 5. 351 5. 354	5. 341 5. 351 5. 354	5. 341 5. 351 5. 354	5. 341 5. 351 5. 354	5. 341 5. 351 5. 354						
1544-1545						1544-1545 J115 J117	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。 公共業務用での使用は、COSPAS/SARSAT及びLUT用とする。		
1545-1555						1545-1555 J114 J115 J119 J120	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。		
1555-1559						1555-1559 J114 J115	移動衛星 (宇宙から地球) J48	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	船舶地球局及び携帯移動地球局への割当ては、別表4による。 航空機地球局への割当ては、別表5による。		
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 5. 3288 5. 329A	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 5. 3288 5. 329A	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 5. 3288 5. 329A	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 5. 3288 5. 329A	航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 5. 3288 5. 329A	1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5. 2088 J48 J98 J100 J120A	公共業務用 一般業務用			
1610-1610.6	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行	1610-1610.6	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	1610-1610.6	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	1610-1610.6 J36 J121 J122 J123 J124 J125	移動衛星 (地球から宇宙) J112 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。		
5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372						
1610.6-1613.8	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 電波天文 航空無線航行	1610.6-1613.8	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 電波天文 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	1610.6-1613.8	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 電波天文 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	1610.6-1613.8 J36 J121 J122 J123 J124 J125	移動衛星 (地球から宇宙) J112 J126A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。		
5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 149 5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372						
1613.8-1621.35	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 2088	1613.8-1621.35	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 2088	1613.8-1621.35	移動衛星 (地球から宇宙) 5. 351A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (宇宙から地球) 5. 2088	1613.8-1621.35 J36 J121 J122 J123 J124 J125 J126	移動衛星 (地球から宇宙) J112 J126A 航空無線航行 無線測位衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用			
5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372	5. 341 5. 355 5. 359 5. 364 5. 365 5. 366 5. 367 5. 368 5. 369 5. 371 5. 372						
1621.35-1626.5	海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 373 5. 373A	1621.35-1626.5	海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 373 5. 373A	1621.35-1626.5	海上移動衛星 (宇宙から地球) 5. 373 5. 373A	1621.35-1626.5 J36 J121 J122 J123 J124 J125	海上移動衛星 (宇宙から地球) J126B J126C	電気通信業務用 公共業務用			

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 固定 移動 (航空移動を除く。)	1690-1700 気象援助 気象衛星 (宇宙から地球)		1690-1700 J87	気象援助 気象衛星 (宇宙から地球) 一般業務用 公共業務用 一般業務用	ラジオゾンデ用とし、公共業務用への割当ては別表11-1による。
5.289 5.341 5.382	5.289 5.341 5.381 5.382				
1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)	1700-1710 固定 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)		1700-1710 J87	気象衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (宇宙から地球) 一般業務用	
5.289 5.341	5.289 5.341 5.384				
1710-1930	固定 移動 5.384A 5.388A 5.388B		1710-1850 J36 J94 J135	固定 移動 J136 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	この周波数の使用は、令和7年3月31日までに限る。 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1930-1970 固定 移動 5.388A 5.388B	1930-1970 固定 移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (地球から宇宙)	1930-1970 固定 移動 5.388A 5.388B	1850-1885 J94	移動 J136 公共業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はPHS用とし、割当ては別表8-7による。
5.388	5.388	5.149 5.341 5.385 5.386 5.387 5.388	1885-1980 J137	移動 J138 J139 電気通信業務用 小電力業務用	電気通信業務用での使用はPHS用及び携帯無線通信用とし、PHS用への割当ては別表8-7に、携帯無線通信用への割当ては別表10-2による。 小電力業務用での使用はデジタルコープレス電話用及びPHS用とし、デジタルコープレス電話用への割当ては別表8-6に、PHS用への割当ては別表8-7による。
1970-1980	固定 移動 5.388A 5.388B				
1980-2010	固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙)	5.388 5.351A	1980-2010 J137 J140	移動 移動衛星 (地球から宇宙) 公共業務用	
2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388B	2010-2025 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙)	2010-2025 固定 移動 5.388A 5.388B	2010-2025 J137	移動 J138 J139 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
5.388	5.388 5.389A 5.389B 5.389E	5.388			
2025-2110	宇宙運用 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 固定 移動 5.391 宇宙研究 (地球から宇宙)	2025-2110 固定 移動 5.388A 5.388B	2025-2110 J142	宇宙運用 (地球から宇宙) 宇宙研究 (深宇宙) 地球探査衛星 一般業務用 公共業務用 電気通信業務用	
5.392	5.392				
2110-2120	固定 移動 5.388A 5.388B 宇宙研究 (深宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙)		2110-2120 J94 J137	移動 J138 J139 宇宙研究 (深宇宙) 宇宙研究 (地球から宇宙) 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (MHz)	国内分配 (MHz)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
国際分配 (MHz)									
5.388		5.388		5.388		2120-2170 J94 J137	移動 J138 J139	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (宇宙から地球)	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (宇宙から地球)	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B	2120-2160 固定 移動 5.388A 5.388B				
5.388	5.388	5.388	5.388	5.388	5.388				
2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B 移動衛星 (宇宙から地球)	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B	2160-2170 固定 移動 5.388A 5.388B				
5.388	5.388 5.389C 5.389E	5.388 5.389C 5.389E	5.388	5.388	5.388				
2170-2200	2170-2200 固定 移動衛星 (宇宙から地球)	2170-2200 固定 移動衛星 (宇宙から地球)	2170-2200 固定 移動衛星 (宇宙から地球)	2170-2200 固定 移動衛星 (宇宙から地球)	2170-2200 固定 移動衛星 (宇宙から地球)	2170-2200 J137 J140	移動 移動衛星 (宇宙から地球) J112	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用	
2200-2290	2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	2200-2290 宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	2200-2290 J142	宇宙運用 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 移動 5.391 宇宙研究 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
2290-2300	2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	2290-2300 固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	2290-2300	固定 移動 (航空移動を除く。) (宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球))	公共業務用 一般業務用	
2300-2450	2300-2450 固定 移動 5.384A テレチュエ 無線標定	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 テレチュエ	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 テレチュエ	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 テレチュエ	2300-2450 固定 移動 5.384A 無線標定 テレチュエ	2300-2330 2330-2370 2370-2400	固定 移動 移動	公共業務用 公共業務用 放送事業用	
5.150 5.282 5.395	5.150 5.282 5.395	5.150 5.282 5.393 5.394	5.150 5.282 5.394	5.150 5.282 5.394	5.150 5.282 5.394				
2450-2483.5	2450-2483.5 固定 移動 無線標定	2450-2483.5 固定 移動 無線標定	2450-2483.5 固定 移動 無線標定	2450-2483.5 固定 移動 無線標定	2450-2483.5 固定 移動 無線標定	2450-2483.5 J37	移動 無線標定	小電力業務用 小電力業務用 テレチュエ業務用	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用及び移動体識別用とし、小電力データ通信システム用への割当ては別表8-5に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。
5.150	5.150	5.150	5.150	5.150	5.150				
2483.5-2500	2483.5-2500 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定衛星 (宇宙から地球) 5.398	2483.5-2500 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定衛星 (宇宙から地球)	2483.5-2500 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定衛星 (宇宙から地球)	2483.5-2500 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定衛星 (宇宙から地球)	2483.5-2500 固定 移動衛星 (宇宙から地球) 5.351A 無線標定衛星 (宇宙から地球)	2483.5-2500 J37 J144	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	公共業務用のうち、道路交通情報通信 (VICS) 用への割当ては、2499.7MHzに限る。 小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) (2)		第三地域 (3)		国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
無線標準 5.398A	5.398	5.150 5.399 5.401 5.402	5.398	5.150 5.401 5.402	5.398	2500-2520	J146 J147	無線標準 (宇宙から地球) J143 無線標準	一般業務用 公共業務用		
5.150 5.399 5.401 5.402	5.150 5.402	2500-2520	5.150 5.410	2500-2520	5.150 5.401 5.402	2500-2520	J146 J147	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用		
固定 5.410 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	J112 J145	移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用		電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
5.384A	5.384A	5.384A	5.384A	5.384A	5.384A	5.384A					
5.412	5.404	5.404	5.404 5.415A	5.404 5.415A	5.404 5.415A	5.404 5.415A					
2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655					
固定 5.410 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (宇宙から地球)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	5.415 移動 (航空移動を除く。)					
5.384A	5.415	5.415	5.384A	5.415	5.384A	5.384A					
放送衛星 5.413 5.416	5.384A	5.384A	5.413 5.416	5.384A	5.413 5.416	5.384A					
5.339 5.412 5.4188	5.339 5.4188 5.418C	5.339 5.4188 5.418C	5.339 5.418 5.418A	5.339 5.418 5.418A	5.339 5.418 5.418A	5.339 5.418 5.418A					広帯域移動無線アクセスシステム用とする。
5.418C	5.418C	5.418C	5.418A	5.418A	5.418A	5.418A					
2655-2670	2655-2670	2655-2670	2655-2670	2655-2670	2655-2670	2655-2670	J36 J149	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用		電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
固定 5.410 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	J112 J150	移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用		電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信とする。
5.384A	5.2088 5.413 5.416	5.2088 5.415	5.384A	5.2088 5.413 5.416	5.384A	5.384A					
放送衛星	5.2088 5.413 5.416	5.2088 5.415	5.384A	5.2088 5.413 5.416	5.384A	5.384A					
地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (受動)					
電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文					
宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)					
5.149 5.412	5.149	5.149	5.149 5.420	5.149 5.420	5.149 5.420	5.149 5.420					
2670-2690	2670-2690	2670-2690	2670-2690	2670-2690	2670-2690	2670-2690					
固定 5.410 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	固定 5.410 固定衛星 (地球から宇宙)	5.415 移動 (航空移動を除く。)	5.415 移動 (航空移動を除く。)					
5.384A	5.2088 5.415	5.2088 5.415	5.384A	5.2088 5.415	5.384A	5.384A					
地球探査衛星 (受動)	地球探査衛星 (地球から宇宙)	地球探査衛星 (地球から宇宙)	地球探査衛星 (地球から宇宙)	地球探査衛星 (地球から宇宙)	地球探査衛星 (地球から宇宙)	地球探査衛星 (地球から宇宙)					
電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文	電波天文					
宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)	宇宙研究 (受動)					

第一地域 (1)		国際分配 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
2690-2700	5.149 5.412	5.149	5.149	2690-2700 J107	地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動) 電波天文	
2700-2900	5.340 5.422	航空無線航行 5.337 無線標準		2700-2900 航空無線航行 J104 無線標準 J191	公共業務用 公共業務用	空港監視レーダー(ASR)用とする。
2900-3100	5.423 5.424	無線標準 5.424A 無線航行 5.426		2900-3100 J152 J154	公共業務用 一般業務用 公共業務用	船舶無線航行用レーダー用とする。
3100-3300	5.425 5.427	無線標準 地球探査衛星(能動) 宇宙研究(能動)		3100-3300 J36 J156	無線標準 地球探査衛星(能動) 宇宙研究(能動)	
3300-3400	5.149 5.428	3300-3400 無線標準 アマチュア 固定 移動		3300-3400 J36	移動 無線標準 公共業務用	
3400-3600	5.149 5.429 5.429A 5.430	3400-3600 固定 固定衛星(宇宙から地球) 移動(航空移動を除く。) 5.430A 無線標準		3400-3456 J157 J216	固定 移動(航空移動を除く。) 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。 放送事業用での使用は、令和4年11月30日までに限る。
		5.282	5.282 5.432A	3456-3600 J157 J216	固定衛星(宇宙から地球) 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
		5.431	5.433			
3600-4200	3600-4200	3600-3700 無線標準 5.433	3600-3700 無線標準 5.433	3600-4200 J158	固定衛星(宇宙から地球) 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
4200-4400	4200-4400	3700-4200 固定 固定衛星(宇宙から地球) 移動(航空移動を除く。) 5.434 無線標準 5.433		4200-4400 J159	航空移動(R) J159A 航空無線航行 J160 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動)	
4400-4500	4400-4500	5.437 5.439 5.440 固定 移動 5.440A		4400-4500	電気通信業務用 移動	

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
4500-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 5.440A		4500-4600	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 一般業務用 公共業務用
			4600-4800	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161 移動	
4800-4900	固定 移動 5.440A 5.441A 5.441B 5.442 電波天文		4800-4900	移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
			4900-5000	移動 J162 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く.) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.149 5.389 5.443			
5000-5010	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙)		5000-5010	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行 無線航行衛星 (地球から宇宙) J120A	公共業務用 公共業務用 一般業務用
5010-5030	航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) 5.328B 5.443B		5010-5030	航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行 無線航行衛星 (宇宙から宇宙) (宇宙から地球) J98 J164	公共業務用 公共業務用 一般業務用
5030-5091	航空移動 (R) 5.443C 航空移動衛星 (R) 5.443D 航空無線航行		5030-5091	航空移動 (R) J169 航空移動衛星 (R) J170 航空無線航行	公共業務用 公共業務用
5091-5150	固定衛星 (地球から宇宙) 5.444A 航空移動 5.444B 航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行	5.444	5091-5150	固定衛星 (地球から宇宙) J167	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用
				航空移動 J166 航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	電気通信業務用 公共業務用
5150-5250	航空無線航行 固定衛星 (地球から宇宙) 5.447A 移動 (航空移動を除く.) 5.446A 5.446B	5.444	5150-5250	固定衛星 (地球から宇宙) J171 J172	電気通信業務用 公共業務用
				J168 移動 J173 J174 J175	電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用
5250-5255	地球探査衛星 (能動) 無線標準 宇宙研究 5.447D 移動 (航空移動を除く.) 5.446A 5.447F		5250-5255	移動 J173 J175 J179 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究	小電力業務用 公共業務用 一般業務用

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5295-5350	5,447E 5,448 5,448A	地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動) 移動 (航空移動を除く.) 5,446A 5,447F	5295-5350 J176 J178	移動 J173, J175, J179 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
5350-5460	5,447E 5,448 5,448A	地球探査衛星 (能動) 5,448B 宇宙研究 (能動) 5,448C 航空無線航行 5,449 無線標定 5,448D	5350-5460 J180	航空無線航行 無線標定 J182 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) J181	航空機無線航行用レーダー用とする。
5460-5470	無線航行 5,449 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 5,448D	無線航行 5,449 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 5,448D	5460-5470 J180	航空無線航行 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 J182	
5470-5570	5,448B	海上無線航行 移動 (航空移動を除く.) 5,446A 5,450A 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定 5,450B	5470-5570 J180	移動 J173, J175, J183 無線標定 J184 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
5570-5650	5,448B 5,450 5,451	海上無線航行 移動 (航空移動を除く.) 5,446A 5,450A 無線標定 5,450B	5570-5650	移動 J173, J175, J183 無線標定 J184	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
5650-5725	5,450 5,451 5,452	無線標定 移動 (航空移動を除く.) 5,446A 5,450A 宇宙研究 (深宇宙)	5650-5725 J82	移動 J183 無線標定 宇宙研究	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
5725-5830	5,282 5,451 5,453 5,454 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	5725-5770 J37	移動 無線標定 宇宙研究	小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。
5830-5850	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	5770-5850 J37	移動 無線標定 宇宙研究	公共業務用又は一般業務用のうち、狭域通信システムの基地局への割当ては、別表 11-3 による。 小電力業務用での使用は狭域通信システム用とし、割当ては別表 8-8 及び別表 8-9 による。
5850-5925	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	5850-5925 J37	無線標定 宇宙研究	
5925-5990	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	5925-5990 J37	無線標定 宇宙研究	
5990-6060	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	5990-6060 J37	無線標定 宇宙研究	
6060-6130	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6060-6130 J37	無線標定 宇宙研究	
6130-6200	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6130-6200 J37	無線標定 宇宙研究	
6200-6270	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6200-6270 J37	無線標定 宇宙研究	
6270-6340	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6270-6340 J37	無線標定 宇宙研究	
6340-6410	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6340-6410 J37	無線標定 宇宙研究	
6410-6480	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6410-6480 J37	無線標定 宇宙研究	
6480-6550	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6480-6550 J37	無線標定 宇宙研究	
6550-6620	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6550-6620 J37	無線標定 宇宙研究	
6620-6690	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6620-6690 J37	無線標定 宇宙研究	
6690-6760	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6690-6760 J37	無線標定 宇宙研究	
6760-6830	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6760-6830 J37	無線標定 宇宙研究	
6830-6900	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6830-6900 J37	無線標定 宇宙研究	
6900-6970	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6900-6970 J37	無線標定 宇宙研究	
6970-7040	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	6970-7040 J37	無線標定 宇宙研究	
7040-7110	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7040-7110 J37	無線標定 宇宙研究	
7110-7180	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7110-7180 J37	無線標定 宇宙研究	
7180-7250	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7180-7250 J37	無線標定 宇宙研究	
7250-7320	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7250-7320 J37	無線標定 宇宙研究	
7320-7390	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7320-7390 J37	無線標定 宇宙研究	
7390-7460	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7390-7460 J37	無線標定 宇宙研究	
7460-7530	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7460-7530 J37	無線標定 宇宙研究	
7530-7600	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7530-7600 J37	無線標定 宇宙研究	
7600-7670	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7600-7670 J37	無線標定 宇宙研究	
7670-7740	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7670-7740 J37	無線標定 宇宙研究	
7740-7810	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7740-7810 J37	無線標定 宇宙研究	
7810-7880	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7810-7880 J37	無線標定 宇宙研究	
7880-7950	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7880-7950 J37	無線標定 宇宙研究	
7950-8020	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	7950-8020 J37	無線標定 宇宙研究	
8020-8090	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8020-8090 J37	無線標定 宇宙研究	
8090-8160	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8090-8160 J37	無線標定 宇宙研究	
8160-8230	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8160-8230 J37	無線標定 宇宙研究	
8230-8300	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8230-8300 J37	無線標定 宇宙研究	
8300-8370	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8300-8370 J37	無線標定 宇宙研究	
8370-8440	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8370-8440 J37	無線標定 宇宙研究	
8440-8510	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8440-8510 J37	無線標定 宇宙研究	
8510-8580	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8510-8580 J37	無線標定 宇宙研究	
8580-8650	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8580-8650 J37	無線標定 宇宙研究	
8650-8720	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8650-8720 J37	無線標定 宇宙研究	
8720-8790	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8720-8790 J37	無線標定 宇宙研究	
8790-8860	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8790-8860 J37	無線標定 宇宙研究	
8860-8930	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8860-8930 J37	無線標定 宇宙研究	
8930-9000	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	8930-9000 J37	無線標定 宇宙研究	
9000-9070	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9000-9070 J37	無線標定 宇宙研究	
9070-9140	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9070-9140 J37	無線標定 宇宙研究	
9140-9210	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9140-9210 J37	無線標定 宇宙研究	
9210-9280	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9210-9280 J37	無線標定 宇宙研究	
9280-9350	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9280-9350 J37	無線標定 宇宙研究	
9350-9420	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9350-9420 J37	無線標定 宇宙研究	
9420-9490	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9420-9490 J37	無線標定 宇宙研究	
9490-9560	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9490-9560 J37	無線標定 宇宙研究	
9560-9630	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9560-9630 J37	無線標定 宇宙研究	
9630-9700	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9630-9700 J37	無線標定 宇宙研究	
9700-9770	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9700-9770 J37	無線標定 宇宙研究	
9770-9840	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9770-9840 J37	無線標定 宇宙研究	
9840-9910	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9840-9910 J37	無線標定 宇宙研究	
9910-9980	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9910-9980 J37	無線標定 宇宙研究	
9980-10050	5,150 5,453 5,455	無線標定 宇宙研究 (深宇宙)	9980-10050 J37	無線標定 宇宙研究	

第一地域 (1)		国際分配 (MHz) (2)		第三地域 (3)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
移動	移動 了々子エ 無線標定	移動 無線標定	5.150	5.150	移動	移動	公共業務用 放送事業用	
5.150	5.150	5.150	5.150	5.150	移動	移動	公共業務用 放送事業用	
5925-6700	5.457 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.457C	5.457A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457B 移動 5.457C	5.457A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457B 移動 5.457C	5.457A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457B 移動 5.457C	5925-6425 J186 固定衛星 (地球から宇宙) J187 固定衛星 (地球から宇宙)	5925-6425 J186 固定衛星 (地球から宇宙) J187 固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
6700-7075	5.449 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.440 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.440 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	6570-6870 J187A 固定衛星 (地球から宇宙) 6870-7075 J161 固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定衛星 (地球から宇宙)	6570-6870 J187A 固定衛星 (地球から宇宙) 6870-7075 J161 固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
7075-7145	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	7075-7125 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7125-7145 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	7075-7125 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7125-7145 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
7145-7190	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.459 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	7145-7190 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7190-7235 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	7145-7190 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7190-7235 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
7190-7235	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.459 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	7190-7235 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7235-7250 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	7190-7235 J188 固定衛星 (地球から宇宙) 7235-7250 J188 固定衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
7235-7250	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.460A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	7235-7250 J188A 固定衛星 (地球から宇宙) 7250-7425 J189 固定衛星 (地球から宇宙)	7235-7250 J188A 固定衛星 (地球から宇宙) 7250-7425 J189 固定衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
7250-7300	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.460A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.458 固定衛星 (地球から宇宙) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	7250-7425 J189 固定衛星 (宇宙から地球) 7300-7375 J189A 固定衛星 (宇宙から地球)	7250-7425 J189 固定衛星 (宇宙から地球) 7300-7375 J189A 固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
7300-7375	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	7300-7375 J189A 固定衛星 (宇宙から地球) 7425-7750 J189B 固定衛星 (宇宙から地球)	7300-7375 J189A 固定衛星 (宇宙から地球) 7425-7750 J189B 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
7375-7450	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.461 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	7425-7750 J189B 固定衛星 (宇宙から地球)	7425-7750 J189B 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
7450-7550	移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球)	5.461AA 5.461AB			
	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球)	5.461AA 5.461AB			
7580-7750	5.461A 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)				
7750-7900	固定 海上移動衛星 (宇宙から地球)	5.461AA 5.461AB			
7900-8025	固定 移動	5.461B	7900-8025 J191	固定 移動 (航空移動を除く。) 気象衛星 (宇宙から地球) J190	公共業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用
8025-8175	5.461 地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463		8025-8175 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
8175-8215	5.462A 地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 気象衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463		8175-8215 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
8215-8400	5.462A 地球探査衛星 (宇宙から地球) 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.463		8215-8400 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
8400-8500	5.462A 固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球)	5.465 5.466	8400-8500	固定 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (宇宙から地球) J192	公共業務用 公共業務用 一般業務用
8500-8550	無線標定 5.468 5.469		8500-8550	無線標定	公共業務用
8550-8650	無線標定 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動)		8550-8650 J193	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用
8650-8750	5.468 5.469 5.469A 無線標定		8650-8750	無線標定	公共業務用
8750-8850	5.468 5.469 無線標定 航空無線航行 5.470		8750-8850	航空無線航行	公共業務用 一般業務用

第一地域 (1)	国際分配 (MHz)		国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
8850-9000	5.471 無線標準 海上無線航行 5.472		8850-9000 無線標準 海上無線航行 J194 無線標準	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
9000-9200	5.473 航空無線航行 5.337 無線標準		9000-9200 航空無線航行 J104 無線標準	公共業務用	
9200-9300	5.471 5.473A 海上無線航行 5.472 無線標準 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C		9200-9300 海上無線航行 J194 無線標準 地球探査衛星 (能動) J195A J195B J195C J195D	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンズ用とする。
9300-9500	5.473 5.474 5.474D 無線航行 5.475 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)		9300-9500 海上無線航行 J154 航空無線航行 J196 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンズ用及び船舶無線航行用レーダート用とする。 航空機無線航行用レーダート用とする。
9500-9800	5.427 5.474 5.475A 5.475B 5.476A 無線標準 無線航行 宇宙研究 (能動) 地球探査衛星 (能動)		9500-9800 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
9800-9900	5.476A 無線標準 固定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)		9800-9900 固定 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	
9900-10000	5.477 5.478 5.478A 5.478B 無線標準 地球探査衛星 (能動) 固定		9900-10000 固定 無線標準 地球探査衛星 (能動) J195A J195B J195C J195D	公共業務用 一般業務用	

第3表 10GHz - 3000GHz

第一地域 (1)	国 際 分 配 (2)	第三地域 (3)	国内分 配 (GHz) (4)		無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C γ_γγ_γγ_γ	10-10.4 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C γ_γγ_γγ_γ	10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C γ_γγ_γγ_γ	10-10.25 J202	無線標定 地球探査衛星 (能動) J195A J195B J195C J195D γ_γγ_γγ_γ	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
5.474D 5.479	5.474D 5.479 5.480	5.474D 5.479	10.25-10.4 J202	移動 地球探査衛星 (能動) J195A J195B J195C J195D	公共業務用 一般業務用	
10.4-10.45 固定 移動 無線標定 γ_γγ_γγ_γ	10.4-10.45 無線標定 γ_γγ_γγ_γ	10.4-10.45 固定 移動 無線標定 γ_γγ_γγ_γ	10.4-10.45	固定 移動	放送事業用	
10.45-10.5	無線標定 γ_γγ_γγ_γ γ_γγ_γγ_γ衛星		10.45-10.5 J203	γ_γγ_γγ_γ γ_γγ_γγ_γ衛星	γ_γγ_γγ_γ業務用	
10.5-10.55 固定 移動 無線標定	5.481 10.5-10.55 固定 移動 無線標定		10.5-10.55	無線標定	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体試験知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
10.55-10.6	固定 移動 (航空移動を除く。) 無線標定		10.55-10.6	固定 移動 (航空移動を除く。)	放送事業用	
10.6-10.68	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動) 無線標定		10.6-10.68 J36	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	放送事業用	
10.68-10.7	5.149 5.482 5.482A 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		10.68-10.7	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
10.7-10.95	5.340 5.483 10.7-10.95 固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.441 5.484 移動 (航空移動を除く。)		10.7-11.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161 J206 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	随時回線用とする。
10.95-11.2	10.95-11.2 固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.484 5.484B 5.484A 移動 (航空移動を除く。)					
11.2-11.45	11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 移動 (航空移動を除く。)					

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)				
(地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。)	5.484							
11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動 (航空移動を除く。)	5.484	11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)						
11.7-12.5 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	5.485	11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 移動 (航空移動を除く。)	11.7-12.2 固定 移動 (航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492			11.7-12.2 J204 J205 放送 J15 放送衛星 J15	放送用 放送用	割当ては、別表1-2による。
5.487 5.487A	5.485 5.489	12.1-12.2 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488	12.1-12.2 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.487 5.487A					
12.5-12.75 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙)	5.487A 5.488 5.490	12.7-12.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)	12.5-12.75 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動 (航空移動を除く。)			12.5-12.75 固定衛星 (宇宙から地球) J206 移動衛星 (宇宙から地球) 放送衛星 J88 放送衛星 J15	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送用	
5.494 5.495 5.496	5.487A 5.488 5.490	12.75-13.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.441 移動 宇宙研究 (深宇宙) 宇宙研究 (宇宙から地球)	12.75-12.95 固定衛星 (地球から宇宙) J161 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J161			12.75-12.95 固定衛星 (地球から宇宙) J161 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球) 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J161	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	
13.25-13.4	5.498A 5.499	地球探査衛星 (能動) 航空無線航行 5.497 宇宙研究 (能動)	13.25-13.4 J209 航空無線航行 J210 地球探査衛星 (能動) 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)			13.25-13.4 J209 航空無線航行 J210 地球探査衛星 (能動) 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 公共業務用 一般業務用	
13.4-13.65 固定衛星 (宇宙から地球) 5.499A 5.499B 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	5.498A 5.499	13.4-13.65 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.499C 5.499D 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	13.4-13.65 J212 無線航行 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J212A J212B 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)			13.4-13.65 J212 無線航行 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J212A J212B 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用 公共業務用	

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz) 第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
5.499E 5.500 5.501 5.501B	5.499 5.500 5.501 5.501B			無線局 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J206 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
13.65-13.75	無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 5.501A 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)		13.65-13.75 J211 J212	無線航行 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 J211 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
13.75-14	5.499 5.500 5.501 5.501B 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 無線標準 地球探査衛星 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究		13.75-14 J213 J214	固定衛星 (地球から宇宙) J206 無線航行 無線標準 地球探査衛星 宇宙研究 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 公共業務用 一般業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用及び衛星補助放送の放送番組中継とする。
14-14.25	5.499 5.500 5.501 5.502 5.503 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.504C 5.506A 宇宙研究		14-14.4 J207	固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 移動衛星 (地球から宇宙) J215	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフレイミング用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。
14.25-14.3	5.504A 5.505 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 無線航行 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.508A 宇宙研究					
14.3-14.4	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動衛星 (地球から宇宙) 5.506 5.506B 5.506A 無線航行衛星 無線航行衛星	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動衛星 (地球から宇宙) 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 5.506A 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星				
14.4-14.47	5.504A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.484B 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 5.504B 5.506A 5.509A 宇宙研究 (宇宙から地球)		14.4-14.47 J207	固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) J215	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフレイミング用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。
14.47-14.5	5.504A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 電波天文		14.47-14.5 J207	固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) J215 電波天文	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、放送用のフレイミング用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。 随時回線用に限る。
14.5-14.75	5.149 5.504A 固定		14.5-15.35	固定	電気通信業務用	

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
国		際		配 (GHz)				
14.75-14.8 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.510 移動 宇宙研究 5.509G	固定衛星 (地球から宇宙) 5.509F 5.510 移動 宇宙研究 5.509G	14.75-14.8 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.509B 5.509C 5.509D 5.509E	J106	移動 宇宙研究	公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回線用とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用とする。		
15.35-15.4 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.339	15.35-15.4 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	公共業務用				
15.4-15.43 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	5.340 5.511	15.4-15.43	航空無線航行 J219 J220	公共業務用				
15.43-15.63 固定衛星 (地球から宇宙) 5.511A 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	5.511C	15.43-15.63 J218	固定衛星 (地球から宇宙) J217 航空無線航行 無線標定 J219 J220	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用				
15.63-15.7 無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	5.512 5.513	15.63-15.7 15.7-17.2	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用 一般業務用				
16.6-17.1 無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	5.512 5.513	16.6-17.1	無線標定 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用				
17.1-17.2 無線標定	5.512 5.513	17.1-17.2	無線標定	公共業務用				
17.2-17.3 地球探査衛星 (能動) 無線標定 宇宙研究 (能動)	5.512 5.513 5.513A	17.2-17.3 J221	無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用				
17.3-17.7 固定衛星 (地球から宇宙) 5.516 放送衛星 無線標定	5.512 5.513 5.513A	17.3-17.7	固定衛星 (地球から宇宙) J222	公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のフレイミング用への割当ては、別表1-2による。			
17.7-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.517A 5.516 移動	5.514 5.515	17.7-18.1 17.7-17.82	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J222A 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。11.7-12.2GHz帯を使用した衛星基幹放送局のフレイミング用への割当ては、別表1-2による。			

第一地域 (1)	国 際 分 配 (2)	第三地域 (3)	国内 分 配 (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 する 条 件 (6)
	移動 5.515 17.8-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.517A (地球から宇宙) 5.516 移動		17.82-17.85 固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 移動 J206 J222A 固定衛星 (地球から宇宙) J222	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフアイーディングリンク用とする。
			17.85-17.97 固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。
			17.97-18.1 固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J222A 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J222	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフアイーディングリンク用とする。
18.1-18.4	5.519 固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.520 移動	5.484A 5.510B 5.517A 5.520 移動	18.1-18.4 J223 固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J222A (地球から宇宙) J222 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフアイーディングリンク用とする。
18.4-18.6	5.519 5.521 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.484A 5.510B 5.517A 移動	18.4-18.57 固定 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J222A 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
18.6-18.8	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.516B 5.517A 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動)	18.6-18.8 地球探査衛星 (受動) 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.517A 5.522B 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究 (受動)	18.6-18.72 J224 固定 固定衛星 (宇宙から地球) J225 地球探査衛星 (受動) J222A J225 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 移動 (航空移動を除く。) J222A J225 固定衛星 (宇宙から地球) J222A J225 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用での使用は、エントランス回線用とする。
5.522A 5.522C 18.8-19.3	5.522A 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	5.522A 5.516B 5.517A 5.523A	18.8-19.22 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用	

第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) 5.523C 5.523D 5.523E 移動	5.517A 5.523B	19.3-19.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) (地球から宇宙) J222A J227 J228 J229 移動 J230	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
19.7-20.1	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 移動衛星 (宇宙から地球)	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 移動衛星 (宇宙から地球)	19.7-20.1	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	5.484A 5.484B 5.516B 5.527A	20.1-20.2 J233 J234 J235 J236	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用
20.2-21.2	5.524 5.525 5.526 5.527 5.528 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数帯域衛星 (宇宙から地球)	5.524 5.525 5.526 5.527 5.528	20.2-21.2	移動 J231 固定 J231 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 標準周波数帯域衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用
21.2-21.4	5.524 地球探査衛星 (受動) 移動 宇宙研究 (受動)	21.2-21.4	21.2-21.4	固定 移動 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	公共業務用 一般業務用
21.4-22	21.4-22 固定 5.530E 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 J237 J238	固定 移動 放送 J15 放送衛星 J15 J48	公共業務用 放送用
22-22.21	5.530A 5.530B 固定 移動 (航空移動を除く。)	5.530A 5.530B 5.531	22-22.14 J36	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 電気通信業務用
22.21-22.5	5.149 地球探査衛星 (受動) 固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)	22.21-22.5	22.21-22.5 J36	固定 移動 (航空移動を除く。) 地球探査衛星 (受動) J241 宇宙研究 (受動) J241 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
22.5-22.55	5.149 5.532 固定 移動	22.5-22.55	22.5-22.55	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用

第一地域 (1)	国 際 分 配 (2)	第三地域 (3)	国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
22.55-23.15	固定 衛星間 5.338A 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) 5.532A		22.55-22.6	固定 衛星間	電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とする。
				移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 一般業務用	
			22.6-22.74	固定 衛星間 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
23.15-23.55	5.149 固定 衛星間 5.338A 移動		23-23.2	固定 衛星間	電気通信業務用 公共通信業務用	エントランス回線用とする。
				移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J242	公共業務用 一般業務用	
			23.2-23.55	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
23.6-24	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.340	23.6-24	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用	
				移動	一般業務用	
				衛星間	電気通信業務用 公共業務用	
24-24.05	γ-γチェユア γ-γチェユア衛星	5.150	24-24.05	γ-γチェユア γ-γチェユア衛星	γ-γチェユア業務用	
				移動	一般業務用	
				無線標準 γ-γチェユア 地球探査衛星 (能動)	公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
24.05-24.25	5.150		24.05-24.25	無線標準 J37	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は移動体験知センサー用とし、割当ては別表9-12による。
				移動	公共業務用 一般業務用	
				地球探査衛星 (能動)	公共業務用 一般業務用	
24.25-24.45	24.25-24.45 固定 5.532A 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	5.150	24.25-24.45	無線航行	電気通信業務用	
				固定	公共通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				移動 5.338A 5.532AB	公共業務用 一般業務用	
24.45-24.65	24.45-24.65 固定 5.532A 衛星間		24.45-24.65	無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				固定	公共通信業務用 公共業務用 一般業務用	
				移動	公共業務用 一般業務用	

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)				
移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB 無線航行	移動 5.338A 5.532AB 無線航行	移動 5.338A 5.532AB 無線航行	衛星間 J244 無線航行	衛星間 J244 無線航行	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.65-24.75 固定 5.532A 衛星間 無線標準衛星 (地球から宇宙) 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間 移動 5.338A 5.532AB	24.65-24.75 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 衛星間 移動 5.338A 5.532AB	24.65-24.75 固定 移動 J243	24.65-24.75 固定 移動 J243	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用	放送事業用での使用は、衛星基幹放送局のフレイミング用とする。	
24.75-25.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.532B 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.75-25.25 固定 5.532A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動 (航空移動を除く。) 5.338A 5.532AB	24.75-25.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動 5.338A 5.532AB	24.75-25.25 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.535 移動 5.338A 5.532AB	固定衛星 (地球から宇宙) J245 移動	固定衛星 (地球から宇宙) J245 移動	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用	小電力データ通信システム用とし、割当ては別表 8-5 による。	
25.25-25.5 衛星間 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	25.25-25.5 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	25.25-25.5 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	25.25-25.5 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	固定 衛星間 J246	固定 衛星間 J246	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。	
25.5-27 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B 固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	25.5-27 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B 固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	25.5-27 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B 固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C 標準周波数報時衛星 (地球から地球)	25.5-27 地球探査衛星 (宇宙から地球) 5.536B 固定 5.534A 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB 宇宙研究 (宇宙から地球) 5.536C 標準周波数報時衛星 (地球から地球)	固定 衛星間 J247 宇宙研究 (宇宙から地球) J247 J247 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	固定 衛星間 J247 宇宙研究 (宇宙から地球) J247 J247 標準周波数報時衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	割当ては、別表 10-1 による。	
27-27.5 固定 衛星間 5.536 移動 5.338A 5.532AB	27-27.5 固定 5.536A 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 5.536 5.537 移動 5.338A 5.532AB	27-27.5 固定 5.536A 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 5.536 5.537 移動 5.338A 5.532AB	27-27.5 固定 5.536A 固定衛星 (地球から宇宙) 衛星間 5.536 5.537 移動 5.338A 5.532AB	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J222A J249 移動 固定 J252	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J222A J249 移動 固定 J252	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3 による。	
27.5-28.5 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.539 移動	27.5-28.5 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.539 移動	27.5-28.5 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.539 移動	27.5-28.5 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.517A 5.539 移動	固定衛星 (地球から宇宙) J251 移動 J252A 固定	固定衛星 (地球から宇宙) J251 移動 J252A 固定	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	ローカル 3G 用とする。	
5.538 5.540	5.538 5.540	5.538 5.540	5.538 5.540					

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz) (2)	第三地域 (3)	国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
28.5-29.1	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.523A 5.539 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541	5.484A 5.516B 5.517A 5.523C 5.523E 5.535A 5.539 5.541A 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541	28.5-29.1 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J222A J226 J232 J249 移動 J252A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	ローカル5G用とする。
29.1-29.5	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.527A 5.539 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541	5.540 固定衛星 (地球から宇宙) 5.527A 5.539 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541	29.1-29.5 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J222A J229 J230 J232 J249 J254 J255 移動 固定 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用での使用は誘導無線通信として、割当ては別表10-3による。
29.5-29.9	5.540 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 移動衛星 (地球から宇宙)	29.5-29.9 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 移動衛星 (地球から宇宙)	29.5-29.9 J233 J234 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙) 固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	
29.9-30	5.540 5.542 固定衛星 (地球から宇宙) 5.527A 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.525 5.526 5.527 5.529	5.540 5.542 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.484B 5.516B 5.527A 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.543	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251 固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 J255A 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253 J257	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
30-31	5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 移動衛星 (地球から宇宙) 標準周波数表衛星 (宇宙から地球)	5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 移動衛星 (地球から宇宙) 標準周波数表衛星 (宇宙から地球)	30-31 固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙) 標準周波数表衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	
31-31.3	5.542 固定 5.338A 5.543B 移動 標準周波数表衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 5.544 5.545	5.542 固定 5.338A 5.543B 移動 標準周波数表衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 5.544 5.545	31-31.3 J36 固定 J258 移動 (航空移動を除く。) 標準周波数表衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 J259	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
31.3-31.5	5.149 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.149 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	31.3-31.5 J36 J107 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
31.5-31.8	5.340 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.340 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	31.5-31.8 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
5.149 5.546	5.340	5.149	31.8-32 J260 J262	固定 J261 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
31.8-32	固定 5.547A 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)			固定 J261	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
32-32.3	5.547 5.547B 5.548		32-32.3 J260 J262	固定 J261 無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
32-3-33	5.547 5.547C 5.548		32.3-33 J260 J262	固定 J261 無線航行 衛星間	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用
33-33.4	5.547 5.547D 5.548		33-33.4 J260	固定 J261 無線航行	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
33.4-34.2	5.547 5.547E		33.4-34.2	無線航行 無線航行	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
34.2-34.7	5.549		34.2-34.7	無線航行 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用
34.7-35.2	無線航行 宇宙研究 5.550		34.7-35.2	無線航行 宇宙研究	公共業務用 一般業務用
35.2-35.5	5.549		35.2-35.5	無線航行 無線航行 気象援助	公共業務用 一般業務用
35.5-36	5.549		35.5-36 J263	無線航行 気象援助 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用
36-37	5.549 5.549A		36-37 J36 J264	固定 移動 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
37-37.5	5.149 5.550A		37-37.5 J260	固定 移動 (航空移動を除く) 宇宙研究 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用
37.5-38	5.547		37.5-38 J260	固定	電気通信業務用 公共業務用

第一地域 (1)	国 際 分 配 (2)	(GHz)	第三地域 (3)	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
42-5-43.5	5.547 5.551F 5.551H 5.551I	固定		42-5-43.5 J36 J260	放送 J15 放送衛星 J15	
43-5-47	5.149 5.547 移動 5.553 5.553A 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	5.554		43-5-47 J268	移動 J267 放送衛星 J15 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用
47-2-47.5	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.553B	5.552A		47-2-47.5 J269 J270	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用
47-5-47.9	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.552B 5.552C 5.552D 5.552E 5.552F 5.552G 5.552H 5.552I 5.552J 5.552K 5.552L 5.552M 5.552N 5.552O 5.552P 5.552Q 5.552R 5.552S 5.552T 5.552U 5.552V 5.552W 5.552X 5.552Y 5.552Z	47-5-47.9		47-5-47.9 J269	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用
47-9-48.2	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.553B	5.552A		47-9-48.2 J269 J270	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用
48-2-48.54	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.552B 5.552C 5.552D 5.552E 5.552F 5.552G 5.552H 5.552I 5.552J 5.552K 5.552L 5.552M 5.552N 5.552O 5.552P 5.552Q 5.552R 5.552S 5.552T 5.552U 5.552V 5.552W 5.552X 5.552Y 5.552Z	48-2-50.2		48-2-50.2 J36 J269 J271	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用
48-54-49.44	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.552B 5.552C 5.552D 5.552E 5.552F 5.552G 5.552H 5.552I 5.552J 5.552K 5.552L 5.552M 5.552N 5.552O 5.552P 5.552Q 5.552R 5.552S 5.552T 5.552U 5.552V 5.552W 5.552X 5.552Y 5.552Z	5.552A		48-54-49.44	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用
49-44-50.2	5.552A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 5.552B 5.552C 5.552D 5.552E 5.552F 5.552G 5.552H 5.552I 5.552J 5.552K 5.552L 5.552M 5.552N 5.552O 5.552P 5.552Q 5.552R 5.552S 5.552T 5.552U 5.552V 5.552W 5.552X 5.552Y 5.552Z	5.552A		49-44-50.2	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J264A	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
(地球から宇宙) 5.550C 5.552 (宇宙から地球) 5.554A 5.555B 移動	5.338A 5.550C 5.552 5.516B	5.149 5.340 5.555	5.149 5.340 5.555	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
50.2-50.4 移動	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	5.340	50.2-50.4 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	割当ては、別表7-4による。
50.4-51.4	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.338A 5.550C 移動 移動衛星 (地球から宇宙)		50.4-51.4 J260 J272	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J264A 移動衛星 (地球から宇宙)	
51.4-52.4	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.555C 移動		51.4-52.4 J260 J272	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J271A	
52.4-52.6	5.338A 5.547 5.556 固定 5.338A 移動		52.4-52.6 J206 J272	固定 移動	
52.6-54.25	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	5.547 5.556	52.6-54.25 J107 J272	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	
54.25-55.78	5.340 5.556 地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.556A 宇宙研究 (受動)		54.25-55.78 J275	衛星間 J274 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
55.78-56.9	5.556B 地球探査衛星 (受動) 固定 5.557A 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		55.78-56.9 J260	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 固定 J276 移動 J277 衛星間 J274 無線帯 無線帯	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
56.9-57	5.547 5.557 地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.558A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		56.9-57 J260	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 固定 移動 J277 衛星間 J278 無線帯 無線帯	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
57-58.2	5.547 5.557 地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 5.556A 移動 5.558 宇宙研究 (受動)		57-58.2 J260	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 固定 衛星間 J274	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 する 条 件 (6)	
	第二地域 (2)	第三地域 (3)				
58-2-59	地球探査衛星 (受動) 固定 移動 宇宙研究 (受動)		58-2-59 J260 J272	<p>移動 J273 J277</p> <p>無線標定</p> <p>地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)</p> <p>固定</p> <p>移動 J273</p>	<p>公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用</p> <p>電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用</p>	<p>小電力業務用での使用は小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。</p>
59-59.3	地球探査衛星 (受動) 固定 衛星間 移動 5.558 無線標定 5.559 宇宙研究 (受動)		59-59.3 J29	<p>無線標定</p> <p>地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)</p> <p>固定</p> <p>衛星間 J274</p> <p>移動 J277</p> <p>無線標定 J279</p>	<p>公共業務用 一般業務用 電気通信業務用</p> <p>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>公共業務用 小電力業務用 小電力業務用 一般業務用</p>	<p>小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>小電力業務用での使用は移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。</p>
59.3-64	固定 衛星間 移動 5.558 無線標定 5.559		59.3-64 J29	<p>固定</p> <p>衛星間</p> <p>移動 J277</p> <p>無線標定 J279</p>	<p>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>公共業務用 小電力業務用 小電力業務用 一般業務用</p>	<p>小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>ミリ波レーダー用及び移動体検知センサー用とし、ミリ波レーダー用の割当ては別表9-11により、移動体検知センサー用の割当ては別表9-12による。</p>
64-65	固定 衛星間 移動 (航空移動を除く。)		64-65 J260 J272	<p>固定</p> <p>衛星間</p> <p>移動</p> <p>無線標定</p>	<p>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>公共業務用 小電力業務用 小電力業務用 一般業務用</p>	<p>小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。</p>
65-66	地球探査衛星 固定 衛星間 移動 (航空移動を除く。) 宇宙研究		65-66 J260	<p>衛星間</p> <p>移動</p> <p>無線標定</p> <p>地球探査衛星 宇宙研究</p>	<p>公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用</p> <p>公共業務用 小電力業務用 小電力業務用 一般業務用</p>	<p>小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。</p>
66-71	衛星間 移動 5.547 5.558 5.559AA		66-71 J268	<p>衛星間</p> <p>移動衛星</p>	<p>電気通信業務用 公共業務用</p>	<p>小電力データ通信システム用とし、割当ては別表8-5による。</p> <p>移動体検知センサー用とし、割当ては別表9-12による。</p>

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	移動衛星 無線航行 無線航行衛星		移動 J267 J277	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	
	5.554		無線航行衛星 一般業務用		
71-74	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 移動衛星 (宇宙から地球)		71-74 J282	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用
74-76	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 放送 放送衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)		74-76 J282	固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送用
76-77.5	5.561 電波天文 無線標準 レーザ衛星 レーザ衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)		76-77.5 J36	無線標準 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用
77.5-78	5.149 レーザ衛星 レーザ衛星衛星 無線標準 5.5598 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)		77.5-78 J36	レーザ衛星 レーザ衛星衛星 無線標準 宇宙研究 (宇宙から地球) レーザ衛星 レーザ衛星衛星 電波天文	レーザ衛星業務用 レーザ衛星業務用 小電力業務用 公共業務用 一般業務用
78-79	5.149 無線標準 レーザ衛星 レーザ衛星衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)		78-79 J36 J280	無線標準 宇宙研究 (宇宙から地球) 一般業務用 公共業務用 レーザ衛星業務用	小電力業務用での使用はミリ波レーザ用とし、割当ては別表9-11による。
79-81	5.149 5.560 電波天文 無線標準 レーザ衛星 レーザ衛星衛星 宇宙研究 (宇宙から地球)		79-81 J36	無線標準 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	小電力業務用での使用はミリ波レーザ用とし、割当ては別表9-11による。
81-84	5.149 固定 5.338A 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)		81-84 J36 J281	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 公共業務用

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
84-86	5.149 5.561A 固定 5.338A 固定衛星 (地球から宇宙) 5.561B 移動 電波天文		84-86 J36 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) J283 電波天文	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 放送事業用	
86-92	5.149 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		86-92 J107 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
92-94	5.340 固定 5.338A 移動 電波天文 無線標準		92-94 J36 固定 移動 無線標準	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
94-94.1	5.149 地球探査衛星 (能動) 無線標準 宇宙研究 (能動) 電波天文		94-94.1 J284 J285 無線標準 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 電波天文	公共業務用 一般業務用	
94.1-95	5.562 5.562A 固定 移動 電波天文 無線標準		94.1-95 J36 固定 移動 無線標準	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
95-100	5.149 固定 移動 電波天文 無線標準 無線航行 無線航行衛星 無線標準		95-100 J36 J268 固定 移動 無線航行 無線航行衛星 無線標準 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
100-102	5.149 5.554 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		100-102 J107 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
102-105	5.340 5.341 固定 移動 電波天文		102-105 J36 固定 移動 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
105-109.5	5.149 5.341 固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B		105-109.5 J36 固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) J286	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
109.5-111.8	5.149 5.341 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		109.5-111.8 J107 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		

第一地域 (1)		第二地域 (2)		第三地域 (3)		国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)		周波数の使用に関する条件 (6)	
111.8-114.25	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.562B		111.8-114.25 J36	固定 移動 電波天文 宇宙研究 (受動)	J286	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用				
114.25-116	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)	5.149 5.341		114.25-116 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文						
116-119.98	地球探査衛星 (受動) 衛星間 宇宙研究 (受動)	5.340 5.341		116-119.98	衛星間 J287 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		電気通信業務用 公共業務用				
119.98-122.25	地球探査衛星 (受動) 衛星間 5.562C 宇宙研究 (受動)	5.341		119.98-122.25 J29	衛星間 J287 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		放送事業用 電気通信業務用 公共業務用				
122.25-123	固定 衛星間 移動 5.558 テラチユア	5.138 5.341		122.25-123 J29	固定 移動 J277 衛星間		電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用				
123-130	5.138 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 電波天文 5.562D			123-130 J36 J268	テラチユア 固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球) 無線航行 無線航行衛星 移動 J84 電波天文		電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用 放送事業用				
130-134	5.149 5.554 地球探査衛星 (能動) 5.562E 固定 衛星間 移動 5.558 電波天文			130-134 J36 J285	固定 移動 J277 衛星間 地球探査衛星 (能動) J288 電波天文		電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用				
134-136	5.149 5.562A テラチユア テラチユア衛星 電波天文			134-136	テラチユア テラチユア衛星 電波天文		テラチユア業務用 公共業務用 一般業務用				
136-141	電波天文 無線標準 テラチユア テラチユア衛星			136-141 J36	無線標準 電波天文 テラチユア テラチユア衛星		公共業務用 一般業務用 テラチユア業務用				
141-148.5	5.149 固定 移動 電波天文 無線標準			141-148.5 J36	固定 移動 無線標準		電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用				
148.5-151.5	5.149 地球探査衛星 (受動) 電波天文			148.5-151.5 J107	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)						

第一地域 (1)	国 際 分 配 (GHz)		国内 分 配 (GHz) (4)	無 線 局 の 目 的 (5)	周 波 数 の 使 用 に 関 す る 条 件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
151.5-155.5	5.340 固定 移動 電波天文 無線標定		151.5-155.5 J36 固定 移動 無線標定	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
155.5-158.5	5.149 固定 移動 電波天文		155.5-158.5 J36 固定 移動 電波天文	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用	
158.5-164	5.149 固定 固定衛星(宇宙から地球) 移動 移動衛星(宇宙から地球)		158.5-164 固定 移動 固定衛星(宇宙から地球) 移動衛星(宇宙から地球)	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用 電氣通信業務用 公共業務用	
164-167	5.340 地球探査衛星(受動) 電波天文 宇宙研究(受動)		164-167 J107 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動) 電波天文	電氣通信業務用 公共業務用	
167-174.5	5.340 固定 固定衛星(宇宙から地球) 衛星間 移動 5.558		167-174.5 J36 固定 移動 J277 固定衛星(宇宙から地球) 衛星間	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用 電氣通信業務用 公共業務用	
174.5-174.8	5.149 5.5620 固定 衛星間 移動 5.558		174.5-174.8 固定 移動 J277 衛星間	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用 電氣通信業務用 公共業務用	
174.8-182	地球探査衛星(受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究(受動)		174.8-182 衛星間 J291 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動)	電氣通信業務用 公共業務用	
182-185	地球探査衛星(受動) 電波天文 宇宙研究(受動)		182-185 J107 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動) 電波天文	電氣通信業務用 公共業務用	
185-190	5.340 地球探査衛星(受動) 衛星間 5.562H 宇宙研究(受動)		185-190 衛星間 J291 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動)	電氣通信業務用 公共業務用	
190-191.8	地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動)		190-191.8 J107 地球探査衛星(受動) 宇宙研究(受動)	電氣通信業務用 公共業務用	
191.8-200	5.340 固定 衛星間 移動 5.558 移動衛星 無線航行 無線航行衛星		191.8-200 J36 J268 固定 移動 J277 衛星間 移動衛星 無線航行 無線航行衛星	電氣通信業務用 公共業務用 一般業務用 電氣通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用	

第一地域 (1)	国際分配 (GHz)		国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
200-209	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		200-209 J107 J292 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	無線通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
209-217	5.340 5.341 5.563A 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文		209-217 J36 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
217-226	5.149 5.341 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文 宇宙研究 (受動) 5.562B		217-226 J36 固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 宇宙研究 (受動) J286 電波天文	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
226-231.5	5.149 5.341 地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		226-231.5 J107 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文		
231.5-232	5.340 固定 移動 無線標準		231.5-232 固定 移動 無線標準	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
232-235	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 無線標準		232-235 固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 無線標準	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
235-238	地球探査衛星 (受動) 固定衛星 (宇宙から地球) 宇宙研究 (受動)		235-238 J292 J293 固定衛星 (宇宙から地球) 地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)	電気通信業務用 公共業務用	
238-240	5.563A 5.563B 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 無線標準 無線航行 無線航行衛星		238-240 固定 移動 固定衛星 (宇宙から地球) 無線標準 無線航行 無線航行衛星	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
240-241	固定 移動 無線標準		240-241 固定 移動 無線標準	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	
241-248	電波天文 無線標準 アマチュア衛星		241-248 J29 J36 無線標準 電波天文 アマチュア衛星	一般業務用 アマチュア業務用	
248-250	5.138 5.149 アマチュア衛星		248-250 アマチュア衛星	アマチュア業務用	

第一地域 (1)	国際分配 (GHz)		国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	第二地域 (2)	第三地域 (3)			
	ソブチエツ衛星 電波天文		J36	ソブチエツ衛星 電波天文	
250-252	地球探査衛星 (受動) 電波天文 宇宙研究 (受動)		250-252 J107 J292	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) 電波天文	
252-265	5. 340 5. 563A 固定 移動 移動衛星 (地球から宇宙) 電波天文 無線航行 無線航行衛星		252-265 J36 J268	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 無線航行 無線航行衛星 電波天文	
265-275	5. 149 5. 554 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 電波天文		265-275 J36 J292	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 固定衛星 (地球から宇宙)	
275-3000	5. 149 5. 563A (分配されていゝない) 5. 564A 5. 565		275-3000 J294 J295 J296	電波天文	

国内周波数分配の脚注

- J1 8.3kHz 未満の周波数の割当ては、8.3kHz 以上の周波数帯を使用する業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。
- J2 気象援助業務によるこの周波数帯の使用は、受信用に限る。当該周波数帯において、気象援助業務の局は、2013年1月1日前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と同日後に通告された無線航行業務の局との共用については、ITU-R 勧告 RS.1881 を適用する。
- J3 海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、海岸局によるA1A又はF1B電波の発射に限る。ただし、この周波数帯を割り当てられた海岸局は、当該電波の発射に使用される必要周波数帯幅を超えないことを条件として、J2B又はJ7B電波の発射をすることができる。
- J4 この周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。この場合においては、他の無線局による有害な混信からの保護を与えられる。
- J5 固定業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。
- J6 海上移動業務によるこの周波数帯の使用は、A1A、A2C、A3C、J2B、J7B、F1B、F1C又はF3C電波の発射に限る。
- J7 この周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価平方輻射電力で1Wを超えてはならず、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
- J8 この周波数帯を使用する海上無線航行業務の無線航行陸上局は、衛星測位誤差補正情報及び補足的な航行情報を伝送することができる。
- J8A 海上移動業務による415-495kHz及び505-526.5kHzの周波数帯の使用は、無線電信に限り、また、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件として、最新版のITU-R 勧告 M.2010に従い、NAVDAT システムにも使用することができる。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。
- J9 450-460kHz の周波数帯の使用は、中波放送受信機の間周波数を保護するため、中波放送の受信に有害な混信を与えない場合に限る。
- J10 490kHz、518kHz 及び 4209.5kHz の周波数の電波を用いるアマチュア用の海岸局を開設するときには、国際海事機関(IMO)の手続(決議第339(MRC-97、改)参照)に従い、運用特性の調整を行わなければならない。

J10A 495-505kHz の周波数帯は、最新版の ITU-R 勧告 M.2010 に示す国際的な NAVDAT システムに使用される。NAVDAT の送信局は、海岸局に限る。

J11 この周波数帯におけるアマチュア業務の局の等価平方輻射電力は、1Wを超えてはならない。また、当該周波数帯において、アマチュア業務の局は航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。

J12 490kHz の周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。アマチュア業務による472-479kHzの周波数帯の使用は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせない場合に限る。

J13 518kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用する国際アマチュア用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用することができる。

J14 放送業務によるこの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における MF 帯並びに第一地域における LF 帯の周波数の放送業務による使用に関する地域協定(1975年、ジュネーブ)(昭和51年郵政省告示第810号)に合致することを条件とする。

J15 放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号イに規定する周波数とする。

J16 2174.5kHz、4177.5kHz、6268kHz、8376.5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電信による国際遭難周波数とする。

J17 2182kHz の搬送周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数として、J3E 電波のみ使用することができる。なお、この周波数の保護周波数帯は、2173.5-2190.5kHz とする。

J18 2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121.5MHz、156.525MHz、156.8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信の業務に対する手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。10003kHz、14993kHz 及び 19993kHz の周波数についても同様とする。これらの周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±3kHz を超えてはならない。

J19 2187.5kHz、4207.5kHz、6312kHz、8414.5kHz、12577kHz 及び 16804.5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数とする。

J20 3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

J21

3155-3195kHzの周波数帯は、小電力の無線補聴器にも使用することができる。

J22
4125kHz及び6215kHzの搬送周波数は、2182kHzの搬送周波数の補助周波数とする。これらの周波数は、無線電話による国際呼出し・応答周波数とする。

J23
4209、5kHzの周波数は、狭帯域直接印刷電信を使用するアマチュア用の海岸局による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信のみ使用することができる。

J24
4210kHz、6314kHz、8416、5kHz、12579kHz、16806、5kHz、19680、5kHz、22376kHz及び26100、5kHzの周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする。

J25
A1A電波4630kHzの周波数は、非常通信の連絡設定に使用するものとし、連絡設定後の非常通信は、通常使用する電波によるものとする。ただし、通常使用する電波によって非常通信を行うことができないか又は著しく困難な場合は、この限りでない。

J26
無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、決議第612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J27
5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17500kHz及び18900-19020kHzの周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の規定の手続が適用される。また、決議第517(WRC-19、改)に従い、これらの周波数帯をできる限りデジタル変調方式の導入推進のために使用することが求められる。

J28
この周波数帯は、一次業務で固定業務に、二次業務で移動業務(航空移動(R)を除く。)の局に使用することができる。

J29
6765-6795kHz(中心周波数6780kHz)、61-61.5GHz(中心周波数61.25GHz)、122-123GHz(中心周波数122.5GHz)及び244-246GHz(中心周波数245GHz)の周波数帯は、ITU-Rの研究結果を踏まえて産業科学医療用(ISM)装置にも使用することとする。なお、6765-6795kHz(中心周波数6780kHz)及び244-246GHz(中心周波数245GHz)の周波数帯については、固定業務及び陸上移動業務の局に対する新たな割当ては保留する。

J30
この周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、日本国内で通信を行うものを使用することができる。これらの業務はこの周波数帯を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮しなければならない。

J31
7995-8005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J32
8291kHz、12290kHz及び16420kHzの搬送周波数は、無線電話による遭難周波数及び呼出周波数とする。

J33
無線標定業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、その局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

J34
アマチュア業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用しているアマチュア業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J35
この周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用する。

J36
13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、6650-6675.2MHz、10.6-10.68GHz、14.47-14.5GHz、22.01-22.21GHz、22.21-22.56GHz、22.81-22.86GHz、23.07-23.12GHz、31.2-31.3GHz、31.5-31.8GHz、36.43-36.5GHz、42.5-43.5GHz、42.77-42.87GHz、43.07-43.17GHz、43.37-43.47GHz、48.94-49.04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94.1-100GHz、102-109.5GHz、111.8-114.25GHz、128.33-128.59GHz、129.23-129.49GHz、130-134GHz、136-148.5GHz、151.5-158.5GHz、168.59-168.93GHz、171.11-171.45GHz、172.31-172.65GHz、173.52-173.85GHz、195.75-196.15GHz、209-226GHz、241-250GHz及び252-275GHzの周波数帯の使用は、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならない。宇宙局又は航空機上の局からの電波の発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る(無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照)。

J37
13553-13567kHz(中心周波数13560kHz)、26957-27283kHz(中心周波数27120kHz)、40.66-40.70MHz(中心周波数40.68MHz)、2400-2500MHz(中心周波数2450MHz)、5725-5875MHz(中心周波数5800MHz)及び24-24.25GHz(中心周波数24.125GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に使用する。これらの周波数帯で運用する無線通信業務は、この使用によって生ずる有害な混信を容認しなければならない。

J38
15995-16005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数報時信号を送信することができる。

J39
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している宇宙研究業務以外の業務の外国の無線局に妨害を与えない場合に限る。

J40
固定業務によるこの周波数帯の使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

J41
この周波数帯の使用は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用している無線標定業務以外の業務の局に妨害を与えない場合に限る。

J42

75MHzの周波数は、ローカ・ピークに割り当てられる。電力又は地理的位置によりローカ・ピークに有害な混信を生じさせてはならず、制約を与えるおそれがある他の業務は、74.8-75.2MHzの保護周波数帯の境界に近い周波数の使用はできない。

J143 この周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次業務で航空移動(R)業務にも分配される。この周波数帯の使用は、決議第413(RRC-07、改)の規定に従わなければならない、108-112MHzの周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機とそれに対応する受信機で構成されるシステムに限る。

J144 この周波数帯において、121.5MHzの周波数は、航空移動業務における非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHzの周波数を121.5MHzの補助周波数とする。海上移動業務の局は、遭難及び安全の目的又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識を回収する目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

J145 この周波数帯は、空港内の地上管制業務を行う陸上移動業務の局にも使用することができる。

J146 132-136MHzの周波数帯は、一次業務で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局の使用に当たっては、航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

J146A 137-138MHzの周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第660(RRC-19)に従うことを条件とする。決議第32(RRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯に一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

J147 この周波数帯を使用する移動衛星業務の宇宙局は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz及び608-614MHzの周波数帯で運用する電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するために最新版のITU-R勧告RA.769に示されている実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J148 137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.7875-161.9375MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz及び21.4-22GHzの周波数帯は、決議第739(RRC-19、改)の規定を適用する。

J149 移動衛星業務による使用は、非静止衛星システムに限る。

J150 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J150A 無線通信規則付録第4号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による137.175-137.825MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定を適用しない。

J151 この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができる。

J152 この周波数帯は、放送業務の局に限り、法第6条第2項に規定する基幹放送以外の無線通信の送信として、電気通信業務用による移動業務に使用することができる。

J153 この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。個々の発射における周波数の帯域幅は、±25kHzを超えてはならない。

J154 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHzの周波数帯の固定業務、移動業務及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による148-149.9MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定は適用しない。

J155 この周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、無線通信規則第5.221号に掲げる国で運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J155A 宇宙運用業務(地球から宇宙)による148-149.9MHzの周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第32(RRC-19)に従った短期間ミッションに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第9.21号の規定に従った同意を条件としないう。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用される。148-149.9MHzの周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHzの周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びウズベチスタンとの国境沿いでは、時間率1%以上で電力束密度が-149dB(W/(m²・4kHz))を超えてはならない。この電力束密度の制限値を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第9.21号の規定に基づき同意を得なければならない。

J156 移動衛星業務による149.9-150.05MHz及び399.9-400.05MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J157(未使用)

J158(未使用)

J159(未使用)

J160 156.525MHzの周波数は、デジタル選択呼出しによる国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J161
156. 8MHz の周波数は、無線電話による国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。

J162
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係のある海上移動業務以外の移動業務及び固定業務の局にも使用することができ。

J163
移動衛星業務(地球から宇宙)による 156. 7625-156. 7875 MHz 及び 156. 8125-156. 8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ)27、ITU-R 勧告 M. 1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。

J163A
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9375-161. 9625MHz 及び 161. 9875-162. 0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

J163B
海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

J163C
海上移動衛星業務(宇宙から地球)による 157. 1875-157. 3375MHz 及び 161. 7875-161. 9375MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

J164
161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯における航空移動(OR)業務による船舶自動識別装置(AIS)の使用は、捜索救助活動その他安全に関連する通信を目的とする航空機局に限る。

J165
移動衛星業務(地球から宇宙)による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用を行う局からの船舶自動識別装置(AIS)の信号を受信する場合に限る。

J166
この周波数帯は、陸上移動業務に密接な関係を有する陸上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J167
この周波数帯は、移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J168
806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(WRC-19、改)及び決議第 749(WRC-19、改)参照)。

J169
243MHz の周波数は、救命浮機及びその他の救命目的のために使用する。

J170
247. 9-250. 2MHz の周波数帯は、一次業務で、同報用の固定業務の局にも使用することができる。

J171
小電力業務用の無線局によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J172
この周波数帯に現存する航空移動業務の局は、当分の間、その運用を継続することができる。

J173
この周波数帯は、海上移動業務に密接な関係を有する海上移動業務以外の移動業務の局にも使用することができる。

J173A
399. 9-400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の等価電力も、399. 9-400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日まで、2019 年 11 月 22 日まで完全に完全な通告情報局を受領され、その時点で利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。399. 99-400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

J173B
400. 02-400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 2604 号の規定は適用しない。

J174
400. 1MHz の標準周波数の電波の発射における周波数の帯域幅は、±25kHz を超えてはならない。

J175
この周波数帯は、有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙空間における宇宙研究業務にも分配する。この分配において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなさない。

J175A
401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35. 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35. 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35. 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35. 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2020 年 11 月 22 日まで、この制限は、2019 年 11 月 22 日まで完全に完全な通告情報局を受領され、その時点で利用が開始されている衛星システムには適用しない。2020 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシ

テムに適用される。

J175B
2007年4月28日より前に完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第5.264A号の規定の適用が免除され、401.898-402.522MHzの周波数帯において、最大等価等方輻射電力が12dBWを超えない限り引き続き一次的基础で運用することができる。

J176
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。

J177
固定業務によるこの周波数帯の使用は、気象援助業務に密接な関係を有する場合に限る。

J178
移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、衛星位置指示無線標識に限る。

J179
この周波数帯を使用する衛星位置指示無線標識に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる発射も禁止する。

J180
宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、有人宇宙船による宇宙から宇宙への送信に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。

J181
この周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務にも使用することができる。

J182
435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz及び5650-5670MHzの周波数帯において、アマチュア衛星業務は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる。ただし、1260-1270MHz及び5650-5670MHzの周波数帯の使用は、地球から宇宙へ方向に限る。

J183
地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA.1260-2に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせなければならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第5.29号及び第5.30号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

J184
移動業務によるこの周波数帯の使用は、この周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせなければならない。他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

J185
449.75-450.25MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

J186
この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務として気象衛星業務(宇宙から地球)に使用することができる。

J187
460-470MHz及び1690-1710MHzの周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないことを条件として、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務による宇宙から地球への伝送に使用することができる。

J188
放送業務又は放送衛星業務に分配するこの周波数は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数とする。

J189
放送業務の電気通信業務用(エリア放送用)及び放送用(エリア放送用)によるこの周波数帯の使用は、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用(特定ラジオエーク用及びデジタル特定ラジオエーク用)及び一般業務用(特定ラジオエーク用及びデジタル特定ラジオエーク用)の局に対し、有害な混信を生じさせなければならない。同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J190
608-614MHzの周波数帯は、二次業務で電波天文業務にも分配する。

J191
この周波数帯は、一次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する固定業務の局にも使用することができる。

J192(未使用)

J193
この周波数帯における電気通信業務用による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせなければならない。

J194
この周波数帯は、電気通信業務用を法第6条第1項の主たる目的とする移動業務の局に限り、放送用又は電気通信業務用を同項の定たる目的として行う放送業務に使用することができる。この場合において、当該周波数帯の周波数は、法第26条第2項第5号ロに掲げる周波数とする。

J195(未使用)

J196(未使用)

J197
この周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHzの周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用されない。無線通信規則第21.18号の規定を適用する。

J198
無線通信規則第5.328B号を参照すること。

J109 この周波数帯は、無線通信規則第 5.331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる(決議第 608 (WRC-19、改) 参照)。

J110 1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務(宇宙から宇宙)のシステムは、安全業務のアプリケーションを提供するためのものではなく、無線航行衛星業務(宇宙から地球)のシステム又は無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用するその他業務の局に更なる制限を課してはならない。

J101 この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務及び無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、又はこれらの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J102 この周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務に対して有害な混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、又はこの業務の運用若しくは発達に制限を課してはならない。

J103 この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J104 航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置されるレーダー及びこの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって、この周波数帯で運用するレーダーによってのみ作動するものに限る。

J105 無線航行衛星業務の地球局又は無線標準業務の局によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせず、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

J106 1370-1400MHz、4950-4990MHz 及び 15.20-15.35GHz の周波数帯は、二次業務で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも使用することができる。

J107 1400-1427MHz、2690-2700MHz、15.35-15.4GHz、23.6-24GHz、31.3-31.5GHz、50.2-50.4GHz、52.6-54.25GHz、86-92GHz、100-102GHz、109.5-111.8GHz、114.25-116GHz、148.5-151.5GHz、164-167GHz、182-185GHz、190-191.8GHz、200-209GHz、226-231.5GHz 及び 250-252GHz の周波数帯では、全ての電波の発射を禁止する。ただし、超広帯域無線システムの無線局にあつては、この限りでない。

J108 (未使用)

J109 移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。

J110 この周波数帯において、日本国内で運用する限定された移動無線又は公衆電話交換網 (PSTN) と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9.11A 号の規定の適用に当たつての移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局に対する地表での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての仰角について任意の 4kHz の帯域幅で -150dB (W/m²) とする。この周波数帯における移動衛星業務の局は、日本国内で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。

J111 この周波数帯において、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域(無線通信規則第 5.343 号及び第 5.344 号参照)及び無線通信規則第 5.342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。

J112 1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645.5MHz、1646.5-1660.5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483.5-2520MHz 及び 2670-2690 MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212 (WRC-07、改)及び第 225 (WRC-07、改)を参照すること。

J113 この周波数帯において、移動衛星業務(海上移動衛星を除く。)の局は、無線通信規則第 5.352A 号に掲げる国及び地域における 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせず、その局からの保護を要求してはならない。

J114 1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626.5-1645.5MHz 及び 1646.5-1660.5MHz の周波数帯は、いかなる業務のアプリケーションにも使用してはならない。ただし、移動衛星業務の地球局を指定された地点で使用することができる。

J115 移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626.5-1660.5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J116 1530-1544MHz 及び 1626.5-1645.5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手の適用においては、海上における避難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の避難通信、緊急通信及び安全通信に必要なスペクトルの確保に優先権が与えられる。海上移動衛星による避難通信、緊急通信及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の避難通信、緊急通信及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先性について考慮することとする(決議第 222 (WRC-12、改)の規定が適用される。)

J117 移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、避難通信及び安全通信に限る。

J118 移動衛星業務(宇宙から地球)及び衛星間の回線によるこの周波数帯の使用は、避難通信及び安全通信に限る。

J119

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあつては、航空移動(R)業務の航空局から航空機局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J120

1545-1555MHz及び1646.5-1656.5MHzの周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第9条の第11節の手の適用においては、無線通信規則第44条1から6までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペースの確保に優先権が与えられる。無線通信規則第44条1から6までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第44条1から6までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせず、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先についても考慮することとする(決議第222(WRC-12、改)の規定が適用される。)

J120A

この周波数帯は、二次業務で無線航行衛星業務と同一の電波を使用して送信する公共業務用の移動衛星業務にも使用することができる。

J121

この周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の装置による使用に限る。なお、衛星上での使用は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件とする。

J122

この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従つて関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で航空移動衛星(R)業務にも使用することができる。

J123

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局に関しては、この周波数帯では、無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。ただし、1610-1626.5MHzの周波数帯では、無線通信規則第5.366号に従つて運用する航空無線航行衛星業務、無線通信規則第5.367号に従つて運用する航空移動衛星(R)業務及び1621.35-1626.5MHzの周波数帯におけるGMDSSに使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第4.10号の規定は適用される。

J124

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による1610-1626.5MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、その影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第5.366号(無線通信規則第4.10号が適用されるシステム)に従つて運用しているシステムに使用される周波数帯で、最大の等価方輻射電力による電力密度は-15dBW/4kHzを超えてはならない。そのようなシステムが運用されない周波数帯において、移動地球局の平均の等価方輻射電力による電力密度は-3dBW/4kHzを超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第5.366号に従つて運用している局及び無線通信規則第5.359号に従つて運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。

J125

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHzの周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。1613.8-1626.5MHzの周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる1610.6-1613.8MHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R勧告M.1583-1に示す方法及びITU-R勧告RA.1631-0に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R勧告RA.769-2及びITU-R勧告RA.1513-2に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J126

移動衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従つて調整することを条件とする。

J126A

移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHzの周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせなければならない(第29.13号適用)。1613.8-1626.5MHzの周波数帯で運用する移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる1610.6-1613.8MHzの周波数帯における等価電力束密度(epfd)は、ITU-R勧告M.1583-1に示す方法及びITU-R勧告RA.1631-0に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-R勧告RA.769-2及びITU-R勧告RA.1513-2に規定される保護基準を遵守しなければならない。

J126B

1621.35-1626.5MHzの周波数帯で受信している海上移動地球局は、通告主管庁間で合意がなされたのでなければ、無線通信規則に従い1610-1621.35MHzの周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局又は無線測位衛星業務の海上地球局、あるいは無線通信規則に従い1626.5-1660.5MHzの周波数帯で運用する海上移動衛星業務の地球局に対して追加の制約を課してはならない。

J126C

1621.35-1626.5MHzの周波数帯で受信している海上移動地球局は、完全な調整情報が無線通信局により2019年10月28日より前に受領されたネットワークにおける1621.35-1626.5MHzの周波数帯の移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)の地球局の割当てに制約を課してはならない。

J127

1631.5-1634.5MHz及び1656.5-1660MHzの周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第5.359号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。

J128

この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあつては、航空移動(R)業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。

J129

この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J130

この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第744(WRC-07、改)を適用する。

J131

移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づき調整に従うことを条件とする。ただし、1668-1668.4MHzの周波数帯においては、決議第904(WRC-07)も適用する。

J132

この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000秒間の期間のうち2%以上で、10MHzの帯域幅で-181dB(W/m²)及び任意の20kHzの帯域幅で-194dB(W/m²)を超えてはならない。

J133 この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第 5.379 号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J134 無線通信規則第 5.380A 号を参照すること。

J135 1750-1850MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J136 この周波数帯は、決議第 223 (WRC-07、改) に従って IMT に使用することができる。

J137 1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (WRC-15、改) に従わなければならない(決議第 223 (WRC-15、改) 参照)。

J138 決議第 221 (WRC-07、改) に従い、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯は、IMT を提供する基地局としての高高度フラットプラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。

J139 無線通信規則第 5.388B 号に掲げる国の固定業務及び IMT を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885-1980MHz、2010-2025MHz 及び 2110-2170MHz の周波数帯において IMT を提供する基地局として運用する高高度フラットプラットフォーム局(HAPS)は、HAPS の通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で-127dB(W/(cm²・MHz))の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

J140 移動衛星業務による 1980-2010MHz 及び 2170-2200MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に基づく調整及び決議第 716 (WRC-2000、改) に従うことを条件とする。

J141 2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA.1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムを導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

J142 2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2 以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J143 この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第 4.10 号は適用しない。

J144 移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により

生じる 4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

J145 2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J146 2515-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J147 2520-2535MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から地球)の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。

J148 移動衛星業務の局による 2545-2555MHz の周波数帯の使用は、2500-2535MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

J149 2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整すること及び無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(地球から宇宙)にも使用することができる。

J150 2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

J151 この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。

J152 この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930-2950MHz の周波数帯に限る。

J153 航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。

J154 2920-3100MHz 及び 9320-9500MHz の周波数帯は、海上無線航行業務の固定周波数を用いるレーダービームコンプレックスでは使用できない。

J155 この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J156 3100-3266MHz の周波数帯は、レーダービームコンプレックス及び船舶用のレーダーでも使用することができる。

J157 無線通信規則第 5.432A 号及び第 5.433A 号を参照すること。

J158 この周波数帯は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件に、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局にも割り当てらる。また、放送衛星業務(内外放送に限る。)の局は、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する他の業務からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

J159 4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数帯衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J159A 航空移動業務(R)の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第 424(WRC-15)の規定に従うものとする。

J160 航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

J161 無線通信規則第 5.441 号を参照すること。

J162 4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯における移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。

J163 航空移動衛星(R)業務による 5000-5030MHz 及び 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.21 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

J164 5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面が生ずる総電力束密度は、150kHz の帯域幅で-124.5dB(W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、この周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741(WRC-12、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

J165 (未使用)

J166 航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。
— 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748(WRC-15、改)に従うものとする。
— 決議第 418(WRC-15、改)に従った航空機局(無線通信規則第 1.83 号参照)からの航空遠隔測定伝送。

J167 無線通信規則第 5.444A 号を参照すること。

J168 固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフレイグシグナルに限るものとし、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。

J169 航空移動(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際的に標準化された航空システムに限る。この周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射の等価電力密度は、ITU-R 勧告による規定がなされるまでは、-75dBW/MHz の制限値を使用するものとする。

J170 航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に定める手続に従って同意を得ることを条件とし、国際的に標準化された航空システムに限る。

J171 この周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動業務にも使用することができる。

J172 5150-5216MHz の周波数帯は、二次業務で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz 及び 2483.5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフレイグシグナルに限る。なお、地表面での総電力束密度は、全ての仰角において-159dBW/m²/4kHz を超えてはならない。

J173 移動業務(航空移動を除く。)の局による 5150-5350MHz 及び 5470-5650MHz の周波数帯の使用は、決議第 229(WRC-12、改)に従わなければならない。ただし、5.2GHz 帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局並びにこれらと通信する無線局については、この限りでない。

J174 この周波数帯において、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

J175 5150-5650MHz の周波数帯は、航空機内における移動業務の小電力データ通信システム用でも使用することができる。なお、5150-5350MHz の周波数帯の使用は、屋内その他屋内と電波の遮蔽効果が同等と認められる場合に限る。

J176 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標準業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

J177 一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯の他の使用は、二次業務とする。

J178 5250-5350MHz の周波数帯は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F.1613-0 に従うものと

する。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第5.43A号は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179 この周波数帯において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J180 5380-5570MHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び5460-5570MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHzの周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHzの周波数帯における無線航行業務及び5470-5570MHzの周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

J181 この周波数帯で分配する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの業務からの保護を要求してはならない。

J182 この周波数帯において、無線標定業務の局は、無線通信規則第5.449号に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J183 この周波数帯において、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第229(WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

J184 この周波数帯において、5600-5650MHzの周波数帯における地上に設置した気象用レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならず、そのシステムからの保護を要求してはならない。

J185 5830-5850MHzの周波数帯は、二次業務でアマチュア衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J186 5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯において、設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局は、決議第902(WRC-03)に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この場合において、同決議中「船上地球局」とあるのは、「設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局」とする。

J187 6425-6429MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、標準周波数報時衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J187A

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として陸上移動業務の公共業務用にも使用することができる。

J188 深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射は、7190-7235 MHzの周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

J188A 地球探査衛星業務(地球から宇宙)による7190-7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

J188B 7190-7235MHzの周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星軌道にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。

J189 7250-7375MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189A 7375-7425MHzの周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J189B この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J190 気象衛星業務(宇宙から地球)によるこの周波数帯の使用は、非静止衛星システム用に限る。

J191 この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、一次業務で移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J191A この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務(地球から宇宙)に密接な関係を有する移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J192 宇宙研究業務(宇宙から地球)による8400-8450MHzの周波数帯は、深宇宙での使用に限る。

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J210 航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、トングラー航行援助装置に限る。

J211 一次業務の宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

J212A 13.4-13.65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

- 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙局から宇宙)で運用される衛星システム
 - 能動宇宙検知器
 - 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙局から地球)で運用される衛星システム
- 宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212B 13.4-13.65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙局から地球)及び宇宙研究業務(宇宙局から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の間に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

J213 無線通信規則第5.502号を参照すること。

J214 無線通信規則第5.503号を参照すること。

J215 無線通信規則第5.506A号を参照すること。

J216 3400-3600MHzの周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

J217 無線通信規則第5.511A号を参照すること。

J218 航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R勧告S.1340-0に従って有効等価平方輻射電力を制限しなければならぬ。フレイマダリオンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第4.10号の適用があるものに限る。)を保護するために必要となる最低調整距離及びフレイマダリオンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価平方輻射電力は、ITU-R勧告S.1340-0に従わなければならない。

J219 無線標定業務によるこの周波数帯の使用は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J220 この周波数帯における無線標定業務の局の電力束密度は、15.35-15.4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、いかなる電波天文観測所においても、当該周波数帯のうちの50MHzの周波数帯幅相当たり時間率2%以上で-150dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

J221 この周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

J222 固定衛星業務(地球から宇宙)による17.3-18.1GHz及び18.1-18.4GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のフレイマダリオンクに限る。

J222A 17.7-19.7GHz(宇宙から地球)及び27.5-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第169(WRC-19)が適用される。

J223 この周波数帯は、一次業務で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

J224 この周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の局の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第2.1.5A号及び第21.16.2号に示す値に制限される。

J225 固定衛星業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が20000kmを超える軌道を持つシステムに限る。

J226 無線通信規則第5.523A号を参照すること。

J227 固定衛星業務(地球から宇宙)による19.3-19.6GHzの周波数帯の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフレイマダリオンクに限る。この場合は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号を条件とする。

J228 固定衛星業務を行う非静止衛星システム及び移動衛星業務を行う非静止衛星システムのフレイマダリオンクによるこの周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とし、無線通信規則第22.2号は適用されない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム又は無線通信規則第5.523C号及び第5.523E号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号を除く。)、第11条及び第22.2号を条件とする。

J229 無線通信規則第5.523C号を参照すること。

J230 無線通信規則第 5.523E 号を参照すること。

J231 固定業務及び移動業務によるこの周波数帯の使用は、固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課さないものとする。

J232 19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、28.45-29.1GHz(地球から宇宙)、29.46-30GHz(地球から宇宙)及び 0-40.5GHz(宇宙から地球)の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用することができる。

J233 移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、19.7-20.2GHz 及び 29.5-30GHz の周波数帯においては、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り周波数帯の高い部分に配置するものとする。

J234 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30GHz の周波数帯の移動衛星業務には、無線通信規則第 4.10 号は適用されない。

J235 20.1-20.2GHz 及び 29.9-30GHz の周波数帯で、固定衛星業務及び移動衛星業務の通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び多方向通信のための、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局の間に回線を設定することができる。

J236 移動衛星業務の宇宙局の使用に当たっては、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を用いるものとする。この周波数帯における移動衛星業務のシステムの運用は、無線通信規則第 5.524 号の規定に従う固定及び移動システムが運用する周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

J237 関係主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、固定業務及び移動業務のどの局についても、他の主管庁の所掌範囲における任意の点の地上高 3m において、時間率 20%以上で -120.4 dB(W/m²・MHz)) を超える電力束密度を生じさせてはならない。この場合においては、ITU-R 勧告 P.452(ITU-R 勧告 B 0.1898 を参照)に基づかなければならない。

J238 この周波数帯の固定業務及び移動業務の局は、放送衛星業務の発達を促進するため、その設置を制限されることがある。

J239(未使用)
J240(未使用)

J241 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)によるこの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務の運用に制約を課さないものとする。

J242 宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でも 54km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。この場合において、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号は適用しない。

J243 固定衛星業務(地球から宇宙)によるこの周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4.5m とする地球局に限る。

J244 衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な混信を容認しなければならない。

J245 この周波数帯については、放送衛星業務のブイ・ブイの局は、他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら衛星基幹放送局の既存又は計画されたブイ・ブイに干渉を与えてはならず、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

J246 衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限るものとし、また宇宙における産業医薬活動からのデータの送信に限る。

J247 地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、近隣国において運用している固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、ITU-R 勧告 SA.1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242(WRC-19)を適用する。

J248 この周波数帯における衛星間業務で運用されている非静止衛星を利用した宇宙業務に関しては、無線通信規則第 22.2 号は適用されない。

J249 この周波数帯は、放送衛星業務のために定められたブイ・ブイのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

J250 27.500-27.501GHz 及び 29.999-30.000GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのピーコン波送信用として、一次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で 10dBW を超えてはならない。

J251 27.501-29.999GHz の周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのピーコン波送信用として、二次業務で固定衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J252 27.9-28.2GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局(HAPS)にも割り当てることができる。HAPS による当該周波数帯の使用は、補助周波数帯とする。HAPS に割り当てられた当該周波数帯の使用は、HAPS から地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

HAPS は、これらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第 145 (WRC-07、改) を参照すること。

J252A

28. 45–29. 1GHz の周波数帯を使用する移動業務のローカル 5G の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。

J253

この周波数帯において、地球探査衛星業務は局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサによる情報収集に優先させるものであってはならない。

J254

無線通信規則第 5. 535A 号を参照すること。

J255

無線通信規則第 5. 541 号を参照すること。

J255A

29. 5–30GHz の周波数帯において、設備規則第 49 条の 23 の 4 に規定する携帯移動地球局は、決議第 156 (WRC-15) に従い、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。

J256

固定業務又は移動業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限値を適用する。

J257

29. 95–30GHz の周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のために、二次業務で地球探査衛星業務(宇宙から宇宙)にも使用することができる。

J258

無線通信規則第 5. 543B 号を参照すること。

J259

宇宙研究業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 21 条表 21-4 に定める値を超えないことを条件とする。

J260

31. 8–33. 4GHz、37–40GHz、40. 5–43. 5GHz、51. 4–52. 6GHz、55. 78–59GHz 及び 64–66GHz の周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに使用することができる (決議第 75 (WRC-2000) 参照)。

J261

航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、この周波数帯における固定業務の局と無線航行業務の航空機上の局との間の混信は、極力抑えるものとする。

J262

32. 3–33GHz の周波数帯における衛星間業務、32–33GHz の周波数帯における無線航行業務及び 31. 8–32. 3GHz の周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信システムを設計するに当たっては、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第 707 参照)。

J263

この周波数帯において、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生ずる地表面での平均電力束密度は、ピームの中心から 0. 8 度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73. 3dB (W/m²) を超えてはならない。

J264

地球探査衛星業務(受動)と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752 (WRC-07) を適用する。

J264A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる 37. 5–39. 5GHz (宇宙から地球)、39. 5–42. 5GHz (宇宙から地球)、47. 2–50. 2GHz (地球から宇宙) 及び 50. 4–51. 4 GHz (地球から宇宙) の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用される(他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない)。決議第 770 (WRC-19) も適用され、無線通信規則第 22. 2 号も引き続き適用される。

J264B

38–39. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) での使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定、移動及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星、固定及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168 (WRC-19) に従う。

J264C

移動衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システム及び固定衛星業務(宇宙から地球)の非静止衛星システムによる 39. 5–40GHz 及び 40–40. 5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第 22. 2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

J265

無線通信規則第 5. 551H 号を参照すること。

J266

無線通信規則第 5. 551I 号を参照すること。

J267

43. 5–47GHz 及び 66–71GHz の周波数帯において、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として運用することができる(無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J268

この周波数帯は、移動衛星業務又は無線航行衛星業務に関連して、特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線にも使用することができる。

J269

47. 2–49. 2GHz の周波数帯は、40. 5–42. 5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のライダーリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J270

47. 2-47. 5GHz 及び 47. 9-48. 2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) に割り当てることができる。なお、この周波数帯の使用は、決議第 122 (WRC-07、改) の規定に従うことを条件とする。

J271
48. 94-49. 04GHz の周波数帯は、一次業務で電波天文業務に分配する。

J271A
固定衛星業務 (地球から宇宙) によるこの周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2. 4m のゲートウェイ地球局に限定される。

J272
51. 4-54. 25GHz、58. 2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯は、電波天文業務にも使用することができる。

J273
移動業務 (小電力業務用を除く。) によるこの周波数帯の使用は、2021 年 12 月 31 日までに限る。

J274
衛星間業務による 54. 25-56. 9GHz、57-58. 2GHz 及び 59-59. 3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星相互間に限る。衛星間業務の局による地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、 $-147\text{dBW}/\text{m}^2/100\text{MHz}$ を超えてはならない。

J275
この周波数帯は、低密度の使用として、一次業務で移動業務にも分配する。

J276
55. 78-56. 26GHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務 (受動) の局を保護するため、固定業務の局における送信機より空中線へ送られる最大電力密度を、 $-26\text{dB}(\text{W}/\text{MHz})$ に制限する。

J277
航空移動業務によるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする (無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J278
衛星間システムによるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式について、全ての仰角に対し、 $-147\text{dBW}/\text{m}^2/100\text{MHz}$ を超えてはならない。

J279
無線標定業務における航空機上のレーダーによるこの周波数帯の使用は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする (無線通信規則第 5. 43 号参照)。

J280
この周波数帯は、一次業務で地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の宇宙局のレーダーにも使用することができる。

J281
81-81. 5GHz の周波数帯は、二次業務でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。

J282
固定業務、移動業務及び放送業務の局は、周波数割当計画に係る会議における放送衛星業務のための適切な決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

J283
固定衛星業務 (地球から宇宙) によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道上の放送衛星業務のプラットフォームに限定される。

J284
地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) によるこの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

J285
宇宙局の送信設備及び関連する電波天文業務の用に供する受信設備の運営体系は、94-94. 1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における地球探査衛星業務 (能動) の宇宙局から電波天文受信機の空中線の主ビームに向けてられた送信により発生する干渉を極力避けるため、相互に運用を計画するものとする。

J286
105-109. 5GHz、111. 8-114. 25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配は、宇宙電波天文のみの使用に限る。

J287
衛星間業務によるこの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において $-148\text{dB}(\text{W}/\text{m}^2)$ を超えてはならない。

J288
地球探査衛星業務 (能動) による使用は、133. 5-134GHz の周波数帯に限る。

J289 (未使用)

J290 (未使用)

J291
衛星間業務による 174. 8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限る。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての仰角において $-144\text{dB}(\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{MHz})$ を超えてはならない。

J292
200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz の周波数帯では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

J293
237. 9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載観測レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) にも分配する。

J294

受動業務による 275-1000GHz の周波数帯の使用は、能動業務による使用を妨げてはならない。

J295

1000-3000GHz の周波数帯は、能動業務及び受動業務に使用することができる。

J296

275-450GHz の周波数帯での固定及び陸上移動業務のアナリケーションの運用：

275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz 及び 356-450GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務（受動）を保護するために特定の条件を必要としない陸上移動及び固定業務のアナリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz 及び 333-356GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務（受動）のアナリケーションの保護を確実にする特定の条件が、以下に従って決定される場合にのみ、固定及び陸上移動業務のアナリケーションで使用できる。
決議第 731 (WRC-19、改)。

電波天文のアナリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動及び/又は固定業務のアナリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731 (WRC-19、改) に従い、ケースバイケースで、特定の条件（最小離隔距離や回避角度など）が必要になる場合がある。

陸上移動及び固定業務のアナリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHz の周波数帯の無線通信業務の他のアナリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

別表1-1 中波放送の周波数表

チャンネル番号	割当周波数 (kHz)	チャンネル番号	割当周波数 (kHz)	チャンネル番号	割当周波数 (kHz)
1	531	41	891	81	1251
2	540	42	900	82	1260
3	549	43	909	83	1269
4	558	44	918	84	1278
5	567	45	927	85	1287
6	576	46	936	86	1296
7	585	47	945	87	1305
8	594	48	954	88	1314
9	603	49	963	89	1323
10	612	50	972	90	1332
11	621	51	981	91	1341
12	630	52	990	92	1350
13	639	53	999	93	1359
14	648	54	1008	94	1368
15	657	55	1017	95	1377
16	666	56	1026	96	1386
17	675	57	1035	97	1395
18	684	58	1044	98	1404
19	693	59	1053	99	1413
20	702	60	1062	100	1422
21	711	61	1071	101	1431
22	720	62	1080	102	1440
23	729	63	1089	103	1449
24	738	64	1098	104	1458
25	747	65	1107	105	1467
26	756	66	1116	106	1476
27	765	67	1125	107	1485
28	774	68	1134	108	1494
29	783	69	1143	109	1503
30	792	70	1152	110	1512
31	801	71	1161	111	1521
32	810	72	1170	112	1530
33	819	73	1179	113	1539
34	828	74	1188	114	1548
35	837	75	1197	115	1557
36	846	76	1206	116	1566
37	855	77	1215	117	1575
38	864	78	1224	118	1584
39	873	79	1233	119	1593
40	882	80	1242	120	1602

別表 1-2 放送衛星業務の周波数表

1 12GHz帯放送衛星業務の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャネル番号	割当周波数 (GHz)
東経 110度	右旋円偏波	1	11.72748
		3	11.76584
		5	11.8042
		7	11.84256
		9	11.88092
	左旋円偏波	10	11.9001
		12	11.93846
		14	11.97682
		16	12.01518
		18	12.05354
20	12.0919		
22	12.13026		

2 17GHz帯放送衛星業務のフラインク用の周波数表

衛星軌道位置	偏波	チャネル番号	割当周波数 (GHz)
東経 110度	右旋円偏波	1	17.32748
		3	17.36584
		5	17.4042
		7	17.44256
		9	17.48092
	左旋円偏波	10	17.5001
		12	17.53846
		14	17.57682
		16	17.61518
		18	17.65354
20	17.6919		
22	17.73026		

別表 2-1 航空移動 (R) 業務の専用周波数帯の周波数表 (2-22MHz帯)

周波数 (kHz)	使用許可区域	備考
2851	M AFI R 2A 3B 3C 9C 11B 13E 13F 14	CC 3B 3C CC 13E 13F C001/2A
2854	M SAT R 3A 3B 6E 10B	CC 3A 3B
2857	R 2B 2C 6B 13J	CC 2B 2C
2860	R 1B 3A 3C 9B 10B 12E 12J 13I V VAFI	CC 3A 3C CC 12E 12J C001/1B
2863	R 2A 2C 7B 13C 13J 13K V VPAC	CC 2A 2C CC 13C 13J 13K
2866	R 2C 3C 4B 6D 10A	C001/3C
2869	M CEP R 2A 2B 3A 6G 10E 13C 14G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2872	M NAT R 3B 6A 6E 13G	CC 6A 6E
2875	R 2A 2B 3A 6G 10A 12G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2878	M AFI R 3B 3C 11B 13I 13J 14	CC 3B 3C CC 13I 13J
2881	R 1B 2A 2B 3A 6C V VSAM	CC 2A 2B 3A C001/1B
2884	R 2C 3B 6D	C001/3B
2887	M CAR R 2A 2B 3A 7E 13I 14C	CC 2A 2B 3A C001/2A 2B 3A
2890	R 1B 6G 13J	
2893	R 2C 3 4B 10D 12F	CC 2C 3
2896	R 2A 2B 3A 6G	CC 2A 2B 3A C009/6G
2899	M NAT R 5D 6G 13H	
2902	R 2B 2C 3B 6G 12J	CC 2B 2C 3B C009/6G
2905	R 3A 3C 5C 9B V VNAT	CC 3A 3C
2908	R 2B 2C 3B 13M	CC 2B 2C 3B

2911	R 3A 5B 6G 10A	C001/3A C010/6G
2914	R 2B 2C 3B 13D	CC 2B 2C 3B
2917	R 2A 6E 6G	C010/6G
2920	R 2B 2C 6B 12C 13J	CC 2B 2C
2923	R 3A 6A	C001/3A
2926	R 2A 2C 4A 6F 10C 12J	CC 2A 2C C001/4A
2929	R 2B 9B	C001/9B
2932	M NP R 2A 2C 13K	CC 2A 2C
2935	M SAT R 3 10D	
2938	R 2 6G	C009/6G
2941	R 2A 6F	
2944	M MID SAM R 10A 10E 14G	
2947	R 6A	
2950	R 2 3C 7C 10F 12A 14A 14D V VCAR	CC 2 3C CC 14A 14D
2953	R 4A 6G	
2956	R 6C 7F 10A 12E 12F 12G 12H 13F V VMID	CC 12E 12F 12G 12H
2959	R 3A	
2962	M NAT R 6G	
2965	R 1E 7B 10C 12F 12J 13H V VSEA	CC 12F 12J
2968	R 3B 5B 6G	C001/3B C009/6G
2971	M NAT R 5D 6G 13G	
2974	R 1D 3C	
2977	R 1C 6G 13M	
2980	R 1D 3C 12C	
2983	R 1C 6G 13D	
2986	R 3C 5A 13N	

2989	R	ID 6G		
2992	M	MID		
	R	10A 10E 13C		
2995	R	6G		
2998	M	CWP	CC 12E 12F 12G 12H	
	R	7D 12E 12F 12G 12H 13F		
	V	VEUR		
3001	R	6A 6E	CC 6A 6E	
3004	M	NCA		
	R	11B 13K		
3007	W	(世界的使用)	C100/II III	
3010	W	(世界的使用)	C100/I IV	
3013	W	(世界的使用)	C100/II V	
3016	M	EA NAT		
	R	9D 13G		
3019	M	NCA		
	R	11B 13K		
3023	W	(世界的使用) (R)及び(O/R)		この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。 1 航空機局では、次の通信に認められる。 (a) 進入管制及び飛行場管制との通信 (b) 航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信 2 航空局では、進入管制及び飛行場管制のために次の条件で認められる。 (a) 空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。 (b) 有害な混信を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。 (c) この周波数を(a)及び(b)の条件で使用する場合、航空局の電力は、直接関係する各主管庁と業務に影響を受けるおそれがある主管庁との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の運航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。 3 この周波数を1及び2の目的に使用するための他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が報告することもある。 4 この周波数は、上空と地上との共同の捜索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができるが、また、その移動局もこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 5 この周波数は、特別取決めに従って、A1A、A1B又はA3E電波の発射のために使用することが

3401	R	2B 2C 3B 9B 12C 13K		CC 2B 2C 3B C001/9B
3404	R	3A 3C 9C 9D 10B		CC 3A 3C CC 9C 9D
	V	VAFI		
3407	R	2B 2C 3B 7C 12D 14D		CC 2B 2C 3B
3410	R	1D 3C 11B 13J		
3413	M	CEP		CC 14A 14E C009/6G
	R	3B 6G 13C 14A 14E		
	V	VEUR		
3416	R	1D 2A 2B 3A 6D		CC 2A 2B 3A C001/2A 2B 3A
3419	M	AFL		CC 3B 3C
	R	3B 3C 9B 10D 12J 13I		
3422	R	2A 2B 3A 6G		CC 2A 2B 3A C001/6G C004/6G
3425	M	AFL		CC 3B 3C
	R	3B 3C 9B 10D 13D		
3428	R	2B 2C 11B 13J		CC 2B 2C
3431	R	3A 3B 5B 6G		CC 3A 3B C001/3A 3B C009/6G
3434	R	2A 2C 6F 11B 13G		CC 2A 2C
3437	R	3B 4A 6G 13M		C001/3B
3440	R	2A 2C 6F 12		CC 2A 2C
3443	R	3A 3B 4B 6E 11B 13N		CC 3A 3B
3446	R	1D 6G 10E 13F 14		
3449	R	2B 2C 6G 10A 13M		CC 2B 2C C001/6G C004/6G
3452	M	SAT		CC 3A 3C CC 5A 5C
	R	3A 3C 5A 5C 14C		
3455	M	CAR CWP		CC 2A 2C

できる。ただし、この周波数は、細分することはできない。
6 共同の捜索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27/57号に規定する場合を除くほか、上側波帯でのみ送信しなければならない。

	R 2A 2C 7B 13H	
3458	R 1B 10D 13C 13J 13K V VSEA	CC 13C 13J 13K C001/1B
3461	R 7F 9C 12E 12F 12G 12H 14 V VNCA	CC 12E 12F 12G 12H
3464	R 1C 6G 12C 13K	
3467	M AFI MID SP R 10B 13D	CC AFI MID
3470	M SEA R 1C 10A 13G	
3473	M MID R 1B 6C 10E 13C	C001/1B
3476	M INO NAT R 9B 13F	C001/9B
3479	M EUR SAM R 6A 6B 14	
3482	R 5D 6G	
3485	M EA SEA R 7E 13H V VNAT	CC EA SEA CC 14B 14F C001/1B
3488	R 1B 5B 6B 10B 12E 12F 12G 12H 14B 14F	CC 12E 12F 12G 12H CC 14B 14F C001/1B
3491	M EA R 1E 4A 10C 13E	CC 1E 4A
3494	W (世界的使用)	C100/II
3497	W (世界的使用)	C100/II
4651	R 1D 6C 6G 10B 10E 13E 13F	CC 13E 13F C001/6G
4654	W (世界的使用)	C100/I II
4657	M AFI CEP R 2A 2C 3B 6A 6E 13H	CC 2A 2C C001/2A 2C CC 6A 6E C001/6A 6E
4660	R 2B 2C 9B 10C 13D 13M	CC 2B 2C CC 13D 13M
4663	R 6G 10F 13E 13F 13K	CC 13E 13F 13K

4666	V VNCA M CWP R 1C 10B 10D 10E	C001/6G CC 10B 10D 10E
4669	M MID SAM R 6G 10C 10D	CC 10C 10D C001/6G
4672	R 2A 2B 3A 4A 6G 11B 13K	CC 2A 2B 3A C001/4A C001/6G
4675	M NAT R 6A 6E 9C 13G	CC 6A 6E C001/13G
4678	M NCA R 10D 13I 14A 14G	CC 14A 14G C001/14A 14G
4681	R 2B 2C 3B 10B 12E	CC 2B 2C 3B
4684	R 3A 3C 10E 13J 14B 14C	CC 3A 3C CC 14B 14C C001/14B 14C
4687	W (世界的使用)	C100/I II III
4690	R 2A 2B 3A 6G 10B 13M	CC 2A 2B 3A C001/6G
4693	R 2B 2C 3 10B 12C 13I 14D	CC 2B 2C 3 C001/14D
4696	R 2 6G 9 10 13J	C001/6G
5451	R 10F 11B 12F 12H 13I 13J	CC 12F 12H CC 13I 13J
5454	R 10 12E 13F 13J	
5457	R 10C 13N	
5460	R 10B 10E 12C 13D	
5463	R 11B 13H 13K 13M	
5466	R 10B 13I	
5469	R 11B 13G	
5472	R 10A 10D 13H	
5475	R 10A 10D 12E 12F 13G	CC 12E 12F
5481	R 2A 2C 4B 6G 7D 9C 10C 10E 12E 12J 13E 13F 13K 14D 14G	CC 2A 2C CC 10C 10E CC 12E 12J CC 13E 13F CC 14D 14G

5484	R	1B 3A 3C 6A 9B 10A 10D 12C 12G 13H	CC 3A 3C
5487	R	2C 6G 10C 12E	
5490	R	2A 2B 3A 6D 10A 10D 12C 13C	CC 2A 2B 3A
5493	M	AFI R 3B 6G	C002/6G
5496	R	2A 2B 3A 6F 10A 10D 12C 12J 13I	CC 2A 2B 3A
5499	R	3B 6G V VAFI	C002/6G
5502	R	2A 2B 3A 6B 10C 12C 13M	CC 2A 2B 3A
5505	R	3B 6G	C003/6G
5508	R	2B 2C 6F 7 9B 11B 12F 13N	CC 2B 2C
5511	R	3A 5B 6G	C002/6G
5514	R	2C 3B 3C 6E 11B 13C	CC 3B 3C
5517	R	3A 6G	C002/6G
5520	M	CAR R 2B 2C 3B 6D 7E	CC 2B 2C 3B
5523	R	2A 6G 9B 11B 12G 13I	
5526	M	SAM R 2B 2C 3B 5D 6E 10F 14	CC 2B 2C 3B
5529	W	(世界的使用)	C100/I II
5532	W	(世界的使用)	C100/I V
5535	W	(世界的使用)	C100/I IV
5538	W	(世界的使用)	C100/II V
5541	W	(世界的使用)	C100/I IV
5544	W	(世界的使用)	C100/II V
5547	M	CEP R 2A 4A 6G 7F 13H 13K	
5550	M	CAR R 2B 2C 3B 5D 6C 6E 14G	CC 2B 2C 3B
5553	R	6G 10B 13C	
5556	R	2 3 12F	CC 2 3
5559	M	SP R 2A 4A 6G 10E 12G 13J	
5562	R	2C 3B 3C 10C 12D 13D	CC 3B 3C
5565	M	SAT	

	R	6G 9B 10A	
5568	R	1B 3A 3C 5B 6D 7F 10B 12 13J	CC 3A 3C
5571	R	6G 11B 13C	
5574	M	CEP R 2B 2C 4B 6D 13G	CC 2B 2C
5577	R	1C 5A 6G 7B 10E 13C 13J 13K	CC 13C 13J 13K
5580	R	3A 3B 6A 6C 14G V VCAR	CC 3A 3B
5583	R	1E 5A 5C 6G 7B 9 10B 12E 12F 12H 13E 13F	CC 5A 5C CC 12E 12F 12H CC 13E 13F
5586	R	2C 3C 10D	
5589	R	12C V VMID	
5592	R	6G 7C 9D V VNAT	
5595	R	1C 2B 6B 10C 12E	
5598	M	NAT R 6G	
5601	R	3A 3B 6A V VSAM	CC 3A 3B
5604	R	2A 2C 4B 6G 10 12A 12E 12F 13E 13F 13K 14	CC 2A 2C CC 12E 12F CC 13E 13F
5607	R	2B	
5610	R	6G	
5613	R	2B 12C	
5616	M	NAT R 6G	
5619	R	2B 12J	
5622	R	1D 6G	
5625	R	3A 5B 6B 10D	
5628	M	NP R 1D 6G	C003/6G
5631	R	6D 10A	
5634	M	INO R 6G	C002/6G

5637	R 1D 3C		
5640	R 6G V VEUR	C002/6G	
5643	M SP R 3C		
5646	M NCA R 12G		
5649	M NAT SEA		
5652	M AFI CWP		
5655	M EA SEA	CC EA SEA	
5658	M AFI MID	CC AFI MID	
5661	M CWP EUR		
5664	M NCA		
5667	M MID		
5670	M EA		
5673	V VSEA		
5676	V VNCA		
5680	W (世界的使用) (R) 及び (OR)		この周波数の電波の全世界における使用は、次の場合に認められる。 1 航空機局では、次の通信に認められる。 (a) 進入管制及び飛行場管制との通信 (b) 航空局との間の他の周波数が使用不可能又は不明である場合の通信 2 航空局では、進入管制及び飛行場管制のために次の条件で認められる。 (a) 空中線回路における平均電力の値を20W以下に制限すること。 (b) 有害な干渉を避けるため、使用空中線の型式について、その都度特別の注意を払うこと。 (c) この周波数を (a) 及び (b) の条件で使用する航空局の電力は、直接関係する各主管庁と業務が影響を受けるおそれがある主管庁との間で調整を行うことを条件として、その電力を航空機の通航上の要求を満たすために必要な値にまで増加することができる。 3 この周波数を 1 及び 2 の目的で使用するため他の詳細な事項については、国際民間航空機関の会合が報告することもある。 4 この周波数は、上空と地上との共同の捜索及び救助作業に参加する他の移動業務の局が使用することができ、また、その移動局とこの作業に参加する陸上局との間の通信にも使用することができる。航空局は、これらの局と通信を行うため、この周波数の使用を認められる。 5 この周波数は、特別取決めに従って、AMA、A

6526	R 2A 2B 3A 4A 6F 12G 14F		1B又は3E電波の発射のために使用することができる。ただし、この周波数は、細分することはできない。
6529	R 3B 6G		6 共同の捜索及び救助作業に直接参加してこの周波数の電波を使用する全ての局は、無線通信規則付録第27/57号に規定する場合を除くほか、上側波帯でのみ送信しなければならぬ。
6532	M CWP R 2A 2B 3A 4A 12F	CC 2A 2B 3A	
6535	M SAT R 2C 5D 6G 9D 10A 10D 12C 12J 14B		
6538	R 3A 3B 9B 11B V VAFI	CC 3A 3B	
6541	R 2C 6G 10C 13C 14C		
6544	R 1C 3A 3B 5A 5C 6C 10D	CC 3A 3B CC 5A 5C	
6547	R 2A 2C 5D 6G 9B 10B 10E 12E 12J 13F 13K 14A	CC 2A 2C CC 12E 12J	
6550	R 1B 3A 3C 5B 6D 11B 13J	CC 3A 3C	
6553	R 2A 2C 4B 6G 9 10 12E 12F 13E 13F 13K 14A	CC 2A 2C CC 12E 12F CC 13E 13F	
6556	M SEA R 1 3A 3C 10C 13C	CC 3A 3C	
6559	M AFI R 2A 3B 6G 11B 13J 14D		
6562	M CWP R 2B 2C 10D 13C	CC 2B 2C	
6565	R 2A 4 6G 11B 14E		
6568	R 2B 2C 3B 6D 7C 10C 13C	CC 2B 2C 3B	
6571	M EA R 12C		
6574	M AFI R 2A 6G 10B 13I 13M 14D		
6577	M CAR R 2B 2C 3B 4B 6D 13E	CC 2B 2C 3B	
6580	R 6G 7E 9C 10A 13C 13J 13K 14	CC 13C 13J 13K	

6583	V	VEUR	R 2 3 6E	CC 2 3
6586	M	CAR	R 2C 6G 7 13G 14C	
6589	R	3		
6592	M	NCA	R 12C	
6595	R	1B 3B 3C 5B 6D	CC 3B 3C	
6598	M	EUR	R 4B 6G 9B 10B 10E 12E 13H	
6601	R	2		
6604	R	1D 6G 7C 10A 13N 14B		
	V	VNAT		
6607	R	3A 6A 6B		
6610	R	1D 6G 14F		
6613	R	3A 6A 6B 13G		
6616	R	4A 6G 12G 14E		
6619	R	3A 6B		
6622	M	NAT	R 6G 7F 9B 12C 13D	
6625	M	MTD	R 3B	
6628	M	NAT	R 6G 7E 12C 13D 13M 14	CC 13D 13M
6631	M	MTD	R 3B 6C	
6634	R	6G		
6637	W	(世界的の使用)	C100/I II III	
6640	W	(世界的の使用)	C100/II V	
6643	W	(世界的の使用)	C100/I IV	
6646	W	(世界的の使用)	C100/II V	
6649	M	SAM	R 3A 6G	
6652	R	6G 7B		
6655	M	NP	R 2B 6E	

6658	R	3C 6A		
6661	M	NP	R 2B 6E	
6664	R	3C 5A		
6667	R	1E 2B 6F		
6670	R	3C		
6673	M	AFL CEP	R 2A 6G 10F 12D 13D 14B	
6676	V	VSEA		
6679	V	VPAC		
6682	R	6G		
8816	R	4A 6G 12C 13J 14A		
8819	R	2B 2C 9B 10 13C	CC 2B 2C	
8822	R	2A 3B 5A 5C 11B 13G 14	CC 5A 5C	C005/2A
8825	M	NAT	R 6G 13H 14F	
8828	R	1D 13N	V VPAC	
8831	M	NAT	R 6G 13F 14F	
8834	R	2B 2C 6C 7C 10 13C	CC 2B 2C	
8837	R	3A 3C 4A 9B 10B 13M	CC 3A 3C	
8840	R	1C 6		
8843	M	CEP	R 5D 6G 10E 13C 13J 13K 14D	CC 13C 13J 13K
8846	M	CAR	R 2 3 7F 9	CC 2 3
8849	R	13K	V VSEA	
8852	R	3B 3C 9 12E	V VAFI	CC 3B 3C
8855	M	SAM	R 2 10A 14	
8858	R	4A 6G 10D 13E 13F 14D		CC 13E 13F
8861	M	SAT	R 3A 3B 6E 9B	CC 3A 3B
	R	3A 3B 6E 9B		C011/6E

8864	M NAT R 2B 6B 6F 7E 13F	CC 6B 6F
8867	M SP R 6G 10C 13D 13M	CC 13D 13M
8870	R 5 6G 14 V VNAT	C004/6G
8873	R 4 6G 9C 9D 12E 12F 13I	CC 9C 9D CC 12E 12F
8876	R 2A 10A 12D 14G	
8879	M INO NAT R 3B	
8882	R 2C 6D	
8885	R 5 6B 11B 13G 14C	
8888	R 2 6G 7	C009/6G
8891	M NAT R 6A 14E	
8894	M AFI R 3C 12F 14A	
8897	M EA	
8900	R 3A 10D 13G 14B	
8903	M AFI CWP R 10B 13M	
8906	M NAT R 6A 6E 7B 9B 13H	CC 6A 6E
8909	R 2A 6E	
8912	R 5B 6G 11B 13D 14C	C004/6G
8915	R 3C 5A	
8918	M CAR MID R 6C	
8921	W (世界的使用)	C100/I III
8924	W (世界的使用)	C100/I IV
8927	W (世界的使用)	C100/II V
8930	W (世界的使用)	C100/I III
8933	W (世界的使用)	C100/II V
8936	W (世界的使用)	C100/I II
8939	R 2A 2C 6F 10B 13C	CC 2A 2C

8942	M SEA R 3A	
8945	R 10F 13K 14E V VMID	
8948	R 6A 12C	
8951	M MID	
8954	R 3 10E 12J 14B	
8957	R 3B 6D 12C 13D 14G V VEUR	
8960	R 6G 7F	
10006	R 6A 10 13G	
10009	R 2B 2C 7B 9B 13K	CC 2B 2C
10012	R 5 10 13J	
10015	R 2 6C 12D	
10018	M MID R 6G 9 13J 13K	CC 13J 13K C003/6G
10021	R 1 6B 12C 13G	
10024	M SAM R 2B 2C 3B 9B	CC 2B 2C 3B
10027	W (世界的使用)	C100/I II
10030	W (世界的使用)	C100/I IV
10033	W (世界的使用)	C100/II V
10036	R 1E 6E 13G 13H	CC 13G 13H
10039	R 3B 3C 4A 9B 12C	CC 3B 3C
10042	M EA R 9C 10F 13C 13J 13K	CC 13C 13J 13K
10045	R 2 3A 11B 13H 14	CC 2 3A
10048	M NP R 2A 5D 13A 13B	CC 13A 13B
10051	R 6A 6E 13I V VNAT	CC 6A 6E
10054	R 2A 2C 6G 12	CC 2A 2C C004/6G
10057	M CEP R 3A V VAFI	
10060	R 1D 6F 13K	

10063	R 4B 6G 12E	C004/6G
10066	M SEA R 1B 10A 13M	
10069	W (世界的使用)	C100/I IV
10072	W (世界的使用)	C100/I III
10075	W (世界的使用)	C100/II V
10078	W (世界的使用)	C100/I III
10081	M CWP R 4A 6A 7C 13F	C006/6A
10084	M EUR SP R 6E 13D	
10087	R 3 14 V VSAM	
10090	R 12E 12F V VNCA	CC 12E 12F
10093	R 5B 6B 11B 13N	
10096	M NCA SAM R 7D	
11276	R 2A 2C 6G 10E 13J	CC 2A 2C C002/6G
11279	M NAT R 2B 6F 9C	
11282	M CEP R 4A 6G 13H	C003/6G
11285	R 2A 3B 7	CC 2A 3B
11288	R 5A 6G 11B	
11291	M SAT R 3B 3C	CC 3B 3C
11294	R 2A 6G 7C	C002/6G
11297	R 2 12F	
11300	M AFI R 6G 13H	C002/6G
11303	R 3C 13E	
11306	R 6G 7E 11B	
11309	M NAT R 3A 6D	
11312	R 5 9C 9D	CC 9C 9D

11315	R 6G V VCAR	
11318	R 3 4A 13D	
11321	R 6A 13F	
11324	R 3A 3C 4B 12C	CC 3A 3C
11327	M SP R 3B 5 13C	
11330	M AFI NP R 3A 13F	
11333	R 2B 2C 10	CC 2B 2C
11336	M NAT R 3	
11339	R 2B 6B 9 13K	
11342	W (世界的使用)	C100/II III
11345	W (世界的使用)	C100/I IV
11348	W (世界的使用)	C100/II V
11351	W (世界的使用)	C100/I III
11354	W (世界的使用)	C100/II V
11357	R 6A 6E 10A	CC 6A 6E
11360	M SAM R 2 3 14	CC 2 3
11363	R 1 6E 10A	
11366	R 1C 6B 6F 13K	CC 6B 6F
11369	R 6G 13G	
11372	R 2C 3B 6D	
11375	M MTD R 10A 13C	
11378	R 3C 13M V VEUR	
11381	R 6 12E 12J	CC 12E 12J
11384	M CWP R 1D 12J	
11387	M CAR V VSEA	
11390	R 2 10	
11393	R 9B 12E	

13267	R 3 13H		
13270	R 6G V VNAT		
13273	M AFI		
13276	R 6G V VNAT		
13279	V VNCA VSAM		
13282	V VPAC		
13285	R 10 V VSEA		
13288	M AFI EUR MID	CC AFI EUR MID	
13291	M NAT R 6		
13294	M AFI		
13297	M CAR EA SAM	CC CAR SAM	
13300	M CEP CWP NP SP R 4	CC CEP CWP NP SP	
13303	M EA NCA	CC EA NCA	
13306	M INO NAT		
13309	M EA SEA R 13C 13K	CC EA SEA CC 13C 13K	
13312	M MID R 11B		
13315	M NCA SAT		
13318	M SEA R 13		
13321	R 2 3	CC 2 3	
13324	W (世界的の使用)	C100/I III	
13327	W (世界的の使用)	C100/I IV	
13330	W (世界的の使用)	C100/II V	
13333	W (世界的の使用)	C100/I III	

13336	W (世界的の使用)	C100/I IV	
13339	W (世界的の使用)	C100/II V	
13342	W (世界的の使用)	C100/I III	
13345	W (世界的の使用)	C100/I IV	
13348	W (世界的の使用)	C100/II V	
13351	W (世界的の使用)	C100/I III	
13354	R 5 7	CC 5 7	
13357	M SAT R 2		
17901	R 12		
17904	M CEP CWP NP SP R 4	CC CEP CWP NP SP	
17907	M CAR EA SAM SEA	CC CAR SAM CC EA SEA	
17910	R 10		
17913	R 6G 13		
17916	W (世界的の使用)	C100/I III	
17919	W (世界的の使用)	C100/II IV	
17922	W (世界的の使用)	C100/I III	
17925	W (世界的の使用)	C100/II V	
17928	W (世界的の使用)	C100/III IV	
17931	W (世界的の使用)	C100/I V	
17934	W (世界的の使用)	C100/II III	
17937	W (世界的の使用)	C100/IV V	
17940	W (世界的の使用)	C100/II III	
17943	R 6		
17946	M NAT R 14		
17949	R 5		
17952	R 3		
17955	M SAT R 6B		
17958	M NCA		
17961	M AFI EUR INO MID	CC AFI EUR INO MID	
17964	R 2 11B		
17967	R 5 13A 13B 13E 13F	CC 13A 13B 13E 13F	

21940	W (世界的使用)	C100/I
21943	W (世界的使用)	C100/V
21946	W (世界的使用)	C100/I
21949	W (世界的使用)	C100/III
21952	W (世界的使用)	C100/I
21955	W (世界的使用)	C100/IV
21958	W (世界的使用)	C100/I
21961	W (世界的使用)	C100/V
21964	W (世界的使用)	C100/II
21967	W (世界的使用)	C100/I
21970	W (世界的使用)	C100/III
21973	W (世界的使用)	C100/I
21976	W (世界的使用)	C100/IV
21979	W (世界的使用)	C100/I
21982	W (世界的使用)	C100/V
21985	W (世界的使用)	C100/II
21988	W (世界的使用)	C100/I
21991	W (世界的使用)	C100/IV
21994	W (世界的使用)	C100/V
21997	W (世界的使用)	C100/I

1 この表の周波数は、SSBの搬送周波数である。

2 表中の記号及び略語の説明

(1) 使用許可区域の欄

M : 主要世界航空路区域 (MWARA)

R : 地域的及び国内航空路区域 (RDARA)

V : 航空気象 (VOLMET) 区域

(2) 備考の欄

CC : 共通通信路

C001/... : 斜線の次の示す区域では、昼間の使用に限る。

C002/6G : 小区域6Gでは、東経95度の東に限り使用

C003/6G : 小区域6Gでは、東経95度の西に限り使用

C004/6G : 東経110度の東に限り使用

C005/2A : 北緯60度の北に限り使用

C006/6A : 東経75度の東に限り使用

C007 : 使用されていない。

C008 : 使用されていない。

C009/6G : 小区域6Gでは、東経110度の東で北緯25度の南に限り使用

C010/6G : 小区域6Gでは、東経118度の東で北緯40度の北に限り使用

C011/6E : 小区域6Eでは、北緯20度の南に限り使用

C100/... : 世界的使用のための周波数区域分配。その使用区域は記号の次に示す。周波数の割当てのための手続については、無線通信規則付録第27/217号参照。

世界的使用のための周波数区域とは、次に掲げる区域に位置する航空局と世界のいずれの場所に就航中である航空機との間で、航空機の飛行の管理及び安全監視のための長距離通信を可能とするように周波数が区域分配された区域をいう。

世界的区域 I は、RDARA1、2及び3で構成される。

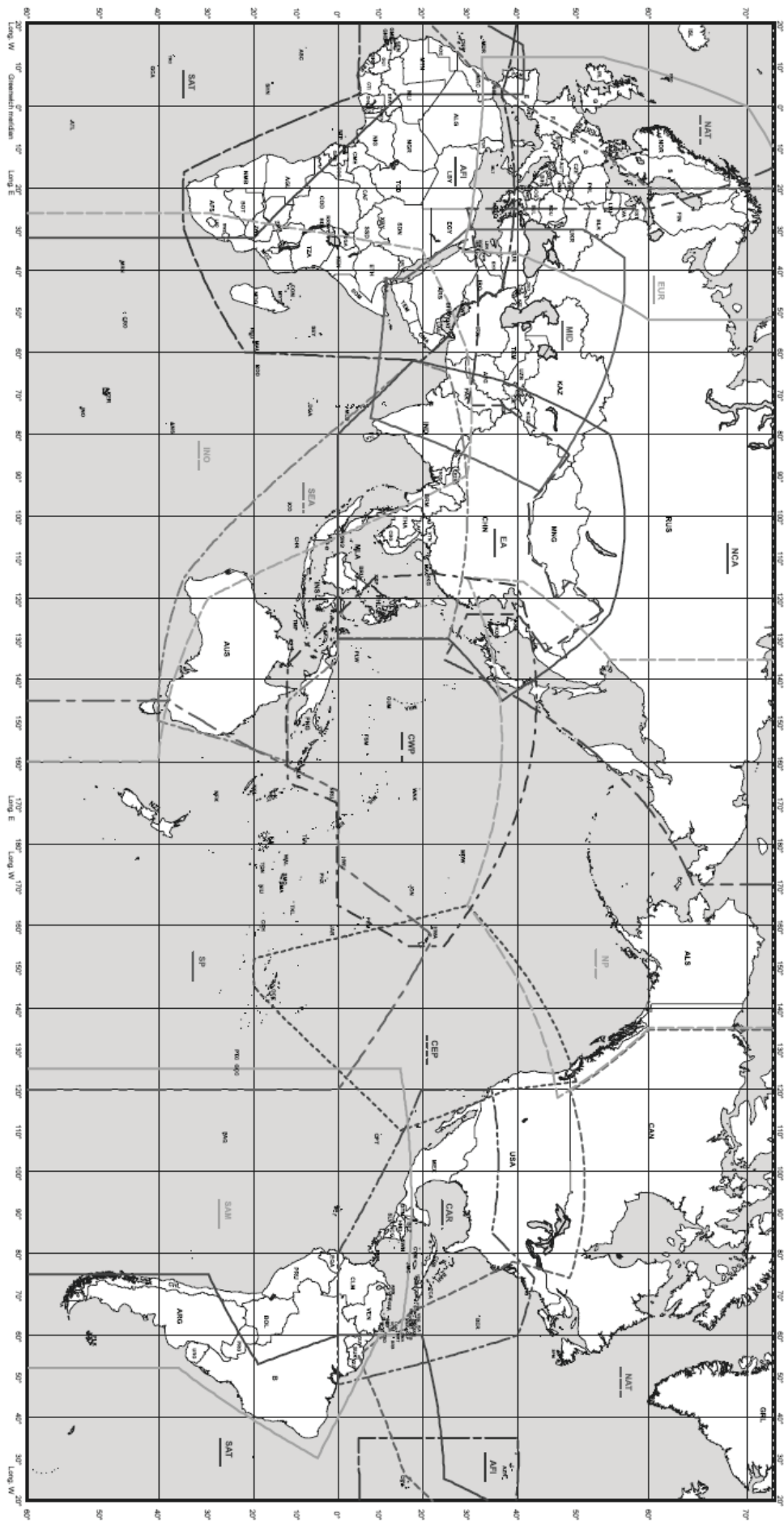
世界的区域 II は、RDARA10、11及び12Aから12Dまでで構成される。

世界的区域 III は、RDARA6、8、9及び14で構成される。

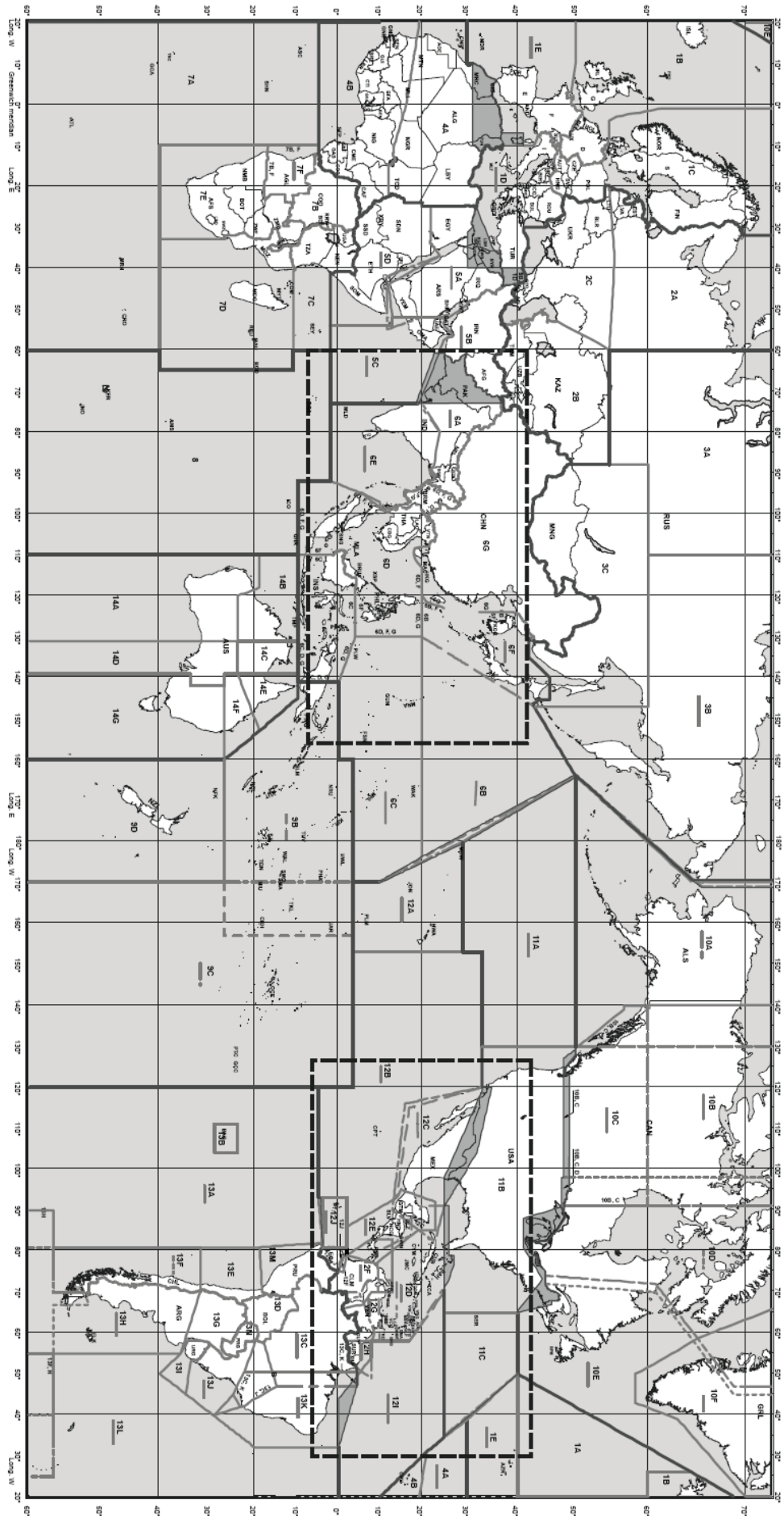
世界的区域 IV は、RDARA12Eから12Jまで及び13で構成される。

世界的区域 V は、RDARA4、5及び7で構成される。

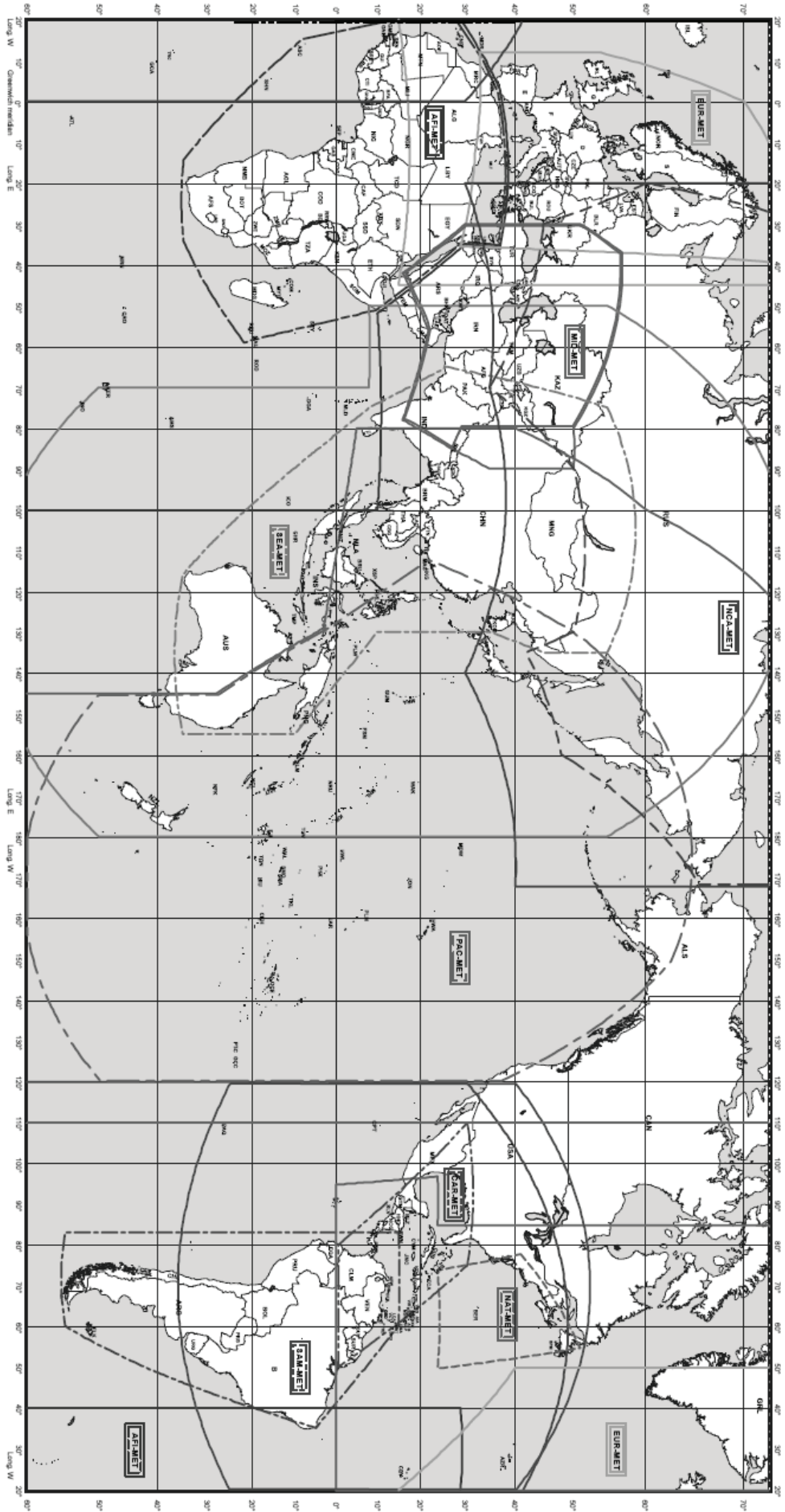
别表 2-1 付图(1) 主要世界航空路区域 (MWARA)



别表 2-1 附图(2) 地域的及国内航空路区域 (RDARRA)



别表 2-1 付图(3) 航空气象区域(VOLMET)



別表 2-2 航空移動(O.R)業務の専用周波数帯の周波数表(3-18MHz)

3MHz帯	4MHz帯	5MHz帯	6MHz帯	9MHz帯	11MHz帯	13MHz帯	15MHz帯	18MHz帯
3023	4700	5680	6685	8965	11175	13200	15010	17970
3026	4703	5684	6688	8968	11178	13203	15013	17973
3029	4706	5687	6691	8971	11181	13206	15016	17976
3032	4709	5690	6694	8974	11184	13209	15019	17979
3035	4712	5693	6697	8977	11187	13212	15022	17982
3038	4715	5696	6700	8980	11190	13215	15025	17985
3041	4718	5699	6703	8983	11193	13218	15028	17988
3044	4721	5702	6706	8986	11196	13221	15031	17991
3047	4724	5705	6709	8989	11199	13224	15034	17994
3050	4727	5708	6712	8992	11202	13227	15037	17997
3053	4730	5711	6715	8995	11205	13230	15040	18000
3056	4733	5714	6718	8998	11208	13233	15043	18003
3059	4736	5717	6721	9001	11211	13236	15046	18006
3062	4739	5720	6724	9004	11214	13239	15049	18009
3065	4742	5723	6727	9007	11217	13242	15052	18012
3068	4745	5726	6730	9010	11220	13245	15055	18015
3071			6733	9013	11223	13248	15058	18018
3074			6736	9016	11226	13251	15061	18021
3077			6739	9019	11229	13254	15064	18024
3080			6742	9022	11232	13257	15067	18027
3083			6745	9025	11235		15070	
3086			6748	9028	11238		15073	
3089			6751	9031	11241		15076	
3092			6754	9034	11244		15079	
3095			6757	9037	11247		15082	
3098			6760		11250		15085	
3101					11253		15088	
3104					11256		15091	
3107					11259		15094	
3110					11262		15097	
3113					11265			
3116					11268			
3119					11271			
3122								
3125								
3128								
3131								
3134								
3137								
3140								
3143								
3146								
3149								
3152								

1 この表の周波数は、S S Bの搬送周波数である。
 2 3023kHz及び5680kHzは、世界共通で使用する(別表 2-1 参照)。

別表2-3 ACAS、航空用DME、タカン、VOR、ILS、MLS、ATCRBS及びGBASの無線局の周波数表

1 VOR、ILSローカライザ、ILSグライトパス、MLS角度系、機上DME、機上タカン、地表に設置する航空用DME（以下「地上DME」という。）及び地表に設置するタカン（以下「地上タカン」という。）を使用する無線局の周波数

チ*社	周波数 (MHz)				
	VOR又はILSローカライザ*	ILSグライトパス	MLS角度系	機上DME及び機上タカン	地上DME及び地上タカン
1X	—	—	—	1025	962
1Y	—	—	—	1025	1088
2X	—	—	—	1026	963
2Y	—	—	—	1026	1089
3X	—	—	—	1027	964
3Y	—	—	—	1027	1090
4X	—	—	—	1028	965
4Y	—	—	—	1028	1091
5X	—	—	—	1029	966
5Y	—	—	—	1029	1092
6X	—	—	—	1030	967
6Y	—	—	—	1030	1093
7X	—	—	—	1031	968
7Y	—	—	—	1031	1094
8X	—	—	—	1032	969
8Y	—	—	—	1032	1095
9X	—	—	—	1033	970
9Y	—	—	—	1033	1096
10X	—	—	—	1034	971
10Y	—	—	—	1034	1097
11X	—	—	—	1035	972
11Y	—	—	—	1035	1098
12X	—	—	—	1036	973
12Y	—	—	—	1036	1099
13X	—	—	—	1037	974
13Y	—	—	—	1037	1100
14X	—	—	—	1038	975
14Y	—	—	—	1038	1101
15X	—	—	—	1039	976
15Y	—	—	—	1039	1102
16X	—	—	—	1040	977

16Y	—	—	—	—	—
17X	108.00	—	—	—	1103
17Y	108.05	—	—	—	978
17Z	—	—	—	—	1104
18X	*108.10	—	—	—	1104
18W	—	—	—	—	979
18Y	*108.15	—	—	—	979
18Z	—	—	—	—	979
19X	108.20	—	—	—	1105
19Y	108.25	—	—	—	1105
19Z	—	—	—	—	980
20X	—	—	—	—	1106
20Y	*108.30	—	—	—	1106
20W	—	—	—	—	1106
20Y	*108.35	—	—	—	981
20Z	—	—	—	—	981
21X	108.40	—	—	—	981
21Y	108.45	—	—	—	981
21Z	—	—	—	—	981
22X	*108.50	—	—	—	982
22W	—	—	—	—	982
22Y	*108.55	—	—	—	982
22Z	—	—	—	—	982
23X	108.60	—	—	—	982
23Y	108.65	—	—	—	982
23Z	—	—	—	—	982
24X	*108.70	—	—	—	982
24W	—	—	—	—	982
24Y	—	—	—	—	982
24Z	*108.75	—	—	—	982
25X	—	—	—	—	982
25Y	108.80	—	—	—	982
25Z	108.85	—	—	—	982
26X	—	—	—	—	982
26W	*108.90	—	—	—	982
26Y	—	—	—	—	982
26Z	*108.95	—	—	—	982
27X	—	—	—	—	982
27Y	109.00	—	—	—	982
27Z	109.05	—	—	—	982

27Z	—	—	5049.3	1051	1114	38Y	*110.15	334.25	5055.6	1062	1125
28X	*109.10	331.4	5034.0	1052	989	38Z	—	—	5055.9	1062	1125
28W	—	—	5034.3	1052	989	39X	110.20	—	—	1063	1000
28Y	*109.15	331.25	5049.6	1052	1115	39Y	110.25	—	5056.2	1063	1126
28Z	—	—	5049.9	1052	1115	39Z	—	—	5056.5	1063	1126
29X	109.20	—	—	1053	990	40X	*110.30	335.0	5037.6	1064	1001
29Y	109.25	—	5050.2	1053	1116	40W	—	—	5037.9	1064	1001
29Z	—	—	5050.5	1053	1116	40Y	*110.35	334.85	5056.8	1064	1127
30X	*109.30	332.0	5034.6	1054	991	40Z	—	—	5057.1	1064	1127
30W	—	—	5034.9	1054	991	41X	110.40	—	—	1065	1065
30Y	*109.35	331.85	5050.8	1054	1117	41Y	110.45	—	5057.4	1065	1128
30Z	—	—	5051.1	1054	1117	41Z	—	—	5057.7	1065	1128
31X	109.40	—	—	1055	992	42X	*110.50	329.6	5038.2	1066	1003
31Y	109.45	—	5051.4	1055	1118	42W	—	—	5038.5	1066	1003
31Z	—	—	5051.7	1055	1118	42Y	*110.55	329.45	5058.0	1066	1129
32X	*109.50	332.6	5035.2	1056	993	42Z	—	—	5058.3	1066	1129
32W	—	—	5035.5	1056	993	43X	110.60	—	—	1067	1004
32Y	*109.55	332.45	5052.0	1056	1119	43Y	110.65	—	5058.6	1067	1130
32Z	—	—	5052.3	1056	1119	43Z	—	—	5058.9	1067	1130
33X	109.60	—	—	1057	994	44X	*110.70	330.2	5038.8	1068	1005
33Y	109.65	—	5052.6	1057	1120	44W	—	—	5039.1	1068	1005
33Z	—	—	5052.9	1057	1120	44Y	*110.75	330.05	5059.2	1068	1131
34X	*109.70	333.2	5035.8	1058	995	44Z	—	—	5059.5	1068	1131
34W	—	—	5036.1	1058	995	45X	110.80	—	—	1069	1006
34Y	*109.75	333.05	5053.2	1058	1121	45Y	110.85	—	5059.8	1069	1132
34Z	—	—	5053.5	1058	1121	45Z	—	—	5060.1	1069	1132
35X	109.80	—	—	1059	996	46X	*110.90	330.8	5039.4	1070	1007
35Y	109.85	—	5053.8	1059	1122	46W	—	—	5039.7	1070	1007
35Z	—	—	5054.1	1059	1122	46Y	*110.95	330.65	5060.4	1070	1133
36X	*109.90	333.8	5036.4	1060	997	46Z	—	—	5060.7	1070	1133
36W	—	—	5036.7	1060	997	47X	111.00	—	—	1071	1008
36Y	*109.95	333.65	5054.4	1060	1123	47Y	111.05	—	5061.0	1071	1134
36Z	—	—	5054.7	1060	1123	47Z	—	—	5061.3	1071	1134
37X	110.00	—	—	1061	998	48X	*111.10	331.7	5040.0	1072	1009
37Y	110.05	—	5055.0	1061	1124	48W	—	—	5040.3	1072	1009
37Z	—	—	5055.3	1061	1124	48Y	*111.15	331.55	5061.6	1072	1135
38X	*110.10	334.4	5037.0	1062	999	48Z	—	—	5061.9	1072	1135
38W	—	—	5037.3	1062	999	49X	111.20	—	—	1073	1010

49Y	111.25	—	5062.2	1073	1136	62Y	—	—	1086	1149
49Z	—	—	5062.5	1073	1136	63X	—	—	1087	1024
50X	*111.30	332.3	5040.6	1074	1011	63Y	—	—	1087	1150
50W	—	—	5040.9	1074	1011	64X	—	—	1088	1151
50Y	*111.35	332.15	5062.8	1074	1137	64Y	—	—	1088	1025
50Z	—	—	5063.1	1074	1137	65X	—	—	1089	1152
51X	111.40	—	—	1075	1012	65Y	—	—	1089	1026
51Y	111.45	—	5063.4	1075	1138	66X	—	—	1090	1153
51Z	—	—	5063.7	1075	1138	66Y	—	—	1090	1027
52X	*111.50	332.9	5041.2	1076	1013	67X	—	—	1091	1154
52W	—	—	5041.5	1076	1013	67Y	—	—	1091	1028
52Y	*111.55	332.75	5064.0	1076	1139	68X	—	—	1092	1155
52Z	—	—	5064.3	1076	1139	68Y	—	—	1092	1029
53X	111.60	—	—	1077	1014	69X	—	—	1093	1156
53Y	111.65	—	5064.6	1077	1140	69Y	—	—	1093	1030
53Z	—	—	5064.9	1077	1140	70X	112.30	—	1094	1157
54X	*111.70	333.5	5041.8	1078	1015	70Y	112.35	—	1094	1031
54W	—	—	5042.1	1078	1015	71X	112.40	—	1095	1158
54Y	*111.75	333.35	5065.2	1078	1141	71Y	112.45	—	1095	1032
54Z	—	—	5065.5	1078	1141	72X	112.50	—	1096	1159
55X	111.80	—	—	1079	1016	72Y	112.55	—	1096	1033
55Y	111.85	—	5065.8	1079	1142	73X	112.60	—	1097	1160
55Z	—	—	5066.1	1079	1142	73Y	112.65	—	1097	1034
56X	*111.90	331.1	5042.4	1080	1017	74X	112.70	—	1098	1161
56W	—	—	5042.7	1080	1017	74Y	112.75	—	1098	1035
56Y	*111.95	330.95	5066.4	1080	1143	75X	112.80	—	1099	1162
56Z	—	—	5066.7	1080	1143	75Y	112.85	—	1099	1036
57X	112.00	—	—	1081	1018	76X	112.90	—	1100	1163
57Y	112.05	—	—	1081	1144	76Y	112.95	—	1100	1037
58X	112.10	—	—	1082	1019	77X	113.00	—	1101	1164
58Y	112.15	—	—	1082	1145	77Y	113.05	—	1101	1038
59X	112.20	—	—	1083	1020	78X	113.10	—	1102	1165
59Y	112.25	—	—	1083	1146	78Y	113.15	—	1102	1039
60X	—	—	—	1084	1021	79X	113.20	—	1103	1166
60Y	—	—	—	1084	1147	79Y	113.25	—	1103	1040
61X	—	—	—	1085	1022	80X	113.30	—	1104	1167
61Y	—	—	—	1085	1148	80Y	113.35	—	1104	1041
62X	—	—	—	1086	1023	80Z	—	5067.3	1104	1041

81X	113.40	—	—	—	1105	1168	—	93Z	—	—	—	5075.1	1117	1054
81Y	113.45	—	—	—	1105	1042	—	94X	114.70	—	—	—	1118	1181
81Z	—	—	—	—	1105	1042	—	94Y	114.75	—	—	5075.4	1118	1055
82X	113.50	—	—	—	1106	1169	—	94Z	—	—	—	5075.7	1118	1055
82Y	113.55	—	—	—	1106	1043	—	95X	114.80	—	—	—	1119	1182
82Z	—	—	—	—	1106	1043	—	95Y	114.85	—	—	5076.0	1119	1056
83X	113.60	—	—	—	1107	1170	—	95Z	—	—	—	5076.3	1119	1056
83Y	113.65	—	—	—	1107	1044	—	96X	114.90	—	—	—	1120	1183
83Z	—	—	—	—	1107	1044	—	96Y	114.95	—	—	5076.6	1120	1057
84X	113.70	—	—	—	1108	1171	—	96Z	—	—	—	5076.9	1120	1057
84Y	113.75	—	—	—	1108	1045	—	97X	115.00	—	—	—	1121	1184
84Z	—	—	—	—	1108	1045	—	97Y	115.05	—	—	5077.2	1121	1058
85X	113.80	—	—	—	1109	1172	—	97Z	—	—	—	5077.5	1121	1058
85Y	113.85	—	—	—	1109	1046	—	98X	115.10	—	—	—	1122	1185
85Z	—	—	—	—	1109	1046	—	98Y	115.15	—	—	5077.8	1122	1059
86X	113.90	—	—	—	1110	1173	—	98Z	—	—	—	5078.1	1122	1059
86Y	113.95	—	—	—	1110	1047	—	99X	115.20	—	—	—	1123	1186
86Z	—	—	—	—	1110	1047	—	99Y	115.25	—	—	5078.4	1123	1060
87X	114.00	—	—	—	1111	1174	—	99Z	—	—	—	5078.7	1123	1060
87Y	114.05	—	—	—	1111	1048	—	100X	115.30	—	—	—	1124	1187
87Z	—	—	—	—	1111	1048	—	100Y	115.35	—	—	5079.0	1124	1061
88X	114.10	—	—	—	1112	1175	—	100Z	—	—	—	5079.3	1124	1061
88Y	114.15	—	—	—	1112	1049	—	101X	115.40	—	—	—	1125	1188
88Z	—	—	—	—	1112	1049	—	101Y	115.45	—	—	5079.6	1125	1062
89X	114.20	—	—	—	1113	1176	—	101Z	—	—	—	5079.9	1125	1062
89Y	114.25	—	—	—	1113	1050	—	102X	115.50	—	—	—	1126	1189
89Z	—	—	—	—	1113	1050	—	102Y	115.55	—	—	5080.2	1126	1063
90X	114.30	—	—	—	1114	1177	—	102Z	—	—	—	5080.5	1126	1063
90Y	114.35	—	—	—	1114	1051	—	103X	115.60	—	—	—	1127	1190
90Z	—	—	—	—	1114	1051	—	103Y	115.65	—	—	5080.8	1127	1064
91X	114.40	—	—	—	1115	1178	—	103Z	—	—	—	5081.1	1127	1064
91Y	114.45	—	—	—	1115	1052	—	104X	115.70	—	—	—	1128	1191
91Z	—	—	—	—	1115	1052	—	104Y	115.75	—	—	5081.4	1128	1065
92X	114.50	—	—	—	1116	1179	—	104Z	—	—	—	5081.7	1128	1065
92Y	114.55	—	—	—	1116	1053	—	105X	115.80	—	—	—	1129	1192
92Z	—	—	—	—	1116	1053	—	105Y	115.85	—	—	5082.0	1129	1066
93X	114.60	—	—	—	1117	1180	—	105Z	—	—	—	5082.3	1129	1066
93Y	114.65	—	—	—	1117	1054	—	106X	115.90	—	—	—	1130	1193

106Y	115.95	—	5082.6	1130	1067	118Y	117.15	—	5089.8	1142	1079
106Z	—	—	5082.9	1130	1067	118Z	—	—	5090.1	1142	1079
107X	116.00	—	—	1131	1194	119X	117.20	—	—	1143	1206
107Y	116.05	—	5083.2	1131	1068	119Y	117.25	—	5090.4	1143	1080
107Z	—	—	5083.5	1131	1068	119Z	—	—	5090.7	1143	1080
108X	116.10	—	—	1132	1195	120X	117.30	—	—	1144	1207
108Y	116.15	—	5083.8	1132	1069	120Y	117.35	—	—	1144	1081
108Z	—	—	5084.1	1132	1069	121X	117.40	—	—	1145	1208
109X	116.20	—	—	1133	1196	121Y	117.45	—	—	1145	1082
109Y	116.25	—	5084.4	1133	1070	122X	117.50	—	—	1146	1209
109Z	—	—	5084.7	1133	1070	122Y	117.55	—	—	1146	1083
110X	116.30	—	—	1134	1197	123X	117.60	—	—	1147	1210
110Y	116.35	—	5085.0	1134	1071	123Y	117.65	—	—	1147	1084
110Z	—	—	5085.3	1134	1071	124X	117.70	—	—	1148	1211
111X	116.40	—	—	1135	1198	124Y	117.75	—	—	1148	1085
111Y	116.45	—	5085.6	1135	1072	125X	117.80	—	—	1149	1212
111Z	—	—	5085.9	1135	1072	125Y	117.85	—	—	1149	1086
112X	116.50	—	—	1136	1199	126X	117.90	—	—	1150	1213
112Y	116.55	—	5086.2	1136	1073	126Y	117.95	—	—	1150	1087
112Z	—	—	5086.5	1136	1073	* これらの周波数は、ILSローカライザを使用する無線局に限る。					
113X	116.60	—	—	1137	1200	2 ILSローカ・ビームを使用する無線局の周波数 75MHz					
113Y	116.65	—	5086.8	1137	1074	3 ATCRBSの無線局の周波数 1030MHz、1090MHz					
113Z	—	—	5087.1	1137	1074	(1) 地表に開設するもの 1090MHz					
114X	116.70	—	—	1138	1201	(2) 地表に開設するもの以外のもの 1030MHz					
114Y	116.75	—	5087.4	1138	1075	4 ACASを使用する無線局の周波数					
114Z	—	—	5087.7	1138	1075	5 GBASの無線局の周波数					
115X	116.80	—	—	1139	1202	108.025MHz以上117.95MHz以下の周波数のうち108.025MHz及び108.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの					
115Y	116.85	—	5088.0	1139	1076						
115Z	—	—	5088.3	1139	1076						
116X	116.90	—	—	1140	1203						
116Y	116.95	—	5088.6	1140	1077						
116Z	—	—	5088.9	1140	1077						
117X	117.00	—	—	1141	1204						
117Y	117.05	—	5089.2	1141	1078						
117Z	—	—	5089.5	1141	1078						
118X	117.10	—	—	1142	1205						

別表3-1 4-26MHz帯海上移動業務（無線電話）の周波数表

1 海岸局及び船舶局間の複信（2周波数）通信の周波数表

チャネル番号	4MHz帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
401	4357	4358.4	4065	4066.4
402	4360	4361.4	4068	4069.4
403	4363	4364.4	4071	4072.4
404	4366	4367.4	4074	4075.4
405	4369	4370.4	4077	4078.4
406	4372	4373.4	4080	4081.4
407	4375	4376.4	4083	4084.4
408	4378	4379.4	4086	4087.4
409	4381	4382.4	4089	4090.4
410	4384	4385.4	4092	4093.4
411	4387	4388.4	4095	4096.4
412	4390	4391.4	4098	4099.4
413	4393	4394.4	4101	4102.4
414	4396	4397.4	4104	4105.4
415	4399	4400.4	4107	4108.4
416	4402	4403.4	4110	4111.4
417	4405	4406.4	4113	4114.4
418	4408	4409.4	4116	4117.4
419	4411	4412.4	4119	4120.4
420	4414	4415.4	4122	4123.4
421	4417*	4418.4*	4125* ³	4126.4*
422	4420	4421.4	4128	4129.4
423	4423	4424.4	4131	4132.4
424	4426	4427.4	4134	4135.4
425	4429	4430.4	4137	4138.4
426	4432	4433.4	4140	4141.4
427	4435	4436.4	4143	4144.4
428 ^{1, 2}	4438 ^{1, 2}	4439.4	—	—
429 ^{1, 2}	4441 ^{1, 2}	4442.4	—	—

チャネル番号	6MHz帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
601	6501	6502.4	6200	6201.4
602	6504	6505.4	6203	6204.4
603	6507	6508.4	6206	6207.4
604	6510	6511.4	6209	6210.4
605	6513	6514.4	6212	6213.4
606	6516*	6517.4*	6215* ⁴	6216.4*
607	6519	6520.4	6218	6219.4
608	6522	6523.4	6221	6222.4

チャネル番号	8MHz帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
801	8719	8720.4	8195	8196.4
802	8722	8723.4	8198	8199.4
803	8725	8726.4	8201	8202.4
804	8728	8729.4	8204	8205.4
805	8731	8732.4	8207	8208.4
806	8734	8735.4	8210	8211.4
807	8737	8738.4	8213	8214.4
808	8740	8741.4	8216	8217.4
809	8743	8744.4	8219	8220.4
810	8746	8747.4	8222	8223.4
811	8749	8750.4	8225	8226.4
812	8752	8753.4	8228	8229.4
813	8755	8756.4	8231	8232.4
814	8758	8759.4	8234	8235.4
815	8761	8762.4	8237	8238.4
816	8764	8765.4	8240	8241.4
817	8767	8768.4	8243	8244.4
818	8770	8771.4	8246	8247.4
819	8773	8774.4	8249	8250.4
820	8776	8777.4	8252	8253.4
821	8779*	8780.4*	8255*	8256.4*
822	8782	8783.4	8258	8259.4
823	8785	8786.4	8261	8262.4
824	8788	8789.4	8264	8265.4
825	8791	8792.4	8267	8268.4
826	8794	8795.4	8270	8271.4
827	8797	8798.4	8273	8274.4
828	8800	8801.4	8276	8277.4
829	8803	8804.4	8279	8280.4
830	8806	8807.4	8282	8283.4
831	8809	8810.4	8285	8286.4
832	8812	8813.4	8288	8289.4
833	8291 ⁶	8292.4	8291 ⁶	8292.4
834 ^{2, 5}	8707	8708.4	—	—
835 ^{2, 5}	8710	8711.4	—	—
836 ^{2, 5}	8713	8714.4	—	—
837 ^{2, 5}	8716	8717.4	—	—

チャネル番号	12MHz 帯			
	海岸局			
	搬送周波数	割当周波数		
1201	13077	13078.4	12230	12231.4
1202	13080	13081.4	12233	12234.4
1203	13083	13084.4	12236	12237.4
1204	13086	13087.4	12239	12240.4
1205	13089	13090.4	12242	12243.4
1206	13092	13093.4	12245	12246.4
1207	13095	13096.4	12248	12249.4
1208	13098	13099.4	12251	12252.4
1209	13101	13102.4	12254	12255.4
1210	13104	13105.4	12257	12258.4
1211	13107	13108.4	12260	12261.4
1212	13110	13111.4	12263	12264.4
1213	13113	13114.4	12266	12267.4
1214	13116	13117.4	12269	12270.4
1215	13119	13120.4	12272	12273.4
1216	13122	13123.4	12275	12276.4
1217	13125	13126.4	12278	12279.4
1218	13128	13129.4	12281	12282.4
1219	13131	13132.4	12284	12285.4
1220	13134	13135.4	12287	12288.4
1221	13137	13138.4	12290 ¹	12291.4
1222	13140	13141.4	12293	12294.4
1223	13143	13144.4	12296	12297.4
1224	13146	13147.4	12299	12300.4
1225	13149	13150.4	12302	12303.4
1226	13152	13153.4	12305	12306.4
1227	13155	13156.4	12308	12309.4
1228	13158	13159.4	12311	12312.4
1229	13161	13162.4	12314	12315.4
1230	13164	13165.4	12317	12318.4
1231	13167	13168.4	12320	12321.4
1232	13170	13171.4	12323	12324.4
1233	13173	13174.4	12326	12327.4
1234	13176	13177.4	12329	12330.4
1235	13179	13180.4	12332	12333.4
1236	13182	13183.4	12335	12336.4
1237	13185	13186.4	12338	12339.4
1238	13188	13189.4	12341	12342.4
1239	13191	13192.4	12344	12345.4
1240	13194	13195.4	12347	12348.4
1241	13197	13198.4	12350	12351.4

チャネル番号	16MHz 帯			
	海岸局			
	搬送周波数	割当周波数		
1601	17242	17243.4	16360	16361.4
1602	17245	17246.4	16363	16364.4
1603	17248	17249.4	16366	16367.4
1604	17251	17252.4	16369	16370.4
1605	17254	17255.4	16372	16373.4
1606	17257	17258.4	16375	16376.4
1607	17260	17261.4	16378	16379.4
1608	17263	17264.4	16381	16382.4
1609	17266	17267.4	16384	16385.4
1610	17269	17270.4	16387	16388.4
1611	17272	17273.4	16390	16391.4
1612	17275	17276.4	16393	16394.4
1613	17278	17279.4	16396	16397.4
1614	17281	17282.4	16399	16400.4
1615	17284	17285.4	16402	16403.4
1616	17287	17288.4	16405	16406.4
1617	17290	17291.4	16408	16409.4
1618	17293	17294.4	16411	16412.4
1619	17296	17297.4	16414	16415.4
1620	17299	17300.4	16417	16418.4
1621	17302	17303.4	16420 ⁸	16421.4
1622	17305	17306.4	16423	16424.4
1623	17308	17309.4	16426	16427.4
1624	17311	17312.4	16429	16430.4
1625	17314	17315.4	16432	16433.4
1626	17317	17318.4	16435	16436.4
1627	17320	17321.4	16438	16439.4
1628	17323	17324.4	16441	16442.4
1629	17326	17327.4	16444	16445.4
1630	17329	17330.4	16447	16448.4
1631	17332	17333.4	16450	16451.4
1632	17335	17336.4	16453	16454.4
1633	17338	17339.4	16456	16457.4
1634	17341	17342.4	16459	16460.4
1635	17344	17345.4	16462	16463.4
1636	17347	17348.4	16465	16466.4
1637	17350	17351.4	16468	16469.4
1638	17353	17354.4	16471	16472.4
1639	17356	17357.4	16474	16475.4
1640	17359	17360.4	16477	16478.4
1641	17362	17363.4	16480	16481.4
1642	17365	17366.4	16483	16484.4
1643	17368	17369.4	16486	16487.4
1644	17371	17372.4	16489	16490.4
1645	17374	17375.4	16492	16493.4
1646	17377	17378.4	16495	16496.4
1647	17380	17381.4	16498	16499.4
1648	17383	17384.4	16501	16502.4
1649	17386	17387.4	16504	16505.4
1650	17389	17390.4	16507	16508.4
1651	17392	17393.4	16510	16511.4
1652	17395	17396.4	16513	16514.4
1653	17398	17399.4	16516	16517.4
1654	17401	17402.4	16519	16520.4
1655	17404	17405.4	16522	16523.4
1656	17407	17408.4	16525	16526.4

チャネル番号	18/19MHz帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
1801	19755	19756.4	18780	18781.4
1802	19758	19759.4	18783	18784.4
1803	19761	19762.4	18786	18787.4
1804	19764	19765.4	18789	18790.4
1805	19767	19768.4	18792	18793.4
1806	19770*	19771.4*	18795*	18796.4*
1807	19773	19774.4	18798	18799.4
1808	19776	19777.4	18801	18802.4
1809	19779	19780.4	18804	18805.4
1810	19782	19783.4	18807	18808.4
1811	19785	19786.4	18810	18811.4
1812	19788	19789.4	18813	18814.4
1813	19791	19792.4	18816	18817.4
1814	19794	19795.4	18819	18820.4
1815	19797	19798.4	18822	18823.4

チャネル番号	22MHz帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
2201	22696	22697.4	22000	22001.4
2202	22699	22700.4	22003	22004.4
2203	22702	22703.4	22006	22007.4
2204	22705	22706.4	22009	22010.4
2205	22708	22709.4	22012	22013.4
2206	22711	22712.4	22015	22016.4
2207	22714	22715.4	22018	22019.4
2208	22717	22718.4	22021	22022.4
2209	22720	22721.4	22024	22025.4
2210	22723	22724.4	22027	22028.4
2211	22726	22727.4	22030	22031.4
2212	22729	22730.4	22033	22034.4
2213	22732	22733.4	22036	22037.4
2214	22735	22736.4	22039	22040.4
2215	22738	22739.4	22042	22043.4
2216	22741	22742.4	22045	22046.4
2217	22744	22745.4	22048	22049.4
2218	22747	22748.4	22051	22052.4
2219	22750	22751.4	22054	22055.4
2220	22753	22754.4	22057	22058.4
2221	22756*	22757.4*	22060*	22061.4*
2222	22759	22760.4	22063	22064.4
2223	22762	22763.4	22066	22067.4
2224	22765	22766.4	22069	22070.4
2225	22768	22769.4	22072	22073.4
2226	22771	22772.4	22075	22076.4
2227	22774	22775.4	22078	22079.4
2228	22777	22778.4	22081	22082.4
2229	22780	22781.4	22084	22085.4
2230	22783	22784.4	22087	22088.4
2231	22786	22787.4	22090	22091.4
2232	22789	22790.4	22093	22094.4
2233	22792	22793.4	22096	22097.4
2234	22795	22796.4	22099	22100.4
2235	22798	22799.4	22102	22103.4
2236	22801	22802.4	22105	22106.4
2237	22804	22805.4	22108	22109.4
2238	22807	22808.4	22111	22112.4
2239	22810	22811.4	22114	22115.4
2240	22813	22814.4	22117	22118.4
2241	22816	22817.4	22120	22121.4
2242	22819	22820.4	22123	22124.4
2243	22822	22823.4	22126	22127.4
2244	22825	22826.4	22129	22130.4
2245	22828	22829.4	22132	22133.4
2246	22831	22832.4	22135	22136.4
2247	22834	22835.4	22138	22139.4
2248	22837	22838.4	22141	22142.4
2249	22840	22841.4	22144	22145.4
2250	22843	22844.4	22147	22148.4
2251	22846	22847.4	22150	22151.4
2252	22849	22850.4	22153	22154.4
2253	22852	22853.4	22156	22157.4

チャネル番号	25/26MHz 帯			
	海岸局		船舶局	
	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
2501	26145	26146.4	25070	25071.4
2502	26148	26149.4	25073	25074.4
2503	26151	26152.4	25076	25077.4
2504	26154	26155.4	25079	25080.4
2505	26157	26158.4	25082	25083.4
2506	26160	26161.4	25085	25086.4
2507	26163	26164.4	25088	25089.4
2508	26166	26167.4	25091	25092.4
2509	26169	26170.4	25094	25095.4
2510	26172.*	26173.4*	25097.*	25098.4*

- * これら周波数は、呼出周波数とする(無線通信規則第 52. 221 号及び第 52. 222 号参照)。
- これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第 2 項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する 4000-4063kHz の周波数帯の周波数表(第 3 項参照)と対で使用することができる。
 - これらの周波数は、単信通信(1 周波数)に使用できる。
 - 搬送周波数 4125kHz の使用条件については、無線通信規則第 52. 224 号、第 52. 225 号及びび付録第 15 号を参照すること。
 - 搬送周波数 6215kHz の使用条件については、無線通信規則付録第 15 号を参照すること。
 - これらの海岸局の周波数は、船舶局及び海岸局の単信通信のための周波数表(第 2 項参照)に掲げる船舶局の周波数又は関係主管庁が選択する 8100-8195kHz の周波数帯の周波数表(第 4 項参照)と対で使用することができる。
 - 搬送周波数 8291kHz の使用条件については、無線通信規則付録第 15 号を参照すること。
 - 搬送周波数 12290kHz の使用条件については、無線通信規則第 52. 221A 号、第 52. 222A 号及び付録第 15 号を参照すること。
 - 搬送周波数 16420kHz の使用条件については、無線通信規則第 52. 221A 号、第 52. 222A 号及び付録第 15 号を参照すること。

- 海岸局及び船舶局間の単信(1 周波数)通信及び船舶局相互間クロスバンド(2 周波数)通信の周波数表

4 MHz 帯 ¹		6 MHz 帯		8 MHz 帯 ²	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
4146	4147.4	6224	6225.4	8294	8295.4
4149	4150.4	6227	6228.4	8297	8298.4
		6230	6231.4		

12MHz 帯 ³		16MHz 帯 ³		18/19MHz 帯	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
12353	12354.4	16528	16529.4	18825	18826.4
12356	12357.4	16531	16532.4	18828	18829.4
		16534	16535.4	18831	18832.4
12362	12363.4			18834	18835.4
12365	12366.4	16540	16541.4	18837	18838.4
		16543	16544.4	18840	18841.4
		16546	16547.4	18843	18844.4

22MHz 帯		25/26MHz 帯	
搬送周波数	割当周波数	搬送周波数	割当周波数
22159	22160.4	25100	25101.4
22162	22163.4	25103	25104.4
22165	22166.4	25106	25107.4
22168	22169.4	25109	25110.4
22171	22172.4	25112	25113.4
22174	22175.4	25115	25116.4
22177	22178.4	25118	25119.4

- これらの周波数は、第 1 項の第 428 及び第 429 チャネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- これらの周波数は、第 1 項の第 834 から第 837 までのチャネルで運用する海岸局との複信運用に用いることができる。
- 12359kHz 及び 16537kHz の周波数については、無線通信規則第 52. 221A 号及び第 52. 222A 号を参照すること。

3 4000-4063kHz 帯における船舶局の周波数表

チャネル番号	搬送周波数	割当周波数
1	4000*	4001.4*
2	4003*	4004.4*
3	4006	4007.4
4	4009	4010.4
5	4012	4013.4
6	4015	4016.4
7	4018	4019.4
8	4021	4022.4
9	4024	4025.4
10	4027	4028.4
11	4030	4031.4
12	4033	4034.4
13	4036	4037.4
14	4039	4040.4
15	4042	4043.4
16	4045	4046.4
17	4048	4049.4
18	4051	4052.4
19	4054	4055.4
20	4057	4058.4
21	4060	4061.4

* これら周波数は、第三地域を航行する場合の使用を禁止する。
この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。
—第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へのチャネルを補足するため
—船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
—第4項のチャネルによる海岸局とのクロスバンド通信のため
—4438-4650kHz 帯による海岸局との複信通信のため
—第1項の第428 及び第429 チャネルとの複信通信のため

4 8100-8195kHz 帯における海岸局及び船舶局の周波数表

チャネル番号	搬送周波数	割当周波数
1	8101	8102.4
2	8104	8105.4
3	8107	8108.4
4	8110	8111.4
5	8113	8114.4
6	8116	8117.4
7	8119	8120.4
8	8122	8123.4
9	8125	8126.4
10	8128	8129.4
11	8131	8132.4
12	8134	8135.4
13	8137	8138.4
14	8140	8141.4
15	8143	8144.4
16	8146	8147.4
17	8149	8150.4
18	8152	8153.4
19	8155	8156.4
20	8158	8159.4
21	8161	8162.4
22	8164	8165.4
23	8167	8168.4
24	8170	8171.4
25	8173	8174.4
26	8176	8177.4
27	8179	8180.4
28	8182	8183.4
29	8185	8186.4
30	8188	8189.4
31	8191	8192.4

この周波数表の周波数は、次のために使用することができる。
—第1項による複信通信のための船舶局から海岸局へ及び海岸局から船舶局へのチャネルを補足するため
—船舶局相互間における単信(1周波数)通信及びクロスバンド通信のため
—第3項のチャネルによる船舶局とのクロスバンド通信のため
—船舶局から海岸局へ又は海岸局から船舶局への単信通信のため
—第1項の第834、第835、第836 及び第837 チャネルとの複信通信のため

別表 3-2 4-25MHz 帯海上移動業務（無線電信）の周波数表

1 船舶局（海洋データ伝送）の周波数表

4MHz 帯	6MHz 帯	8MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	22MHz 帯
4063.3	6261.3	8340.3	12420.3	16617.3	22240.3
4063.6	6261.6	8340.6	12420.6	16617.6	22240.6
4063.9	6261.9	8340.9	12420.9	16617.9	22240.9
4064.2	6262.2	8341.2	12421.2	16618.2	22241.2
4064.5	6262.5	8341.5	12421.5	16618.5	22241.5
4064.8					

2 海岸局の2周波数運用(PSKの場合100ボーンを、PSKの場合は200ボーンを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

チャネル 番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯		12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263	8376.5*	8376.5*	12579.5	12477	16807	16683.5			22382.5	22290.5
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377	12580	12477.5	16807.5	16684			22383	22291
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5	12580.5	12478	16808	16684.5			22383.5	22291.5
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378	12581	12478.5	16808.5	16685			22384	22292
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5	12581.5	12479	16809	16685.5			22384.5	22292.5
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379	12582	12479.5	16809.5	16686			22385	22293
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5	12582.5	12480	16810	16686.5			22385.5	22293.5
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380	12583	12480.5	16810.5	16687			22386	22294
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5	12583.5	12481	16811	16687.5			22386.5	22294.5
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381	12584	12481.5	16811.5	16688			22387	22295
11	4177.5*	4177.5*	6268*	6268*	8421.5	8381.5	12584.5	12482	16812	16688.5			22387.5	22295.5
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382	12585	12482.5	16812.5	16689			22388	22296
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5	12585.5	12483	16813	16689.5			22388.5	22296.5
14			6320.5	6269.5	8423	8383	12586	12483.5	16813.5	16690			22389	22297
15					8423.5	8383.5	12586.5	12484	16814	16690.5				
16							12587	12484.5	16814.5	16691				
17							12587.5	12485	16815	16691.5				
18							12588	12485.5	16815.5	16692				
19							12588.5	12486	16816	16692.5				
20							12589	12486.5	16816.5	16693				
21							12589.5	12487	16817	16693.5				
22							12590	12487.5	16817.5	16694				
23							12590.5	12488	16818	16694.5				
24							12591	12488.5	16695*	16695*				
25							12591.5	12489	16818.5	16695.5				
26							12592	12489.5	16819	16696				
27							12592.5	12490	16819.5	16696.5				
28							12593	12490.5	16820	16697				
29							12593.5	12491	16820.5	16697.5				
30							12594	12491.5	16821	16698				
31							12594.5	12492	16821.5	16698.5				
32							12595	12492.5						
33							12595.5	12493						
34							12596	12493.5						
35							12596.5	12494						
36							12597	12494.5						
37							12597.5	12495						
38							12598	12495.5						
39							12598.5	12496						
40							12599	12496.5						
41							12599.5	12497						
42							12600	12497.5						
43							12600.5	12498						
44							12601	12498.5						
45							12601.5	12499						
46							12602	12499.5						
47							12602.5	12500						
48							12603	12500.5						

49						12603.5	12501												
50						12604	12501.5												
51						12604.5	12502												
52						12605	12502.5												
53						12605.5	12503												
54						12606	12503.5												
55						12606.5	12504												
56						12607	12504.5												
57						12607.5	12505												
58						12608	12505.5												
59						12608.5	12506												
60						12609	12506.5												
61						12609.5	12507												
62						12610	12507.5												
63						12610.5	12508												
64						12611	12508.5												
65						12611.5	12509												
66						12612	12509.5												
67						12612.5	12510												
68						12613	12510.5												
69						12613.5	12511												
70						12614	12511.5												
71						12614.5	12512												
72						12615	12512.5												
73						12615.5	12513												
74						12616	12513.5												
75						12616.5	12514												
76						12617	12514.5												
77						12617.5	12515												
78						12618	12515.5												
79						12618.5	12516												
80						12619	12516.5												
81						12619.5	12517												
82						12620	12517.5												
83						12620.5	12518												
84						12621	12518.5												
85						12621.5	12519												
86						12622	12519.5												
87						12520*	12520*												
88						12622.5	12520.5												
89						12623	12521												
90						12623.5	12521.5												
91						12624	12522												
92						12624.5	12522.5												

* この周波数の使用の条件は、無線通信規則第31条を参照すること。

3 船舶局 (FSKの場合は100ボーンを、PSKの場合は200ボーンを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式)の周波数表

チャネル番号	4MHz帯	6MHz帯	8MHz帯	12MHz帯	16MHz帯	18/19MHz帯	22MHz帯	25/26MHz帯
1	4170.5	6260.25	8339.25	12419.25	16615.25	19691	22290	26101
2	4171	6260.75	8339.75	12419.75	16615.75		22297.5	26101.5
3	4171.5	6321	8375	12422	16616.25		22298	26102
4	4172	6321.5	8375.5	12476.5	16616.75		22298.5	26102.5
5	4179		8376	12655	16682		22299	
6	4179.5			12655.5	16682.5		22443.5	
7	4180			12656	16683			
8				12656.5				

4 海岸局、船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯		12MHz帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
4218 **	4180.5 ** 4207.5 *	6326.5 **	6275.5 ** 6312 *	8431.5 **	8391.5 ** 8414.5 *	12623 **	12521 ** 12577 *
4219.5	4208	6331	6312.5	8436.5	8415	12657	12577.5
4220	4208.5	6331.5	6313	8437	8415.5	12657.5	12578
4220.5	4209	6332	6313.5	8437.5	8416	12658	12578.5

16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯		25/26MHz帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
16844 **	16721 ** 16804.5 *	19682.5 **	18872 **	22410 **	22318 **	26103 **	25175 **
16903	16805	19703.5	18898.5	22444	22374.5	26121	25208.5
16903.5	16805.5	19704	18899	22444.5	22375	26121.5	25209
16904	16806	19704.5	18899.5	22445	22375.5	26122	25209.5

* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

** これらの周波数は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件として、使用することができる。

対に組み合わされる周波数(海岸局/船舶局) 4219.5/4208kHz、6331/6312.5kHz、8436.5/8415kHz、12657/12577.5kHz、16903/16805kHz、19703.5/18898.5kHz、22444/22374.5kHz及25208.5kHzは、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。

別表3-3 4-25MHz帯海上移動業務（データ伝送）の周波数表

チャネル 番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯		12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		22MHz帯		25/28MHz帯	
	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		4153.5 ^{3.1}		6234.5 ^{3.1}		8301.5 ^{3.1}		12369.5 ^{3.1}		16550.5 ^{3.1}		18847.5 ^{3.1}		22181.5 ^{3.1}		25122.5 ^{3.1}
2		4156.5 ^{3.4}		6237.5 ^{3.4}		8304.5 ^{3.4}		12372.5 ^{3.4}		16553.5 ^{3.4}		18850.5 ^{3.4}		22184.5 ^{3.4}		25125.5 ^{3.4}
3		4159.5 ^{3.4}		6240.5 ^{3.4}		8307.5 ^{3.4}		12375.5 ^{3.4}		16556.5 ^{3.4}		18853.5 ^{3.4}		22187.5 ^{3.4}		25128.5 ^{3.4}
4		4162.5 ^{3.4}		6243.5 ^{3.4}		8310.5 ^{3.4}		12378.5 ^{3.4}		16559.5 ^{3.4}		18856.5 ^{3.4}		22190.5 ^{3.4}		25131.5 ^{3.4}
5		4165.5 ^{3.4}		6246.5 ^{3.4}		8313.5 ^{3.4}		12381.5 ^{3.4}		16562.5 ^{3.4}		18859.5 ^{3.4}		22193.5 ^{3.4}		25134.5 ^{3.4}
6		4168.5 ^{3.4}		6249.5 ^{3.4}		8316.5 ^{3.4}		12384.5 ^{3.4}		16565.5 ^{3.4}		18862.5 ^{3.4}		22196.5 ^{3.4}		25137.5 ^{3.4}
7	4199.75	4181.75		6252.5 ^{3.4}		8319.5 ^{3.4}		12387.5 ^{3.4}		16568.5 ^{3.4}		18865.5 ^{3.4}		22199.5 ^{3.4}		25140.5 ^{3.4}
8	4202.75	4184.75		6255.5 ^{3.4}		8322.5 ^{3.4}		12390.5 ^{3.4}		16571.5 ^{3.4}		18868.5 ^{3.4}		22202.5 ^{3.4}		25143.5 ^{3.4}
9	4205.75	4187.75		6258.5 ^{3.4}		8325.5 ^{3.4}		12393.5 ^{3.4}		16574.5 ^{3.4}		18871.5 ^{3.4}		22205.5 ^{3.4}		25146.5 ^{3.4}
10	4190.75 ^{2.3}	4190.75 ^{2.3}		6261.25		8328.5 ^{3.4}		12396.5 ^{3.4}		16577.5 ^{3.4}		18874.75		22208.5 ^{3.4}		25149.5 ^{3.4}
11	4193.75 ^{2.3}	4193.75 ^{2.3}		6264.25		8331.5 ^{3.4}		12399.5 ^{3.4}		16580.5 ^{3.4}		18877.75		22211.5 ^{3.4}		25152.5 ^{3.4}
12	4196.75 ^{2.3}	4196.75 ^{2.3}		6267.25		8334.5 ^{3.4}		12402.5 ^{3.4}		16583.5 ^{3.4}		18880.75		22214.5 ^{3.4}		25155.5 ^{3.4}
13	4217.75 ²	4217.75 ²		6280.25 ³		8337.5 ^{3.4}		12405.5 ^{3.4}		16592.5 ^{3.4}		18890.75 ³		22217.5 ^{3.4}		25158.5 ^{3.4}
14				6283.25 ³		8343.25		12408.5 ^{3.4}		16595.5 ^{3.4}		18896.75 ²		22220.5 ^{3.4}		25161.5
15				6286.25 ³		8346.25		12411.5 ^{3.4}		16598.5 ^{3.4}				22223.5 ^{3.4}		25164.5
16				6289.25 ³		8349.25		12414.5 ^{3.4}		16599.5 ^{3.4}				22226.5 ^{3.4}		25167.5
17				6292.25 ³		8352.25 ³		12417.5 ^{3.4}		16598.5 ^{3.4}				22229.5 ^{3.4}		25170.5
18				6295.25 ³		8355.25 ³		12420.75		16601.5 ^{3.4}				22232.5 ^{3.4}		25173.5
19				6298.25 ³		8358.25 ³		12423.75		16604.5 ^{3.4}				22235.5 ^{3.4}		25176.5
20				6301.25 ³		8361.25 ³		12426.75		16607.5 ^{3.4}				22238.5 ^{3.4}		25179.5
21				6304.25 ³		8364.25 ³		12429.75		16610.5 ^{3.4}				22241.75 ³		25182.5
22				6307.25 ³		8367.25 ³		12432.75		16613.5 ^{3.4}				22244.25		25185.5
23				6310.25 ³		8370.25 ³		12435.75		16616.25				22247.25		25188.5
24						8373.25 ³		12438.75 ³		16619.25				22250.25		25191.5
25						8385.5 ³		12441.75 ³		16622.25				22253.25		25194.5
26						8388.5 ³		12444.75 ³		16625.25				22256.25		25197.5
27						8391.5 ³		12447.75 ³		16628.25				22259.25		25200.5
28						8394.5 ³		12450.75 ³		16631.25				22262.25		25203.5
29						8397.5 ³		12453.75 ³		16634.25				22265.25		25206.5
30						8400.5 ³		12456.75 ³		16637.25				22268.25		
31						8403.5 ³		12459.75 ³		16640.25				22271.25		
32						8406.5 ³		12462.75 ³		16643.25				22274.25		
33								12465.75 ³		16646.25				22277.25		
34								12468.75 ³		16649.25				22280.25		
35								12471.75 ³		16652.25				22283.25		
36								12474.75 ³		16655.25				22286.25		
37								12477.75 ³		16658.25				22289.25		
38								12480.75 ³		16661.25				22292.25		
39								12483.75 ³		16664.25				22295.25		
40								12486.75 ³		16667.25				22298.25		
41								12489.75 ³		16670.25				22301.25		
42								12492.75 ³		16673.25				22304.25		
43								12495.75 ³		16676.25				22307.25		
44								12498.75 ³		16679.25				22310.25		
45								12501.75 ³		16682.25				22313.25		
46								12504.75 ³		16685.25				22316.25		
47								12507.75 ³		16688.25				22319.25		
48								12510.75 ³		16691.25				22322.25		

別表3-4 156.025-162.025MHz帯海上移動無線通信業務の周波数表

チャネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶相互間	港務通信及び船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
60	m)	156.025	160.625		○	○	○
01	m)	156.050	160.650		○	○	○
61	m)	156.075	160.675		○	○	○
02	m)	156.100	160.700		○	○	○
62	m)	156.125	160.725		○	○	○
03	m)	156.150	160.750		○	○	○
63	m)	156.175	160.775		○	○	○
04	m)	156.200	160.800		○	○	○
64	m)	156.225	160.825		○	○	○
05	m)	156.250	160.850		○	○	○
65	m)	156.275	160.875		○	○	○
06	f)	156.300		○			○
2006	r)	160.900	160.900				
66	m)	156.325	160.925		○	○	○
07	m)	156.350	160.950		○	○	○
67	h)	156.375	156.375	○			
08		156.400		○			
68		156.425	156.425		○		
09	i)	156.450	156.450	○			
69		156.475	156.475	○			
10	h), q)	156.500	156.500	○			
70	f), j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し			
11		156.550	156.550		○		
71		156.575	156.575		○		
12		156.600	156.600		○		
72	i)	156.625		○			
13	k)	156.650	156.650	○			
73	h), i)	156.675	156.675	○			
14		156.700	156.700	○			
74		156.725	156.725	○			
15	g)	156.750	156.750	○			
75	n), s)	156.775	156.775		○		
16	f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
76	n), s)	156.825	156.825		○		
17	g)	156.850	156.850	○			
77		156.875		○			
18	m)	156.900	161.500		○	○	○
78	m)	156.925	161.525		○	○	○
1078		156.925	156.925		○		
2078	mm)		161.525		○		

19	m)	156.950	161.550		○		○
1019		156.950	156.950		○		
2019	mm)		161.550		○		
79	m)	156.975	161.575		○		○
1079		156.975	156.975		○		
2079	mm)		161.575		○		
20	m)	157.000	161.600		○		○
1020		157.000	157.000		○		
2020	mm)		161.600		○		
80	wa), y)	157.025	161.625		○		○
21	wa), y)	157.050	161.650		○		○
81	wa), y)	157.075	161.675		○		○
22	wa), y)	157.100	161.700		○		○
82	wa), x), y)	157.125	161.725		○		○
23	wa), x), y)	157.150	161.750		○		○
83	wa), x), y)	157.175	161.775		○		○
24	w), x)	157.200	161.800		○		○
1024	w)	157.200	157.200	○*			
2024	w)	161.800	161.800	○*			
84	w), x)	157.225	161.825		○		○
1084	w)	157.225	157.225	○*			
2084	w)	161.825	161.825	○*			
25	w), x)	157.250	161.850		○		○
1025	w)	157.250	157.250	○*			
2025	w)	161.850	161.850	○*			
85	w), x)	157.275	161.875		○		○
1085	w)	157.275	157.275	○*			
2085	w)	161.875	161.875	○*			
26	w), x)	157.300	161.900		○		○
1026	w)	157.300					
2026	w)		161.900				
86	w), x)	157.325	161.925		○		○
1086	w)	157.325					
2086	w)		161.925				
1027	zz)	157.350	157.350		○		
ASM 1	z)	161.950	161.950				
87	zz)	157.375	157.375		○		
1028	zz)	157.400	157.400		○		
ASM 2	z)	162.000	162.000				
88	zz)	157.425	157.425		○		
AIS 1	f), l), p)	161.975	161.975				
AIS 2	f), l), p)	162.025	162.025				

* このチャネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。

一般的な注

a) 主管庁は、船舶相互間並びに港務通信及び船舶通航用の周波数を、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74

号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って運用する軽飛行機及びヘリコプターと主に海上の支援作業に従事する船舶又はこれに参加する海岸局との通信のために使用することができる。ただし、公衆通信と共用するチャネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前合意を条件とする。

b) この表に掲載されたチャネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めにすることを条件として、高速データ送信及びブランクシニリ送信にも使用することができる。

c) この表に掲載されたチャネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めにすることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。

d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。

e) 主管庁は、25kHzチャネルに混信を生じさせないことを基本とし、最新版のITU-R勧告M.1084に従い、以下の条件の下で、12.5kHzチャネルのインターリーブを認めることができる。

— この表の運搬及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャネル(特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS 1及びAIS 2チャネル)への影響並びにITU-R勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。

— 12.5kHzチャネルのインターリーブの導入及びそれに伴う国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整を条件とする。

個別的な注

f) 156.3MHz(第06チャネル)、156.525MHz(第70チャネル)、156.8MHz(第16チャネル)、161.975MHz(AIS 1チャネル)及び162.025MHz(AIS 2チャネル)の周波数は、捜索救難活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。156.525MHz(第70チャネル)、161.975MHz(AIS 1チャネル)及び162.025MHz(AIS 2チャネル)の周波数は、デジタル選択呼出又はAIS技術若しくはその両方を使用した航行の安全の高度化に係る自律型海上無線機器にも使用することができる。このような使用は、最新版のITU-R勧告M.2135に従うものとする。

g) 第15及び第17チャネルは、実効輻射電力が1Wを超えず、主管庁の領海内で使用される場合に当該国の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。

h) ヨーロッパ海上地区及びカナダでは、第10、第67及び第73チャネルは、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の捜索救難活動及び地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。

i) a) に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第09チャネル)、156.625MHz(第72チャネル)及び156.675MHz(第73チャネル)とする。

j) 第70チャネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しのみ使用する。

k) 第13チャネルは、世界的基礎で航行安全通信用に使用されるチャネルとし、主として船舶相互間の航行安全通信用とする。このチャネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航及び港務通信にも使用することができる。

l) AIS 1及びAIS 2チャネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、最新版のITU-R勧告M.1371に従うものとする。

m) これらのチャネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャネルとして使用することができる。単一周波数の使用においては、以下の条件が適用される。

— これらのチャネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャネルとして運用することができる。

— これらのチャネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。

— 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあつては、これらのチャネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

nn) これらのチャネルによる送信は、海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあつては、これらのチャネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS 1、AIS 2、ASM 1及びASM 2チャネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。

o) AISを除き、第75及び第76チャネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、出力を1W以下に制限することにより、第16チャネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

p) (未使用)

q) AIS 1及びAIS 2チャネルは、船舶から送信されるAISを受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

r) 第10及び第11チャネルを使用する場合は、第70チャネルへの有害な混信を避けるための全ての予防策をとるものとする。

s) 海上移動業務において、160.9MHz(第2006チャネル)の周波数は、最新版のITU-R勧告M.2135に従ってAIS技術を使用する自律型海上無線機器用(航行の安全の高度化に係るものを除く。)とする。この自律型海上無線機器の送信は、送信機の輻射電力が100mWに制限され、空中線の高さが海面から1mを超えてはならない。

t) 海上移動業務においてこの周波数は、将来のフアリケーションやシステム(例えば、新しいAISのフアリケーションや船外システム等)のために保留する。主管庁が実効的な使用を認める場合は、固定業務及び自律型海上無線機器(航行の安全の高度化に係るものを除く。)を含む移動業務の局に対し有害な混信を生じさせてはならない。

u) 第75及び第76チャネルは、船舶局からの長距離AIS情報(メッセージ番号27:最新版のITU-R勧告M.1371参照)を受信するために移動衛星業務(地球から宇宙)にも割り当てらる。

v) (未使用)

w) (未使用)

x) 157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHz(第24、第84、第25、第85、第26、第36、第1024、第1084、第1025、第1085、第1026、第1086、第2024、第2084、第2025、第2085、第2026及び第2086チャネルに相当)の周波数帯は、VHFデータ交換システム(VDES)用として特定される。VDESの地上部分及び衛星部分は、最新版のITU-R勧告M.2092に規定される。これらのチャネルは、フレイダリングに使用してはならない。これらのチャネルは、連続する複数の25kHzのチャネルを結合して、50kHz幅、100kHz幅又は150kHz幅のチャネルとして使用することができる。このチャネルの使用は、以下のとおり。

— 第1024、第1084、第1025及び第1085チャネルは、船舶から沿岸、沿岸から船舶及び船舶間の通信に特定するほか、これらの通信に制限を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。

— 第2024、第2084、第2025及び第2085チャネルは、沿岸から船舶及び船舶から船舶の通信に特定するほか、これらの通信に制限を課すことなく、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に使用することができる。

— 第1026、第1086、第2026及び第2086チャネルは、船舶から衛星及び衛星から船舶の通信に特定し、VDESの地

上部分に使用してはならない。
— 第24、第84、第25及び第85チャンネルは、船舶から沿岸及び沿岸から船舶の通信に特定する。

VDSS（地球から宇宙）の使用は、同じ周波数帯で運用される地上システムに対して有害な混信を生じさせ、保護を要求し、また、将来の発進を妨げてはならない。

2029年12月31日まで、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルは、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めないこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

wa) 第一地域及び第三地域では、以下のとおりとする。

157.0125-157.1125MHz及び161.6125-161.7125MHz（第80、第21、第81及び第22チャンネルに相当）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.1842に規定される連続する複数の25kHzのチャンネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。

157.1375-157.1875MHz及び161.7375-161.7875MHz（第23及び第83チャンネルに相当）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.1842に規定される連続する2つの25kHzのチャンネルを使用するデジタルシステムの利用に特定する。
157.125MHz及び161.725MHz（第82チャンネル）の周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.1842に規定されるデジタルシステムの利用に特定する。

157.0125-157.1875MHz及び161.6125-161.7875MHz（第80、第21、第81、第22、第82、第23及び第83チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調を使用する他の海上移動業務の局に対して有害な混信を生じさせ、又は保護を求めないこと及び影響を受ける他の主管庁と調整することを条件として、最新版のITU-R勧告M.1084に規定されるアナログ変調でも使用することができる。

x) アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モリシヤス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セインジエル、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、157.1125-157.3375MHz及び161.7125-161.9375MHz（第82、第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。中華人民共和国では、157.1375-157.3375MHz及び161.7375-161.9375MHz（第23、第83、第24、第84、第25、第85、第26及び第86チャンネルに相当）の周波数帯は、デジタル変調の発射用とする。

y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁と調整することを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして運用することができる。

z) ASN 1及びOASM 2チャンネルは、最新版のITU-R勧告M.2092に規定されるアンリケーション特定メッセージ(ASM)に使用される。

z2) 第1027、第1028、第87及び第88チャンネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャンネルとして使用される。

別表 3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表

(1) アナログ変調方式の周波数表

156. 75MHz	156. 85MHz		
457. 525MHz	457. 55MHz	457. 575MHz	
467. 6MHz	467. 6125MHz	467. 625MHz	

(2) デジタル変調方式の周波数表

457. 515625MHz	457. 521875MHz	457. 528125MHz	457. 534375MHz
457. 540625MHz	457. 546875MHz	457. 553125MHz	457. 559375MHz
457. 565625MHz	457. 571875MHz	457. 578125MHz	457. 584375MHz
467. 515625MHz	467. 521875MHz	467. 528125MHz	467. 534375MHz
467. 540625MHz	467. 546875MHz	467. 553125MHz	467. 559375MHz
467. 565625MHz	467. 571875MHz	467. 578125MHz	467. 584375MHz

別表 4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626. 5MHzから1660. 5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表 5 航空機地球局の周波数表

送信周波数	受信周波数
1626. 5MHzから1660. 5MHzまでの周波数帯	1525MHzから1559MHzまでの周波数帯

別表 6-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用構内無線局の周波数表

1216. 0125MHz以上1216. 9875MHz以下の周波数であって、1216. 0125MHz及び1216. 0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216. 0125MHz及び1252. 0125MHz並びに1216. 5125MHz及び1252. 5125MHzは、周波数制御チャネルとする。

1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び1216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれらの周波数に36MHzを加えたもの。ただし、1216MHz及び1252MHzは、周波数制御チャネルとする。

別表 6-2 移動体識別用無線局の周波数表

916. 7-920. 9MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備
2450MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448. 875MHz	920. 6MHz

別表 7-1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表

154. 44375MHz	154. 45MHz	154. 45625MHz	154. 4625MHz	154. 46875MHz	154. 47MHz
154. 475MHz	154. 48125MHz	154. 4875MHz	154. 49MHz	154. 49375MHz	154. 5MHz
154. 50625MHz	154. 51MHz	154. 5125MHz	154. 51875MHz	154. 525MHz	154. 53MHz
154. 53125MHz	154. 5375MHz	154. 54375MHz	154. 55MHz	154. 5625MHz	154. 5625MHz
154. 56875MHz	154. 57MHz	154. 575MHz	154. 58125MHz	154. 5875MHz	154. 59MHz
154. 59375MHz	154. 6MHz	154. 60625MHz	154. 61MHz	154. 6125MHz	
465. 0375MHz	465. 05MHz	465. 0625MHz	465. 075MHz	465. 0875MHz	465. 1MHz
465. 1125MHz	465. 125MHz	465. 1375MHz	465. 15MHz	465. 55MHz	465. 5625MHz
468. 575MHz	468. 5875MHz	468. 6MHz	468. 6125MHz	468. 625MHz	468. 6375MHz
468. 65MHz	468. 6625MHz	468. 675MHz	468. 6875MHz	468. 7MHz	468. 7125MHz
468. 725MHz	468. 7375MHz	468. 75MHz	468. 7625MHz	468. 775MHz	468. 7875MHz
468. 8MHz	468. 8125MHz	468. 825MHz	468. 8375MHz	468. 85MHz	

別表 7-2 347. 7-351. 9MHz帯簡易無線局の周波数表

348. 5625MHz	348. 575MHz	348. 5875MHz	348. 6MHz	348. 6125MHz	348. 625MHz
348. 6375MHz	348. 65MHz	348. 6625MHz	348. 675MHz	348. 6875MHz	348. 7MHz
348. 7125MHz	348. 725MHz	348. 7375MHz	348. 75MHz	348. 7625MHz	348. 775MHz
348. 7875MHz	348. 8MHz				

別表 7-3 400MHz帯簡易無線局の周波数表

351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数であって、351.16875MHz及び351.16875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに467MHz以上467.4MHz以下の周波数であって、467MHz及び467MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-4 50GHz帯簡易無線局の周波数表

50.44GHz	50.45GHz	50.46GHz	50.47GHz	50.48GHz	50.49GHz	50.5GHz	50.51GHz
50.52GHz	50.53GHz	50.54GHz	50.55GHz	50.56GHz	50.57GHz	50.58GHz	50.59GHz
50.6GHz	50.61GHz	50.62GHz					
50.94GHz	50.95GHz	50.96GHz	50.97GHz	50.98GHz	50.99GHz	51GHz	51.01GHz
51.02GHz	51.03GHz	51.04GHz	51.05GHz	51.06GHz	51.07GHz	51.08GHz	51.09GHz
51.1GHz	51.11GHz	51.12GHz					

別表 8-1 ラジオン用発振器及びラジオアークの周波数表

1 ラジオン用発振器及びラジオアークの周波数表	
27.12MHz	40.68MHz

2 ラジオン用発振器の周波数表

40.61MHz	40.63MHz	40.65MHz	40.67MHz	40.69MHz	40.71MHz	40.73MHz	40.75MHz
40.77MHz	40.79MHz	40.81MHz	40.83MHz	40.85MHz			
72.13MHz	72.15MHz	72.17MHz	72.19MHz	72.21MHz	72.75MHz	72.76MHz	72.77MHz
72.79MHz	72.81MHz	72.83MHz	72.85MHz	72.87MHz	73.22MHz	73.23MHz	73.24MHz
73.25MHz	73.26MHz	73.27MHz	73.28MHz	73.29MHz	73.30MHz	73.31MHz	73.32MHz

別表 8-2 市民ラジオの無線局の周波数表

26.968MHz	26.976MHz	27.04MHz	27.08MHz	27.088MHz	27.112MHz	27.12MHz	27.14MHz
-----------	-----------	----------	----------	-----------	-----------	----------	----------

別表 8-3 コードレス電話の無線局の周波数表

253.8625MHz以上254.9625MHz以下の周波数であって、253.8625MHz及び253.8625MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
380.2125MHz以上381.3125MHz以下の周波数であって、380.2125MHz及び380.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-4 小電力セキユリテイステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8.5kHz以下の無線設備	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.25MHz及び426.25MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が8.5kHzを2及び426.2625MHzに25MHzの自然数倍を加えたもの	426.25MHz以上426.8375MHz以下の周波数のうち、426.2625MHz及び426.2625MHzに25MHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz	2484MHz		
5150MHzを超え5350MHz以下又は5470MHzを超え5730MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	5170MHz*	5180MHz	5190MHz*	5200MHz
	5210MHz*	5220MHz	5230MHz*	5240MHz
	5260MHz	5280MHz	5300MHz	5320MHz
	5500MHz	5520MHz	5540MHz	5560MHz
	5580MHz	5600MHz	5620MHz	5640MHz
	5660MHz	5680MHz	5700MHz	5720MHz
	5190MHz	5230MHz	5270MHz	5310MHz
	5510MHz	5550MHz	5590MHz	5630MHz
	5670MHz	5710MHz		
	5210MHz	5290MHz	5330MHz	5610MHz
	5690MHz			
	5250MHz	5570MHz		

占有周波数帯幅が20MHzを超え40MHz以下の無線設備

占有周波数帯幅が40MHzを超え80MHz以下の無線設備

占有周波数帯幅が80MHzを超え160MHz以下の無線設備

24GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備

60GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備

別表 8-6 デジタルコードレス電話の無線局の周波数表

1893.65MHz以上1905.95MHz以下の周波数であって、1893.65MHz及び1893.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1895.616MHz以上1904.256MHz以下の周波数であって、1895.616MHz及び1895.616MHzに1728kHz

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

の自然数倍を加えたもの
1891MHz、1897.4MHz、1899.1MHz、1899.2MHz、1901MHz、1914.1MHz

別表 8-7 PHSの陸上移動局の周波数表

1884.65MHz以上1915.55MHz以下の周波数であって、1884.65MHz及び1884.65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-8 狭域通信システムの陸上移動局の周波数表

5.815GHz 5.820GHz 5.825GHz 5.830GHz 5.835GHz 5.840GHz 5.845GHz
--

別表 8-9 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の周波数表

5.775GHz 5.780GHz 5.785GHz 5.790GHz 5.795GHz 5.800GHz 5.805GHz
--

別表 8-10 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の周波数表

760MHz

別表 9-1 テレメータ一用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

315MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	313.625MHz
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
429.178125MHz以上の周波数を使用する無線設備	429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
429.815625MHz以上の周波数を使用する無線設備	429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。
449.840625MHz以上の周波数を使用する無線設備	449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャネルとする。
426.025MHz以上の周波数を使用する無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
429.175MHz以上の周波数を使用する無線設備	429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び442.9.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
429.8125MHz以上の周波数を使用する無線設備	429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び442.9.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。
449.8375MHz以上の周波数を使用する無線設備	449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加

占有的周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz 426.0625MHz 426.0875MHz 426.1125MHz	えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
915.9-928.1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	916.1MHz以上927.9MHz以下の周波数であって、916.1MHz及び916.1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
連続する三つの単位チャネルを同時に使用するもの	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	916.2MHz以上927.8MHz以下の周波数であって、916.2MHz及び916.2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
連続する四つの単位チャネルを同時に使用するもの	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	916.3MHz以上927.7MHz以下の周波数であって、916.3MHz及び916.3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
連続する五つの単位チャネルを同時に使用するもの	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	916.4MHz以上927.6MHz以下の周波数であって、916.4MHz及び916.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
連続する一つの単位チャネルを使用するもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数であって、928.15MHz及び928.15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
連続する二つの単位チャネルを同時に使用するもの	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	928.2MHz以上929.6MHz以下の周波数であって、928.2MHz及び928.2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
連続する三つの単位チャネルを同時に使用するもの	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの	928.25MHz以上929.55MHz以下の周波数であって、928.25MHz及び928.25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

連続する四の単位チャヤネルを同時に使用するもの	928. 3MHz以上929. 5MHz以下の周波数であって、928. 3MHz及び928. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
連続する五の単位チャヤネルを同時に使用するもの	928. 35MHz以上929. 45MHz以下の周波数であって、928. 35MHz及び928. 35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
1200MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	1216. 00625MHz以上1216. 99375MHz以下の周波数であって、1216. 00625MHz及び91216. 0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216. 00625MHz、1216. 01875MHz、1216. 50625MHz、1252. 01875MHz、1252. 50625MHz及び1252. 51875MHzは、周波数制御用チャヤネルとする。
占有周波数帯幅が8. 5kHz以下の無線設備	1216. 0125MHz以上1216. 9875MHz以下の周波数であって、1216. 0125MHz及び91216. 0125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216. 0125MHz、1216. 5125MHz、1252. 0125MHz及び91252. 5125MHzは周波数制御用チャヤヤネルとする。
占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	1216MHz以上1217MHz以下の周波数であって、1216MHz及び91216MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに36MHzを加えたもの。この場合において、1216MHz及び91252MHzは周波数制御用チャヤヤネルとする。

別表9-2 医療用テレメータ一用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が8. 5kHz以下の無線設備	420. 05MHz以上421. 0375MHz以下の周波数であって、420. 05MHz及び420. 05MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	424. 4875MHz以上425. 975MHz以下の周波数であって、424. 4875MHz及び9424. 4875MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	429. 25MHz以上429. 7375MHz以下の周波数であって、429. 25MHz及び9429. 25MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	440. 5625MHz以上441. 55MHz以下の周波数であって、440. 5625MHz及び9440. 5625MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	444. 5125MHz以上445. 5MHz以下の周波数であって、444. 5125MHz及び9444. 5125MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
	448. 675MHz以上449. 6625MHz以下の周波数であって、448. 675MHz及び9448. 675MHzに12. 5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が8. 5kHzを超え16kHz以下の無線設備	420. 0625MHz以上421. 0125MHz以下の周波数であって、420. 0625MHz及び9420. 0625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	424. 5MHz以上425. 95MHz以下の周波数であって、424. 5MHz及び9424. 5MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	429. 2625MHz以上429. 7125MHz以下の周波数であって、429. 2625MHz及び9429. 2625MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	440. 575MHz以上441. 525MHz以下の周波数であって、440. 575MHz及び9440. 575MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの

占有周波数帯幅が16kHzを超え32kHz以下の無線設備	444. 525MHz以上445. 475MHz以下の周波数であって、444. 525MHz及び9444. 525MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	448. 6875MHz以上449. 6375MHz以下の周波数であって、448. 6875MHz及び9448. 6875MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
	420. 075MHz以上420. 975MHz以下の周波数であって、420. 075MHz及び9420. 075MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	424. 5125MHz以上425. 9125MHz以下の周波数であって、424. 5125MHz及び9424. 5125MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	429. 275MHz以上429. 675MHz以下の周波数であって、429. 275MHz及び9429. 275MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	440. 5875MHz以上441. 4875MHz以下の周波数であって、440. 5875MHz及び9440. 5875MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	444. 5375MHz以上445. 4375MHz以下の周波数であって、444. 5375MHz及び9444. 5375MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
	448. 7MHz以上449. 6MHz以下の周波数であって、448. 7MHz及び9448. 7MHzに50kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が32kHzを超え64kHz以下の無線設備	420. 1MHz以上420. 9MHz以下の周波数であって、420. 1MHz及び9420. 1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	424. 5375MHz以上425. 8375MHz以下の周波数であって、424. 5375MHz及び9424. 5375MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	429. 3MHz以上429. 6MHz以下の周波数であって、429. 3MHz及び9429. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	440. 6125MHz以上441. 4125MHz以下の周波数であって、440. 6125MHz及び9440. 6125MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	444. 5625MHz以上445. 3625MHz以下の周波数であって、444. 5625MHz及び9444. 5625MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	448. 725MHz以上449. 625MHz以下の周波数であって、448. 725MHz及び9448. 725MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が64kHzを超え320kHz以下の無線設備	420. 3MHz 420. 8MHz 424. 7375MHz 425. 2375MHz 425. 7375MHz 429. 5MHz 440. 8125MHz 441. 3125MHz 444. 7625MHz 445. 2625MHz 448. 925MHz 449. 425MHz

別表9-3 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局及び体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表

1 体内植込型医療用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表	401. 5MHz 403. 5MHz 405. 5MHz
2 体内植込型医療用遠隔計測用特定小電力無線局の周波数表	403. 65MHz

別表9-4 国際輸送用データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

433. 925MHz	
別表9-5 無線呼出用特定小電力無線局の周波数表	429. 75MHz 429. 7625MHz 429. 775MHz 429. 7875MHz 429. 8MHz

別表 9-6 ラジオアインク用特定小電力無線局の周波数表

74.58MHz	74.64MHz	74.70MHz	74.76MHz
322.025MHz以上322.15MHz以下の周波数であって、322.025MHz及び322.025MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの			
322.25MHz以上322.4MHz以下の周波数であって、322.25MHz及び322.25MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの			
806.125MHz以上809.75MHz以下の周波数であって、806.125MHz及び806.125MHzに125kHzの自然数倍を加えたもの			

別表 9-7 補聴援助用ラジオアインク用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が30kHz以下の無線設備	75.2125MHz以上75.5875MHz以下の周波数であって、75.2125MHz及び75.2125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が20kHzを超え30kHz以下の無線設備	75.225MHz以上75.575MHz以下の周波数であって、75.225MHz及び75.225MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	169.4125MHz以上169.7875MHz以下の周波数であって、169.4125MHz及び169.4125MHzに25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	75.2625MHz以上75.5125MHz以下の周波数であって、75.2625MHz及び75.2625MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が30kHzを超え80kHz以下の無線設備	169.4375MHz以上169.75MHz以下の周波数であって、169.4375MHz及び169.4375MHzに62.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-8 無線電話(ラジオアインク)に使用するものを除く。)用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	421.578125MHz以上421.803125MHz以下の周波数であって、421.578125MHz及び421.578125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.796875MHz、421.803125MHz、440.246875MHz及び440.253125MHzは周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	421.809375MHz以上421.909375MHz以下の周波数であって、421.809375MHz及び421.809375MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	422.053125MHz以上422.190625MHz以下の周波数であって、422.053125MHz及び422.053125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.184375MHz及び422.190625MHzは周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	422.196875MHz以上422.296875MHz以下の周波数であって、422.196875MHz及び422.196875MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	421.575MHz以上421.8MHz以下の周波数であって、421.575MHz及び421.575MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの。この場合において、421.8MHz及び440.25MHzは周波数制御用チャネルとする。
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	421.8125MHz以上421.9125MHz以下の周波数であって、421.8125MHz及び421.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに18.45MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	422.05MHz以上422.1875MHz以下の周波数であって、422.05MHz及び

413.7MHz以上414.14375MHz以下の周波数であって、413.7MHz及び413.7MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びに454.05MHz以上454.19375MHz以下の周波数であって、454.05MHz及び454.05MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの	422.05MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、422.1875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	422.2MHz以下422.3MHz以下の周波数であって、422.2MHz及び422.2MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの

別表 9-9 音声アインク用無線電話用特定小電力無線局の周波数表

75.8MHz

別表 9-10 移動体識別用特定小電力無線局の周波数表

1 周波数ホッピング方式を使用するもの	
2441.75MHz	
2 1以外のもの	
916.7-923.5MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備 占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備
916.8MHz、918MHz若しくは919.2MHz又は920.4MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.4MHz及び920.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	916.8MHz、918MHz若しくは919.2MHz又は920.4MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.4MHz及び920.4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
920.5MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.5MHz及び920.5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの	920.5MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.5MHz及び920.5MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備
占有周波数帯幅が2448.875MHz	920.8MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの

2425-2475MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	2448.875MHz
-------------------------------	-------------

別表 9-11 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表

60.5GHz	76.5GHz	79GHz
---------	---------	-------

別表 9-12 移動体検知センサー用特定小電力無線局の周波数表

10. 525GHz*	24. 15GHz	60. 5GHz	61. 5GHz
-------------	-----------	----------	----------

* この周波数の使用は、屋内に限る。

別表 9-13 人・動物検知通報システム用特定小電力無線局の周波数表

占有周波数帯幅が5. 8kHz以下の無線設備	142. 934375MHz以上142. 984375MHz以下の周波数であつて、142. 934375MHz及び142. 934375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が5. 8kHzを超え11. 6kHz以下の無線設備	142. 9375MHz以上142. 98125MHz以下の周波数であつて、142. 9375MHz及び142. 9375MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに4MHzを加えたもの
占有周波数帯幅が11. 6kHzを超え17. 4kHz以下の無線設備	142. 940625MHz以上142. 978125MHz以下の周波数であつて、142. 940625MHz及び142. 940625MHzに6. 25kHzの自然数倍を加えたもの

別表10ー1 22GHz帯、26GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局で使用する周波数ブロック表

ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群	ブロック名	低群	ブロック名	高群
A1	22.14GHzを超え 22.20GHz以下	A'1	22.74GHzを超え 22.80GHz以下	D1	25.27GHzを超え 25.33GHz以下	D'1	26.125GHzを超え 26.185GHz以下	C1	38.06GHzを超え 38.12GHz以下	C'1	39.06GHzを超え 39.12GHz以下
A2	22.20GHzを超え 22.26GHz以下	A'2	22.80GHzを超え 22.86GHz以下	D2	25.33GHzを超え 25.39GHz以下	D'2	26.185GHzを超え 26.245GHz以下	C2	38.12GHzを超え 38.18GHz以下	C'2	39.12GHzを超え 39.18GHz以下
A3	22.26GHzを超え 22.32GHz以下	A'3	22.86GHzを超え 22.92GHz以下	D3	25.39GHzを超え 25.45GHz以下	D'3	26.245GHzを超え 26.305GHz以下	C3	38.18GHzを超え 38.24GHz以下	C'3	39.18GHzを超え 39.24GHz以下
A4	22.32GHzを超え 22.38GHz以下	A'4	22.92GHzを超え 22.98GHz以下	B1	25.45GHzを超え 25.51GHz以下	B'1	26.305GHzを超え 26.365GHz以下	C4	38.24GHzを超え 38.30GHz以下	C'4	39.24GHzを超え 39.30GHz以下
				B2	25.51GHzを超え 25.57GHz以下	B'2	26.365GHzを超え 26.425GHz以下	C5	38.30GHzを超え 38.36GHz以下	C'5	39.30GHzを超え 39.36GHz以下
				B3	25.57GHzを超え 25.63GHz以下	B'3	26.425GHzを超え 26.485GHz以下	C6	38.36GHzを超え 38.42GHz以下	C'6	39.36GHzを超え 39.42GHz以下
				B4	25.63GHzを超え 25.69GHz以下	B'4	26.485GHzを超え 26.545GHz以下	C7	38.42GHzを超え 38.48GHz以下	C'7	39.42GHzを超え 39.48GHz以下
				B5	25.69GHzを超え 25.75GHz以下	B'5	26.545GHzを超え 26.605GHz以下				
				B6	25.75GHzを超え 25.81GHz以下	B'6	26.605GHzを超え 26.665GHz以下				
				B7	25.81GHzを超え 25.87GHz以下	B'7	26.665GHzを超え 26.725GHz以下				
				D4	25.945GHzを超え 26.005GHz以下	D'4	26.800GHzを超え 26.860GHz以下				
				D5	26.005GHzを超え 26.065GHz以下	D'5	26.860GHzを超え 26.920GHz以下				
				D6	26.065GHzを超え 26.125GHz以下	D'6	26.920GHzを超え 26.980GHz以下				

高群又は低群のいずれか又は双方（ブロック名のアルファベット及び数字が同一のブロックを対とする。）のブロックを使用することとする。

別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下
815MHzを超え845MHz以下	860MHzを超え890MHz以下
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下
3400MHzを超え4100MHz以下
4500MHzを超え4600MHz以下
27GHzを超え28.2GHz以下
29.1GHzを超え29.5GHz以下

別表11-1 ラジオゾンデ及び気象用ラジオ・ロボットの周波数表

ラジオゾンデ	403.3MHz以上405.7MHz以下の周波数であつて、403.3MHz及び403.3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの1673MHz 1680MHz 1687MHz
気象用ラジオ・ロボット	4162.9kHz 4164.7kHz 6244.9kHz 8330.2kHz 8330.8kHz 12482.3kHz 402MHzから406MHzまで

別表11-2 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の周波数表

占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	4930MHz	4970MHz	
占有周波数帯幅が9MHzを超え19.7MHz以下の無線設備	4920MHz	4940MHz	4960MHz 4980MHz
占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9MHz以下の無線設備	4915MHz	4920MHz	4925MHz 4935MHz 4940MHz
占有周波数帯幅が4.5MHz以下の無線設備	4912.5MHz	4917.5MHz	4922.5MHz 4927.5MHz 4932.5MHz 4937.5MHz 4942.5MHz 4947.5MHz

この表の周波数の使用は、上空を除く。

別表11-3 狭域通信システムの基地局の周波数表

5.775GHz	5.780GHz	5.785GHz	5.790GHz	5.795GHz	5.800GHz	5.805GHz
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

国際周波数分配の脚注

5. 53

8. 3kHz 未満の周波数の電波の使用を許可する主管庁は、8. 3kHz を超える周波数帯が分配されている業務に有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

5. 54

8. 3kHz 未満の周波数を使用して科学的研究を行う主管庁は、この種の研究が有害な混信からの実行可能な全ての保護を与えられるように関係主管庁に協力を要請する。

5. 54A

気象援助業務の局による 8. 3-11. 3kHz の周波数帯の使用は、受信用に限る。9-11. 3kHz の周波数帯において、気象援助業務の局は、2013 年 1 月 1 日より前に無線通信局に通告された無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。気象援助業務の局と、同日より後に通告された無線航行業務の局との共用については、最新版の ITU-R 勧告 RS. 1881 を適用する。

5. 54B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラン、イラク、クウェート、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 54C

付加分配：中華人民共和国では、8. 3-9kHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務及び海上移動業務にも分配する。

5. 55

付加分配：アルメニア、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5. 56

14-19. 95kHz 及び 20. 05-70kHz の周波数帯並びに第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz 及び 50kHz の周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。

5. 57

海上移動業務による 14-19. 95kHz、20. 05-70kHz、70-90kHz (第一地域では 72-84kHz 及び 86-90kHz) の周波数帯の使用は、無線電信海岸局に限る (種別 A1A 及び F1B 電波の発射に限る。)。ただし、この周波数帯において種別 A1A 又は F1B 電波の発射に通常使用される必要周波数帯幅を超えない場合、種別 J2B 又は J7B 電波の発射が許される。

5. 58

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 59

業務の種類地域差：バンングラデシュ及びバキスタンでは、固定業務及び海上移動業務に対する 70-72kHz 及び 84-86kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする (無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 60

70-90kHz (第一地域では 70-86kHz) 及び 110-130kHz (第一地域では 112-130kHz) の周波数帯においては、パルス方式の無線航行業務は、これらの周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。

5. 61

第二地域では、70-90kHz 及び 110-130kHz の周波数帯における海上無線航行業務の局の設置及び運用は、無線通信規則第 9. 21 号に定める手続に従い、この表に従って運用する業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。ただし、固定業務、海上移動業務及び無線標準業務の局は、この同意に基づいて設置した海上無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 62

90-110kHz の周波数帯で無線航行業務の局を運用する主管庁は、この局が行う業務が有害な混信を受けないように技術上及び運用上の特性を調整することを要請される。

5. 63 (未使用)

5. 64

90-160kHz (第一地域では 90-148. 5kHz) の間で固定業務に分配された周波数帯における固定業務の局及び 110-160kHz (第一地域では 110-148. 5kHz) の間で海上移動業務に分配された周波数帯における海上移動業務の局については、種別 A1A、F1B、A2C、A3C、F1C 又は F3C 電波の発射のみが許される。ただし、海上移動業務の局については、110-160kHz (第一地域では 110-148. 5kHz) の間の周波数帯で種別 J2B 又は J7B 電波の発射も許される。

5. 65 業務の種類別の地域差：パプウアニューギニアでは、固定業務及び海上移動業務による112-117.6kHz及び126-129kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。

5. 66 業務の種類別の地域差：ドバイでは、固定業務及び海上移動業務による115-117.6kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第5.33号参照）。また、無線航行業務によるこの周波数帯の分配は、二次的基礎とする（無線通信規則第5.32号参照）。

5. 67 付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、130-148.5kHzの周波数帯は、二次的基礎で無線航行業務にも分配する。この業務は、これらの国の領域内及び相互の間では、運用上等の権利を有する。

5. 67A 135.7-137.8kHzの周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が1Wを超えることなく、無線通信規則第5.67号に掲げる国で運用されている無線航行業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 67B アルジェリア、エジプト、イラク、レバノン、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアにおける135.7-137.8kHzの周波数帯の使用は、固定業務及び海上移動業務に限られるものとする。上記の国において、アマチュア業務は、135.7-137.8kHzの周波数帯では使用しないこととし、このことは、そうした使用を承認している国において考慮されるべきものとする。

5. 68 代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 69 付加分配：ソマリアでは、200-255kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 70 代替分配：アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オーストラリア、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、ザンビア及びジンバブエ

では、200-283.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。

5. 71 (未使用)

5. 72 (未使用)

5. 73 海上無線航行業務による285-325kHz（第一地域では283.5-325kHz）の周波数帯は、無線航行業務の無線標識局に有害な混信を生じさせないことを条件として、狭帯域方式を使用した補足的な航行情報の送信に使用できる。

5. 74

追加分配：第一地域では、283.3-285.7kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標識以外の海上無線航行業務にも分配する。

5. 75

業務の種類別の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びビルマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てられる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。

5. 76

410kHzの周波数は、海上無線航行業務の無線方向探知に指定する。405-415kHzの周波数帯が分配されたその他の無線航行業務は、406.5-413.5kHzの周波数帯の無線方向探知に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 77

業務の種類別の地域差：オーストラリア、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、パキスタン、バングラデシュ、朝鮮民主主義人民共和国及びスリランカでは、415-495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ラトビア、ウズベキスタン及びキルギスでは、435-495kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務に分配する。前述の全ての国における主管庁は、435-495kHzの周波数帯の航空無線航行業務の局が、世界的基礎で船舶局のために計画された周波数において、船舶局からの海岸局の受信に対して混信を生じさせないことを明確にするための実行可能な全ての必要な措置を執らなければならない。

5. 78

業務の種類地域差：キューバ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、航空無線航行業務による415-435kHzの周波数の分配は、一次的基礎とする。

5. 79 海上移動業務による415-495kHz及び505-526.5kHzの周波数帯の使用は、無線電信に限る。関心のある主管庁及び影響を受ける主管庁間での同意を得ることを条件として、最新版のITU-R勧告M.2010に従い、NAVDATシステムにも使用することができる。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

5. 79A 490kHz、518kHz及び4209.5kHzの周波数のナブテックス用の海岸局を開設するときは、主管庁は、国際海事機構(IMO)の手に従った運用特性の調整を強く勧告される(決議第339(RC-07、改)参照)。

5. 80 第二地域では、航空無線航行業務による435-495kHzの周波数帯の使用は、音声送信を使用しない無指向性ビーコンに限る。

5. 80A 472-479kHz帯の周波数を使用するアマチュア業務の局の最大等価方輻射電力は、1Wを超えてはならない。主管庁は、アルゼンチン、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バレーン、ペラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア、ウクライナ及びイエメンの国境から800km以上離れた領域の部分においては、この等価方輻射電力の制限を5Wまで増加させることができる。この周波数帯において、アマチュア業務の局は、航空無線航行業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 80B アルゼンチン、サウジアラビア、アゼルバイジャン、バレーン、ペラルーシ、中華人民共和国、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モリタニア、オマーン、ウズベキスタン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおける472-479kHzの周波数帯の使用は、海上移動業務及び航空無線航行業務に限る。上記の国においてアマチュア業務は、この周波数帯を使用してはならず、そのような使用を承認した国々はこのことを考慮に入れなければならない。

5. 81(未使用)

5. 82

海上移動業務において、490kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷電信による船舶への航行警報、気象警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。490kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。航空無線航行業務による415-495kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にすることが要請される。アマチュア業務による472-479kHzの周波数帯の使用に当たり、主管庁は、490kHzの周波数に有害な混信を生じさせないことを明確にしなければならない。

5. 82A(未使用)

5. 82B(未使用)

5. 82C

495-505kHzの周波数帯は、最新版のITU-R勧告M.2010に示す国際的なNAVDATシステムに使用される。NAVDATの送信局は、海岸局に限る。

5. 83(未使用)

5. 84

海上移動業務における518kHzの周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。

5. 85(未使用)

5. 86

第二地域では、525-535kHzの周波数帯においては、放送局の搬送波電力は、昼間は1kW、夜間は250Wを超えてはならない。

5. 87

付加分配：アンゴラ、ボツワナ、エスワティニ、レソト、アラブ、モザンビーク、ナミビア及びニジェールでは、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 87A

付加分配：ウズベキスタンでは、526.5-1606.5kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。この周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 88
付加分配：中華人民共和国では、526.5-535kHzの周波数帯は、二次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 89
第二地域では、放送業務の局による1605-1705kHzの周波数帯の使用は、地域無線通信主管庁会議(1988年リオデジャネイロ)において作成された計画に従う。

1625-1705kHzの周波数帯における固定及び移動業務の局に対する周波数割当ての審査は、地域無線通信主管庁会議(1988年リオデジャネイロ)において作成された計画に示される分配を考慮する。

5. 90
1605-1705kHzの周波数帯において、第二地域で放送局が設置されている場合には、第一地域の海上移動局の業務区域は、地表波伝搬による業務区域に限る。

5. 91
付加分配：フリリペン及びスリランカでは、1606.5-1705kHzの周波数帯は、二次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 92
第一地域の一部の国は、1606.5-1625kHz、1635-1800kHz、1850-2160kHz、2194-2300kHz、2502-2850kHz及び3500-3800kHzの周波数帯での無線測位の通信系の運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。この局の平均輻射電力は、50Wを超えてはならない。

5. 93
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz及び2160-2170kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 94(未使用)
5. 95(未使用)

5. 96
ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマー

ク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイスランド、アインスラント、イヌエール、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、バルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、英国、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz及び1850-2000kHzの周波数帯のうち200kHzまでを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も10Wを超えてはならない。

5. 97
第三地域では、ロラン方式は、1825-1875kHz又は1925-1975kHzを占有周波数帯として、1850kHz又は1950kHzのいずれかで運用する。1800-2000kHzの周波数帯が分配されたその他の業務は、1850kHz又は1950kHzで運用するロラン方式に有害な混信を生じさせないことを条件として、この周波数帯の周波数を使用することができる。

5. 98
代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリヤ、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びトルコでは、1810-1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 99
付加分配：サウジアラビア、オーストリア、イラク、リビア、ウズベキスタン、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、チャド及びトーゴでは、1810-1830kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 100
第一地域において、領域の全体又は一部が北緯40度以北にある国のアマチュア業務による1810-1830kHzの周波数帯の使用は、アマチュア局と無線通信規則第5.98号及び第5.99号の規定に従って運用する他の業務の局との間の有害な混信を避けるための必要となる措置を決定するために無線通信規則第5.98号及び第5.99号に掲げる国と協議を行った後のみ許される。

5. 101(未使用)
5. 102
代替分配：ボリビア、チリ、パラグアイ及びベネズエラでは、1850-2000kHzの周波数帯は、一次的

基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

5. 103 第一地域では、1850-2045kHz、2194-2498kHz、2502-2625kHz 及び 2650-2850kHz の周波数帯において固定業務及び移動業務の局への割当てに当たっては、主管庁は、海上移動業務の特別な要求に留意するものとする。

5. 104 第一地域では、気象援助業務による 2025-2045kHz の周波数帯の使用は、海洋学用のゾーンの局に限る。

5. 105 *グリーンランド*を除く第二地域では、2065-2107kHz の周波数帯で無線電話を使用する海岸局及び船舶局は、発射の種類を J3E に限り、また、尖頭包絡線電力は、1kW を超えてはならず、できるだけ 2065. 0kHz、2079. 0kHz、2082. 5kHz、2086. 0kHz、2093. 0kHz、2096. 5kHz、2100. 0kHz 及び 2103. 5kHz の搬送周波数を使用するものとする。アルゼンチン及びウルグアイでは 2068. 5kHz 及び 2075. 5kHz の搬送周波数は、2072-2075. 5kHz の周波数帯で使用されるという無線通信規則第 52. 165 号の規定にかかわらず、この目的のためにも使用される。

5. 106 第二地域及び第三地域では、2065kHz から 2107kHz までの周波数の固定業務の局による使用は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、国境内での通信に限られ、かつ、平均電力が 50W を超えない固定業務の局に使用することができる。これらの周波数を通告する際には、これらの規定について無線通信局の注意を喚起するものとする。

5. 107 付加分配：サウジアラビア、エリトリア、エスワティニ、エチオピア、イラク、リビア及びブツワナでは、2160-2170kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。これらの業務の局の平均電力は、50W を超えてはならない。

5. 108 2182kHz の搬送周波数は、無線電話のための国際遭難周波数及び国際呼出周波数とする。2173. 5-2190. 5kHz の周波数帯の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 109 2187. 5kHz、4207. 5kHz、6312kHz、8414. 5kHz、12577kHz 及び 16804. 5kHz の周波数は、デジタル選択呼出しのための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

5. 110 2174. 5kHz、4177. 5kHz、6268kHz、8376. 5kHz、12520kHz 及び 16695kHz の周波数は、狭帯域直接印刷電音のための国際遭難周波数とする。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。

5. 111 2182kHz、3023kHz、5680kHz 及び 8364kHz の搬送周波数並びに 121. 5MHz、156. 525MHz、156. 8MHz 及び 243MHz の周波数は、地上無線通信業務に対する現行の手続に従い、有人の宇宙飛行体に関する捜索救助作業のためにも使用することができる。これらの周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条に定める。10003kHz、14983kHz 及び 19983kHz の周波数も同様とする。もつとも、これらの周波数を使用する場合には、発射は±3kHz の周波数帯内に制限しなければならない。

5. 112 代替分配：スリランカでは、2194-2300kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 113 放送業務による 2300-2495kHz (第一地域では 2300-2498kHz)、3200-3400kHz、4750-4995kHz 及び 5005-5060kHz の周波数帯の使用条件については、無線通信規則第 5. 16 号から第 5. 20 号まで、第 5. 21 号及び第 23. 3 号から第 23. 10 号までを参照すること。

5. 114 代替分配：イラクでは、2502-2625kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 115 3023kHz 及び 5680kHz の搬送周波数は、それぞれ無線通信規則第 31 条の規定に従い、共同の捜索救助作業に従事する海上移動業務の局にも使用することができる。

5. 116 主管庁は、小電力の無線補聴器に対して世界的に共通のチャネルを設けるため、3155-3195kHz の周波数帯の使用を許可することを要請される。主管庁は、地域的な需要を満たすため、3155-3400kHz の周波数帯において、この種の機器に対して追加のチャネルを割り当てることができる。3000-4000kHz の範囲内の周波数が、誘導磁界内において短距離で運用するように設計されている無線補聴器に適していることに留意するものとする。

5. 117

代替分配：コートジボワール、エジプト、リベリア、スリランカ及びブトームでは、3155-3200kHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 118
付加分配：アメリカ合衆国、メキシコ及びベールーでは、3230-3400kHzの周波数帯は、二次的基础で無線標定業務にも分配する。

5. 119
付加分配：ベールーでは、3500-3750kHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 120(未使用)

5. 121(未使用)

5. 122
代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ及びベールーでは、3750-4000kHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 123
付加分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、3900-3950kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基础で放送業務に分配する。

5. 124(未使用)

5. 125
付加分配：グリーンランドでは、3950-4000kHzの周波数帯は、一次的基础で放送業務にも分配する。この周波数帯で運用する放送局の電力は、国内業務に必要な限度を超えてはならず、かつ、いかなる場合にも5kWを超えてはならない。

5. 126
第三地域では、3995-4005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 127
海上移動業務による4000-4063kHzの周波数帯の使用は、無線電話を使用する船舶局に限る(無線通信規則第52.220号及び付録第17号参照)。

5. 128

4063-4123kHz及び4130-4438kHzの周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が50Wを超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が1kWを超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも600km離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4138kHz及び4408-4438kHzの周波数帯で運用することができる。

5. 129(未使用)

5. 130

4125kHz及び6215kHzの搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第31条及び第52条に定める。

5. 131

4209.5kHzの周波数は、海岸局の狭帯域直接印刷技術による船舶への気象警報、航行警報及び緊急情報の送信にのみ使用する。

5. 132

4210kHz、6314kHz、8416.5kHz、12579kHz、16806.5kHz、19680.5kHz、22376kHz及び26100.5kHzの周波数は、海上安全情報(MSI)の送信のための国際周波数とする(無線通信規則付録第17号参照)。

5. 132A

無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 132B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、セルドバ及びキルギスでは、4438-4488kHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)に分配する。

5. 133

業務の種類と地域差：アルメニア、ベラルーシ、セルドバ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトベリヤ、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トル

クメスタンズ及びウクライナでは、5130-5250kHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。

5.133A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、5250-5275kHz及び26200-26350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.133B

5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が15Wを超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が20Wを超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ並びに第二地域におけるオランダ国内の海外国及び海外領土では、5351.5-5366.5kHzの周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が25Wを超えてはならない。

5.134

5900-5950kHz、7300-7350kHz、9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、13570-13600kHz、13800-13870kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz及び18900-19020kHzの周波数帯の放送業務による使用は、無線通信規則第12条の手続が適用される。主管庁は、決議第517(WRC-19、改)の規定に従い、これらの周波数帯をデジタル変調方式の導入推進のために使用することが要請される。

5.135(未使用)

5.136

付加分配：5900-5950kHzの周波数帯は、無線局の所在する国の領域内でのみ通信を行う場合には、次の業務に使用することができる。

固定業務(全三地域)

陸上移動業務(第一地域)

移動業務(航空移動(R)を除く。)(第二地域及び第三地域)

ただし、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件とする。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.137

6200-6213.5kHz及び6220.5-6255kHzの周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が50Wを超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。これらの周波数の通告に際しては、無線通信局は、この条件に注意喚起する。

5.138

6765-6795kHz(中心周波数 6780kHz)、無線通信規則第5.280号に定める国を除く第一地域の433.05-434.79MHz(中心周波数 433.92MHz)、61-61.5GHz(中心周波数 61.25GHz)、122-123GHz(中心周波数 122.5GHz)及び244-246GHz(中心周波数 245GHz)の周波数帯は、産業科学医療用(ISM)に分配する。ISMのためのこの周波数帯の使用は、当該主管庁が、影響を受けるおそれがある無線通信業務を有する主管庁の同意を得て、それに特別の承認を与えることを条件とする。主管庁は、この規定を適用するに当たっては、ITU-Rの最新の関連する勧告を十分尊重しなければならない。

5.138A(未使用)

5.139(未使用)

5.140

付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.141

代替分配：エジプト、エリトリア、エチオピア、ギニア、リビア、マダガスカル及びニジェールでは、7000-7050kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5.141A

付加分配：ウズベキスタンズ及びキルギスでは、7000-7100kHz及び7100-7200kHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.141B

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ドバイ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニューゼーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。

5. 141C (未使用)

5. 142

第二地域でのアマチュア業務による 7200-7300kHz の周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域で使用する放送業務に制限を課してはならない。

5. 143

付加分配：7300-7350kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143A

第三地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で固定業務の局で、二次的基礎で陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143B

第一地域では、7350-7450kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。それぞれの局の総合輻射電力は、24dBW を超えてはならない。

5. 143C

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、イラン、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン、チュニジア及びイエメンでは、7350-7400kHz 及び 7400-7450kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 143D

第二地域では、7350-7400kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び陸上移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 143E (未使用)

5. 144

第三地域では、7995-8005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 145

8291kHz、12290kHz 及び 16420kHz の搬送周波数の使用条件は、無線通信規則第 31 条及び第 52 条に定める。

5. 145A

無線標準業務の局は、固定業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。無線標準業務による使用は、決議第 612 (WRC-12、改) に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 145B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びギルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

5. 146

付加分配：9400-9500kHz、11600-11650kHz、12050-12100kHz、15600-15800kHz、17480-17550kHz 及び 18900-19020kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、固定業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 147

9775-9900kHz、11650-11700kHz 及び 11975-12050kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、総合輻射電力が 24dBW を超えない固定業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。

5. 148 (未使用)

5. 149

主管庁は、13360-13410kHz、25550-25670kHz、37.5-38.25MHz、73-74.6MHz (第一地域及び第三地域)、150.05-153MHz (第一地域)、322-328.6MHz、406.1-410MHz、608-614MHz (第一地域及び第三地域)、1330-1400MHz、1610.6-1613.8MHz、1660-1670MHz、1718.8-1722.2MHz、2655-2690MHz、3260-3267MHz、3332-3339MHz、3345.8-3352.5MHz、4825-4835MHz、4950-4990MHz、4990-5000MHz、

6650-6675、2MHz、10、6-10、68GHz、14、47-14、5GHz、22、01-22、21GHz、22、21-22、5GHz、22、81-22、86GHz、23、07-23、12GHz、31、2-31、36GHz、31、5-31、8GHz（第一地域及び第三地域）、36、43-36、5GHz、42、5-43、5GHz、48、94-49、04GHz、76-86GHz、92-94GHz、94、1-100GHz、102-109、5GHz、111、8-114、25GHz、129、33-128、5GHz、129、23-129、49GHz、130-134GHz、138-148、5GHz、151、5-158、5GHz、168、59-168、93GHz、171、11-171、45GHz、172、31-172、65GHz、173、52-173、85GHz、195、75-196、15GHz、209-226GHz、241-250GHz 及び 252-275GHz の周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照）。

5. 149A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務に、二次的基础で移動業務（航空移動（R）を除く。）に分配する。

5. 150

13553-13567kHz（中心周波数 13560kHz）、26957-27283kHz（中心周波数 27120kHz）、40、66-40、70MHz（中心周波数 40、68MHz）、第二地域における 902-928MHz（中心周波数 915MHz）、2400-2500MHz（中心周波数 2450MHz）、5725-5875MHz（中心周波数 5800MHz）及び 24-24、25GHz（中心周波数 24、125GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ISM）の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなればならない。この周波数帯での ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを条件とする。

5. 151

付加分配：13570-13600kHz 及び 13800-13870kHz の周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び移動業務（航空移動（R）を除く。）の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものを使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コトジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14350-14350kHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

5. 153

第三地域では、15995-16005kHz の周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基础で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基础で航空移動（R）業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5. 155B

21870-21924kHz の周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5. 156

付加分配：ナイジェリアでは、22720-23200kHz の周波数帯は、一次的基础で気象援助業務（ラジオソナー）にも分配する。

5. 156A

23200-23350kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5. 157

海上移動業務による 23350-24000kHz の周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5. 158

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5. 159

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ及びキルギスでは、39-39、5MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 160
付加分配：ボツワナ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及びブルワンダでは、41-44MHzの周波数帯は、一次的基础で航空無線航行業務にも分配する。

5. 161
付加分配：イラン及び日本では、41-44MHzの周波数帯は、二次的基础で無線標定業務にも分配する。

5. 161A
付加分配：大韓民国、アメリカ合衆国及びメキシコでは、41. 015-41. 665MHz及び43. 35-44MHzの周波数帯は、一次的基础で無線標定業務にも分配する。無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612(WRC-12、改)に従って運用する海洋レーダーに限る。

5. 161B
代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシヤ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42. 5MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 162
付加分配：オーストラリアでは、44-47MHzの周波数帯は、一次的基础で放送業務にも分配する。

5. 162A
付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイスランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46-68MHzの周波数帯は、二次的基础で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第217(WRC-97)に従って運用するウインプロフライレーダーに限る。

5. 163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48. 5MHz及び56. 5-58MHzの周波数帯は、二次的基础で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 164
付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、エスワチニ、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシヤ、ハンガリー、アイスランド、イヌエール、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、ワダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは47-68MHzの周波数帯、南アフリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48. 5-56. 5MHz及び58-68MHzの周波数帯は、一次的基础で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現在の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

5. 165
付加分配：アンゴラ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、ワダガスカル、モザンビーク、ニジェール、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア及びチャドでは、47-68MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 166 (未使用)
5. 166A
業務の種類：オーストラリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、フィンランド、ハンガリー、ラトビア、オランダ、チェコ、英国、スロバキア及びスロベニアでは、50. 0-50. 5MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配する。

これらの国のアマチュア業務の局は、この規定に掲げたいない国の無線通信規則に従って50. 0-50. 5MHzの周波数帯で運用される放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。これらの業務の局に対しては、無線通信規則第5. 169B号に規定される保護基準も適用される。第一地域では、無線通信規則第5. 169号に掲げる国を除き、無線通信規則第5. 162A号の規定に基づき運用される無線標定業務のウインプロフライレーダーは、50. 0-50. 5MHzの周波数帯を使用するアマチュア業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 166B
第一地域では、二次的基础で運用されているアマチュア業務の局は、放送業務の局に対して有

害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。第一地域では、50-52MHzの周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、アマログ放送局を運用している第一地域の国並びに無線通信規則第5.167号及び第5.168号に掲げる放送局が存在する第三地域の隣接国の国境沿いの地上高10mにおいて、時間率10%以上で+6dB($\mu\text{V/m}$)を超えてはならない。

5.166C

第一地域では、無線通信規則第5.169号に掲げる国を除き、50-52MHzの周波数帯を使用するアマチュア業務の局は、無線通信規則第5.162A号の規定に従って運用する無線標定業務のウインドプロファイルレーダーに対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.166D

業務の種類地域差：レバノンでは、50-52MHzの周波数帯は一次的基础でアマチュア業務に分配される。レバノンにおけるアマチュア業務の局は、この規定に掲げていない国において無線通信規則に従って50-52MHzの周波数帯で運用されている放送業務、固定業務及び移動業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5.166E

ロシアでは、50.080-50.280MHzの周波数帯のみが二次的基础でアマチュア業務に分配される。この規定に掲げていない国における他の業務に対する保護基準は、無線通信規則第5.166B号及び第5.169B号の規定を適用する。

5.167

代替分配：ベネズエラ、アルゼンチン、インド、イラン、パキスタン及びジンバブエでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5.167A

付加分配：インドネシア及びタイでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

5.168

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国及び朝鮮民主主義人民共和国では、50-54MHzの周波数帯は、一次的基础で放送業務にも分配する。

5.169

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配

する。セネガルでは、50-51MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配する。

5.169A

代替分配：第一地域の以下の国：アンゴラ、サウジアラビア、バレーモン、ブルキナファソ、ブルンジ、アラブ首長国連邦、ガンビア、ヨルダン、ケニア、クウェート、モーリシャス、モザンビーク、オマーン、ウガンダ、カタール、南スーダン及びタンザニアでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配する。ギニアビサウでは、50.0-50.5MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配する。ジブチでは、50-52MHzの周波数帯は、一次的基础でアマチュア業務に分配する。無線通信規則第5.169号に掲げる国を除き、この脚注に基づき第一地域において50-54MHzの全て又は一部は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルゼンチン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、リビア、パレスチナ*、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びチュニジアにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。50-54MHzの周波数帯を使用するアマチュア局により生じる電界強度は、保護が必要として掲げられた国の国境沿いの地上高10mにおいて、時間率10%以上で+6dB($\mu\text{V/m}$)を超えてはならない。

* 決議第99(ドバイ、2018、改)に従うとともに、1995年9月28日のイスラエルパレスチナ暫定合意を考慮する。

5.169B

無線通信規則第5.169号に掲げる国を除き、第一地域において50-54MHzの全て又は一部の周波数帯で運用されるアマチュア業務の局は、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、ロシア、イラン、イラク、カザフスタン、キルギス、リビア、ウズベキスタン、パレスチナ*、シリア、スーダン、チュニジア及びウクライナにおいて無線通信規則に従って運用されている他の業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。50-54MHzの周波数帯を使用するアマチュア局は、この規定に掲げる国の国境沿いの地上高10mにおいて、時間率10%以上で+6dB($\mu\text{V/m}$)を超えてはならない。

* 決議第99(ドバイ、2018、改)に従うとともに、1995年9月28日のイスラエルパレスチナ暫定合意を考慮する。

5.170

付加分配：ニューゼalandでは、51-54MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.171

付加分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、マリ、ナミビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、南アフリカ共和国、ザンビア及びジンバブエでは、54-68MHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 172

業務の種類別の地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による54-68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 173

業務の種類別の地域差：第二地域のフランス海外県及びガイアナでは、固定業務及び移動業務による68-72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 174(未使用)

5. 175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz及び76-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz及び76-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び以上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 176

付加分配：オーストラリア、中華人民共和国、大韓民国、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国及びサモアでは、68-74MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 178

付加分配：コロンビア、キューバ、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス及びニカラグアでは、73-74.6MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトアニア、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz及び75.2-75.4MHzの周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 180

75MHzの周波数帯は、ローカ・ピークに割り当てられる。主管庁は、電力は地理的位置によりローカ・ピークに有害な混信を生じさせてはならない。また、制約を与えるおそれがある他の業務の局に対して保護周波数帯の境界に近い周波数を割り当てて、これを差し控えなければならない。航空機上の受信機の特性を向上させ、74.8MHz及び75.2MHzの境界に近い送信機の電力を制限するため、あらゆる努力を行うものとする。

5. 181

付加分配：エジプト、イスラエル及びシリアでは、74.8-75.2MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号の規定に従った手続の適用により識別されるおそれのある全ての主管庁による航空無線航行業務での使用の要望がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 182

付加分配：サモアでは、75.4-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 183

付加分配：中華人民共和国、大韓民国、日本、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、76-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5. 184(未使用)

5. 185

業務の種類別の地域差：アメリカ合衆国、第二地域のフランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による76-88MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 186(未使用)

5. 187

代替分配：アルバニアでは、81-87.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配し、特別地域会議(1960年、ジュネーブ)の最終文書に従って使用する。

5. 188

付加分配：オーストラリアでは、85-87MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。オーストラリアにおける放送業務の導入に当たり、関係主管庁の特別協定に従うことを条件とする。

5. 189(未使用)

5. 190

付加分配：モナコでは、87.5-88MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5. 191(未使用)

5. 192

付加分配：中華人民共和国及び大韓民国では、100-108MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 193(未使用)

5. 194

付加分配：キルギス、ソマリヤ及びトルクメニスタンでは、104-108MHzの周波数帯は、二次的基礎で移動業務(航空移動(R)を除く。)にも分配する。

5. 195(未使用)

5. 196(未使用)

5. 197

付加分配：シリアでは、108-111.975MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号に基づく手続により識別されるおそれのあるいかなる主管庁によっても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 197A

108-117.975MHzの周波数帯は、国際航空標準に従って、航空航行監視機能の援助のための航行情報を送信するシステムに限り、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配される。この使用は、決議第413(MRC-07、改)の規定に従わなければならない。なお、108-112MHzの周波数帯の航空移動(R)業務による使用は、国際航空標準に従い、航空航行監視機能の援助のための航行情報を提供する地上に設置する送信機と関連の受信機で構成されるシステムに限る。

5. 198(未使用)

5. 199(未使用)

5. 200

117.975-137MHzの周波数帯においては、121.5MHzの周波数は航空非常用周波数とし、必要な場合には、123.1MHzの周波数は121.5MHzの補助の航空用周波数とする。海上移動業務の移動局は、無線通信規則第31条に定める条件に従い、遭難及び安全の目的のためにこれらの周波数で航空移動業務の局と通信することができる。

5. 201

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マリ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。航空移動(R)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーモン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、マリ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。航空移動(R)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5. 203(未使用)

5. 203A(未使用)

5. 203B(未使用)

5. 203C

137-138MHzの周波数帯における短期間ミッションの非静止衛星システムによる宇宙運用業務(宇宙から地球)の使用は、決議第660(MRC-19)に従うことを条件とする。決議第32(MRC-19)の規定を適用する。これらのシステムは、この周波数帯において一次的基礎で分配された既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該既存業務からの保護を要求してはならない。

5. 204

業務の種類：アラブエミレーツ、オーストラリア、パナマ、ペルー、ベネズエラ、ボリビア、ブルキナファソ、ブルUNDI、中華人民共和国、キューバ、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、クウェート、モントネグロ、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シンガポール、タイ及びブータンでは、137-138MHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務及び移動業務(航空移動(R)を除く。)に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 205

業務の種類：地域差：オーストラリア及びニュージーランドでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次の基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 206

業務の種類：地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、航空移動(OR)業務による137-138MHzの周波数帯の分配は、一次の基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 207

付加分配：オーストラリアでは、137-144MHzの周波数帯は、放送業務が地域的な分配での運用が可能となるまで、一次の基礎で放送業務にも分配する。

5. 208

移動衛星業務による137-138MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。

5. 208A

137-138MHz、387-390MHz及び400.15-401MHzの周波数帯において移動衛星業務並びに157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHzの周波数帯において海上移動衛星業務(宇宙から地球の宇宙局に割当てを行うに際しては、主管庁は、150.05-153MHz、322-328.6MHz、406.1-410MHz及び608-614MHzの周波数帯で運用される電波天文業務を不要発射による有害な混信から保護するため)に最新版のITU-R勧告RA.769に示されている実行可能な全ての措置を執る。

5. 208B

137-138MHz、157.1875-157.3375MHz、161.7875-161.9375MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2690MHz及び21.4-22GHzの周波数帯は、決議第739(WRC-19、改)の規定を適用する。

5. 209

移動衛星業務による137-138MHz、148-150.05MHz、399.9-400.05MHz、400.15-401MHz、454-456MHz及び459-460MHzの周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5. 209A

無線通信規則付録第4号に従って短期間ミッションに特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による137.175-137.825MHzの周波数帯の使用には、無線通信規則第9.11A号の規定を適用しない。

5. 210

付加分配：イタリヤ、チェコ及び英国では、138-143.6MHz及び143.65-144MHzの周波数帯は、二次の基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 211

付加分配：ドイツ、オーストラリア、オーストリア、パナマ、ペルー、ボリビア、ブルキナファソ、ブルUNDI、スウェーデン、フィンランド、ギリシャ、キニア、アラルランド、オーストラリア、クウェート、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、北マケドニア、マリ、マルタ、モントネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHzの周波数帯は、一次の基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

5. 212

代替分配：アンゴラ、ボツワナ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、オマーン、ウガンダ、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、チャド、トーゴ、ジンバブエでは、138-144MHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5. 213

付加分配：中華人民共和国では、138-144MHzの周波数帯は、一次の基礎で無線固定業務にも分配する。

5. 214

付加分配：エリトリア、エチオピア、ケニア、北マケドニア、モントネグロ、セルビア、ソマリア、スーダン、南スーダン及びタンザニアでは、138-144MHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務にも分配する。

5. 215 (未使用)

5. 216

付加分配：中華人民共和国では、144-146MHz の周波数帯は、二次的基礎で航空移動 (OR) 業務にも分配する。

5. 217

付加分配：アフリカ大陸、パシフィック、キューバ、ガイアナ及びビントでは、146-148MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 218

付加分配：148-149.9MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務 (地球から宇宙) にも分配する。個々の発射の周波数の幅は、±25kHz を超えてはならない。

5. 218A

宇宙運用業務 (地球から宇宙) による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、短期間ミッションの非静止衛星システムに使用することができる。決議第 32 (WRC-19) に従った短期間ミッションに使用される宇宙運用業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 9.21 号の規定に従った同意を条件としない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用される。148-149.9MHz の周波数帯では、短期間ミッションの非静止衛星システムは、この周波数帯において既存の一次業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求してはならず、また、宇宙運用業務及び移動衛星業務に更なる制限を課してはならない。さらに、148-149.9MHz の周波数帯で短期間ミッションを行う宇宙運用業務の非静止衛星システムの地球局は、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、インド、イラン、日本、カザフスタン、マレーシア、ウズベキスタン、キルギス、タイ及びベトナムとの国境沿いでは、時間率 1% 以上で電力束密度が $149\text{dB}(\text{W}/\text{m}^2, 4\text{kHz})$ を超えてはならない。この電力束密度の制限を超える場合は、この脚注に掲げられた国から無線通信規則第 9.21 号の規定に基づく同意を得なければならない。

5. 219

移動衛星業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、148-149.9MHz の周波数帯の固定、移動及び宇宙運用業務の発達と使用を妨げてはならない。短期間ミッションとして特定された非静止衛星システムの宇宙運用業務による 148-149.9MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の規定は適用しない。

5. 220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5. 221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、パルミューン、パシフィック、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カマルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スベイン、エストニア、エスワチニ、エチオピア、ロシア、フィリピン、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イヌワエル、イタリヤ、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ナルウエ、ニューゼaland、オーストラリア、ウガンダ、ウズベキスタン、バキスタン、バハマ、バングラデシュ、パナマ、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スウェーデン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タンザニア、チヤド、トニー、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5. 222 (未使用)

5. 223 (未使用)

5. 224 (未使用)

5. 224A (未使用)

5. 224B (未使用)

5. 225

付加分配：オーストラリア及びビントでは、150.05-153MHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 225A

付加分配：アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア

ア、フロンズ、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びベトナムでは、154-156MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標準業務にも分配する。無線標準業務による154-156MHzの周波数帯の使用は、地上から運用を行う宇宙物体探査システムに限る。154-156MHzの周波数帯における無線標準業務の局の運用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従わなければならない。第一地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高10m及び25kHzの参照周波数帯域において、時間率10%で12dB(μV/m)の瞬時電界強度値を使用しなければならない。第三地域における影響を受ける可能性のある主管庁の特定に関しては、他の主管庁の領域との境界の地上高60mにおいて、時間率1%で6dB又は公共保安・災害救済通信のように比較的大きな保護が要求される使用については-10dBのI/N比(N=-161dBW/4kHz)を使用しなければならない。156.7625-156.8375MHz、156.5125-156.5375MHz、161.9625-161.9875MHz及び162.0125-162.0375MHzの周波数帯において、宇宙監視レーダーの帯域外の等価平方輻射電力の値は-16dBWを超えてはならない。この分配に基づくウクライナの無線標準業務への周波数の割当ては、モルドバの同意がなければ使用されないものとする。

5. 226

156.525MHzの周波数は、デジタル選択呼出(DSC)を利用した海上移動業務のVHF無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び156.4875-156.5625MHzの周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号に定める。

156.8MHzの周波数は、海上移動業務のVHF無線電話のための国際遭難周波数、国際安全周波数及び国際呼出周波数とする。この周波数及び156.7625-156.8375MHzの周波数帯の使用条件は、無線通信規則第31条及び付録第18号に定める。

156-156.4875MHz、156.5625-156.7625MHz、156.8375-157.45MHz、160.6-160.975MHz及び161.475-162.05MHzの周波数帯においては、海上移動業務の局に割り当てた周波数に限り、各主管庁は、この業務に優先権を与えなければならない(無線通信規則第31条、第52条及び付録第18号参照)。

海上移動業務のVHF無線電話に有害な混信を生じさせるおそれがある地区では、これらの周波数帯が分配されている他の業務の局によるこれらの周波数帯内のいかなる周波数の使用も避けるものとする。ただし、156.8MHz及び156.525MHzの周波数並びに海上移動業務に優先権が与えられている周波数帯は、関係主管庁及び影響を受ける主管庁の同意を得ることを条件とし、かつ、現在の周波数使用方法及び現存する合意に留意して、内陸水路の無線通信に使用することができる。

5. 227

付加分配:156.4875-156.5125MHz及び156.5375-156.5625MHzの周波数帯は、固定業務及び陸上移動業務にも一次的基礎で分配される。固定業務及び陸上移動業務によるこれらの周波数帯の使用は、海上移動業務のVHF無線電話に有害な混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。

5. 227A(未使用)

5. 228

移動衛星業務(地球から宇宙)による156.7625-156.7875MHz及び156.8125-156.8375MHzの周波数帯の使用は、長距離用AIS情報(メッセージ27、最新版のITU-R勧告M.1371を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による発信を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での発射は、1Wを超えてはならない。

5. 228A

161.9625-161.9875MHz及び162.0125-162.0375MHzの周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

5. 228AA

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による161.9375-161.9625MHz及び161.9875-162.0125MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

5. 228AB

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用される非静止衛星システムに限る。

5. 228AC

海上移動衛星業務(宇宙から地球)による157.1875-157.3375MHz及び161.7875-161.9375MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用される非静止衛星システムに限る。この使用は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、大韓民国、キューバ、ロシア、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ共和国及びベトナムの地上無線通信業務に対して同意を得ることを条件とする。

5. 228B

固定業務及び陸上移動業務による161.9625-161.9875MHz及び162.0125-162.0375MHzの周波数帯の使用は、海上移動業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 228C

海上移動業務及び移動衛星業務(地球から宇宙)による161.9625-161.9875MHz及び162.0125-162.0375MHzの周波数帯の使用は、船舶自動識別装置(AIS)に限る。航空移動(O/R)業務によるこれらの周波数帯の使用は、航空機による捜索救助活動からの船舶自動識別装置(AIS)の発射に限る。

これらの周波数帯における AIS の運用は、隣接する周波数帯で運用する固定業務及び移動業務の開発及び使用に制限を課してはならない。

5. 228D

161. 9625-161. 9875MHz (AIS 1) 及び 162. 0125-162. 0375MHz (AIS 2) の周波数帯は、固定業務及び移動業務への分配が有効ではなくなる 2025 年 1 月 1 日までは、一次的基礎で固定業務及び移動業務による使用を継続することができる。主管庁は、固定業務及び移動業務によるこれらの周波数帯の使用を移行日より前に止めるために、全ての実行可能な努力を行うことを奨励される。この移行期間の間、これらの周波数帯における海上移動業務は、固定業務、陸上移動業務及び航空移動業務に対して優先権を有する。

5. 228E

161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯における航空移動 (OR) 業務による船舶自動識別装置の使用は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に限る。

5. 228F

移動衛星業務 (地球から宇宙) による 161. 9625-161. 9875MHz 及び 162. 0125-162. 0375MHz の周波数帯の使用は、海上移動業務で運用されている局からの船舶自動識別装置の発射を受信する場合に限る。

5. 229

付加分配：モロッコでは、162-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。この周波数帯の使用は、分配表に従って運用中又は使用を計画中の業務が影響を受けるおそれがある主管庁の同意を得ることを条件とする。1981 年 1 月 1 日に現存する局は、その時点における技術特性を維持する限り、そのような同意による影響を受けない。

5. 230

付加分配：中華人民共和国では、163-167MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務 (宇宙から地球) にも分配する。

5. 231

付加分配：アフリカニスタン及び中華人民共和国では、167-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。この周波数帯における放送業務の導入は、影響を受けるおそれがある業務を有する第三地域の隣接国の同意を得ることを条件とする。

5. 232 (未使用)

5. 233

付加分配：中華人民共和国では、174-184MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務 (宇宙から地球) 及び宇宙運用業務 (宇宙から地球) にも分配する。これらの業務は、現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 234 (未使用)

5. 235

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、フランス、イスラエル、イタリヤ、リヒテンシュタイン、ワルタ、モナコ、ノルウェー、オランダ、英国、スウェーデン及びスイスでは、174-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。陸上移動業務の局は、この關注に掲げられていない国の現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 236 (未使用)

5. 237

付加分配：コンゴ共和国、エジプト、エリトリア、エチオピア、ザンビア、ギニア、リビア、マリ、シエラレオネ、ソマリア及びチャドでは、174-223MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 238

付加分配：バンラデシユ、インド、パキスタン及びブライピンでは、200-216MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 239 (未使用)

5. 240

付加分配：中華人民共和国及びインドでは、216-223MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 241

第二地域では、216-225MHz の周波数帯は、新たな無線標定業務の局は使用できない。1990 年 1 月 1 日前に使用が許可された局は、二次的基礎で運用を継続することができる。

5. 242

付加分配：カナダ及びメキシコでは、216-220MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に

も分配する。

5. 243

付加分配：ソマリヤでは、216-225MHzの周波数帯は、他国の現存又は計画された放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 244 (未使用)

5. 245

付加分配：日本では、222-223MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 246

代替分配：スペイン、フランス、イスラエル及びモナコでは、223-230MHzの周波数帯は、一次的基礎(無線通信規則第5.33号参照)で放送業務及び陸上移動業務に分配する。なお、分配表を作成の際は、放送業務が周波数の優先選択権を持つこととする。また、二次的基礎で固定業務及び移動業務(陸上移動を除く。)に分配する。なお、陸上移動業務の局はモロッコ及びビラルジェリアの現存の、又は計画された放送局に有害な混信を生じさせなければならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 247

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、アラブ首長国連邦、ヨルダン、オマーン、カタール及びビシリアでは、223-235MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 248 (未使用)

5. 249 (未使用)

5. 250

付加分配：中華人民共和国では、225-235MHzの周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 251

付加分配：ナイジェリアでは、230-235MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める同意を得ることを条件として、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 252

代替分配：ボツワナ、エスワティニ、レソト、アラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ

共和国、ザンビア及びジンバブエでは、230-238MHz及び246-254MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務に分配する。

5. 253 (未使用)

5. 254

235-322MHz及び335.4-399.9MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び無線通信規則第5.256A号に掲げる付加分配を除く分配表に従って運用し、又は運用する計画のある他の業務の局に有害な混信を生じさせないことを条件として、移動衛星業務に使用することができる。

5. 255

移動衛星業務の312-315MHz(地球から宇宙)及び387-390MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、非静止衛星システムにも使用することができる。これらの使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整を条件とする。

5. 256

243MHzの周波数は、救命浮機局及び救命のための装置が使用する周波数とする。

5. 256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア及びカザフスタンでは、258-261MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

5. 257

267-272MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、主管庁は、その国内における宇宙遠隔測定のため、一次的基礎で使用することができる。

5. 258

航空無線航行業務による328.6-335.4MHzの周波数帯の使用は、ILS(グライドパス用)に限る。

5. 259

付加分配：エジプト及びビシリアでは、328.6-335.4MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って同意を得ることを条件として、二次的基礎で移動業務にも分配する。航空無線航行業務の局に有害な混信を生じさせないことを明確にするため、無線通信規則第9.21号に基づく手続によ

り識別されるおそれのあるいかなる主管庁においても航空無線航行業務の要請がなくなるまで、この周波数帯に移動業務の局を導入してはならない。

5. 260 (未使用)

5. 260A

399. 9-400. 05MHz の周波数帯において、移動衛星業務の地球局のいかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 5dBW を超えてはならず、かつ、移動衛星業務の各地球局の最大等価等方輻射電力は、399. 9-400. 05MHz の周波数帯全体で 5dBW を超えてはならない。2022 年 11 月 22 日までの間、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までに利用が開始されている衛星システムには、この制限は適用しない。2022 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される移動衛星業務の全てのシステムに適用される。

399. 99-400. 02MHz の周波数帯では、上記の等価等方輻射電力の制限は、2022 年 11 月 22 日以降、移動衛星業務の全てのシステムに適用される。主管庁は、2019 年 11 月 22 日以降、399. 99-400. 02MHz の周波数帯の移動衛星業務の衛星回線が上記の等価等方輻射電力の制限を遵守するよう要求される。

5. 260B

400. 02-400. 05MHz の周波数帯における移動衛星業務の遠隔指令の上り回線には、無線通信規則第 5. 260A 号の規定は適用しない。

5. 261

標準周波数 400. 1MHz の±2.5kHz の周波数の幅での発射に制限しなければならない。

5. 262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペラルーシ、ボツワナ、コロンビア、キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、ペルーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400. 05-401MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 263

400. 15-401MHz の周波数帯は、宇宙空間における有人宇宙船間の通信に使用するため、宇宙研究業務にも分配される。この使用において、宇宙研究業務は安全確保のための業務とはみなされない。

5. 264

移動衛星業務による 400. 15-401MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従った調整を条件とする。無線通信規則付録第 5 号第 1 附属書に示される電力束密度制限は世界無線通信会議で改正されるときまで適用される。

5. 264A

401-403MHz の周波数帯においては、気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 22dBW を超えてはならない。気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、任意の 4kHz の周波数帯域幅において 7dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 以上の軌道を持つ静止衛星システム及び非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 22dBW を超えてはならない。

気象衛星業務及び地球探査衛星業務の地球局は、遠地点高度が 35, 786km 未満の軌道を持つ非静止衛星システムに対して、いかなる発射の最大等価等方輻射電力も、401-403MHz の周波数帯全体で 7dBW を超えてはならない。

2029 年 11 月 22 日までの間、これらの制限は、2019 年 11 月 22 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領され、その時までに利用が開始されている衛星システムには適用しない。2029 年 11 月 22 日以降、これらの制限は、この周波数帯で運用される気象衛星業務及び地球探査衛星業務の全てのシステムに適用される。

5. 264B

2007 年 4 月 28 日より前に完全な通告情報が無線通信局に受領された気象衛星業務及び地球探査衛星業務の非静止衛星システムは、無線通信規則第 5. 264A 号の規定の適用が免除され、401. 898-402. 522MHz の周波数帯において、最大等価等方輻射電力が 12dBW を超えない限り引き続き一次的基礎で運用することができる。

5. 265

403-410MHz の周波数帯は、決議第 205 (WRC-19、改)を適用する。

5. 266

移動衛星業務による 406-406. 1MHz の周波数帯の使用は、小電力の衛星非常用位置指示無線標識に限る（無線通信規則第 31 条参照）。

5. 267

406-406. 1MHz の周波数帯では、承認された使用に有害な混信を生じさせる可能性のあるいかなる

る発射も禁止する。

5. 268

宇宙研究業務による 410-420MHz の周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHz の周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を δ 、参照帯域幅を 4kHz とした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$ に対しては $-153\text{dB(W/m}^2)$ 、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$ に対しては $-153+0.077(\delta-5)\text{dB(W/m}^2)$ 、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$ に対しては $-148\text{dB(W/m}^2)$ を超えてはならない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。

5. 269

業務の種類地域差：オーストラリア、アメリカ合衆国、インド、日本及び英国では、無線標準業務に対する 420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基础とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 270

付加分配：オーストラリア、アメリカ合衆国、ジャマイカ及びフィリピンでは、420-430MHz 及び 440-450MHz の周波数帯は、二次的基础でアマチュア業務にも分配する。

5. 271

付加分配：ベラルーシ、中華人民共和国、インド、キルギス及びトルクメニスタンでは、420-460MHz の周波数帯は、二次的基础で航空無線航行業務(電波高度計)にも分配する。

5. 272 (未使用)

5. 273 (未使用)

5. 274

代替分配：デンマーク、ノルウェー、スウェーデン及びチャドでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、北マケドニア、モンテネグロ及びセルビアでは、430-432MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジンチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアトル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリヤ、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配し、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、エクアトルを除き、一次的基础で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジンチ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配する。

5. 278

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ガイアナ、ホンジュラス、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、アマチュア業務に対する 430-440MHz の周波数帯の分配は、一次的基础とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5. 279

付加分配：メキシコでは、430-435MHz 及び 438-440MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基础で移動業務(航空移動を除く。)にも、二次的基础で固定業務にも分配する。

5. 279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 RS.1260-2 に従うものとする。さらに、432-438MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 280

ドイツ、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、リベリヤ、リベリヤ、北マケドニア、モンテネグロ、ポルトガル、セルビア、スロベニア及びスイスでは、433.05-434.79MHz の周波数帯(中心周波数 433.92MHz)は、産業科学医療用(ISM)の使用に指定する。この周波数帯で運用するこれらの国の無線通信業務は、この使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければ

ならない。この周波数帯における ISM 装置の運用は、無線通信規則第 15.13 号の規定に従うことを要する。

5.281

代替分配：第二地域のフランス海外県及びインドでは、433.75-434.25MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。フランス及びブラジルでは、その周波数帯は二次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)に分配する。

5.282

435-438MHz、1260-1270MHz、2400-2450MHz、3400-3410MHz(第二地域及び第三地域に限る。)及び 5650-5670MHz の周波数帯においては、アマチュア衛星業務は、分配表(無線通信規則第 5.43 号参照)に従って運用する他の業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、使用することができる。この使用を許可する主管庁は、アマチュア衛星業務の局の発射によって生ずるいかなる有害な混信も無線通信規則第 25.11 号の規定に従って直ちに除去することを確保する。アマチュア衛星業務による 1260-1270MHz 及び 5650-5670MHz の周波数帯の使用は、地球から宇宙への方向に限る。

5.283

付加分配：オーストリアでは、438-440MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.284

付加分配：カナダでは、440-450MHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5.285

業務の種類/地域差：カナダでは、無線標準業務に対する 440-450MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.286

449.75-450.25MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)に使用することができる。

5.286A

移動衛星業務による 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5.286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224 (WRC-19、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアマリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.286B

無線通信規則第 5.286 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5.286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.286C

無線通信規則第 5.286D 号に掲げる国では 454-455MHz、第二地域では 455-456MHz 及び 459-460MHz 並びに無線通信規則第 5.286E 号に掲げる国では 454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用は、分配表に従って運用される固定業務及び移動業務の局の使用と差を妨げてはならない。

5.286D

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びバナーでは、454-455MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5.286E

付加分配：カーボベルデ、ネパール及びナイジェリアでは、454-456MHz 及び 459-460MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。

5.287

海上移動業務による 457.5125-457.5875MHz 及び 467.5125-467.5875MHz の周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ITU-R 勧告 M.1174-4 による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

5.288

アメリカ合衆国及びフアイレンツの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750MHz、467.775MHz、467.800MHz 及び 467.825MHz と対称に組み合わされる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M.1174-4 の規定に適合しなければならない。

5.289

460-470MHz 及び 1690-1710MHz の周波数帯においては、気象衛星業務以外の地球探査衛星業務は、宇宙から地球への伝送のため、分配表に従って運用する局に有害な混信を生じさせないこと

を条件として運用することができる。

5. 290 業務の種類：アフリカ、アジア、オセアニア、パシフィック、ラテンアメリカ、中東、南米、北米、ヨーロッパ、中東、アジア、日本、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、気象衛星業務(宇宙から地球)に対する460-470MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 291 付加分配：中華人民共和国では、470-485MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせないことを条件として、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 291A 付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リトベニア、ラトビア、エストニア、チェコ、セルビア及びスロベニアでは、470-494MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標準業務にも分配する。この使用は、決議第217(WRC-97)に従ってウインドプロファイラレーダーの運用に限る。

5. 292 業務の種類：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 293 業務の種類：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ及びバハマでは、固定業務に対する470-512MHz及び614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びベネズエラでは、移動業務に対する470-512MHz及び614-698MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する470-512MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 294 付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シリア、チャド及びイエメンでは、470-582MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 295 バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される(決議第224(WRC-19、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせなければならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5. 296 付加分配：アルバニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バレーン、ベルギー、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、パチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、エスワチニ、フィリピン、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リトベニア、リトベニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モザンビーク、モリタニア、モルドバ、モルバシ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スウェーデン、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHzの周波数帯は、放送及び放送番組の制作に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 296A ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバスマツにおける470-698MHzの周波数帯又はその一部並びにパプアニューギニア、モルデニア及びビスマツにおける610-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTを導入しようとする主管庁によって特定される(決議第224(WRC-19、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意が得られた場合に限りIMTシステムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5. 297

付加分配：カナダ、ユタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ及びジャマイカでは、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パナマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。メキシコでは、512-608MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する(無線通信規則第5.32号参照)。

5.298
付加分配：インドでは、549.75-550.25MHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙運用業務(宇宙から地球)にも分配する。

5.299(未使用)
5.298
付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア及びスーダンでは、582-790MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.301(未使用)
5.302(未使用)
5.303(未使用)

5.304
付加分配：アメリカ放送地区(無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照)では、606-614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.305
付加分配：中華人民共和国では、606-614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.306
付加分配：アメリカ放送地区(無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照)を除く第一地域及び第三地域では、608-614MHzの周波数帯は、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.307
付加分配：インドでは、608-614MHzの周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5.308
付加分配：ベリーズ、コロンビア及びグアテマラでは、614-698MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.308A
パナマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国、グアテマラ及びメキシコでは、614-698MHzの周波数帯又はその一部はIMTに特定される(決議第224(WRC-19、改)参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるIMTシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

5.309
業務の種類地域差：エルサルバドルでは、固定業務による614-806MHzの周波数帯の分配は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.310(未使用)
5.311(未使用)
5.311A(未使用)

5.312
付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは645-862MHzの周波数帯、並びにブルガリアでは646-686MHz、726-753MHz、778-811MHz及び822-852MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.312A
第一地域においては、694-790MHzの周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第760(WRC-19、改)の規定に従うものとする。決議第224(WRC-19、改)も参照。

5.313(未使用)

5. 313A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニューージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びビクトナムでは、698-790MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアナリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 313B (未使用)

5. 314 (未使用)

5. 315 (未使用)

5. 316 (未使用)

5. 316A (未使用)

5. 316B

第一地域においては、790-862MHzの周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への分配は、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則第5.312号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第224(WRC-19、改)及び決議第749(WRC-19、改)が適用される。

5. 317

付加分配：第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。)では、806-890MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5. 317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での698-960MHzの周波数帯、第一地域での694-790MHzの周波数帯並びに第一地域及び第三地域での790-960MHzの周波数帯については、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される(場合により、決議第224(WRC-19、改)、決議第760(WRC-19、改)及び決議第749(WRC-19、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアナリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 318

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは849-851MHz及び894-896MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空機による公衆通信のため航空移動業務にも分配する。849-851MHzの周波数帯の使用は航空局からの送信に限り、また、894-896MHzの周波数帯の使用は航空機局からの送信に限る。

5. 319

付加分配：ベラルーシ、ロシア及びウクライナでは、806-840MHz(地球から宇宙)及び856-890MHz(宇宙から地球)の周波数帯は、移動衛星業務(航空移動衛星(R)を除く。)にも分配する。この業務によるこれらの周波数帯の使用は、他の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせ、又はこれらの局からの保護を要求してはならない。また、関係主管庁間の特別協定に従うことを要する。

5. 320

付加分配：第三地域では、806-890MHz及び942-960MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務(航空移動衛星(R)を除く。)にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用に限る。この同意を求めるに当たり、有害な混信を生じさせないよう適当な保護が分配表に従って運用する業務に与えられるべきである。

5. 321 (未使用)

5. 322

第一地域では、862-960MHzの周波数帯の放送業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、アルジェリア、ブルンジ、エジプト、スペイン、レソト、リビア、モロッコ、マラウイ、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ジンバブエ及びザンビアを除くアフリカ放送区域(無線通信規則第5.10号から第5.13号まで参照)に限り、運用できる。

5. 323

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは862-960MHzの周波数帯、ブルガリアでは862-880MHz及び915-925MHzの周波数帯並びにルーマニアでは862-880MHz及び915-925MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。この使用は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従い、関係主管庁の同意を得ることを条件とし、1997年10月27日現在運用中である地上に設置された無線標識の寿命の終了までに限る。

5. 324 (未使用)

5. 325

業務の種類：アメリカ合衆国では、無線標定業務に対する 890-942MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 325A

業務の種類：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、トミニカ共和国、エルサルバドル、エクアトル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。メキシコでは、902-928MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する。コロムビアでは、902-905MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

5. 326

業務の種類：地域差：チリでは、903-905MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。

5. 327

業務の種類：地域差：オーストラリアでは、無線標定業務による 915-928MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 327A

航空移動 (R) 業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417 (WRC-15、改) に従うものとする。

5. 328

航空無線航行業務による 960-1215MHz の周波数帯の使用は、航空機上の航空援助電子装置及び直接これに関連する地上施設の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。

5. 328A

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609 (WRC-07、改) の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21. 18 号の規定を適用する。

5. 328AA

1087. 7-1092. 3MHz の周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送

型自動位置情報伝送・監視 (ADS-B) の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星 (R) 業務 (地球から宇宙) にも分配する。航空移動衛星 (R) 業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第 425 (WRC-19、改) を適用する。

5. 328B

完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 1 月 1 日後に無線通信局に受領された無線航行衛星業務のシステム及びネットワークによる 1164-1300MHz、1559-1610MHz 及び 5010-5030MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 12 号、第 9. 12A 号及び第 9. 13 号の規定に従うことを条件とする。決議第 610 (WRC-03) も適用するが、無線航行衛星業務 (宇宙から宇宙) のシステム及びネットワークの場合、決議第 610 (WRC-03) は、送信宇宙局にのみ適用される。無線通信規則第 5. 329A 号に従って、1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯での無線航行衛星業務 (宇宙から宇宙) のシステム及びネットワークについては、無線通信規則第 9. 7 号、第 9. 12 号、第 9. 12A 号及び第 9. 13 号の規定は、無線航行衛星業務 (宇宙から宇宙) における他のシステム及びネットワークに関するのみ適用される。

5. 329

1215-1300MHz の周波数帯は、無線通信規則第 5. 331 号で承認された無線航行業務に対して有害な混信を生じさせず、また、当該業務からの保護を要求しないことを条件として、無線航行衛星業務に使用することができる。さらに、1215-1300MHz の周波数帯を使用する無線航行衛星は、無線標定業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。無線通信規則第 5. 43 号は、無線標定業務には適用しない。決議第 608 (WRC-19、改) を適用する。

5. 329A

1215-1300MHz 及び 1559-1610MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務 (宇宙から宇宙) のシステムは安全業務のアプリケーションを提供するためのではなく、かつ、無線航行衛星業務 (宇宙から地球) のシステム又は周波数分配表に従って運用するその他の業務に更なる制限を課してはならない。

5. 330

付加分配：アンゴラ、サウジアラビア、バレーン、ハンガリー、カメルーン、中華人民共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、ネパール、オーストラリア、フィリピン、カタル、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びビエメンでは、1215-1300MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 331

付加分配：アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストラリア、バレーン、ベルギー、パナマ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンジ、カメ

ルーン、中華人民共和国、大韓民国、クロアチア、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ギニア、赤道ギニア、ハンガリー、インド、インドネシア、イラク、イラン、アイルランド、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、北マケドニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウエー、オマーン、パキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ、ベネズエラ及びベネトナムでは、1215-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配し、また、無線航行業務での使用は航空無線航行業務に限る。

5. 332

1215-1260MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務、無線航行衛星業務及びその他の一次的基礎で分配された業務に有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 333 (未使用)

5. 334

付加分配：カナダ及びアメリカ合衆国では、1350-1370MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5. 335

カナダ及びアメリカ合衆国では、1240-1300MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、航空無線航行業務に混信を生じさせ、この業務からの保護を要求し、また、この業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 335A

1260-1300MHzの周波数帯では、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務の能動宇宙検知器は、無線標準業務及び脚注により一次的基礎で分配されたその他の業務に対して有害な混信を生じさせ、これらの業務からの保護を要求し、また、これらの業務の運用又は発達に制限を課してはならない。

5. 336 (未使用)

5. 337

航空無線航行業務による1300-1350MHz、2700-2900MHz及び9000-9200MHzの周波数帯の使用は、地上に設置したレーダー及びこれらの周波数帯の周波数のみを送信する航空機上のトランスポンダであって同一の周波数帯で運用するレーダーによってのみ動作するものに限る。

5. 337A

無線航行衛星業務の地球局又は無線標準業務の局による1300-1350MHzの周波数帯の使用は、航空無線航行業務に対して混信を生じさせ、また、この業務の運用及び発達に制限を課してはならない。

5. 338

キルギス、スロバキア及びトルクメニスタンでは、無線航行業務の現存する設備は、1350-1400MHzの周波数帯で運用を継続することができる。

5. 338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、24.25-27.5GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.4GHz、52.4-52.6GHz、81-86GHz及び92-94GHzの周波数帯には、決議第750(WRC-19、改)の規定を適用する。

5. 339

1370-1400MHz、2640-2655MHz、4950-4990MHz及び15.20-15.35GHzの周波数帯は、二次的基礎で宇宙研究業務(受動)及び地球探査衛星業務(受動)にも分配する。

5. 339A (未使用)

5. 340

以下の周波数帯の発射は、全て禁止する。

1400-1427MHz

2690-2700MHz(無線通信規則第5.422号の条件によるものを除く。)

10.68-10.7GHz(無線通信規則第5.483号の条件によるものを除く。)

15.35-15.4GHz(無線通信規則第5.511号の条件によるものを除く。)

23.6-24GHz

31.3-31.5GHz

31.5-31.8GHz(第二地域)

48.94-49.04GHz(航空機搭載の局)

50.2-50.4GHz

52.6-54.25GHz

86-92GHz

100-102GHz

109. 5-111. 8GHz
114. 25-116GHz
148. 5-151. 5GHz
164-167GHz
182-185GHz
190-191. 8GHz
200-209GHz
226-231. 5GHz
250-252GHz

5. 341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探査計画に基づき受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5. 341A

第一地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 341B

第二地域では、1427-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 341C

第三地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及

ヒウライナナでは 1429-1538MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

5. 343

第二地域では、遠隔測定のための航空移動業務による 1435-1535MHz の周波数帯の使用は、移動業務によるその他の使用に対して優先権を有する。

5. 344

代替分配：アメリカ合衆国では、1452-1525MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5. 343 号参照)。

5. 345

放送衛星業務及び放送業務による 1452-1492MHz の周波数帯の使用は、デジタル音声放送に限られ、決議第 528 (WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 346

アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バレーモン、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、レバノン、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モリタニア、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パレスチナ**、カタール、コンゴ民主共和国、ルワンダ、セネガル、セーシェル、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-19、改)により IMT を導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする (決議第 761 (WRC-19、改)参照)。

** IMT に特定された 1452-1492MHz の周波数帯の移動業務への分配のバリスチナによる使用は、決議第 99 (バンバ、2018、改)に従うことに留意するとともに、1995 年 9 月 28 日のイヌスエルパレスチナ暫定合意を考慮する。

5. 346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223 (WRC-19、改)及び決議第 761 (WRC-19、改)により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従

って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアンテナ移動による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 347 (未使用)

5. 347A (未使用)

5. 348

移動衛星業務による 1518-1525MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、固定業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348A

1518-1525MHz の周波数帯において、日本の領域で運用された移動無線又は公衆電話交換網 (PSTN) と接続して使用される陸上移動業務に関して、無線通信規則第 9. 11A 号の規定の適用に当たっての移動衛星業務 (宇宙から地球) の宇宙局に対する地表面での電力束密度の調整しきい値は、無線通信規則付録第 5 号表 5-2 に記載された調整しきい値の代わりに、全ての到来角について任意の 4 kHz の周波数帯域幅において -150dB(W/m²) とする。1518-1525MHz の周波数帯における移動衛星業務の局は、日本の領域で運用される移動業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348B

1518-1525MHz の周波数帯においては、移動衛星業務の局は、アメリカ合衆国の領域 (無線通信規則第 5. 343 号及び第 5. 344 号参照) 及び無線通信規則第 5. 342 号に掲げる国の領域で運用される移動業務の航空移動テレメトリ局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 348C (未使用)

5. 349

業務の種類と地域差：サウジアラビア、アゼルバイジャン、バーレーン、カメルーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、カザフスタン、クウェート、レバノン、北マケドニア、モロッコ、カタール、シリア、キルギス、トルクメニスタン及びイエメンでは、移動業務 (航空移動を除く。) による 1525-1530MHz の周波数帯の分配は、一次的基础とする (無線通信規則第 5. 33 号参照)。

5. 350

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、1525-1530MHz の周波数帯は、一次的基础で航空移動業務にも分配する。

5. 351

1525-1544MHz、1545-1559MHz、1626. 5-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660. 5MHz の周波数帯は、いかなる業務のライダーリンクにも使用してはならない。ただし、これらの周波数を使用する宇宙局を経由して通信を行うため、特定の地点にあっては、移動衛星業務の地球局の使用が主幹子によって許される場合もある。

5. 351A

1518-1544MHz、1545-1559MHz、1610-1645. 5MHz、1646. 5-1660. 5MHz、1668-1675MHz、1980-2010MHz、2170-2200MHz、2483. 5-2520MHz 及び 2670-2690MHz の周波数帯の移動衛星業務による使用については、決議第 212 (WRC-07、改) 及び決議第 225 (WRC-07、改) を参照。

5. 352 (未使用)

5. 352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、移動衛星業務 (海上移動衛星を除く。) の局は、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリヤ、ヨルダン、クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ペトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 353 (未使用)

5. 353A

1530-1544MHz 及び 1626. 5-1645. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条の第 II 節の手續の適用においては、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の遭難、緊急及び安全通信に必要なスペーストルの確保に優先権を与えなければならない。海上移動衛星による遭難、緊急及び安全通信には、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、GMDSS の遭難、緊急及び安全通信に許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、これらの通信からの保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない (決議第 222 (WRC-2000) の規定が適用される。)

5. 354

移動衛星業務による 1525-1559MHz 及び 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5. 355

付加分配：パレーン、パングラデジュ、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、エリトリア、イラク、イヌエル、クウェート、カタル、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、1540-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、二次的基礎でも固定業務にも分配する。

5. 356

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1544-1545MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する運用に限る(無線通信規則第 31 条参照)。

5. 357

1545-1555MHz の周波数帯における航空移動(R)業務の地上の航空局から直接航空機局へ又は航空機局相互間の伝送は、衛星から航空機への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 357A

1545-1555MHz 及び 1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における移動衛星業務への無線通信規則第 9 条第 II 節の手續の適用においては、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する通報を送信する航空移動衛星(R)業務に必要なスペクトルの確保に優先権を与えなければならない。無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務は、必要であれば、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先アクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない(決議第 222 (MRC-12、改)の規定が適用される。)

5. 358(未使用)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、ロシア、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、バキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 360(未使用)

5. 361(未使用)

5. 362(未使用)

5. 362A

アメリカ合衆国では、1555-1559MHz 及び 1656. 5-1660. 5MHz の周波数帯においては、航空移動衛星(R)業務の通信には、必要であれば既存の使用者に取って代わることも含めて、ネットワークにおいて運用されている他の全ての移動衛星通信に対して優先的なアクセス及び即時利用が認められる。移動衛星システムは、無線通信規則第 44 条 1 から 6 までの優先権を有する航空移動衛星(R)業務に対し、許容し得ない混信を生じさせてはならない。また、当該業務に対する保護を要求してはならない。他の移動衛星業務による安全に関する通信の優先は考慮されなければならない。

5. 362B(未使用)

5. 362C(未使用)

5. 363(未使用)

5. 364

移動衛星業務(地球から宇宙)及び無線測位衛星業務(地球から宇宙)による 1610-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号による調整を行うことを条件とする。この周波数帯においていずれかの業務により運用する移動地球局は、影響を受ける主管庁の同意を得ない限り、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用しているシステム(無線通信規則第 4. 10 号が適用されるシステム)に使用される周波数帯の一部で、-15dBW/4kHz を超える最大等価電力密度による電力密度を生じることができない。そのようなシステムが運用されていない周波数帯においては、移動地球局の平均の等価電力密度は-3dBW/4kHz の値を超えてはならない。移動衛星業務の局は航空無線航行業務の局、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局及び無線通信規則第 5. 359 号の規定に従って運用している固定業務の局に対して、これらの局からの保護を要求してはならない。移動衛星網の調整に責任を持つ主管庁は、無線通信規則第 5. 366 号の規定に従って運用している局の保護を確保するため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

5. 365

移動衛星業務(宇宙から地球)による 1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に従って調整を行うことを条件とする。

5. 366

1610-1626. 5MHz の周波数帯は、航空機上の航行援助電子装置及び直接これに関係する地上又は衛星上の設備の使用及び発達のために世界的基礎で保留する。この衛星の使用は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5. 367

付加分配：1610-1626. 5MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動衛星 (R) 業務にも無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件に分配する。

5. 368

1610-1626. 5MHz の周波数帯では、無線測位衛星及び移動衛星業務の局は、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用しない。ただし、1610-1626. 5MHz の周波数帯では、無線通信規則第 5. 366 号に従って運用する航空無線航行衛星業務、無線通信規則第 5. 367 号に従って運用する航空移動衛星 (R) 業務及び 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯における GMDSS に使用する海上移動業務に関して、無線通信規則第 4. 10 号の規定は適用される。

5. 369

業務の種類と地域差：アンゴラ、オーストラリア、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、イスラエル、リベリア、リベリア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、南スーダン、トーゴ及びザンビアでは、無線測位衛星業務 (地球から宇宙) に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、一次的基礎とする (無線通信規則第 5. 38 号参照)。

5. 370

業務の種類と地域差：ベネズエラでは、無線測位衛星業務 (地球から宇宙) に対する 1610-1626. 5MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする。

5. 371

付加分配：第一地域では、1610-1626. 5MHz (地球から宇宙) の周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務にも無線通信規則第 9. 21 号による同意を得ることを条件に分配する。

5. 372

無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯を使用する電波天文業務に有害な干渉を生じさせてはならない (無線通信規則第 29. 13 号参照)。1613. 8-1626. 5MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務 (宇宙から地球) の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 1610. 6-1613. 8MHz の周波数帯における等価電力束密度 (epfd) は、ITU-R 勧告 M. 1583-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターンを使用して、ITU-

R 勧告 RA. 769-2 及び ITU-R 勧告 RA. 1513-2 に規定される保護基準を遵守しなければならない。

5. 373

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯を受信する海上移動地球局は、1610-1621. 35MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務で運用される地球局若しくは無線測位衛星業務の海上地球局又は 1626. 5-1660. 5MHz の周波数帯で無線通信規則に従って運用される海上移動衛星業務の地球局に対して、通告する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、更なる制限を課してはならない。

5. 373A

1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯を受信する海上移動地球局は、2019 年 10 月 28 日までに完全な通告情報が無線通信局に受領された 1621. 35-1626. 5MHz の周波数帯の移動衛星業務 (地球から宇宙) 及び無線測位衛星業務 (地球から宇宙) の地球局のネットワークへの割当てに対して、更なる制限を課してはならない。

5. 374

1631. 5-1634. 5MHz 及び 1656. 5-1660MHz の周波数帯で運用する移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第 5. 359 号に掲げる国で運用する固定業務の局に有害な干渉を生じさせてはならない。

5. 375

移動衛星業務 (地球から宇宙) 及び衛星間の回線による 1645. 5-1646. 5MHz の周波数帯の使用は、遭難及び安全に関する通信に限る (無線通信規則第 31 条参照)。

5. 376

1646. 5-1656. 5MHz の周波数帯における航空移動 (R) 業務の航空機局から直接地上の航空局へ又は航空機局相互間の伝送は、航空機から衛星への回線の延長又は補完のために使用される場合には許される。

5. 376A

1660. 0-1660. 5MHz の周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務の局に有害な干渉を生じさせてはならない。

5. 377 (未使用)

5. 378 (未使用)

5. 379

付加分配：バンブラデッシュ、インド、インドネシア、ナイジェリア及びビバキスタンでは、1660.5-1668.4MHzの周波数帯は、二次的基礎で気象援助業務にも分配する。

5. 379A

主管庁は、可能な限り特に1664.4-1668.4MHzの周波数帯での気象援助業務の空中から地上への送信を回避することにより、電波天文の将来の研究のために1660.5-1668.4MHzの周波数帯であらゆる可能な保護を与えることが求められる。

5. 379B

移動衛星業務による1668-1675MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。1668-1668.4MHzの周波数帯においては、決議第904(WRC-07)を適用する。

5. 379C

1668-1670MHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文局においても、2000秒間の積分時間の2%以上で、10MHzの周波数帯幅幅において-181dB(W/m²)及び任意の20kHzの周波数帯幅幅において-194dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 379D

1668-1675MHzの周波数帯において、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務(受動)の共用のため、決議第744(WRC-07、改)を適用する。

5. 379E

1668.4-1675MHzの周波数帯における移動衛星業務の局は、中華人民共和国、イラン、日本及びウズベキスタンの気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。1668.4-1675 MHzの周波数帯では、主管庁は、気象援助業務の新しいシステムを導入しないよう要請され、また、可能な限り速やかに既存の気象援助業務の局を他の周波数帯に移行するよう奨励される。

5. 380(未使用)

5. 380A

1670-1675MHzの周波数帯では、移動衛星業務の局は、2004年1月1日前に通告された既存の気象衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その発展を妨げてはならない。この周波数帯における、これらの地球局への新たな割当てについても、移動衛星業務の局による有害な混信から保護を受けるものとする。

5. 381

付加分配：アフガニスタン、キューバ、インド、イラン及びビバキスタンでは、1690-1700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5. 382

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、ペラルーン、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、北マケドニア、モリタニア、モルドバ、モンゴ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する1690-1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第5.33号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する1690-1700MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第5.33号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

5. 383(未使用)

5. 384

付加分配：インド、インドネシア及び日本では、1700-1710MHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz及び2500-2690MHzの周波数帯又はその一部は、決議第223(WRC-15、改)に従ってIMTを導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアフリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 385

付加分配：1718.8-1722.2MHzの周波数帯は、スペーストル線観測のため、二次的基礎で電波天文業務にも分配する。

5. 386

付加分配：1750-1850MHzの周波数帯は、第二地域(メキシコを除く。)並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、世界的基礎で、IMTを行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第212(WRC-15、改)に従ってIMTに使用できる(決議第223(WRC-15、改)も参照)。

5. 388A

決議第221(WRC-07、改)に従い、第一地域及び第三地域では、1885-1980MHz、2010-2025MHz及び2110-2170MHzの周波数帯を、第二地域では、1885-1980MHz及び2110-2160MHzの周波数帯を、IMTを提供する基地局としての高高度プラットフォーム局(HAPS)に使用することができる。HAPSを基地局として使用するIMTアプリケーションによる使用は、これらの周波数帯が分配されている業務の局による当該周波数帯の使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内において優先権を確立するものでもない。

5. 388B

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カタール、トルキスタン、カメルーン、コモロ、コートジボワール、中華人民共和国、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、インド、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、セネガル、ジンバブエ、スーダン、南スーダン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、イエメン、ザンビア及びジンバブエでは、国内の固定業務及びIMTの移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、無線通信規則第5.388A号に掲げる周波数帯において隣接国でIMTの基地局として使用する高高度プラットフォーム局(HAPS)は、HAPSの通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で $-127\text{dB(W/m}^2\text{-MHz)}$ の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。

5. 389(未使用)

5. 389A

移動衛星業務による1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716(WRC-2000、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 389B

移動衛星業務による1980-1990MHzの周波数帯の使用は、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、チ

リ、エクアドル、アメリカ合衆国、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラにおける固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389C

移動衛星業務による第二地域での2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716(WRC-2000、改)の規定に従うことを条件とする。

5. 389D(未使用)

5. 389E

移動衛星業務による第二地域での2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯の使用は、第一地域及び第三地域における固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、また、これらの業務の発達を妨げてはならない。

5. 389F

アルジェリア、カーボベルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005年1月1日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。

5. 390(未使用)

5. 391

2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R勧告SA.1154-0に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならぬ。

5. 392

主管庁は、2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、2以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないように、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 392A(未使用)

5. 393
付加分配：カナダ、アメリカ合衆国及びインドでは、2310-2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声の放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の25MHzの周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項3を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。補助的な地上音声放送の局は、使用開始前の隣接国との二か国間調整に従うことを条件とする。

5. 394
アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための2300-2390MHzの周波数帯の使用は、移動業務の他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための2360-2400MHzの周波数帯の使用は、移動業務の他の使用に対して優先権を有する。

5. 395
フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための2310-2360MHzの周波数帯の使用は、移動業務の他の使用に対して優先権を有する。

5. 396(未使用)

5. 397(未使用)

5. 398
2483.5-2500MHzの周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第4.10号の規定は適用されない。

5. 398A
業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483.5-2500MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標準業務に分配する。これらの国々における無線標準業務の局は、2483.5-2500MHzの周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 399
無線通信規則第5.401号で言及する場合を除き、2483.5-2500MHzの周波数帯において、2012年2月17日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第5.398A号に従ってこれらの国々

で運用する無線標準業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 400(未使用)
5. 401
アンゴラ、オーストラリア、バンラダシユ、中華人民共和国、エリトリア、エスワチニ、エチオピア、インド、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、トーゴ及びザンビアでは、2483.5-2500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が2012年2月18日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

5. 402
移動衛星業務及び無線測位衛星業務による2483.5-2500MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は2483.5-2500MHzの周波数の発射による電波天文業務への有害な混信(特に、世界的に電波天文業務に分配された4390-5000MHzの周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信)を防止する全ての可能な措置を執ることを要請される。

5. 403
2520-2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(宇宙から地球)の国境内に限定した運用のために使用することができる。無線通信規則第9.11A号の規定を適用する。

5. 404
付加分配：インド及びイランでは、2500-2516.5MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務(宇宙から地球)の国境内に限定した運用にも使用することができる。

5. 405(未使用)
5. 406(未使用)

5. 407
アルゼンチンでは、2500-2520MHzの周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)の宇宙局からの地表面での電力密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、-152dB(W/m²/4Hz)を超えてはな

らない。

5.408(未使用)

5.409(未使用)

5.410

2500-2690MHz の周波数帯は、第一地域では無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第 9.21 号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならぬ。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向を向かないよう、実行可能な全ての措置を執らなければならない。

5.411(未使用)

5.412

代替分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、2500-2690MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5.413

主管庁は、2500-2690MHz の周波数帯で放送衛星業務の通信系を設計するに当たっては、2690-2700MHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため必要な全ての措置を執ることを要請される。

5.414

2500-2520MHz の周波数帯の移動衛星業務(宇宙から地球)への分配は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って調整を行うことを条件とする。

5.414A

日本及びインドでは、無線通信規則第 5.403 号に基づく移動衛星業務(宇宙から地球)の衛星ネットワークによる 2500-2520MHz 及び 2520-2535MHz の周波数帯の使用は、国内での運用に限定され、無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とする。以下の pfd 値は、当該移動衛星業務ネットワークの通告主管庁の領域から 1000km の範囲内における全ての条件及び全ての変調方式における第 9.11A 号に基づく調整しきい値として使用されなければならない。

-136dB(W/cm ² MHz)	$0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ$ の場合
-136 + 0.55 (θ-5)dB(W/cm ² MHz)	$5^\circ < \theta \leq 25^\circ$ の場合
-125 dB(W/cm ² MHz)	$25^\circ < \theta \leq 90^\circ$ の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角度を度で表示したものである。この範囲外では、無線通信規則第 21 条の表 21-4 を適用する。さらに、2007 年 11 月 14 日までに、完全な通告情報が無線通信局によって受領され、その時まで利用が開始されているシステムには、無線通信規則第 9.11A 号と関連した無線通信規則第 9 条及び第 11 条の規定を適用するとともに、無線通信規則(2004 年版)付録第 5 号附属書 1 の表 5-2 の調整しきい値が適用される。

5.415

固定衛星業務による 2500-2690MHz (第二地域)並びに 2500-2535MHz 及び 2655-2690MHz (第三地域)の周波数帯の使用は、国内通信系及び地域通信系に限る。この使用は、第一地域の放送衛星業務に対して特別な注意を払い、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.415A

付加分配：インド及び日本では、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、2515-2535MHz の周波数帯は、航空移動衛星業務(宇宙から地球)の国内に限定した運用のためにも使用することができる。

5.416

放送衛星業務による 2520-2670MHz の周波数帯の使用は、共同受信のための国内通信系及び地域通信系に限るものとし、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9.19 号の規定は、この周波数帯における主管庁の二国間及び多国間の交渉に適用する。

5.417(未使用)

5.417A(未使用)

5.417B(未使用)

5.417C(未使用)

5.417D(未使用)

5.418

付加分配：インドでは、2535-2655MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上の放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第 528(WRC-19、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第 5.416 号の規定及び第 21 条の表 21-4 は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、

決議第 539 (WRC-19、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領された 2630-2655MHz の周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

-130 dB(W/(m ² MHz))	0° ≤ θ ≤ 5° の場合
-130 + 0.4(θ-5) dB (W/(m ² MHz))	5° < θ ≤ 25° の場合
-122 dB (W/(m ² MHz))	25° < θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から 1500km 以内における無線通信規則第 9.11 号の規定に基づき調整しきい値として、-122dB(W/(m² MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報が 2005 年 6 月 1 日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第 5.416 号に基づくものを同時に有してはならない。

5.418A

無線通信規則第 5.418 号に掲げる第三地域の国では、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領されたとみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第 9.12A 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22.2 号は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 3 日前に受領されたとみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5.418B

無線通信規則第 5.418 号の規定に基づき、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.12 号の規定に従うことを条件とする。

5.418C

無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報が 2000 年 6 月 2 日後に受領された静止衛星網による 2630-2655MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.418 号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第 9.13 号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第 22.2 号の規定は適用しない。

5.419

2670-2690MHz の周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、主管庁は、1992 年 3 月 3 日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は無線通信規則第 9.11A 号に従うものとする。

5.420

2655-2670MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として移動衛星業務(航空移動衛星を除く。)(地球から宇宙)の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。その調整には、無線通信規則第 9.11A 号を適用する。

5.420A(未使用)

5.421(未使用)

5.422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、ペラルーシ、トルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モリタニア、モンゴル、モントネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フリビデン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びビイェメンでは、2690-2700MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985 年 1 月 1 日までに運用を開始した装置に限る。

5.423

2700-2900MHz の周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、航空無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5.424

付加分配：カナダでは、2850-2900MHz の周波数帯は、海岸に設置したレーダーによる使用のため、一次的基礎で海上無線航行業務にも分配する。

5.424A

2900-3100MHz の周波数帯においては、無線標準業務の局は無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5.425

2900-3100MHz の周波数帯においては、船舶上のトランスポンダ通信系(SIT)の使用は、2930-

2950MHzの補助周波数帯に限定しなければならない。

5. 426

航空無線航行業務による 2900-3100MHzの周波数帯の使用は、地上に設置したレーダーに限る。

5. 427

2900-3100MHz 及び 9300-9500MHzの周波数帯においては、レーダートランスポンダからの応答は、レーダービーコン(レーコン)からの応答と混同されることがないものでなければならず、また、無線通信規則第 4.9号に留意しつつも、無線航行業務の船舶又は航空機に設置したレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 428

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、アルネイ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、ニューゼーランド、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びイエメンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ニューゼーランド及び地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

5. 429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、エスワティニ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配する。3300-3400MHzの周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429B

以下に示す北緯 30 度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、エスワティニ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、

南スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHzの周波数帯は、IMTの導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223 (WRC-19、改)に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMTを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429C

業務の種類の違い：アルゼンチン、ベリーズ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、ドミニカ共和国、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHzの周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、ベリーズ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHzの周波数帯の使用は、IMTの導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (WRC-19、改)に従う。アルゼンチン、パラグアイ及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第 9.21号の規定に従うことを条件とする。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMTを導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHzの周波数帯は、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配される。3300-3400MHzの周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、パキスタン、フィリピン及

ひべトナムでは、3300-3400MHzの周波数帯の使用は、IMTの導入のために特定される。そうした使用は、決議第223 (RRC-19、改)に従う。移動業務のIMTの無線局による3300-3400MHzの周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯でのIMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第9.21号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプローチによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.430

付加分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.430A

3400-3600MHzの周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプローチによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができない。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

5.431

付加分配：ドイツでは、3400-3475MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5.431A

第二地域では、3400-3500MHzの周波数帯の移動業務(航空移動を除く。)への一次的基礎による分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

5.431B

第二地域では、3400-3600MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプローチによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB(W/(m²·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができない。他の主管庁の領域におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯におけるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.432

業務の種類別の地域差：大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、移動業務(航空移動を除く。)による3400-3500MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.432A

大韓民国、日本、パキスタン及び朝鮮民主主義人民共和国では、3400-3500MHzの周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプローチによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²·4kHz))を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができない。他の主管庁の領域との境界線におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.432B

業務の種類別の地域差：オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、中華人民共和国、第三地

域のフランス海外県、イソト、イソトネジヤ、イラン、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及びビタイでは、3400-3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²・4kHz))を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができない。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.433

第二地域及び第三地域では、無線標準業務は、3400-3600MHzの周波数帯において一次的基礎で分配される。ただし、この周波数帯において無線標準システムを有する全ての主管庁は、1985年までに運用を停止することを要請される。その後は、主管庁は、固定衛星業務を保護するため、実行可能な全ての措置を執り、固定衛星業務には調整の要求を課さない。

5.433A

オーストラリア、バングラデシ、ブルネイ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、イソト、イソトネジヤ、イラン、日本、ニュージーランド、バキスタン、フィリピン及び朝鮮民主主義人民共和国では、3500-3600MHzの周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3500-3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.434

カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、アメリカ合衆国及びパラグアイでは、3600-3700MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、-154.5dB (W/(m²・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600-3700MHzの周波数帯におけるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.435

日本では、3620-3700MHzの周波数帯においては、無線標準業務を除外する。

5.436

航空移動(R)業務の局による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信(WAIC)のためにのみ保留する。この使用は、決議第424(RRC-15)の規定に従うものとする。

5.437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHzの周波数帯において、二次的基礎で許される。

5.438

航空無線航行業務による4200-4400MHzの周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

5.439

付加分配：イランでは、4200-4400MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

5.440

標準周波数帯時衛星業務は、4202MHzの周波数を宇宙から地球への伝送に、6427MHzの周波数を地球から宇宙への伝送に使用することができる。これら伝送は、これらの周波数の±2MHz内に制限しなければならず、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.440A

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びビネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4400-4940MHzの周波数帯は、航空機局による飛行システムのための航空移動システムリに使用することができる(無線通信規則第1.83号参照)。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。これらの使用は、移動業務他の用途や、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.441

固定衛星業務による4500-4800MHz(宇宙から地球)及び6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第30B号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第30B号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.7-10.95GHz(宇宙から地球)、11.2-11.45GHz(宇宙から地球)及び12.75-13.25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるように方法で運用されなければならない。

5.441A

ブラジル、パラグアイ及びウルグアイでは、4800-4900MHzの周波数帯又はその一部は、IMTの導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアナライクーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアナライクーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第223(WRC-19、改)に従う。

5.441B

アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベトナム、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブ

ルンジ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、ジブチ、エスワチニ、ロシア、カンビア、ギニア、イラン、カザフスタン、ケニア、ラオス、レソト、リベリア、パラグアイ、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ウガンダ、ウズベキスタン、コンゴ民主共和国、キルギス、大韓民国、スーダン、南アフリカ共和国、タンザニア、トーゴ、ベトナム、ザンビア及びジンバブエでは、4800-4900MHzの周波数帯又はその一部は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアナライクーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMTの無線局は、無線通信規則第9.21号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMTの無線局は、移動業務を行う他のアナライクーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行うIMTの無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度(pfd)が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から20kmの地点で海抜0mから19kmまでの間で-155dB(W/(m²・1MHz))を超えないことを確保しなければならない。このpfd基準はWRC-23での見直しに従うことを条件とする。決議第223(WRC-19、改)を適用する。この特定はWRC-19後に効力を有する。

5.442

4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びビネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHzの周波数帯は、航空機局による飛行システムのための航空移動システムリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5.443

業務の種類：地域差：アルゼンチン、オーストラリア及びカナダでは、電波天文業務による4825-4835MHz及び4950-4990MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.443A(未使用)

5.443B

5000-5030MHz及び5091-5150MHzの周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5.443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により5030-5150MHzの周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150KHzの周波数帯域幅に

において-124.5dB (W/m²)を超えてはならない。4990-5000MHzの周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHzの周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第741(WRC-15、改)で定められた4990-5000MHzの周波数帯における制限値に従わなければならない。

5.443C

航空移動(R)業務による5030-5091MHzの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。5030-5091MHzの周波数帯における航空移動(R)業務からの不要発射は、隣接する5010-5030MHzの周波数帯におけるRNSSシステムのダウンリンクを保護するために制限される。関連するITU-R勧告によって適切な値が規定されるまでは、いかなる航空移動(R)業務の局においても、5010-5030MHzの周波数帯における不要発射の等価方輻射電力密度は、-75dBW/MHzの制限値を使用するものとする。

5.443D

5030-5091MHzの周波数帯において、航空移動衛星(R)業務は、無線通信規則第9.11A号に従った調整を条件とする。航空移動衛星(R)業務によるこの周波数帯の使用は、国際標準の航空システムに限る。

5.444

5030-5150MHzの周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(パイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHzの周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHzの周波数帯の使用には、無線通信規則第5.444A号の規定及び決議第114(WRC-15、改)を適用する。

5.444A

5091-5150MHzの周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンクに限ることとし、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンクによる5091-5150MHzの周波数帯の使用は、決議第114(WRC-15、改)に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から450km未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのライダーリンク地球局と調整を行うことが求められる。

5.444B

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748(WRC-19、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-19、改)に従った、航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

5.445(未使用)

5.446

付加分配：無線通信規則第5.369号に掲げる国では、5150-5216MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(メキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第5.369号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626.5MHz及び2483.5-2500MHzの周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するライダーリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の4kHzの周波数帯域幅において-159dB(W/m²)を超えてはならない。

5.446A

移動業務(航空移動を除く。)の局による5150-5350MHz及び5470-5725MHzの周波数帯の使用は、決議第229(WRC-19、改)に従わなければならない。

5.446B

5150-5250MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、固定衛星業務の地球局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は、固定衛星業務の地球局に対する移動業務には適用しない。

5.446C

付加分配：第一地域(アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、スーダン、南スーダン及びチュニジアを除く。)では、5150-5250MHzの周波数帯は、決議第418(WRC-19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、航空移動業務にも一次的基礎で分配する。それらの無線局は、無線通信規則第5.43号に従い運用している他の無線局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号は適用されない。

5.446D

付加分配：アラビアでは、5150-5250MHzの周波数帯は、決議第418(WRC-19、改)に基づき、航空機局(無線通信規則第1.83号参照)からの航空遠隔計測の伝送に限定して、一次的基礎で航空移動業務にも分配する。

5.447

付加分配：コートジボワール、エジプト、レバノン、シリア及びチュニジアでは、5150-5250MHz

の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。この場合、決議第 229 (WRC-19、改)の規定は適用されない。

5. 447A

5150-5250MHz の周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星を用いたシステムのフリークンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

5. 447B

付加分配：5150-5216MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。この分配は、移動衛星業務による非静止衛星を用いたシステムのフリークンクに限られ、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従うことを条件とする。5150-5216MHz の周波数帯での宇宙から地球方向で運用している固定衛星業務の宇宙局から地表面への電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-164dB (W/m²)を超えてはならない。

5. 447C

無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている 5150-5250MHz の周波数帯の固定衛星業務の通信網に責任を有する主管庁は、無線通信規則第 5. 446 号の下で運用され、かつ、1995 年 11 月 17 日前から使用している非静止衛星ネットワークに責任を有する主管庁及び無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従い同じ基礎で、調整しなければならない。1995 年 11 月 17 日から使用を開始した無線通信規則第 5. 446 号の下で運用されている衛星ネットワークは、無線通信規則第 5. 447A 号及び第 5. 447B 号の下で運用されている固定衛星業務の局から保護を要求してはならず、有害な混信を与えてはならない。

5. 447D

一次的基礎での宇宙研究業務による 5250-5255MHz の周波数帯の分配は、能動宇宙検知器に限る。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 F. 1613-0 に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならな

い。

5. 447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、決議第 229 (WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 448

付加分配：キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 448A

5250-5350MHz の周波数帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

5. 448B

5350-5570MHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び 5460-5570MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、5350-5460MHz の周波数帯における航空無線航行業務、5460-5470MHz の周波数帯における無線航行業務及び 5470-5570MHz の周波数帯における海上無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5. 448C

5350-5460MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務(能動)は、この周波数帯に分配された他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの業務からの保護を要求してはならない。

5. 448D

5350-5470MHz の周波数帯においては、無線標定業務の局は、無線通信規則第 5. 449 号の規定に従って運用する航空無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 449

航空無線航行業務による 5350-5470MHz の周波数帯の使用は、航空機上に設置したレーダー及びこれと連携する航空機上に設置したビーコンに限る。

5. 450

付加分配：オーストラリア、マゼルバイジャン、イラン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、5470-5650MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配す

る。

5. 450A

5470-5725MHzの周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、決議第 229 (WRC-19、改)に規定されるものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

5. 450B

5470-5650MHzの周波数帯においては、5600-5650MHzの周波数帯において気象目的に使用する地上設置レーダーを除く無線標定業務の局は、海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。

5. 451

付加分配：英国では、5470-5850MHzの周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。無線通信規則第 21. 2号、第 21. 3号、第 21. 4号及び第 21. 5号に定める電力制限は、5725-5850MHzの周波数帯に適用する。

5. 452

5600-5650MHzの周波数帯においては、地上に設置した気象用レーダーは、海上無線航行業務の局と同等の基礎で運用することを許される。

5. 453

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カマルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ガボン、ギニア、赤道ギニア、インド、インドネシア、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マレーシア、ニジエール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、スリランカ、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、ベトナム及びイエメンでは、5650-5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合、決議第 229 (WRC-19、改)は適用しない。さらに、アフリカ連合、アンゴラ、ベナン、ブータン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コンゴ民主共和国、フィジー、ガーナ、キリバス、レソト、アラウイ、モルディブ、モリシヤス、ミクロネシア、モンゴル、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ニューゼーランド、パプアニューギニア、ルワンダ、ソロモン、南スーダン、南アフリカ共和国、トンガ、バヌアツ、ザンビア及びジンバブエでは、一次的基礎で固定業務に分配し、固定業務で運用されている無線局は他の無線局に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 454

業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5. 33号参照)。

5. 455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 456(未使用)

5. 457

オーストラリア、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ及びナイジェリアでは、6440-6520MHz (HAPS から地上方向)及び 6560-6640MHz (地上から HAPS 方向)の周波数帯における固定業務への分配は、これらの国々の領域内における高高度プラットフォーム局 (HAPS) のゲートウェイリンクにも使用することができる。このような使用は、HAPS のゲートウェイリンクにおける運用に限られ、既存業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、それらの局からの保護を要求してはならない。また、決議第 150 (WRC-12) を順守しなければならない。HAPS のゲートウェイリンクは、既存業務の将来的な発達を妨げてはならない。これらの周波数帯における HAPS のゲートウェイリンクの使用は、HAPS のゲートウェイリンクを使用しようとしている主管庁の国境から 1000km 以内に領域を持つ他の主管庁との明確な同意を要する。

5. 457A

5925-6425MHz 及び 14-14. 5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902 (WRC-03) に従うものとする。ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1. 2m の送信アンテナを使用及び運用することができる。

5. 457B

5925-6425MHz 及び 14-14. 5GHz の周波数帯においては、船上地球局は、決議第 902 (WRC-03) の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902 (WRC-03) の規定に従うものとする。

5. 457C

第二地域（オランダ、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）では、5925-6700MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレビトリに使用することができる（無線通信規則第1.83号参照）。この使用は、決議第416(MRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアマリケーショナルや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 458
6425-7075MHzの周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が海上で行われる。
7075-7250MHzの周波数帯においては、マイクロ波受動検知器による測定が行われる。主管庁は、6425-7075MHz及び7075-7250MHzの周波数帯の将来の計画において、地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)の需要に留意するものとする。

5. 458A
固定衛星業務の宇宙局に6700-7075MHzの周波数帯の割当てを行う際、主管庁は、必要なら発射による有害な混信から、6650-6675.2MHzの周波数帯での電波天文のスベクトル線観測を保護するあらゆる実行可能な措置を執ることが求められる。

5. 458B
6700-7075MHzの周波数帯の固定衛星業務の宇宙から地球への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのためのライダーリンクに限られ、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのためのライダーリンクによる6700-7075MHz(宇宙から地球)の周波数帯の使用には、無線通信規則第22.2号を適用しない。

5. 458C(未使用)
5. 459
付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz及び7190-7235MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。7190-7235MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務(地球から宇宙)に関して、無線通信規則第9.21号の規定は適用しない。

5. 460
深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射は、7190-7235MHzの周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

5. 460A
地球探査衛星業務(地球から宇宙)による7190-7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号を適用しない。無線通信規則第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の宇宙局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙局を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

5. 460B
7190-7235MHzの周波数帯で地球探査衛星業務(地球から宇宙)を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

5. 461
付加分配：7250-7375MHz(宇宙から地球)及び7900-8025MHz(地球から宇宙)の周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。

5. 461A
気象衛星業務(宇宙から地球)による7450-7550MHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において1997年11月30日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

5. 461AA
海上移動衛星業務による7375-7750MHzの周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

5. 461AB
7375-7750MHzの周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第5.43A号の規定は適用しない。

5. 461B
気象衛星業務(宇宙から地球)による7750-7900MHzの周波数帯の使用は、非静止衛星システムに限る。

5.462 (未使用)

5.462A

第一地域及び第三地域(日本を除く。)では、静止衛星を用いた地球探査衛星業務による 8025-8400MHz の周波数帯の使用は、影響を受ける主管庁の同意を得ることなく、次の到来角(θ)に対する規定値(決議第124(WRC-97)参照。)を超える電力束密度を生じさせてはならない。

$0^\circ \leq \theta < 5^\circ$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において -135dB(W/m²)

$5^\circ \leq \theta < 25^\circ$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において -135+0.5(θ-5) dB(W/m²)

$25^\circ \leq \theta \leq 90^\circ$ に対しては 1 MHz の周波数帯幅において -125dB(W/m²)

5.463

8025-8400MHz の周波数帯では、航空機局は送信することを許されない。

5.464 (未使用)

5.465

宇宙研究業務による 8400-8450MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。

5.466

業務の種類別の地域差：シンガポール及びスリランカでは、宇宙研究業務に対する 8400-8500MHz の周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第 5.32 号参照)。

5.467 (未使用)

5.468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

5.469A

8550-8650MHz の周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用及び発達を妨げてはならない。

5.470

航空無線航行業務による 8750-8850MHz の周波数帯の使用は、航空機上の中心周波数 8800MHz のドップラー航行援助装置に限る。

5.471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5.472

8850-9000MHz 及び 9200-9225MHz の周波数帯は、海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

5.473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.473A

9000-9200MHz の周波数帯において、無線標定業務で運用されている局は、無線通信規則第 5.337 号に従い、航空無線航行業務で運用されているシステムや、無線通信規則第 5.471 号に掲げられている国において、この周波数帯において一次的基礎で運用されている海上無線航行業務のレーダーシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、これらのシステムからの保護を要求してはならない。

5.474

9200-9500MHz の周波数帯においては、捜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮することにより使用が許される(無線通信規則第 31 号参照)。

5.474A

地球探査衛星業務(能動)による9200-9300MHz及び9900-10400MHzの周波数帯の使用は、9300-9900MHzの周波数帯内では十分に対応することができない6000MHz以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第9.21号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第9.52号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第9条の第II D節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

5.474B 地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R勧告RS.2066-0に従う。

5.474C 地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R勧告RS.2065-0に従う。

5.474D 地球探査衛星業務(能動)の局は、9200-9300MHzの周波数帯の海上無線航行業務及び無線標準業務9900-10000MHzの周波数帯の無線航行業務及び無線標準業務並びに10.0-10.4GHzの周波数帯の無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.475 航空無線航行業務による9300-9500MHzの周波数帯の使用は、航空機上に設置した気象用レーダー及び地上に設置したレーダーに限る。なお、地上に設置した航空無線航行業務のレーダービームは、海上無線航行業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、9300-9320MHzの周波数帯において許される。

5.475A 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による9300-9500MHzの周波数帯の使用は、9500-9800MHzの300MHz幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5.475B 9300-9500MHzの周波数帯で運用されている無線標準業務の局は、無線通信規則に従って運用されている無線航行業務のレーダーに有害な混信を生じさせてはならない。また、このレーダーからの保護を要求してはならない。なお、地上に設置した気象用レーダーは、他の無線標準の使用に対して優先権を有する。

5.476(未使用)

5.476A 9300-9800MHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、無線航行業務及び無線標準業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.477 業務の種類地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、トルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する9800-10000MHzの周波数帯の分配は、一次的基础とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.478 付加分配：アゼルバイジャン、キルギス、ルーマニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、9800-10000MHzの周波数帯は、一次的基础で無線航行業務にも分配する。

5.478A 地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による9800-9900MHzの周波数帯の使用は、9300-9800MHzの500MHz幅の周波数帯では十分に対応することができない場合に限る。

5.478B 9800-9900MHz帯における地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)の局は、この周波数帯に二次的基础で分配されている固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5.479 9975-10025MHzの周波数帯は、気象用レーダーのため、二次的基础で気象衛星業務にも分配する。

5.480 付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、第二地域におけるオランダ国内の海外国及び海外領土、ペルー並びにウルグアイでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務及び移動業務にも分配する。コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラでは、10-10.45GHzの周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配する。

5.481

付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オーストラリア、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、チュニジア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コスタリカでは、10.45-10.5GHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務にも分配する。

5.482

10.6-10.68GHzの周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBm以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、ベングラデシュ、ペラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、インド、インドネシア、イラク、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、モリタニア、セルビア、ナイジェリア、オーストラリア、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

5.482A

10.6-10.68GHzの周波数帯を、地球探査衛星業務(受動)、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)で共用するに当たっては、決議第751(WRC-07)が適用される。

5.483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バレーン、ペラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イヌアエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モントネゴ、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次の基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限定される。

5.484

第一地域では、固定衛星業務(地球から宇宙)による10.7-11.7GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのライダーリンクに限る。

5.484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、第二地域の11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の12.2-12.75GHz(宇宙から地球)

球)、第一地域の12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めなければならない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5.484B

決議第155(WRC-15)を適用する。

5.485

第二地域では、11.7-12.2GHzの周波数帯においては、固定衛星業務の宇宙局のトランスポンダは、その送信の最大等価等方輻射電力がテラヒertzジョンチャネル当たり53dBmを超えないこと及び調整された固定衛星業務の周波数帯当りとして比べて大きな混信を生じさせず、また、混信からの大きな保護を求めないことを条件として、放送衛星業務の送信にも使用することができる。宇宙業務に関しては、この周波数帯は、主として固定衛星業務に使用しなければならない。

5.486

業務の種類別の地域差：アメリカ合衆国では、固定業務による11.7-12.1GHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

5.487

第一地域及び第三地域では、11.7-12.5GHzの周波数帯においては、それぞれの分配における固定業務、固定衛星業務、移動業務(航空移動を除く。)及び放送業務は、無線通信規則付録第30号の第一地域及び第三地域の計画に従って運用する放送衛星局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を求めなければならない。

5.487A

付加分配：第一地域では11.7-12.5GHz、第二地域では12.2-12.7GHz及び第三地域では11.7-12.2GHzの周波数帯は、非静止衛星システムに限り、一次の基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報、また、それが適当な場合には静止衛星通信網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわ

らず、無線通信規則に従って運用する放送衛星業務の静止衛星網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。この周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生ずる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5.488

第二地域での固定衛星業務の静止衛星網による 11.7-12.2GHz の周波数帯の使用については、第一地域、第二地域及び第三地域における地上無線通信業務の局との調整のため、無線通信規則第 9.14 号の規定に従うことを条件とする。第二地域での放送衛星業務による 12.2-12.7GHz の周波数帯の使用については、無線通信規則第 30 号を参照すること。

5.489

付加分配：ペルーでは、12.1-12.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.490

第二地域では、12.2-12.7GHz の周波数帯においては、現存及び将来の地上無線通信業務は、無線通信規則付録第 30 号に掲げる第二地域のための計画に従って運用する宇宙業務に有害な混信を生じさせてはならない。

5.491 (未使用)

5.492

無線通信規則付録第 30 号に掲げる計画又は第一地域及び第三地域リストに含まれる放送衛星業務の局に対して割り当てられている周波数は、その送信が、その計画又はリストに従って運用する放送衛星業務の送信と比べて大きな混信を生じさせず、又は混信からの大きな保護を必要としないことを条件として、固定衛星業務(宇宙から地球)の送信にも使用することができる。

5.493

第三地域では、12.5-12.75GHz の周波数帯の放送衛星業務は、業務区域端における全ての条件及び全ての変調方式に対して-111dB(W/m²:27MHz))を超えない電力束密度に限る。

5.494

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カマルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イヌラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配：ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ及びチュニジアでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.496

付加分配：オーストリア、アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、12.5-12.75GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、これらの業務の局は、この脚注に掲げていない第一地域の国の固定衛星業務の地球局に有害な混信を生じさせてはならない。また、この脚注に掲げる国の固定局及び移動局に対しては、これらの地球局の調整を必要としない。無線通信規則第 12 条の表 21-4 に定める地表面での固定衛星業務に関する電力束密度の制限は、この脚注に掲げる国の領域内に適用する。

5.497

航空無線航行業務による 13.25-13.4GHz の周波数帯の使用は、ドックレーン航行援助装置に限る。

5.498 (未使用)

5.498A

13.25-13.4GHz の周波数帯で運用する地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、その使用と発達を妨げてはならない。

5.499

付加分配：パングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25-13.75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.499A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 13.4-13.65GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムに関して無線通信規則第 9.21 号に基づく同意を得ることを条件とする。

5.499B

主管庁は、固定衛星業務(宇宙から地球)への一次的基礎での分配によって、13.4-13.65GHz の周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数帯時衛星業務(地球から宇宙)の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

5. 499C

13. 4-13. 65GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

- 2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システム
- 能動宇宙検知器
- 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務(宇宙から地球)の衛星システム

5. 499D

13. 4-13. 65GHzの周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から地球)及び宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星(能動)業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 499E

13. 4-13. 65GHzの周波数帯においては、固定衛星業務(宇宙から地球)の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第5. 43A号の規定は適用しない。無線通信規則第22. 2号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)に対する地球探査衛星業務(能動)には適用しない。

5. 500

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、トルネイ、カマルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、カボネ、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13. 4-14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13. 4-13. 75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 501

付加分配：アゼルバイジャン、ハンガリー、日本、モンゴル、キルギス、ルーマニア及びトルクメニスタンでは、13. 4-14GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5. 501A

13. 65-13. 75GHzの周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯の他の使用は、二次的基礎とする。

5. 501B

13. 4-13. 75GHzの周波数帯では、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、また、その使用と発達を妨げてはならない。

5. 502

13. 75-14GHzの周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は1. 2mとし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は4. 5mとしなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から放射される1秒当たりの平均の等価方輻射電力は、仰角が2度を超える場合においては59dBW、仰角が2度以下の場合においては65dBWを超えてはならない。主管庁は、この周波数帯において空中線口径が4. 5m未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- 沿岸諸国により公認された低潮線上での海抜36mにおいて、時間率1%以上で115dB(W/(m²・10MHz))
- 事前の同意が得られない限り、この周波数帯において陸上移動レシーバーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高3mにおいて、時間率1%以上で115dB(W/(m²・10MHz))

空中線口径が4. 5m以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価方輻射電力も最低68dBWとし、かつ、85dBWを超えてはならない。

5. 503

13. 75-14GHzの周波数帯においては、事前公表の情報が1992年1月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局は、固定衛星業務の局と同等に運用でき、同日後に受領された宇宙研究業務の新しい静止宇宙局については、二次的基礎で運用する。事前公表の情報が1992年1月31日以前に無線通信局に受領された宇宙研究業務の静止宇宙局が運用を終了するまでは、

- 13. 77-13. 78GHzの周波数帯においては、静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価方輻射電力密度は、次の値を超えてはならない。
 - i) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が1. 2m以上4. 5m未満の場合においては、4. 7D+28dBW/40kHz、ここでDは空中線口径(m)
 - ii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が4. 5m以上31. 9m未満の場合においては、49. 2+20log(D/4. 5)dBW/40kHz、ここでDは空中線口径(m)
 - iii) 固定衛星業務の地球局の空中線口径が31. 9m以上の場合においては、66. 2dBW/40kHz
 - iv) 空中線口径が4. 5m以上のあらゆる固定衛星業務の地球局からの狭帯域(必要周波数帯幅が40kHz未満)発射の場合においては、56. 2dBW/4kHz
 - 非静止衛星軌道の宇宙局と共に運用する固定衛星業務のいかなる地球局から発射される等価方輻射電力密度は、13. 772-13. 778GHzの周波数帯において6MHzの周波数帯域幅当たり51dBWを超えてはならない
- 降雨減衰を補償するため、固定衛星業務の宇宙局における電力束密度が、地球局の使用によつ

て生ずる等価等方輻射電力により晴天時における上記制限値を超えない範囲で、この周波数帯域における等価等方輻射電力密度を増加させるための自動電力制御装置を使用することができる。

5. 503A (未使用)

5. 504
無線航行業務による 14-14. 3GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務の宇宙局に十分な保護を与えるものでなければならぬ。

5. 504A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、二次業務の航空移動衛星業務の航空機地球局は、固定衛星業務の宇宙局とも通信することができる。無線通信規則第 5. 29 号、第 5. 30 号及び第 5. 31 号の規定を適用する。

5. 504B

14-14. 5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリヤ、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14. 47-14. 5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

5. 504C

14-14. 25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 505

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、トルネイ、カマルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジンチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配する。

5. 506

14-14. 5GHz の周波数帯は、他の固定衛星業務の通信網と調整を行うことを条件として、固定衛

星業務 (地球から宇宙) の中で、放送衛星業務のためのライダーリンクに使用することができる。このライダーリンクの使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

5. 506A

14-14. 5GHz の周波数帯においては、等価等方輻射電力が 21dBW を超える船舶地球局は、決議第 902 (RC-03) に規定される船上地球局と同じ条件で運用しなければならない。この脚注は、無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な情報が 2003 年 7 月 5 日前に無線通信局に受領された船舶地球局に適用してはならない。

5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びバルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902 (RC-03) に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14. 5GHz の周波数帯で運用できる。

5. 507 (未使用)

5. 508

付加分配：ドイツ、フランス、イタリヤ、リビア、北マケドニア及び英国では、14. 25-14. 3GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務にも分配する。

5. 508A

14. 25-14. 3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリヤ、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5. 29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 509 (未使用)

5. 509A

14. 3-14. 5GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カマルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリヤ、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M. 1643-0 第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第

5. 29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5. 5098

放送衛星業務用フアイダリソク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163 (WRC-15) に掲げる国における 14. 5-14. 75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国における 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

5. 509C

放送衛星業務用フアイダリソク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第 163 (WRC-15) に掲げる国における 14. 5-14. 75GHz の周波数帯の使用及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国における 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用については、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は 6m であり、かつ、空中線入力での最大スベクトル電力密度は-44. 5dBW/Hz でなければならぬ。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

5. 509D

決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フアイダリソク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側 22km の地点で海抜 0m から 19000m までの全ての高度において-151. 5dB(W/(m²·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

5. 509E

決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フアイダリソク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも 500km の距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連する ITU-R 勧告の最新版を考慮するものとする。

5. 509F

決議第 163 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 75GHz の周波数帯及び決議第 164 (WRC-15) に掲げる国の 14. 5-14. 8GHz の周波数帯において、放送衛星業務用フアイダリソク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

5. 509G

14. 5-14. 8GHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)

を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び無線通信規則付録第 30A 号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフアイダリソク並びに第二地域)の放送衛星業務用フアイダリソクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

5. 510

決議第 163 (WRC-15) 及び決議第 164 (WRC-15) に従う使用を除き、固定衛星業務(地球から宇宙)による 14. 5-14. 8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフアイダリソクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フアイダリソク以外による使用は、14. 75-14. 8GHz の周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

5. 511

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、カマルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ギニア、イラン、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、オマーン、パキスタン、カタール、シリア及びソマリアでは、15. 35-15. 4GHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 511A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 15. 43-15. 63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのみで限定される。

5. 511B(未使用)

5. 511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フアイダリソク地球局からの有害な混信から航空無線航行局(無線通信規則第 4. 10 号の適用)を保護するために必要となる最低調整距離及びフアイダリソク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340-0 に従わなければならない。

5. 511D(未使用)

5. 511E

15. 4-15. 7GHz の周波数帯において、無線標準業務の局は、航空無線航行業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

5. 511F

15. 35-15. 4GHzの周波数帯における電波天文業務を保護するため、15. 4-15. 7GHzの周波数帯において運用する無線標準業務の局の電力束密度は、電波天文観測のいかなる地点においても、15. 35-15. 4GHzの周波数帯のうちの50MHzの周波数帯幅当たり時間率2%以上で-156dB(W/m²)のレベルを超えてはならない。

5. 512

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィリピン、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、クエー、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15. 7-17. 3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5. 513

付加分配：イヌエールでは、15. 7-17. 3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。これらの業務は、無線通信規則第 5. 512 号に掲げていない国の分配表に従って運用する業務からの保護を求めなければならない。また、これらに有害な混信を生じさせてはならない。

5. 513A

17. 2-17. 3GHzの周波数帯で運用される能動宇宙検知器は、無線標準業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5. 514

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イヌエール、イタリヤ、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17. 3-17. 7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第 21. 3 号及び第 21. 5 号に定める電力制限が適用される。

5. 515

17. 3-17. 8GHzの周波数帯における固定衛星業務(地球から宇宙)と放送衛星業務への分配については、無線通信規則付録第 30A 号の第 4 附属書第 1 節の規定にも従うものとする。

5. 516

固定衛星業務(地球から宇宙)の静止衛星システムによる17. 3-18. 1GHzの周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフリーダリソクに限る。固定衛星業務(地球から宇宙)のシステムによる第二地域の17. 3-17. 8MHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。12. 2-12. 7GHzの周波数帯における放送衛星業務のためのフリーダリソクによる第二地域の17. 3-17. 8GHzの周波数帯の使用については、無線通信規則第 11 条を参照すること。固定衛星業務の非静止衛星システムによる第一地域及び第三地域での17. 3-18. 1GHz(地球から宇宙)及び第二地域での17. 8-18. 1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第 9. 12 号の規定の適用を条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、それが適当な場合には非静止衛星固定衛星業務のシステムのための完全な調整情報又は通告情報、またそれが適当な場合には静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報の無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めなければならない。かつ、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 516A

17. 3-17. 7 GHzの周波数帯では、第一地域における固定衛星業務(宇宙から地球)の地球局は、無線通信規則付録第 30A 号に従って運用する放送衛星業務のフリーダリソク地球局からの保護を求めなければならない。また、フリーダリソクの業務領域内のいかなる放送衛星業務のフリーダリソク地球局の配置に対して制限を課してはならない。

5. 516B

以下の周波数帯は、固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムによる利用のために特定する。

- 17. 3-17. 7GHz (宇宙から地球) 第一地域、
- 18. 3-19. 3GHz (宇宙から地球) 第二地域、
- 19. 7-20. 2GHz (宇宙から地球) 全地域、
- 39. 5-40GHz (宇宙から地球) 第一地域、
- 40-40. 5GHz (宇宙から地球) 全地域、
- 40. 5-42GHz (宇宙から地球) 第二地域、
- 47. 5-47. 9GHz (宇宙から地球) 第一地域、
- 48. 2-48. 54GHz (宇宙から地球) 第一地域、
- 49. 44-50. 2GHz (宇宙から地球) 第一地域、及び
- 27. 5-27. 82GHz (地球から宇宙) 第一地域、
- 28. 35-28. 45GHz (地球から宇宙) 第二地域、
- 28. 45-28. 94GHz (地球から宇宙) 全地域、

- 28. 94-29. 1GHz (地球から宇宙) 第二及び第三地域、
- 29. 25-29. 46GHz (地球から宇宙) 第二地域、
- 29. 46-30GHz (地球から宇宙) 全地域、
- 48. 2-50. 2GHz (地球から宇宙) 第二地域。

この特定は、固定衛星業務の他のアフリケーション又は一次的基础でこれらの周波数帯が分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、これらの周波数帯の使用に無線通信規則内における優先権を確立するものでもない。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制的规定を検討する際にこれらの事項を考慮すべきである。決議第 143(WRC-19、改)を参照すること。

5. 517

第二地域では、17. 7-17. 8GHz の周波数帯における固定衛星業務(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則に従い運用している放送衛星業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

5. 517A

17. 7-19. 7GHz (宇宙から地球) 及び 27. 5-29. 5GHz (地球から宇宙) の周波数帯を使用する、静止衛星系の固定衛星業務の宇宙局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 169(WRC-19)が適用される。

5. 518(未使用)

5. 519

付加分配：第二地域における 18-18. 3GHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域における 18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基础で気象衛星業務(宇宙から地球)にも分配し、静止衛星による使用に限る。

5. 520

固定衛星業務(地球から宇宙)による 18. 1-18. 4GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務の静止衛星システムのライダーリンクに限る。

5. 521

代替分配：アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18. 1-18. 4GHz の周波数帯は、一次的基础で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第 5. 33 号参照)。無線通信規則第 5. 519 号の規定も適用する。

5. 522(未使用)

5. 522A

18. 6-18. 8GHz の周波数帯における固定業務及び固定衛星業務の電波の発射は、それぞれ無線通信規則第 21. 5A 号及び第 21. 16. 2 号に示す値に制限される。

5. 522B

固定衛星業務による 18. 6-18. 8GHz の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び遠地点高度が 20000km 以上の軌道を持つシステムに限定される。

5. 522C

18. 6-18. 8GHz の周波数帯において、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、シリア、チュニジア及びイエメンでは、WRC-2000 の最終文書の発効日時点で運用されていた固定業務システムは、無線通信規則第 21. 5A 号の制限を受けない。

5. 523(未使用)

5. 523A

静止及び非静止の固定衛星業務による 18. 8-19. 3GHz(宇宙から地球)及び 28. 6-29. 1GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とし、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。1995 年 11 月 18 日前の調整に基づく静止衛星通信網を有する主管庁は、関係する全ての機関が承認することができる結果を得ることを目的として、同日前に通告情報が無線通信局によって受領された非静止衛星通信網と、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整するために可能な最大限の協力をしなければならぬ。非静止衛星通信網は、1995 年 11 月 18 日前に完全な通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる静止固定衛星業務の通信網に許容し得ない混信を生じさせてはならない。

5. 523B

固定衛星業務による 19. 3-19. 6GHz の周波数帯(地球から宇宙)の使用は、移動衛星業務を行う非静止衛星システムのライダーリンクに限る。この使用は、無線通信規則第 9. 11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22. 2 号は適用されない。

5. 523C

無線通信規則第 22. 2 号は、19. 3-19. 6GHz 及び 29. 1-29. 4GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のライダーリンクと、1995 年 11 月 18 日前に完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたとみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5. 523D

固定衛星業務を行う静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフレイディングによる 19.3-19.7GHz の周波数帯(宇宙から地球)の使用は、無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 22.2 号の適用は条件としない。固定衛星業務を行う非静止衛星システム、又は無線通信規則第 5.523C 号及び第 5.523E 号に示す場合によるこの周波数帯の使用は、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9.11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22.2 号の適用は条件とする。

5.523E 無線通信規則第 22.2 号は、19.6-19.7GHz 及び 29.4-29.5GHz の周波数帯において、非静止移動衛星業務の通信網のフレイディングと、1997 年 11 月 21 日までに完全な調整情報又は通告情報(無線通信規則付録第 4 号)が無線通信局によって受領されたときみなされる固定衛星業務の通信網との間で引き続き適用される。

5.524 付加分配：アラブエミレーツ、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、カボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチニニジアでは、19.7-21.2GHz の周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的な使用は、19.7-21.2GHz の周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている 19.7-20.2GHz の周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

5.525 移動衛星及び固定衛星業務の通信網相互間の地域間調整を容易にするため、移動衛星業務における最も干渉に弱い搬送波は、できる限り 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯の中の高い周波数部分に配置しなければならない。

5.526 第二地域における 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯、第一地域及び第三地域における 20.1-20.2GHz 及び 29.9-30.0GHz の周波数帯で、固定衛星業務と移動衛星業務の両業務を行う通信網は、1 又は 2 以上の衛星を介した対向通信及び一対多方向通信のために、特定地点の地球局、不特定の地点の地球局又は移動中の地球局との間にリンクを設定することができる。

5.527 19.7-20.2GHz 及び 29.5-30.0GHz の周波数帯においては、無線通信規則第 4.10 号は移動衛星業務には適用しない。

5.527A 固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第 156(WRC-15)に従うことを条件とする。

5.528 移動衛星業務に対する分配は、狭域スポットビームアンテナや他の先進技術を宇宙局において使用する通信網のためのものである。第二地域における 19.7-20.1GHz 及び 20.1-20.2GHz の周波数帯において移動衛星業務のシステムを運用する主管庁は、無線通信規則第 5.524 号の規定に従って固定及び移動システムを運用する主管庁によるこれらの周波数帯の継続使用を確保するため、あらゆる実現可能な措置を講じなければならない。

5.529 第二地域における移動衛星業務による 19.7-20.1GHz 及び 29.5-29.9GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 5.526 号に規定する固定衛星業務及び移動衛星業務の両業務を行う衛星通信網に限定する。

5.530(未使用)

5.530A 関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高 3m において、時間率 20%以上で -120.4dB(W/(m² MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版の ITU-R 勧告 P.452(最新版の ITU-R 勧告 B0.1898 を参照)を使用しなければならない。

5.530B 21.4-22GHz の周波数帯において、放送衛星業務の乗進を促進するため、第一地域及び第三地域の主管庁は、移動業務の局を配置しないよう奨励され、特定地点間のリンクを設定する固定業務の局の設置を制限することを奨励される。

5.530C(未使用)

5.530D(未使用)

5.530E 21.4-22GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域においては高高度プラットフォーム局(HAPS)の使用に特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている他の固定

業務のフレイクーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限られ、決議第 165 (WRC-19) に従わなければならない。

5. 531
付加分配：日本では、21.4-22GHz の周波数帯は、一次的基礎として放送業務にも分配する。

5. 532
地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)による 22.21-22.5GHz の周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に制約を課してはならない。

5. 532A
宇宙研究業務の地球局の位置は、既存の固定業務及び移動業務又はそれらの業務の将来的な発展を保護するため、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ 54km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でそれよりも短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号は適用しない。

5. 532A
24.25-25.25GHz の周波数帯における固定業務への分配は、第二地域における高高度プラットフォーム局 (HAPS) に特定される。この特定は、この周波数帯で同等の優先度で分配されている他の固定業務のフレイクーション又は他の無線通信業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、HAPS から地上方向に限定され、無線通信規則決議第 166 (WRC-19) の規定に従うこと。

5. 532AB
24.25-27.5GHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のフレイクーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 242 (WRC-19) が適用される。

5. 532B
固定衛星業務(地球から宇宙)による第一地域における 24.65-25.25GHz の周波数帯の使用及び第三地域における 24.65-24.75GHz の周波数帯の使用は、最小空中線口径を 4.5m とする地球局に限る。

5. 533
衛星間業務は、空港面探査を行う無線航行業務からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 534 (未使用)

5. 534A

25.25-27.5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第 166 (WRC-19) に従い、第二地域においては高高度プラットフォーム局 (HAPS) での使用に特定される。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、25.25-27.0GHz の周波数帯においては地上から HAPS 方向に制限され、27.0-27.5GHz の周波数帯においては HAPS から地上方向に制限される。さらに、25.5-27.0GHz の周波数帯の HAPS による使用は、ゲートウェイリンクに限定される。この特定は、この周波数帯が分配されている他の固定業務のフレイクーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5. 535

24.75-25.25GHz の周波数帯については、放送衛星業務のフレイクーションの局は他の固定衛星業務(地球から宇宙)の使用より優先される。これ以外の使用については、これら放送衛星局の既存又は計画されたフレイクーションに干渉を与えてはならず、かつ、これらの局からの有害な干渉を容認しなければならない。

5. 535A

固定衛星業務による 29.1-29.5GHz (地球から宇宙)の周波数帯の使用は、静止衛星システム及び移動衛星業務の非静止衛星システムのフレイクーションに限定される。この使用は無線通信規則第 9.11A 号の適用を条件とするが、無線通信規則第 5.523C 及び第 5.523E に示すように、引き続き無線通信規則第 9 条(第 9.11A 号を除く。)及び第 11 条による手続並びに第 22.2 号の適用を条件とする場合を除いて、無線通信規則第 22.2 号の適用は条件としない。

5. 536

衛星間業務による 25.25-27.5GHz の周波数帯の使用は、宇宙研究及び地球探査衛星の利用に限定し、また、宇宙における産業医療活動からのデータの送信に限る。

5. 536A

地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局を運用する主管庁は、他の主管庁が運用する固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならない。さらに、地球探査衛星業務又は宇宙研究業務の地球局は、最新版の ITU-R 勧告 SA.1862 を考慮して運用しなければならない。決議第 242 (WRC-19) を適用する。

5. 536B

アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、フランス、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガ

リー、インド、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリヤ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ルルウエー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、ナイリビア、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキヤ、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スロベニア、スーダン、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、これらの使用及び発達を妨げてはならない。決議第242(WRC-19)を適用する。

5. 536C

アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、コモロ、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィリピン、イラン、イスラエル、ヨルダン、ケニア、クウェート、リトアニア、マレーシア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、タンザニア、チュニジア、ウルグアイ、ザンビア及びジンバブエでは、25.5-27GHzの周波数帯における宇宙研究業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、これらの局の使用及び発達を妨げてはならない。

5. 537

27-27.5GHzの周波数帯を使用して衛星間通信を行う非静止衛星業務は、無線通信規則第22.2号の規定を適用しない。

5. 537A

アータン、カメルーン、中華人民共和国、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、ナイリビア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、27.9-28.2GHzの周波数帯における固定業務への分配は、これらの国の領域内に限って高高度フラットフォーラム局(HAPS)にも使用することができる。上記の国でHAPSによる固定業務に割り当てられたこの300MHzの周波数帯の使用は、HAPSから地上方向への運用に限定し、他の固定業務システム又は他の一次業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。さらに、HAPSは、それらの他の業務の発達を妨げてはならない。決議第145(WRC-19、改)を参照すること。

5. 538

付加分配：27.500-27.501GHzと29.999-30.000GHzの周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのピーク放送信用として、一次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。このような宇宙から地球への送信は、静止軌道上で近接した衛星の方向において等価等方輻射電力で10dBWを超えてはならない。

5. 539

27.5-30GHzの周波数帯は、放送衛星業務のために定められたライダーリンクのための固定衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

5. 540

付加分配：27.501-29.999GHzの周波数帯は、上り回線電力制御を行うためのピーク放送信用として、二次的基礎で固定衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。

5. 541

28.5-30GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務は無線局間のデータ伝送に限るものとし、能動又は受動センサーによる情報収集に優先させるものであってはならない。

5. 541A

29.1-29.5GHz(地球から宇宙)の周波数帯における非静止衛星による移動衛星業務のネットワークと静止衛星による固定衛星業務のネットワークのフレイディングは、両ネットワーク間の相互混信のレベルを下げながら必要なリンク性能を満たすような電力レベルで地球局からの送信が行われるように、上り回線の適応電力制御又は他のフェード補償の手法を用いるものとする。この手法は、無線通信規則付録第4号の調整情報(1996年5月17日後に無線通信局に受領された)とみなされるネットワークについて、将来の世界無線通信会議において変更されるまで適用する。同日前に無線通信規則付録第4号の調整情報を提出した主管庁は、この手法をできる限り利用することが求められる。

5. 542

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、オマーン、パキスタン、ナイリビア、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ及びチャドでは、29.5-31GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この場合には、無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限値を適用する。

5. 543

29.95-30GHzの周波数帯は、遠隔測定、追尾及び制御の目的のため、二次的基礎で地球探査衛星業務の宇宙から宇宙への回線に使用することができる。

5. 543A(未使用)

5. 543B

31-31.3GHzの周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局(HAPS)での使用に特定される。この特定は、この周波数帯が同等の優先度で分配されている他の業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。このような固定業務の分配におけるHAPSの使用は、決議第167(WRC-19)に依る。

5.544

31-31.3GHzの周波数帯においては、無線通信規則第21条の表21-4に定める電力束密度の制限は、宇宙研究業務に適用する。

5.545

業務の種類地域差：アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びビトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する31-31.3GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.546

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ペラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する31.5-31.8GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.547

31.8-33.4GHz、37-40GHz、40.5-43.5GHz、51.4-52.6GHz、55.78-59GHz及び64-66GHzの周波数帯は、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに利用可能である(決議第75(WRC-2000)参照)。主管庁は、これらの周波数帯に関する規制の規定を検討する際に上記の事項を考慮すべきである。39.5-40GHz及び40.5-42GHzの周波数帯で固定衛星業務における高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、固定業務における高密度に配置して使用する無線通信システムに対する制限をさらに考慮するものとする(無線通信規則第5.516B号参照)。

5.547A

主管庁は、航空機上レーダーシステムの運用上の必要性を考慮して、31.8-33.4GHzの周波数帯における固定業務の局と無線航行業務における航空機上局との間の混信を極力抑える可能な措置を執らなければならない。

5.547B

代替分配：アメリカ合衆国では、31.8-32GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)に分配する。

5.547C

代替分配：アメリカ合衆国では、32-32.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務及び宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)にも分配する。

5.547D

代替分配：アメリカ合衆国では、32.3-33GHzの周波数帯は、一次的基礎で衛星間業務及び無線航行業務に分配する。

5.547E

代替分配：アメリカ合衆国では、33-33.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。

5.548

32.3-33GHzの周波数帯における衛星間業務、32-33GHzの周波数帯における無線航行業務及び31.8-32.3GHzの周波数帯における宇宙研究業務(深宇宙)の通信系を設計するに当たっては、主管庁は、無線航行業務の安全面に留意しつつ、これらの業務間の有害な混信を防止するために必要な全ての措置を執らなければならない(勧告第707参照)。

5.549

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、ハンガリー、エジプト、アラブ首長国連邦、カボンドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スリランカ、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、33.4-36GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.549A

35.5-36.0GHzの周波数帯においては、地球探査衛星業務(能動)又は宇宙研究業務(能動)のあらゆる宇宙検知器により生じる地表面での平均電力束密度は、ピームの中心から0.8度を超えるいかなる角度においても、この周波数帯で-73.3dB(W/m²)を超えてはならない。

5.550

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ペラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びビトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する34.7-35.2GHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5. 550A
地球探査衛星業務（受動）と固定業務及び移動業務との間の 36-37GHz 帯の共用に当たっては、決議第 752 (WRC-07) を適用する。

5. 550B
37-43. 5GHz の周波数帯、又はその一部は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁のために特定される。この特定は、この周波数帯で分配されている業務のいかなるアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。
37. 5-42. 5GHz の周波数帯においては FSS 地球局、39. 5-40GHz（第一地域）、40-40. 5GHz（全地域）及び 40. 5-42GHz（第二地域）の周波数帯（無線通信規則第 5. 516B を参照）の固定衛星業務においては高密度に配置して使用する無線通信システムを導入する可能性があるため、主管庁は、適宜、これらの帯域の IMT に対する制限をさらに考慮するものとする。決議第 243 (WRC-19) が適用される。

5. 550C
固定衛星業務の非静止衛星システムによる 37. 5-39. 5GHz（宇宙から地球）、39. 5-42. 5GHz（宇宙から地球）、47. 2-50. 2GHz（地球から宇宙）及び 50. 4-51. 4GHz（地球から宇宙）の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用される（他の業務の非静止衛星システムとの調整のためには適用されない）。決議第 770 (WRC-19) も適用され、無線通信規則第 22. 2 号も引き続き適用される。

5. 550D
38-39. 5GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、全世界において高高度プラットフォーム局 (HAPS) を導入しようとする主管庁による使用に特定される。HAPS から地上方向において、HAPS 地上局は固定、移動及び固定衛星業務の局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号は適用しない。この特定は、この周波数帯で分配されている他の固定業務のアプリケーション又は同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。さらに、HAPS は固定衛星、固定及び移動業務の発展に過度な制約を課してはならない。このような固定業務の分配における HAPS の使用は、決議第 168 (WRC-19) に従う。

5. 550E
移動衛星業務（宇宙から地球）の非静止衛星システム及び固定衛星業務（宇宙から地球）の非静止衛星システムによる 39. 5-40GHz 及び 40-40. 5GHz の周波数帯の使用は、固定衛星業務及び移動衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関する無線通信規則第 9. 12 号の規定が適用されるが、他の業務の非静止衛星システムとの調整には適用されない。無線通信規則第 22. 2 号は、非静止衛星システムに引き続き適用される。

5. 551 (未使用)

5. 551A (未使用)

5. 551A (未使用)

5. 551B (未使用)

5. 551C (未使用)

5. 551D (未使用)

5. 551E (未使用)

5. 551F

業務の種類と地域差：日本では、移動業務に対する 41. 5-42. 5GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 551G (未使用)

5. 551H

42-42. 5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務（宇宙から地球）又は放送衛星業務の非静止衛星システムの全ての宇宙局から生じる 42. 5-43. 5GHz の周波数帯における等価電力束密度 (epfd) は、いかなる電波天文局においても、時間率 2% 以上で次の値を超えてはならない。

- 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯域幅において $-230\text{dB (W/m}^2)$ 及び任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-246\text{dB (W/m}^2)$
 - 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42. 5-43. 5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯域幅において $-209\text{dB (W/m}^2)$
- これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S. 1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 RA. 1631-0 に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びビアンテナの最大利得を使用して求められなければならない。かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 θ_{min} を超える仰角 (通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。) の範囲に適用しなければならない。

- これらの値は、次のいずれかの電波天文局において適用する。
 - 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局
 - 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報

報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743 (MRC-03) を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 5511

42-42.5GHz の周波数帯で運用する固定衛星業務(宇宙から地球)又は放送衛星業務のあらゆる静止宇宙局から生じる 42.5-43.5GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、次の値を超えてはならない。

— 単一開口電波望遠鏡として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、1GHz の周波数帯幅幅において-137dB(W/m²)及び任意の 500kHz の周波数帯幅幅において-153dB(W/m²)

— 超長基線電波干渉局として登録された電波天文局において、42.5-43.5GHz の周波数帯のうち、任意の 500kHz の周波数帯幅幅において-116dB(W/m²)

これらの値は、以下のいずれかの電波天文局において適用する。

— 2003 年 7 月 5 日前に運用を開始し、かつ、2004 年 1 月 4 日前に無線通信局に通告された電波天文局

— 制限値が適用される宇宙局の無線通信規則付録第 4 号に定めた完全な調整情報又は通告情報のうちいずれか適当なものが受領される日前に通告された電波天文局

これらの日後に通告された他の電波天文局は、宇宙局を許可した主管庁に同意を求めることができる。第二地域では、決議第 743 (MRC-03) を適用する。同意を得た国の電波天文局の設置場所において、この脚注の制限値を超えることができる。

5. 552

地球から宇宙への伝送のための固定衛星業務による 42.5-43.5GHz 及び 47.2-50.2GHz の周波数帯の分配は、放送衛星のためのライダーリンクを収容するため、宇宙から地球への伝送のための 37.5-39.5GHz の周波数帯の分配より広く分配する。主管庁は、40.5-42.5GHz の周波数帯で運用する放送衛星業務のためのライダーリンク用に 47.2-49.2GHz の周波数帯を保留するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。

5. 552A

47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯における固定業務に対する分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) の使用に特定する。この特定は、一次的基礎で分配された業務のアプリケーションによるこの周波数帯の使用を妨げず、無線通信規則における優先順位を確立しない。このような使用のための 47.2-47.5GHz 及び 47.9-48.2GHz の周波数帯の固定業務に対する分配は、決議第 122 (MRC-19、改) に従うことを条件とする。

5. 553

43.5-47GHz 及び 66-71GHz の周波数帯においては、陸上移動業務の局は、これらの周波数帯が分配されている宇宙無線通信業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

5. 553A

アルジェリア、アンゴラ、バーレーン、ベラルーシ、ベトナム、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、カーボベルデ、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、アラブ首長国連邦、エストニア、エスワティニ、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、リベリア、リトアニア、ワダカスカル、マラウイ、マリ、モロッコ、モリシヤス、モリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロベニア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエでは、43.5-47GHz の周波数帯は、無線通信規則第 5.553 号を考慮して、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁のために特定される。航空移動業務及び無線航行業務に関して、IMT の導入のこの周波数帯の使用は、関係する主管庁との無線通信規則第 9.21 号に基づく合意の対象であり、これらの業務に対して有害な混信を生じさせてはならず、また、これらの局からの保護を要求してはならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 244 (MRC-19) が適用される。

5. 553B

第二地域並びにアルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ベトナム、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エスワティニ、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、インド、イラン、イラク、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、リベリア、リビア、リトアニア、ワダカスカル、マレーシア、マラウイ、マリ、モロッコ、モリシヤス、モリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、ソマリア、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、ザンビア及びジンバブエにおいては、47.2-48.2GHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 243 (MRC-19) が適用される。

5. 554

43.5-47GHz、66-71GHz、95-100GHz、123-130GHz、191.8-200GHz 及び 252-265GHz の周波数帯における特定の固定地点の陸上局を接続する衛星回線の使用は、移動衛星業務又は無線航行衛星業

務に関連して使用する場合に限る。

5. 554A

固定衛星業務(宇宙から地球)による 47.5-47.9GHz、48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯の使用は、静止衛星に限定する。

5. 555

付加分配：48.94-49.04GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務に分配する。

5. 555A(未使用)

5. 555B

48.2-48.54GHz 及び 49.44-50.2GHz の周波数帯で運用するあらゆる固定衛星業務(宇宙から地球)の静止宇宙局から生じる 48.94-49.04GHz の周波数帯における電力束密度は、いかなる電波天文局においても、任意の 500 kHz の周波数帯域幅において-151.8dB(W/m²)を超えてはならない。

5. 555C

固定衛星業務(地球から宇宙)による 51.4-52.4GHz の周波数帯の使用は、静止衛星ネットワークに限定される。地球局は、最小空中線口径が 2.4m のゲートウェイ地球局に限定される。

5. 556

51.4-54.25GHz、58.2-59GHz 及び 64-65GHz の周波数帯においては、電波天文業務は、国内的合意に基づいて行うことができる。

5. 556A

衛星間業務による 54.25-56.9GHz、57.0-58.2GHz 及び 59.0-59.3GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道にある衛星に限る。衛星間業務の局による地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/m² 100MHz)を超えてはならない。

5. 556B

付加分配：日本では、54.25-55.78GHz の周波数帯は、低密度の用途として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

5. 557

付加分配：日本では、55.78-58.2GHz の周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5. 557A

55.78-56.26GHz の周波数帯では、地球探査衛星業務(受動)の局を保護するため、固定業務の局のアナライザ送信機より送られる最大電力密度は、-26dB(W/MHz)に制限される。

5. 558

55.78-58.2GHz、59-64GHz、66-71GHz、122.25-123GHz、130-134GHz、167-174.8GHz 及び 191.8-200GHz の周波数帯においては、航空移動業務の局は、衛星間業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

5. 558A

衛星間システムによる 56.9-57GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道における衛星間リンク及び高軌道非静止衛星から低軌道非静止衛星への送信に限る。静止衛星軌道における衛星間リンクについては、地表面 0km から 1000km までの高度における単一入射電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式に対して、到達する全ての角度に対し、-147dB(W/m² 100MHz)を超えてはならない。

5. 559

59-64GHz の周波数帯においては、無線標定業務の航空機に設置したレーダーは、衛星間業務に有害な混信を生じさせなければならないことを条件として、運用することができる(無線通信規則第 5.43 号参照)。

5. 559A(未使用)

5. 559AA

66-71GHz の周波数帯は、地上系で構成される IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアナライザによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。決議第 241 (WRC-19) が適用される。

5. 559B

無線標定業務による 77.5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアナライザのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M.2057 に規定する。無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。

5. 560

78-79GHz の周波数帯においては、宇宙局上に設置したレーダーは、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務において一次的基礎で運用することができる。

5. 560A(未使用)

5. 561

74-76GHz の周波数帯において、固定業務、移動業務及び放送業務の局は、放送衛星業務のための適切な周波数割当計画会議の決定に従って運用する固定衛星業務の局及び放送衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。

5. 561A

81-81.5GHz の周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務及びアマチュア衛星業務にも分配する。(WRC-2000)

5. 561B

日本では、固定衛星業務(地球から宇宙)による 84-86GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道を使った放送衛星業務のフリーリンクに限る。

5. 562

地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)による 94-94.1GHz の周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。

5. 562A

94-94.1GHz 及び 130-134GHz の周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務(能動)の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。

5. 562B

105-109.5GHz、111.8-114.25GHz 及び 217-226GHz の周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。

5. 562C

衛星間業務による 116-122.25GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-148dB(W/cm²・MHz)を超えてはならない。

5. 562D

付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求しては

ならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。

5. 562E

地球探査衛星業務(能動)に対する分配は、133.5-134GHz の周波数帯に限定される。

5. 562F(未使用)

5. 562G(未使用)

5. 562H

衛星間業務による 174.8-182GHz 及び 185-190GHz の周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面 0km から 1000km までの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において-144dB(W/cm²・MHz)を超えてはならない。

5. 563(未使用)

5. 563A

200-209GHz、235-238GHz、250-252GHz 及び 265-275GHz では、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。

5. 563B

237.9-238GHz の周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)にも分配する。

5. 564(未使用)

5. 564A

275-450GHz の周波数帯での固定及び陸上移動業務のアナリケーションの運用：

275-296GHz、306-313GHz、318-333GHz 及び 356-450GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)を保護するために特定の条件を必要としない陸上移動及び固定業務のアナリケーションを導入しようとする主管庁によって特定される。

296-306GHz、313-318GHz 及び 333-356GHz の周波数帯は、地球探査衛星業務(受動)のアナリケーションの保護を確実にする特定の条件が、決議第 731(WRC-19、改)に従って決定される場合のみ、固定及び陸上移動業務のアナリケーションで使用できる。

電波天文のアナリケーションが使用される 275-450GHz の周波数帯では、地上移動及び/又は固定業務のアナリケーションから電波天文のサイトを保護するため、決議第 731(WRC-19、改)に従いケースバイケースで、特定の条件(最小離隔距離や回避角度など)が必要になる場合がある。

陸上移動及び固定業務のアナリケーションによる上記の周波数帯の使用は、275-450GHzの周波数帯の無線通信業務の他のアナリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、優先権を確立するものでもない。

5. 565

275-1000GHzの周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアナリケーションのために主管理により使用が特定されている。

- 電波天文業務:275-323GHz、327-371GHz、388-424GHz、426-442GHz、453-510GHz、623-711GHz、795-909GHz 及び 926-945GHz
- 地球探査衛星業務(受動)及び宇宙研究業務(受動)：275-286GHz、296-306GHz、313-356GHz、361-365GHz、369-392GHz、397-399GHz、409-411GHz、416-434GHz、439-467GHz、477-502GHz、523-527GHz、538-581GHz、611-630GHz、634-654GHz、657-692GHz、713-718GHz、729-733GHz、750-754GHz、771-776GHz、823-846GHz、850-854GHz、857-862GHz、866-882GHz、905-928GHz、951-956GHz、968-973GHz 及び 985-990GHz

受動業務による275-1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275-1000GHzの周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管理は、275-1000GHzの周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。1000-3000GHzの周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。

第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表

3400MHz 以上 4800MHz 未満 ¹
7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 ¹
24.25GHz 以上 29GHz 未満 ¹

- 1 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。

第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

99MHz を超え 108MHz 以下
773MHz を超え 803MHz 以下
945MHz を超え 960MHz 以下
1805MHz を超え 1845MHz 以下
3400MHz を超え 3480MHz 以下
3600MHz を超え 4100MHz 以下
4500MHz を超え 4600MHz 以下
27GHz を超え 28.2GHz 以下
29.1GHz を超え 29.5GHz 以下